

流山市次期総合計画
基礎調査報告書

平成30（2018）年10月
流山市

（調査：株式会社 富士通総研）

【本報告書内の留意事項】

- 数値の端数処理は四捨五入していますので、構成比等で合計が100にならない場合があります。
- 比較対象市は、原則として次の15市を対象としていますが、共通のデータが公表されていない場合は、公表されている市で比較しています。
市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、八潮市、三郷市、つくば市、守谷市、つくばみらい市
- 市独自のデータと公表されている比較データでは、出典が異なる場合があります、数値が異なる場合があります。

流山市次期総合計画 基礎調査報告書

目 次

序章	調査の概要	序-1
1	調査の目的	序-1
2	調査の構成	序-1
第1章	社会経済動向の整理・分析	1-1
1	人口	1-1
2	産業・経済	1-4
3	都市構造	1-6
4	自治体経営	1-10
第2章	全市的な特性等の整理・分析	2-1
1	位置及び地勢	2-1
2	市の沿革	2-2
3	人口動向	2-4
	(1) 人口・世帯数	2-4
	(2) 地域別人口	2-6
	(3) 年齢別人口	2-7
	(4) 通勤・通学状況	2-9
	(5) 将来推計人口	2-12
4	土地利用	2-18
	(1) 利用区分別の土地面積	2-18
	(2) 都市計画の状況	2-19
	(3) 地価	2-21
	(4) 住宅	2-23
5	産業構造	2-27
6	行財政	2-31
	(1) 歳入	2-31
	(2) 歳出	2-33
	(3) 主要財政指標	2-36
	(4) 職員数	2-38
	(5) 公共施設	2-40

第3章	分野別の特性等の整理・分析	3-1
------------	---------------	-----

1	都市基盤	3-1
	(1) 公園・緑地・水辺空間	3-1
	(2) 市街地整備	3-5
	(3) 景観	3-13
	(4) 下水道	3-16
	(5) 上水道	3-20
	(6) 道路	3-23
	(7) 公共交通	3-27
2	生活環境	3-31
	(1) 地球環境保全・公害	3-31
	(2) ごみ処理	3-37
	(3) 防災	3-40
	(4) 防犯・交通安全	3-47
	(5) 消費生活	3-53
	(6) 地域コミュニティ	3-54
	(7) 男女共同参画	3-56
3	教育・文化	3-59
	(1) 生涯学習	3-59
	(2) 義務教育	3-64
	(3) 青少年育成	3-72
	(4) 芸術文化・歴史	3-75
	(5) スポーツ	3-77
	(6) 多文化共生	3-81
4	市民福祉	3-84
	(1) 子育て支援	3-84
	(2) 高齢者福祉	3-91
	(3) 障害者福祉	3-96
	(4) 地域福祉	3-99
	(5) 健康・医療	3-103
5	産業	3-108
	(1) 商業・サービス業	3-108
	(2) 工業	3-112
	(3) 農業	3-115
	(4) 観光	3-121

序章

調査の概要

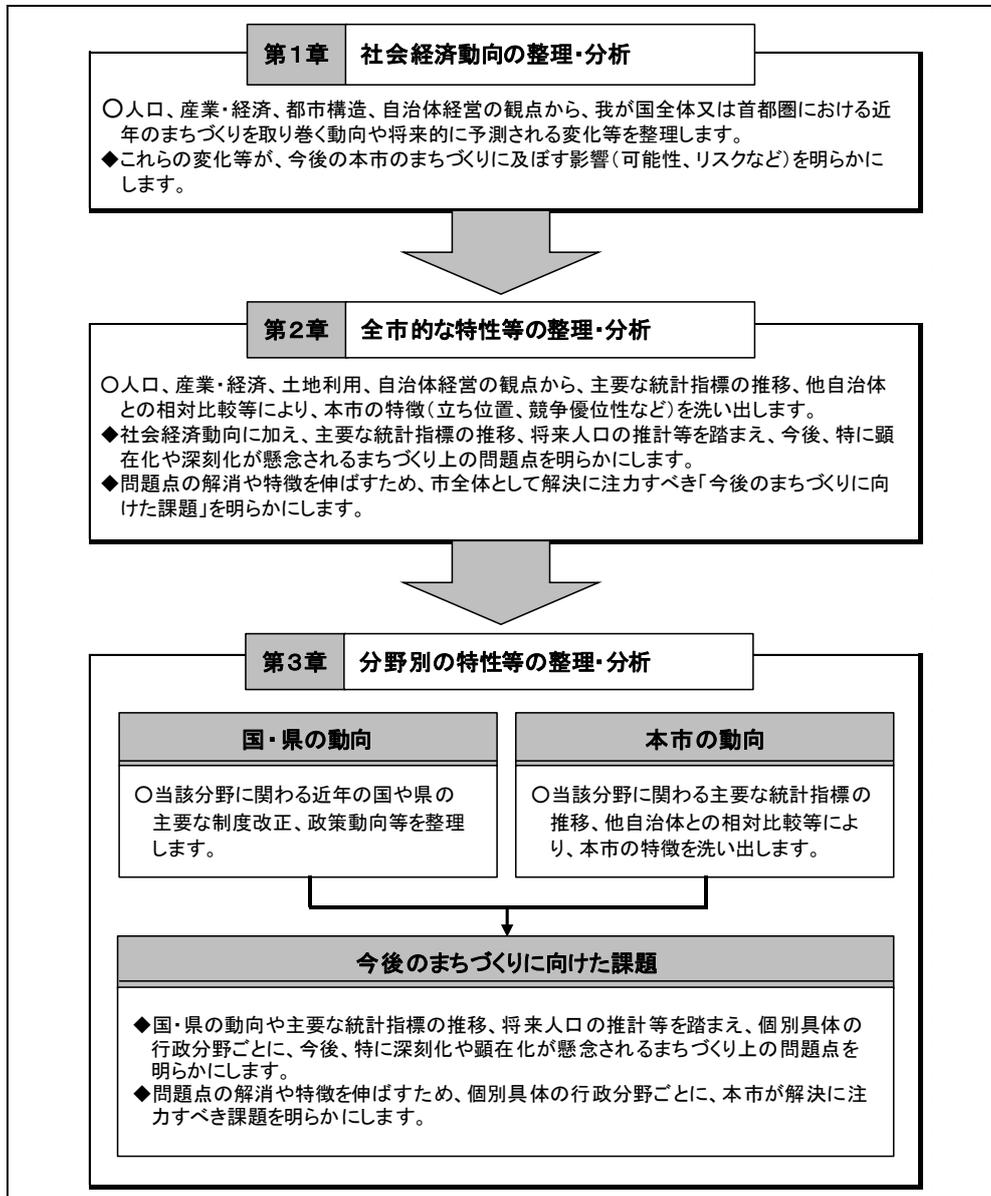
1 調査の目的

本調査は、平成 32（2020）年度を開始年度とする次期総合計画の策定にあたり、本市を取り巻く社会経済動向、主要な統計指標の推移、将来人口推計等を踏まえ、今後、顕在化や深刻化する恐れがあるまちづくり上の問題点や、本市の特徴を客観的に洗い出し、今後の論点を明確にした上で効率的に次期総合計画の検討を進めていくことを目的に実施するものです。

2 調査の構成

本調査の構成は、図表－1 に示すとおりです。【図表－1】

図表－1 本調査の構成



第1章 社会経済動向の整理・分析

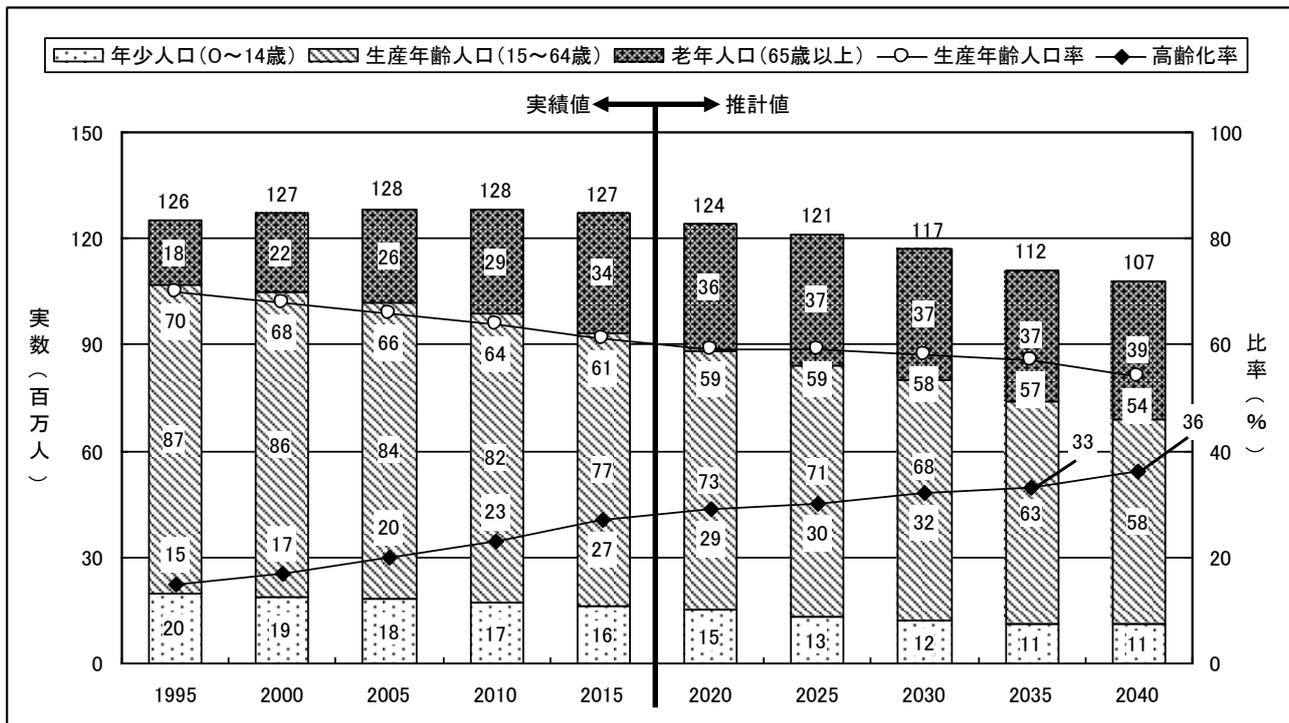
1 人口

○国土交通省の「平成28年度首都圏整備に関する年次報告（以下「平成29年版首都圏白書」という。）」によると、我が国の総人口は平成20（2008）年頃をピークに減少に転じ、本格的な人口減少社会を迎えています。国勢調査に基づく平成27（2015）年の総人口は1億2,711万人、そのうち65歳以上の高齢者が約4分の1を占めています。【図表1-1-1】

○一方、首都圏¹の総人口は平成27（2015）年までは増え続けているものの、今後は長期にわたる減少局面に移行すると予測されています。その内訳をみると、総人口は平成27（2015）年にピークを迎えているのに対し、少子高齢化の進展によって、働く年齢の中核の人々である生産年齢人口（15～64歳）が、総人口よりも15年早い平成12（2000）年に、既にピークを迎えているのが特徴的といえます。【図表1-1-2】

○これに対し、老年人口（65歳以上）は一貫して増え続け、約20年後の平成52（2040）年には1,400万人、対平成27（2015）年比で300万人（27.3%）増加し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）が35%まで大きく上昇すると予測されています。

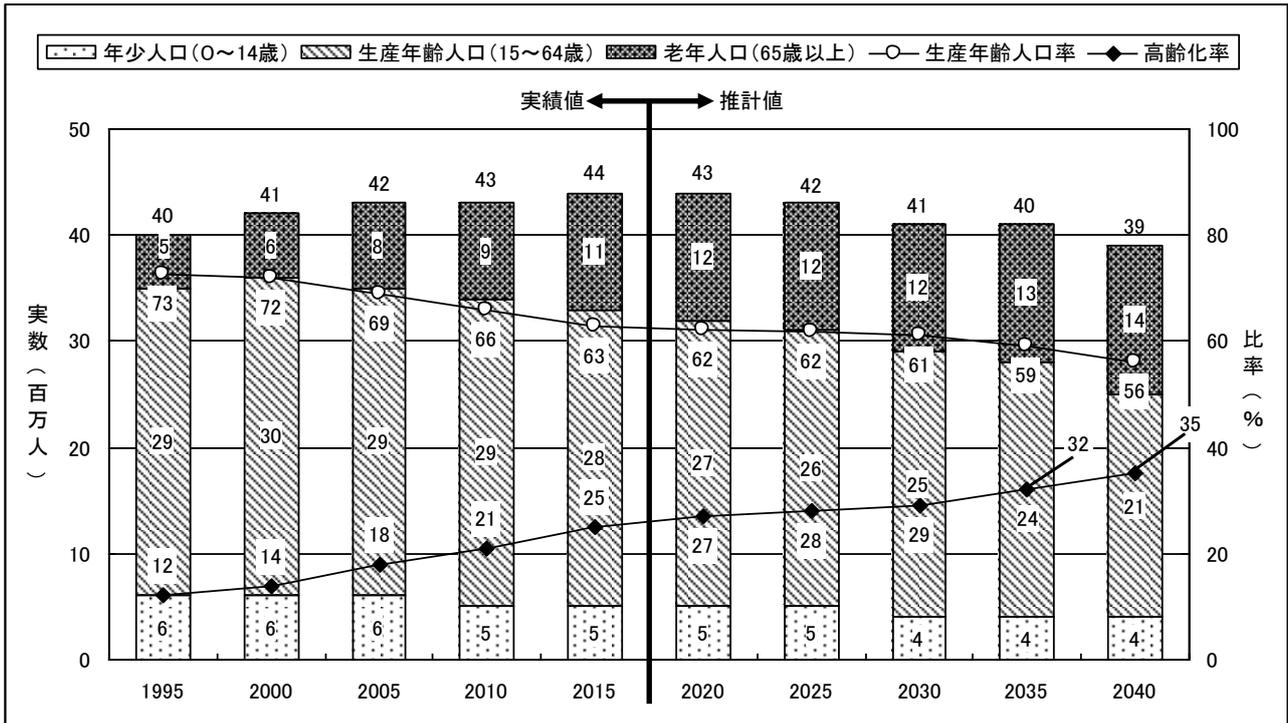
図表1-1-1 全国の人口の推移



出典：国土交通省「平成29年版首都圏白書」

¹ 千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を対象。（以下同様）

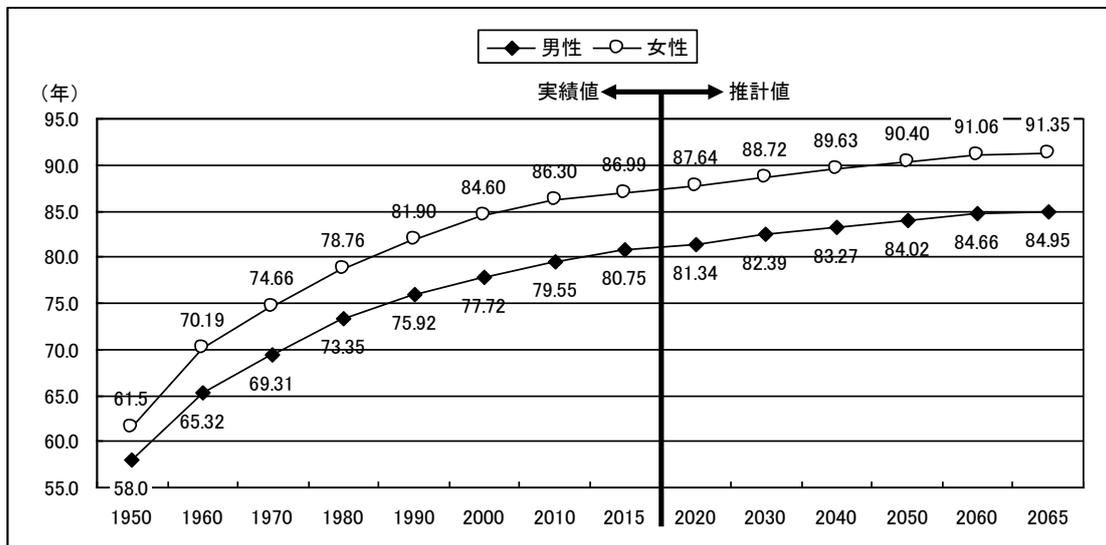
図表 1-1-2 首都圏の人口の推移



出典：国土交通省「平成 29 年版首都圏白書」

○内閣府の「平成 29 年版高齢社会白書」によると、平成 27 (2015) 年現在、男性 80.75 年、女性 86.99 年となっている我が国の平均寿命は、今後、男女ともさらに延びて、50 年後の平成 77 (2065) 年には男性 84.95 年、女性 91.35 年になると予測されています。【図表 1-1-3】

図表 1-1-3 平均寿命の推移と将来推計



出典：内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」

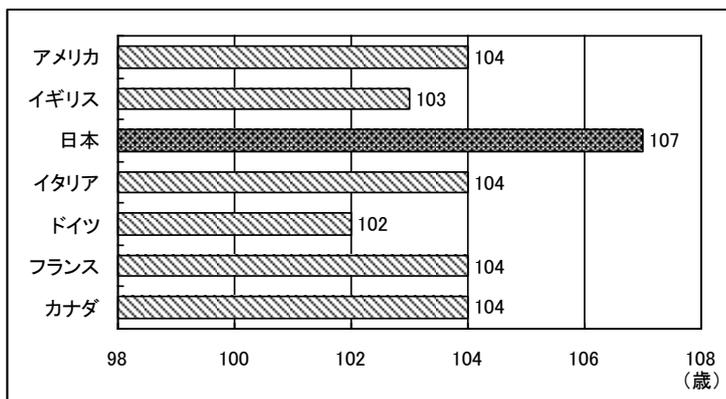
○現在、我が国は、健康寿命²・平均寿命ともに世界一の長寿命社会を迎えています。ある海外の研究によると、「日本では、平成 19（2007）年に生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きる」と推計されています。このような人生 100 年時代の到来を踏まえ、従来のような「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどのように可能としていくのか、これを支える社会・経済システムのあり方が抜本的に問われる時代が到来しつつあります。【図表 1-1-4・図表 1-1-5】

図表 1-1-4 主要国の健康寿命・平均寿命

国名	健康寿命 (年)	(参考) 健康寿命 の順位	平均寿命 (年)	(参考) 平均寿命 の順位
日本	74.9	1位	83.7	1位
韓国	73.2	3位	82.3	11位
イタリア	72.8	5位	82.7	6位
フランス	72.6	8位	82.4	9位
カナダ	72.3	10位	82.2	12位
イギリス	71.4	21位	81.2	20位
ドイツ	71.3	23位	81.0	24位
アメリカ	69.1	36位	79.3	31位
中国	68.5	41位	76.1	53位
ロシア	63.4	104位	70.5	110位

出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資料」

図表 1-1-5 2007 年生まれの子どもの 50% が到達すると期待される年齢



出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資料」

*****人口減少や人口構造の変化が本市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆今後、首都圏では、高齢化の進展に伴う高齢者の死亡数の増加によって、自然減（死亡数－出生数）が拡大していくとともに、全国的な人口減少の影響による社会増（転入数－転出数）の減少によって、総人口が減少局面に移行するとともに、要介護高齢者や認知症高齢者など、支援が必要な高齢者が増大すると予測されます。
- ◆近年、全国でも有数の人口増加を誇る本市であっても、今後、このような人口減少や人口構造の変化の影響を受け、人口が減少傾向に転じる恐れがあります。その結果、住宅・土地の需要の低下や消費市場の縮小等が顕在化し、それが地域住民の日常生活に密着した商業・サービス業の衰退、公共交通の利便性の低下、地域コミュニティの弱体化など、かつて直面したことのない問題の発生につながる可能性があります。
- ◆我が国が世界一の長寿命社会を迎えている中、70 歳やそれ以降でも、個々の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しつつあります。今後、本市でも、「高齢者を支える」発想に加え、一人でも多くの意欲ある高齢者がその能力を発揮することを可能にする社会環境を整える重要性が飛躍的に増していくと考えられます。

² 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

2 産業・経済

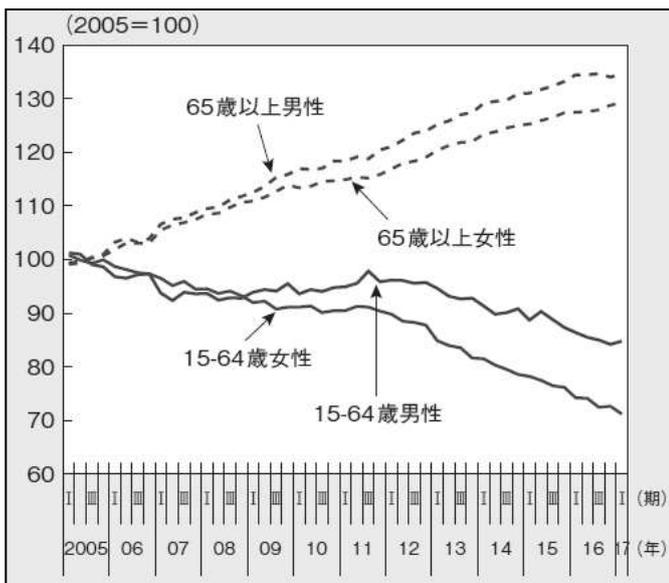
○内閣府の「平成 29 年度 年次経済財政報告」（以下「平成 29 年度 経済財政白書」という。）によると、国内経済は、平成 24（2012）年 11 月を底に回復基調が続いており、平成 28（2016）年後半からは、海外経済の緩やかな回復を背景に、輸出や生産が持ち直すとともに、雇用・所得環境が一段と改善し、人手不足の状況がバブル期並みになっているとしています。

○このような人手不足感の高まりは、景気回復による労働需要の増加に加え、主たる働き手である生産年齢人口（15～64 歳）が減少する中、女性や高齢者など相対的に労働時間の短い就業者の労働参加が高まっているために、マンアワー（就業者数×年間総実労働時間）でみた労働供給が伸びていないことも影響しているとしています。

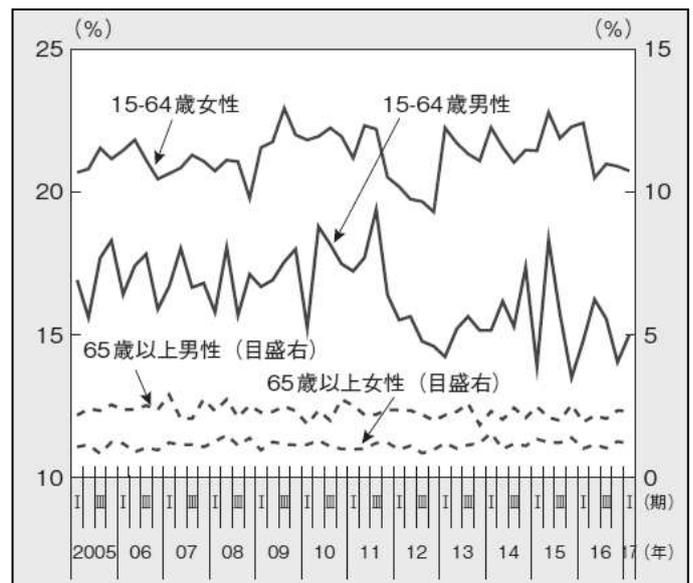
○また、現在就業しておらず休職もしていない非労働力人口の内訳をみると、65 歳以上の高齢者や 15～64 歳の女性で多く存在しており、労働意欲を持っている層が一定割合存在しているとしています。さらに、平成 28（2016）年時点の女性（15～64 歳）の非労働力人口のうち、2 割以上の 248 万人が就職を希望しながら、労働市場に参加していないと推定しています。【図表 1-2-1・図表 1-2-2】

表 1-2-1・図表 1-2-2】

図表 1-2-1 年齢・男女別非労働力人口



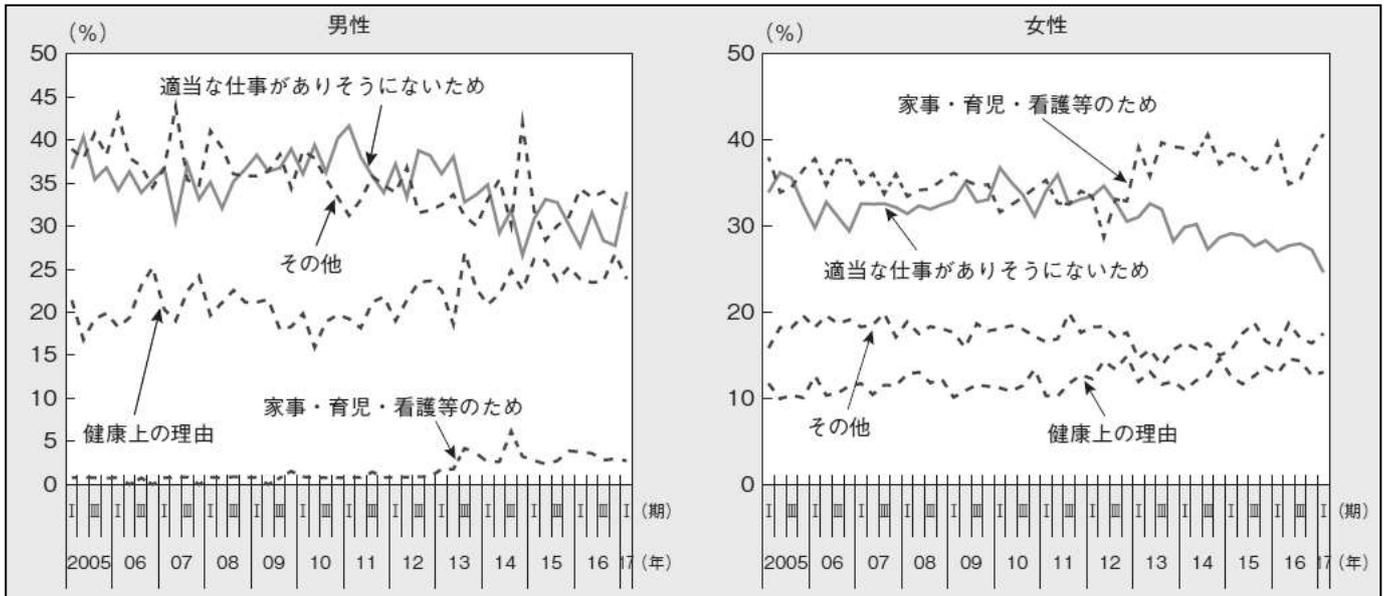
図表 1-2-2 非労働力人口に占める就職希望者の割合



出典：内閣府「平成 29 年度 経済財政白書」（以下同様）

○その理由について、平成 25（2013）年以降は、「適当な仕事がありそうにないため」が減少している一方、「出産・育児のため」や「介護・看護のため」とする家庭の事情に関するものが多い状況にあり、このような働く意欲を持つ非労働力人口が労働参加に向えば、将来的な人手不足が緩和される可能性があるとしています。【図表 1-2-3】

図表 1-2-3 就職希望者のうち、就業できない理由別割合（男女別）



○このような状況下、労働参加をより拡大するため、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟に働き方を選択し、その意欲や能力を発揮できるような社会の構築を目指し、長時間労働を前提とした働き方を改め、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、「働き方改革」の導入に向けた動きが、近年、全国的に活発化しています。

○働き方改革の進展による長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備は、働く時間や場所の選択の幅を広げ、育児や介護をはじめ、個々の状況に応じて働き続けることを可能にすると考えられています。さらに、多様な主体の労働参加によって、家事の一部が外部サービスに代替されたり、余暇時間の増加によって娯楽等の消費活動を促進するなど、様々な経済波及効果をもたらすことが期待されています

*****産業・経済の変化が本市のまちづくりに及ぼす影響*****

◆近年、緩やかな景気回復基調が続き、有効求人倍率がバブル期並みの水準となるなど、人手不足感が高まっている中、人々の労働参加を拡大するため、長時間労働を前提とした働き方を改め、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、「働き方改革」の導入に向けた動きが、全国的に活発化しています。

◆今後、本市では、働き方改革の進展によって、多くの市民が自分の意思で働く場所や時間を選択することが容易となることで、自宅等で就業する昼間人口の増加による市内消費の喚起、女性や高齢者をはじめとする働き手の掘り起こしによる税収の増加など、様々な経済波及効果の創出が大いに期待されます。

3 都市構造

(1) 広域幹線道路

<東京外かく環状道路>

- 国土交通省が平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「首都圏整備計画³」によると、これまで首都圏の広域的な道路ネットワークは、放射方向の整備が先行していましたが、「首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)」、「東京外かく環状道路 (外環道)」及び「首都高速道路中央環状線 (中央環状線)」からなる 3 つの環状道路 (3 環状) の整備を推進した結果、平成 37 (2025) 年には「放射プラス環状」の高速道路網が概ね完成するとしています。
- 3 つ環状道路のうち、東京外かく環状道路は、都心部から伸びる放射道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を分散するとともに、都市部の通過交通をバイパスさせるなど、首都圏の渋滞緩和に大きな役割を果たす路線です。【図表 1-3-1】
- 平成 30 (2018) 年 6 月の埼玉県三郷市～千葉県市川市高谷に至る延長約 15.5 km の開通によって、本市から他都市へアクセスする広域的な道路ネットワークの機能が向上し、本市では大型の物流施設 (倉庫、集配センター・荷捌き場、トラックターミナル、その他輸送中継施設) や商業施設の新規立地等の波及効果の創出が期待されます。

図表 1-3-1 東京外かく環状道路の計画図



出典：国土交通省関東地方整備局資料

³ 首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針や、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向等を明らかにしたもので、関係行政機関並びに関係地方自治体の首都圏の整備に関する諸計画の指針となるべきもの。

<都市軸道路>

- 「都市軸道路」は、つくばエクスプレス沿線の開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これらの市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る広域的な幹線道路として計画された路線です。【図表 1-3-2】
- 現在、市内の区間では、都市計画道路 3・2・25 下花輪駒木線として、その整備が進められています。平成 29 (2017) 年 10 月 31 日、鉄道横断部（東武野田線アンダーパス部）の通行が可能となり、また、これに伴い、ガードレールで片側 1 車線となっていた区間が、片側 2 車線による通行が可能となっています。

図表 1-3-2 都市軸道路の計画図



出典：茨城県土木部土浦土木事務所資料

(2) 鉄道

- 平成 28 (2016) 年 4 月、国土交通省交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、常磐新線（つくばエクスプレス）の延伸（秋葉原～東京（新東京））と、都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備（臨海部～銀座～東京）が盛り込まれました。【図表 1-3-3・図表 1-3-4】
- その意義について、「常磐新線の延伸」は、国際競争力強化の拠点であるつくば国際戦略総合特区を含む、常磐新線沿線と都心とのアクセス利便性の向上、つくば国際戦略総合特区と東京駅を直接結ぶことによる研究開発拠点と圏域外との対流促進、また、「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」は、国際競争力強化の拠点である都心と臨海副都心とのアクセス利便性の向上、山手線などの混雑緩和がうたわれています。

図表 1-3-3 「常磐新線の延伸」の分析結果（一部抜粋）

区間	延長 (km)	総事業費 (億円)	輸送密度 (千人/日)	ピーク時 最大面 輸送量 (千人/h)	一人当たり 平均 トリップ長 (km/人・ 日)	社会経済的効果					
						混雑 緩和	速達性 向上	都市機能 の高度化	空港 幹線駅 アクセス	シーム レス化	災害時の 輸送対策/ 列車遅延 対応
秋葉原～東京	2.1	1,400	65.1～61.6	13.9～13.1	36.6～36.5		○	◎+		○	◎

出典：国土交通省交通政策審議会「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」

図表 1-3-4 「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」の分析結果（一部抜粋）

区間	延長 (km)	総事業費 (億円)	輸送密度 (千人/日)	ピーク時 最大面 輸送量 (千人/h)	一人当たり 平均 トリップ長 (km/人・ 日)	社会経済的効果					
						混雑 緩和	速達性 向上	都市機能 の高度化	空港 幹線駅 アクセス	シーム レス化	災害時の 輸送対策/ 列車遅延 対応
新銀座～新国際展示場	4.8	2,600	47.2～46.4	7.9～7.8	20.3～20.1		◎	◎+			◎
秋葉原～東京～新銀座～新国際展示場	8.6	6,500	102.1～98.9	27.7～26.6	26.4～26.1	◎	◎+	◎+	◎+	◎	◎

出典：国土交通省交通政策審議会「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」

(3) 土地利用

○「生産緑地」とは、三大都市圏の市街化区域内にある 500 m²以上の広さを有する農地を計画的に保全し、公害又は災害の防止や都市環境の保全等に役立て、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成 4（1992）年に運用が開始された都市計画の制度です。

○生産緑地法では生産緑地に指定後 30 年が経過した時、又は主たる従事者が死亡等の理由により、農業に従事することができなくなった場合、生産緑地の所有者は、当該自治体に対して土地の買取を申し出ることができますが、厳しい財政状況下、一般的に申出を受けて自治体がい取った事例はほとんどない⁴とされています。

○当初の指定から 30 年が経過する平成 34（2022）年以降、多くの生産緑地において買取の申出がなされると予想されますが、そのほとんどが買取られずに新たな宅地として市場に大量供給される恐れがあります。

図表 1-3-5 生産緑地の都市間比較
(対市街化区域面積比の高位順)

順位	市名	市街化 区域面積 (ha)	生産緑地			2013-2018 人口 増減率 (%)
			面積 (ha)	地区数 (地区)	対市街化 区域面積比 (%)	
1	鎌ヶ谷市	1,073	68.6	156	6.4	0.6
2	白井市	845	42.1	48	5.0	1.9
3	流山市	2,151	82.3	275	3.8	10.4
4	船橋市	5,509	189.2	514	3.4	3.2
5	柏市	5,453	172.5	574	3.2	4.1
6	松戸市	4,444	135.9	535	3.1	1.8
7	市川市	3,984	95.7	324	2.40	4.6
8	富里市	479	11.4	40	2.38	▲ 0.1
9	八千代市	2,238	52.2	189	2.3	3.2
10	我孫子市	1,615	29.7	128	1.8	▲ 0.8
11	四街道市	1,245	20.9	72	1.7	2.7
12	野田市	2,395	34.5	192	1.4	▲ 1.7
13	成田市	2,057	27.5	81	1.3	2.1
14	富津市	1,158	12.9	58	1.1	▲ 5.6
15	習志野市	1,859	16.4	98	0.9	4.4
16	千葉市	12,882	103.5	459	0.8	1.2
17	袖ヶ浦市	2,135	8.8	63	0.41	2.0
18	市原市	6,125	22.2	141	0.36	▲ 2.2
19	木更津市	3,401	10.9	85	0.3	3.6
20	君津市	2,133	3.7	25	0.17	▲ 4.5
21	佐倉市	2,424	3.8	15	0.16	▲ 0.2
22	印西市	1,907	2.6	18	0.1	7.0
市部合計		67,512	1,147.3	4,090	1.7	2.2

出典：国土交通省「平成 28 年都市計画現況調査（H28 年 3 月 31 日現在）」、千葉県総合企画部「千葉県毎月常住人口調査月報（各年 1 月 1 日現在）」

⁴ 当該自治体がい取らない場合には、申出日から 3 ヶ月以内に生産緑地の指定は解除される。

○平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在の生産緑地面積の対市街化区域面積比では、船橋市の 3.4% (22 市中 4 番目) や柏市の 3.2% (同 5 番目)、市川市の 2.40% (同 7 番目) など、本市と同じ県北西部に位置し、平成 25 (2013) ~平成 30 (2018) 年の人口増加率が県内でも比較的高い自治体が上位に位置しています。【図表 1-3-5】

*****都市構造の変化が本市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆今後、東京外かく環状道路や都市軸道路の整備進展に伴い、本市の広域的な交通利便性がさらに向上し、大型の物流施設等の新たな産業集積や雇用・定住の促進等の大きな経済波及効果をもたらすことが大いに期待されます。
- ◆近年、県内でも人口が比較的堅調に推移している船橋市や柏市、市川市などでは、平成 4 (1992) 年の当初の指定から 30 年が経過する平成 34 (2022) 年以降、生産緑地の指定解除により、新たな宅地が市場に大量供給され、本市を含め、新たな定住人口の獲得を巡る他自治体との地域間競争が熾烈さを増していく恐れがあります。

4 自治体経営

○総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会⁵」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成13（2001）年度以降、多くの地方自治体において、財源不足を臨時財政対策債⁶の発行で賄っている状況が続いているとしています。

○さらに、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い40、50歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する可能性があるとしています。【図表1-4-1】

図表1-4-1 年齢ごとの年間平均給与額と人口

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		人口減少率 (%)
		2015年	2040年	
15～19歳	132	605	435	▲28.1
20～24歳	253	609	489	▲19.6
25～29歳	352	653	524	▲19.8
30～34歳	397	740	557	▲24.7
35～39歳	432	842	585	▲30.6
40～44歳	461	985	622	▲36.9
45～49歳	486	877	612	▲30.2
50～54歳	509	802	641	▲20.1
55～59歳	491	760	715	▲6.0
60～64歳	372	855	798	▲6.7
65～69歳	301	976	907	▲7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

(以下、集計して再掲)

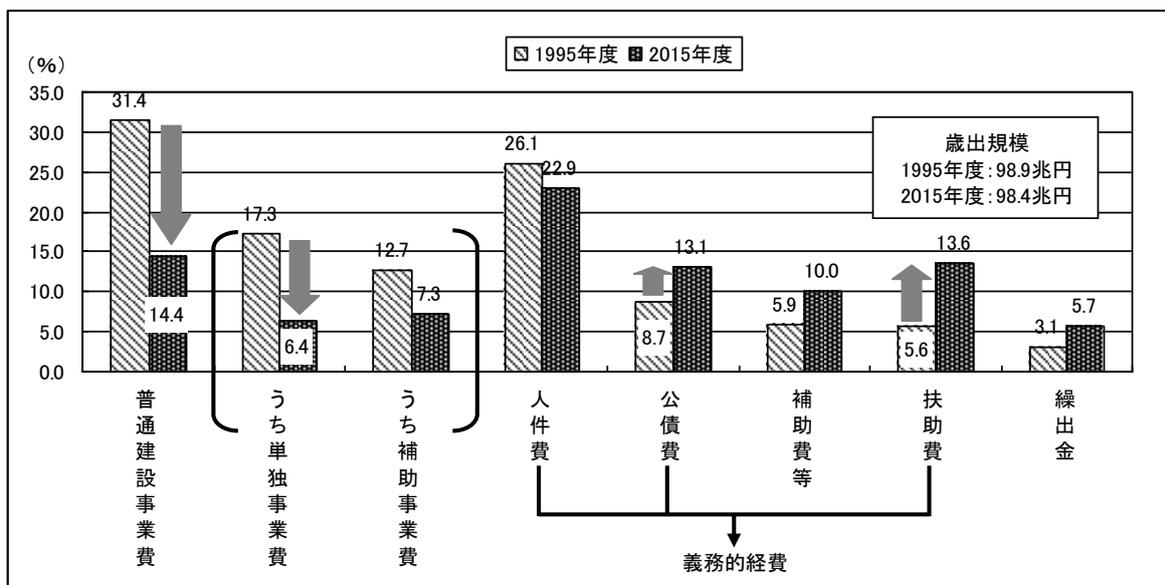
年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		増減数 (人)
		2015年	2040年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会（第8回、H30年2月）事務局資料」（以下同様）

○地方自治体の歳出は、構成比ベース

で普通建設事業費が平成7（1995）年度の31.4%から平成27（2015）年度の14.4%に大きく低下する一方、公債費が8.7%から13.1%、扶助費が5.6%から13.6%に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費からなる義務的経費が40.4%から49.6%に上昇するなど、歳出構造が変化しています。【図表1-4-2】

図表1-4-2 地方全体の歳出構造の変化（平成7（1995）年度と平成27（2015）年度の比較）

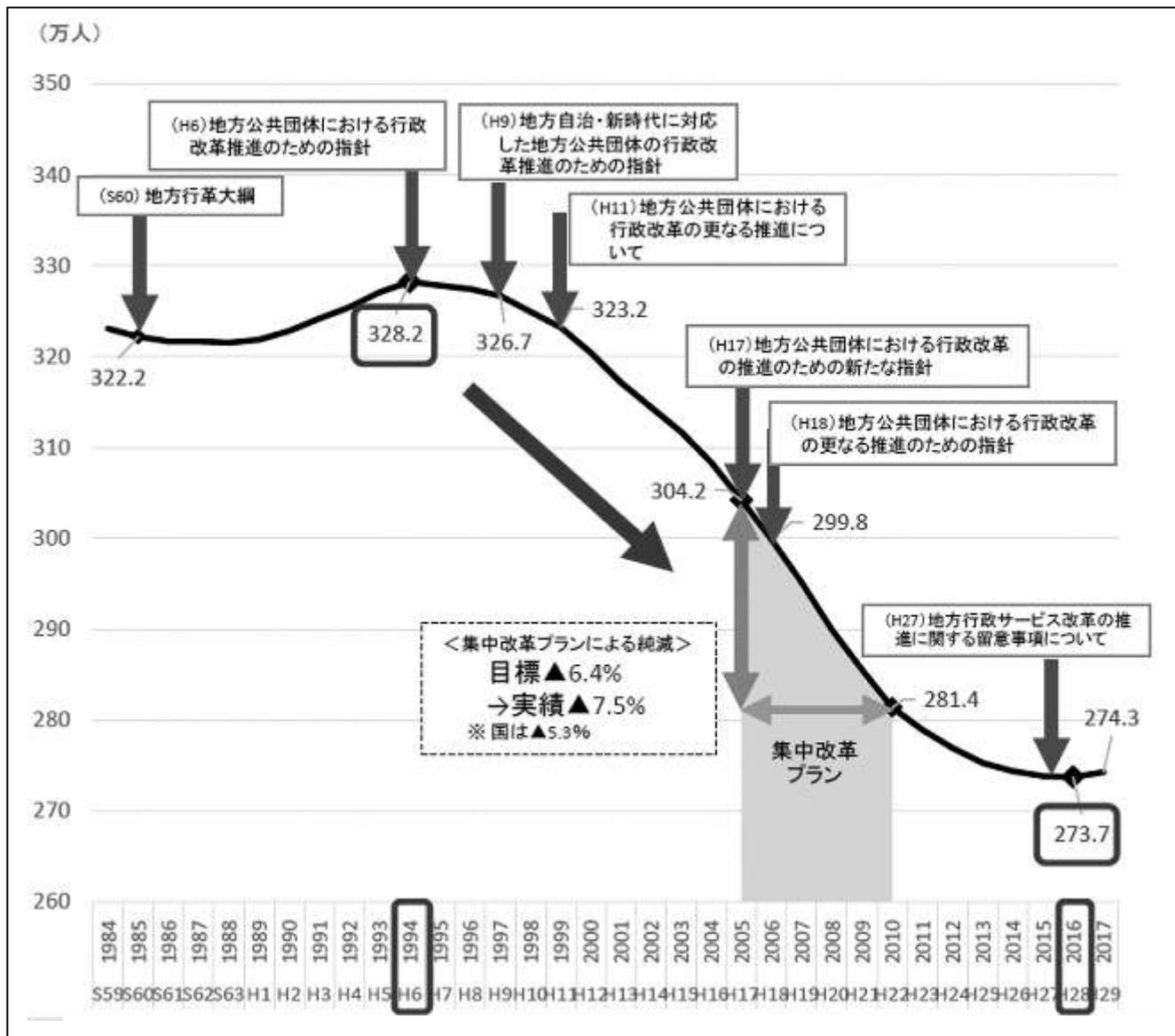


⁵ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、老年人口が最多となる平成52（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29（2017）年10月から開催されている総務大臣主催の研究会。

⁶ 国から地方自治体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん地方自治体で借金をして賄っておくために発行する地方債のこと。

○地方公務員数は、国からの度重なる要請を受け、各地方自治体が定員適正化等の地方行革を推し進め、特に平成 17 (2005) 年度から取り組んだ「集中改革プラン」に基づく大幅な定員削減（純減）を実施した結果、平成 6 (1994) 年の 328.2 万人から平成 28 (2016) 年の 273.7 万人へと約 2 割（54.5 万人）減少しています。【図表 1-4-3】

図表 1-4-3 地方行革の経緯と地方公務員数の推移



○同研究会では、今後、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が重要性を増す一方、高齢者数の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費や、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用（土木費・農林水産費・教育費）が増大するなど、人口構造の変化が地方財政に深刻な影響を与えると予測しています。

*****地方自治体を取り巻く環境の変化が本市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆近年、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急速な変化を続けている中、それぞれの地域が直面する様々な課題により迅速かつ的確に対応できるようにするため、地方分権改革のさらなる進展への期待が高まると考えられます。
- ◆今後、本市でも地域社会が抱える課題が多様化・複雑化すると見込まれる中、限りある財源のもと、従来にも増して地域の特性を十二分に活かしたまちづくりを推進するには、前例や固定観念等に捉われずに、行財政運営の仕組や手法を自己決定、自己責任で改善・改革に取り組む重要性が増していくと考えられます。

第2章 全市的な特性等の整理・分析

1 位置及び地勢

○本市は、千葉県の北西部に位置し、都心から25 km圏に位置しています。市域は東西7.96 km、南北10.36 kmのほぼ長方形で、東経139度52分～139度57分、北緯35度49分～35度55分の間であり、経度において5分、緯度において6分の間を展開しています。その境域は周囲約41 km、面積35.32 km²を占め、地形は東北部台地であり、標高15～20m内外、低位部は5～6mです。【図表2-1-1】

○また土質は江戸川沿岸の第4期新層を除き火山灰土で、気候風土に恵まれ首都圏近郊地帯にありながら、豊かな自然を有しています。

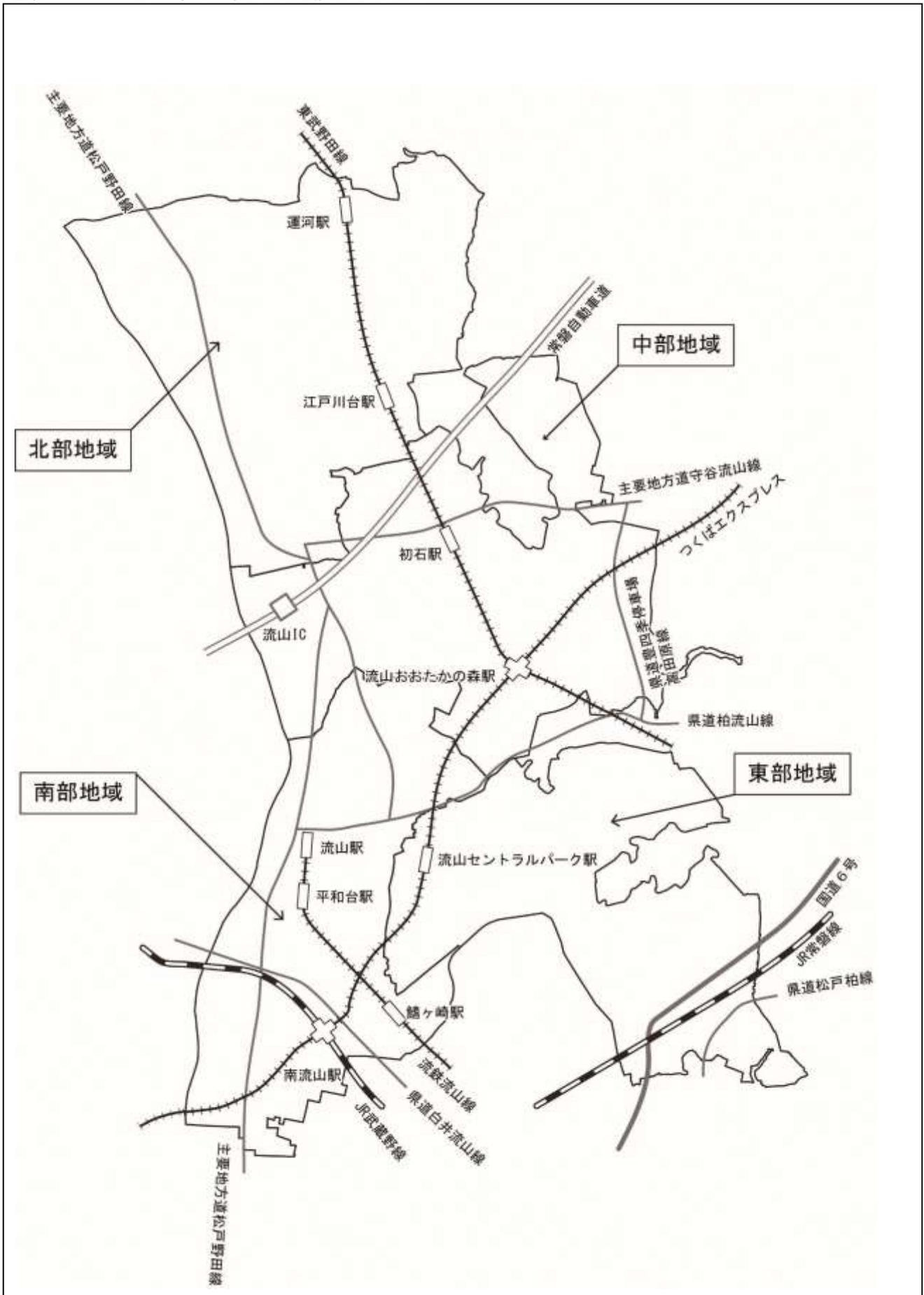
図表2-1-1 流山市の広域的な位置



2 市の沿革

- 本市は、西に江戸川、北に利根運河が流れ、江戸時代から水運の拠点として栄え、江戸川沿いの街道筋には古い町並みが形成されましたが、その面影を残すものは、今では少なくなっていました。また、明治の初期には、葛飾県庁や旧千葉師範学校の前身在置かれるなど、一時は東葛飾地域の行政の中心地でもありました。
- また、江戸時代の大改修により排水状況がよくなり、新田開発が進み、そこで収穫された良質な米を原料として開発された白みりんの醸造業などが隆盛し、今の地場産業の基礎を作りました。しかし、輸送の主流が水運から鉄道に移行したことに伴い、水運業で栄えたまちは昔の活気を失っていきました。
- 高度経済成長期になると市民が利用する J R 常磐線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、流鉄流山線、J R 武蔵野線の 4 路線の各駅を中心に市街地が形成されました。そのため鉄道沿いに市街地が 3 つに分散し、市の中心核が形成できない状況にありました。しかし、つくばエクスプレスの開業により、新駅を中心としたまちづくりが進行し、新たな市街地が形成されてきています。【図表 2-2-1】

図表 2-2-1 流山市の主要な交通網と地域区分

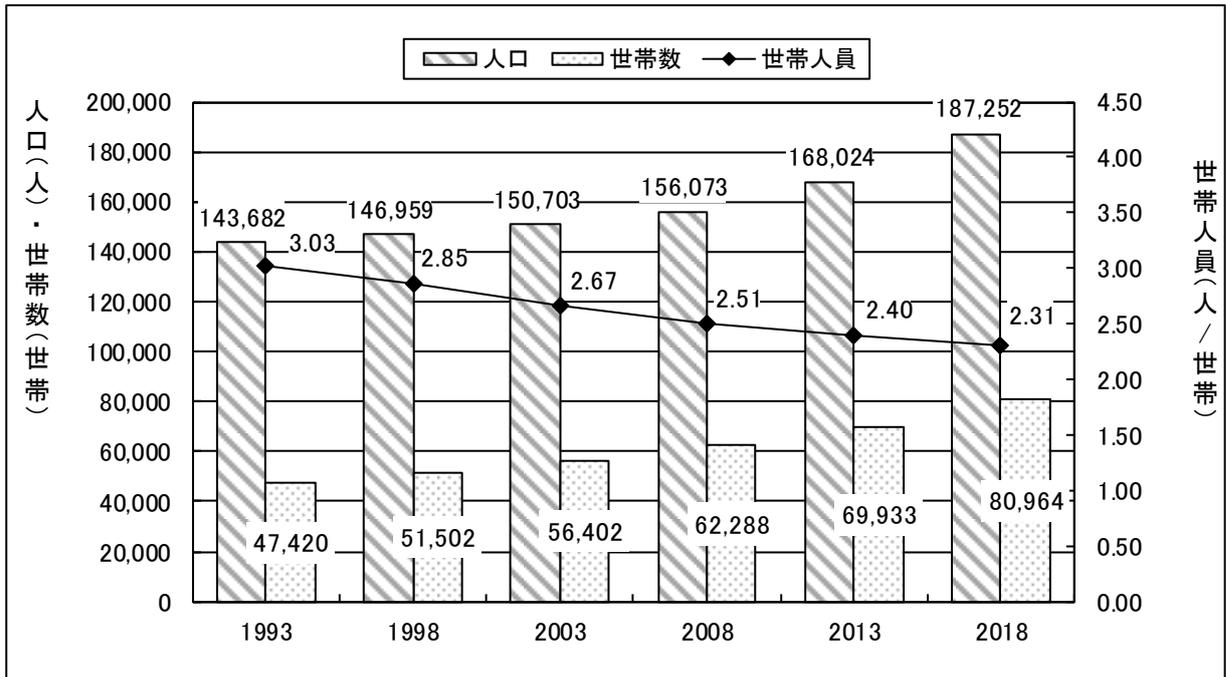


3 人口動向

(1) 人口・世帯数

○住民基本台帳人口によると、平成 30（2018）年の本市の人口は 187,252 人、世帯数は 80,964 世帯に達しています。平均世帯人員は年々減少しており、平成 30（2018）年には 2.31 人となっています。【図表 2-3-1】

図表 2-3-1 総人口・世帯数・平均世帯人員の推移



出典：市民課「住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）」

注）平成 25（2013）年から外国人登録者を含む。

○総人口・世帯数の増加率を16市で比較すると、平成20(2008)～平成25(2013)年はともに高い方から5番目となっており、平成25(2013)～平成30(2018)年は総人口の増加率が最も高く、世帯数の増加率は高い方から2番目となっています。【図表2-3-2・図表2-3-3】

図表2-3-2 総人口の増加率の都市間比較⁷

順位	市名	2013年		順位	市名	2018年	
		実数(人)	対2008年増減率(%)			実数(人)	対2013年増減率(%)
1	守谷市	63,920	9.9	1	流山市	185,460	10.4
2	つくばみらい市	47,196	9.5	2	つくばみらい市	51,590	9.3
3	つくば市	216,064	9.2	3	つくば市	230,360	6.6
4	八潮市	84,297	8.3	4	八潮市	88,908	5.5
5	流山市	168,024	7.7	5	習志野市	172,632	5.4
6	船橋市	615,876	5.4	6	守谷市	66,922	4.7
7	三郷市	134,515	5.3	7	三郷市	140,100	4.2
8	八千代市	192,951	4.4	8	浦安市	167,938	3.6
9	柏市	402,337	4.3	9	柏市	416,433	3.5
10	鎌ヶ谷市	109,568	4.0	10	市川市	484,605	3.5
11	習志野市	163,782	3.7	11	船橋市	635,517	3.2
12	浦安市	162,155	3.6	12	八千代市	197,672	2.4
13	松戸市	485,876	2.6	13	松戸市	494,402	1.8
14	市川市	468,367	2.4	14	鎌ヶ谷市	109,919	0.3
15	野田市	156,725	1.6	15	我孫子市	132,388	▲1.1
16	我孫子市	133,923	▲0.5	16	野田市	154,784	▲1.2

出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日現在）」

図表2-3-3 世帯数の増加率の都市間比較

順位	市名	2013年		順位	市名	2018年	
		実数(世帯)	対2008年増減率(%)			実数(世帯)	対2013年増減率(%)
1	つくばみらい市	17,496	19.3	1	つくばみらい市	20,356	16.3
2	守谷市	24,253	16.8	2	流山市	79,859	14.2
3	八潮市	35,820	15.0	3	八潮市	40,850	14.0
4	つくば市	89,816	14.7	4	つくば市	99,397	10.7
5	流山市	69,933	12.3	5	守谷市	26,663	9.9
6	三郷市	56,692	11.4	6	三郷市	62,307	9.9
7	鎌ヶ谷市	45,936	9.4	7	習志野市	78,307	9.5
8	柏市	170,799	9.0	8	柏市	185,500	8.6
9	船橋市	276,623	9.0	9	浦安市	78,602	8.0
10	八千代市	81,930	8.2	10	船橋市	297,274	7.5
11	野田市	63,322	8.1	11	市川市	239,568	7.3
12	習志野市	71,515	7.2	12	松戸市	233,812	6.6
13	松戸市	219,384	6.7	13	八千代市	87,116	6.3
14	浦安市	72,758	5.8	14	鎌ヶ谷市	48,636	5.9
15	市川市	223,269	4.7	15	野田市	66,981	5.8
16	我孫子市	55,959	4.2	16	我孫子市	58,384	4.3

出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日現在）」

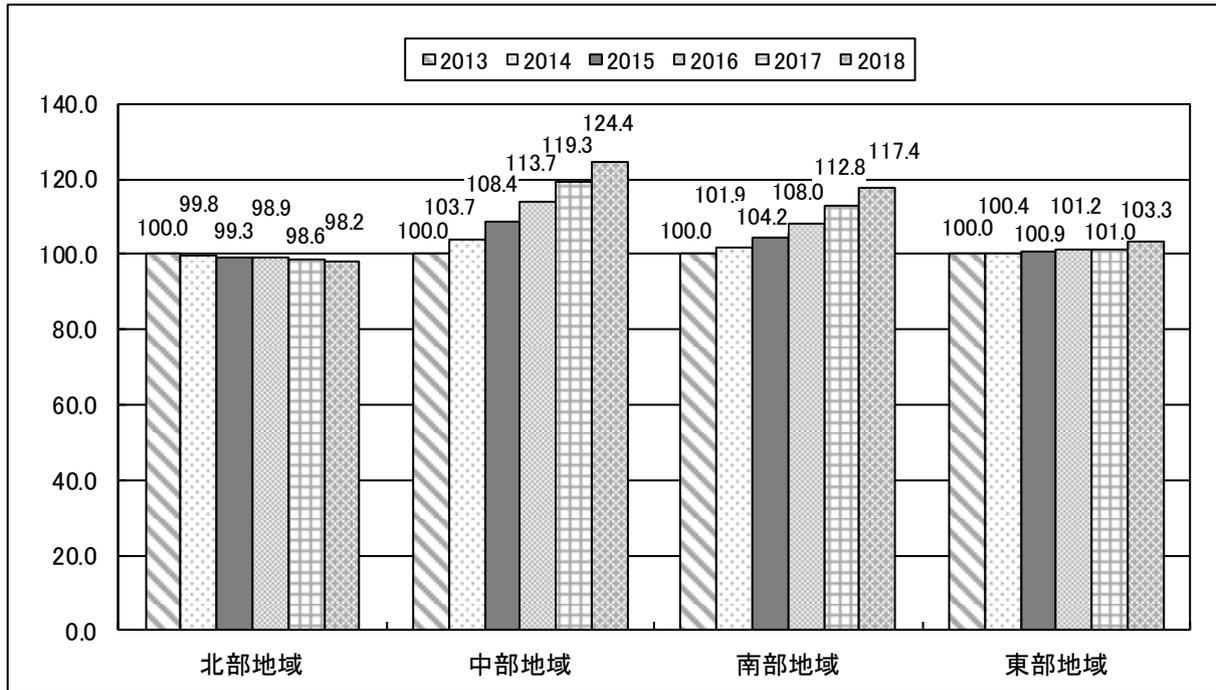
⁷ 近隣自治体やつくばエクスプレス沿線など比較対象都市15市を千葉県・埼玉県・茨城県の3県から設定。

(2) 地域別人口

○平成 25 (2013) ～平成 30 (2018) 年の地域別人口を平成 25 (2013) 年を 100 とした場合の指数で比較して見ると、北部地域では人口が減少している一方、その他の 3 地域では概ね増加傾向にあります。**【図表 2-3-4】**

○特に中部地域・南部地域の増加が著しく、平成 30 (2018) 年時点の指数は中部地域が 124.4、南部地域が 117.4 となっています。

図表 2-3-4 2013 年を 100 とした場合の 2018 年の地域別人口 (指数)

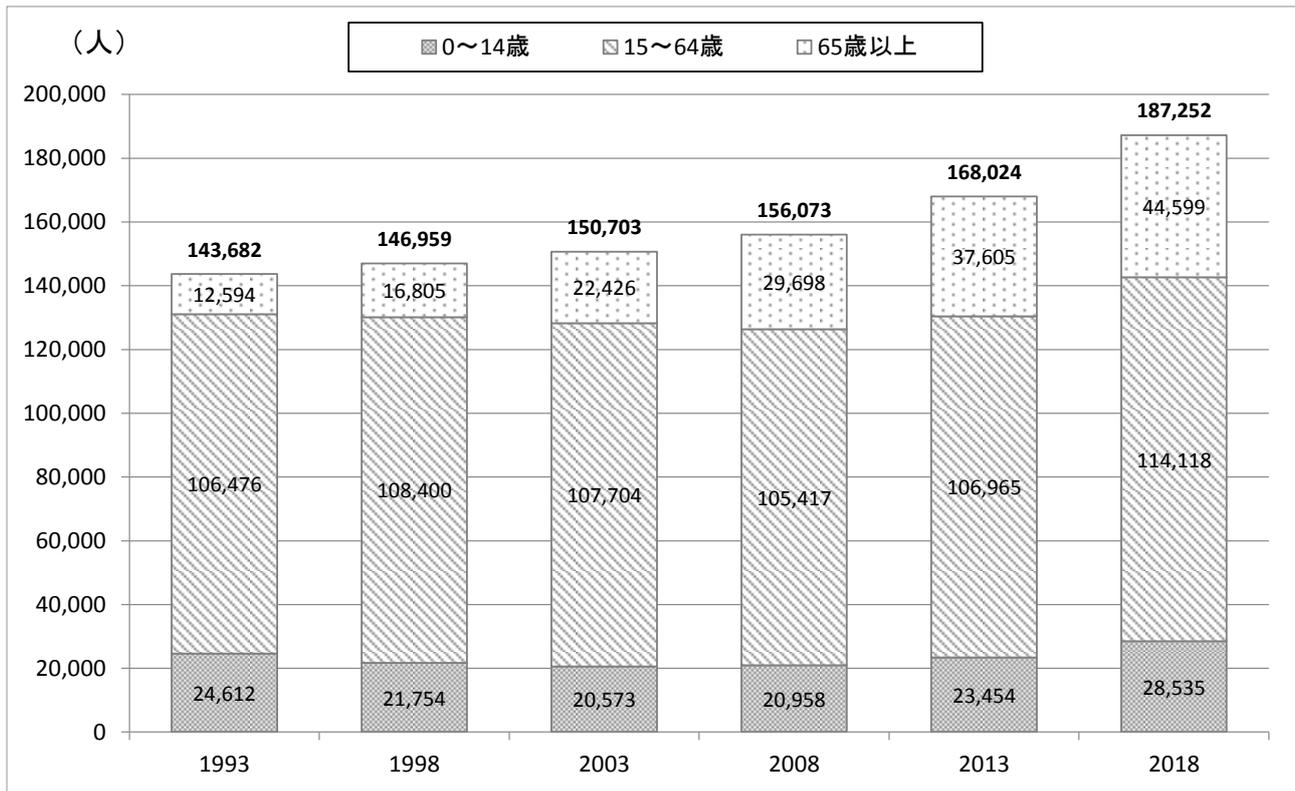


出典：市民課「住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）」

(3) 年齢別人口

○住民基本台帳人口によると、平成 30（2018）年の年少人口（0～14 歳）の割合は 15.2%、生産年齢人口（15～64 歳）は 60.9%、老年人口（65 歳以上）は 23.8%となっており、平成 15（2003）年以降、年少人口及び老年人口の割合が増加する一方、生産年齢人口の割合が減少しています。【図表 2-3-5】

図表 2-3-5 年齢 3 区分別人口構成の推移



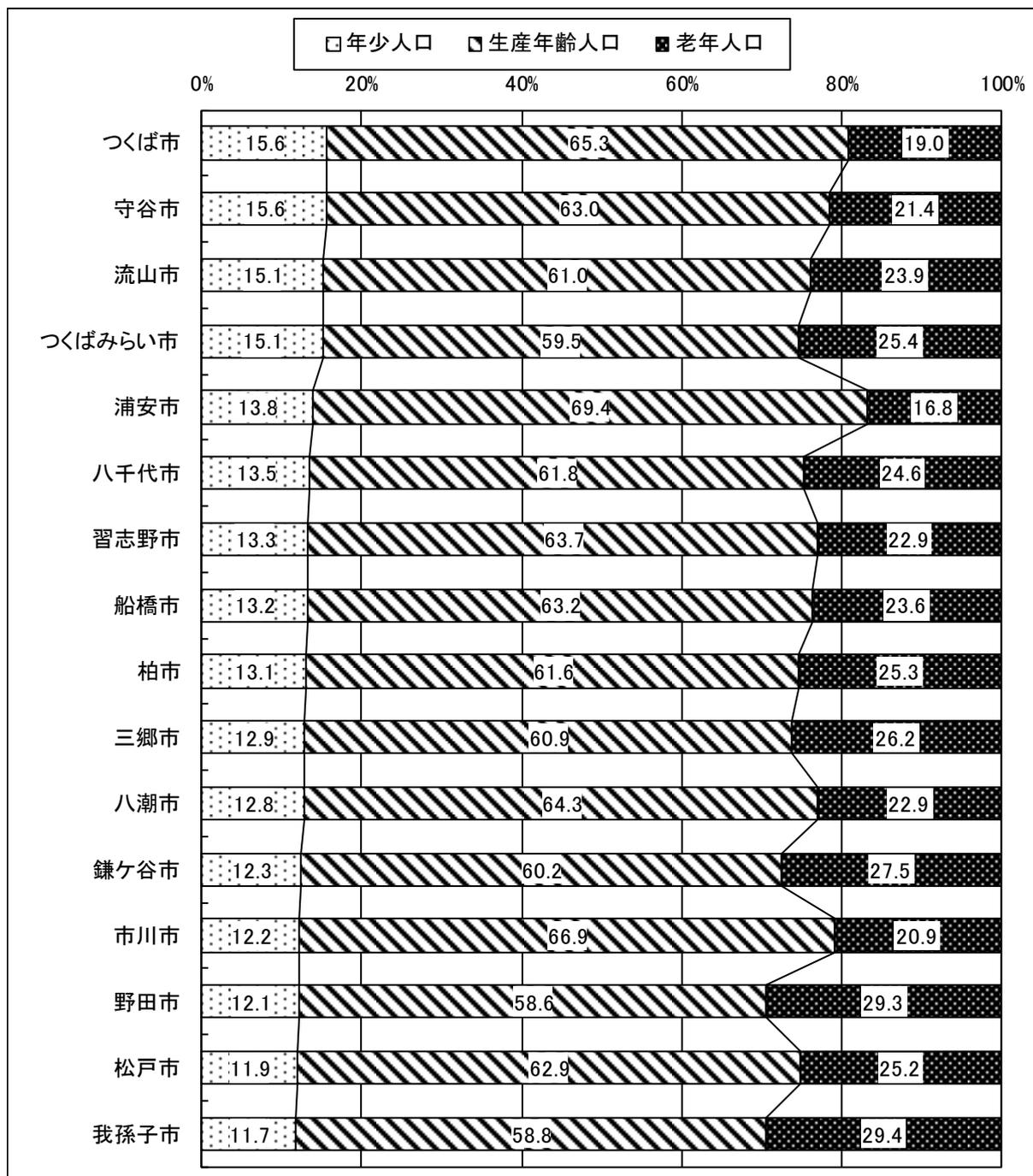
		(人)					
		1993	1998	2003	2008	2013	2018
年齢 階層別	0～14歳	24,612	21,754	20,573	20,958	23,454	28,535
	15～64歳	106,476	108,400	107,704	105,417	106,965	114,118
	65歳以上	12,594	16,805	22,426	29,698	37,605	44,599
	総数	143,682	146,959	150,703	156,073	168,024	187,252
年齢 構成比	0～14歳	17.1%	14.8%	13.7%	13.4%	14.0%	15.2%
	15～64歳	74.1%	73.8%	71.5%	67.5%	63.7%	60.9%
	65歳以上	8.8%	11.4%	14.9%	19.0%	22.4%	23.8%

出典：市民課「住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）」

○年齢3区分別人口構成を 15 市と比較すると、年少人口の構成比は高い方から 3 番目と高い水準にある一方、生産年齢人口の構成比は 11 番目、老年人口の構成比は 9 番目となっています。

【図表 2-3-6】

図表 2-3-6 年齢3区分別人口構成の都市間比較



出典：総務省「住民基本台帳（平成 30 年 4 月 1 日現在）」

(4) 通勤・通学状況

<通勤の状況>

○平成 27 (2015) 年の国勢調査によると、市内に常住する 15 歳以上の就業者は 82,097 人、このうち他の市区町村で従業している就業者（流出者）は 60,206 人、流出率は 73.3%となっています。流出先では、柏市の 10,257 人が最も多く市内に常住する就業者の 12.5%を占めています。また、中央区・千代田区・港区の「都心 3 区」がすべて上位 5 位以内となっており、これら以外の区を含めた東京都特別区部が合計 27,533 人、市内に常住する就業者の 33.5%を占めています。【図表 2-3-7・図表 2-3-8】

○一方、市内で従業する 15 歳以上の就業者は 41,914 人、このうち他の市区町村に常住する就業者（流入者）は 20,023 人、流入率は 47.8%であり、流出率が流入率を 25.5 ポイント（実数ベース 40,183 人）上回る流出超過となっています。

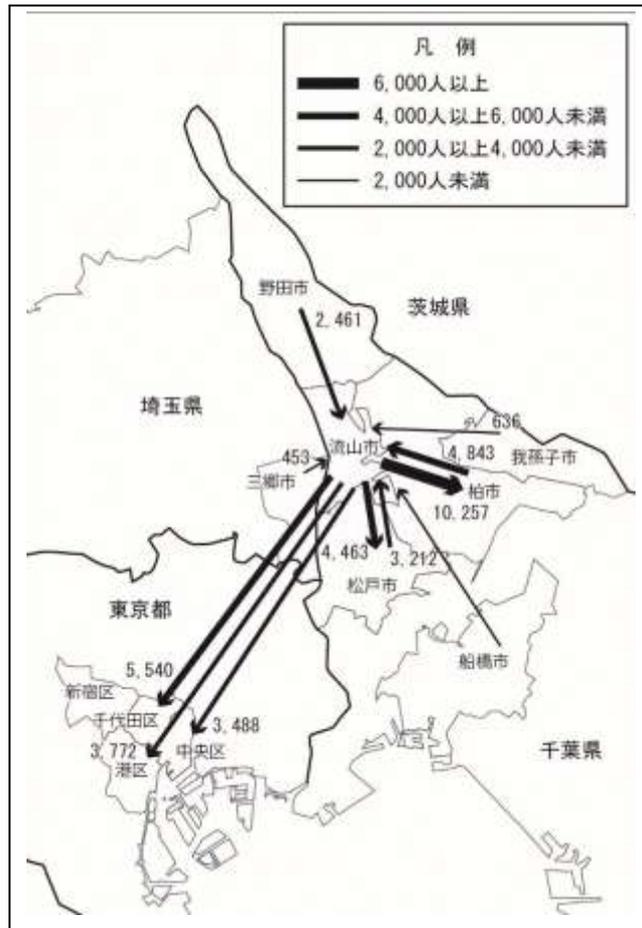
○流入元では、柏市の 4,843 人が最も多く市内で従業する就業者全体の 11.6%を占め、次いで松戸市の 3,212 人（全体比 7.7%）、野田市の 2,461 人（5.9%）の順であり、これらに我孫子市と三郷市を加えた上位 5 位までの合計が 11,605 人、市内就業者全体の 27.7%を占めています。

図表 2-3-7 15 歳以上就業者の流出入状況

流 出			流 入		
	実数(人)	比率(%)		実数(人)	比率(%)
流山市内に常住する就業者	82,097	—	流山市内で従業する就業者	41,914	—
流山市内で従業する者	21,891	26.7	流山市内に常住する者	21,891	52.2
他の市区町村で従業する者(流出者)※不詳含む	60,206	73.3	他の市区町村に常住する者(流入者)※不詳含む	20,023	47.8
流出先上位5位			流入元上位5位		
第1位 柏 市	10,257	12.5	第1位 柏 市	4,843	11.6
第2位 千 代 田 区	5,540	6.7	第2位 松 戸 市	3,212	7.7
第3位 松 戸 市	4,463	5.4	第3位 野 田 市	2,461	5.9
第4位 港 区	3,772	4.6	第4位 我 孫 子 市	636	1.5
第5位 中 央 区	3,488	4.2	第5位 三 郷 市	453	1.1
(参考) 特別区部	27,533	33.5			

出典：総務省「国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）」

図表 2-3-8 15 歳以上就業者の流出入状況（上位 5 位）



出典：総務省「国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）」

<通学の状況>

○流山市内に常住する 15 歳以上の通学者は 8,659 人、このうち他の市区町村へ通学している通学者（流出者）は 6,557 人、流出率は 75.7%となっています。流出先では、柏市が 1,641 人（全体比 25.0%）で最も多く、野田市が 664 人（10.1%）でこれに次いでいます。特別区部の合計は 1,718 人であり 26.2%を占めています。【図表 2-3-9・図表 2-3-10】

○一方、流山市内へ通学する 15 歳以上の通学者は 5,328 人、このうち他の市区町村に常住する通学者（流入者）は 3,416 人、流入率は 64.1%であり、流出率が流入率を 11.6 ポイント（実数ベース 3,141 人）上回っています。また、流入元では、柏市が 782 人（全体比 14.7%）で最も多く、松戸市が 539 人（10.1%）でこれに次いでいます。

図表 2-3-9 15 歳以上通学者の流出入状況

流出			流入		
	実数(人)	比率(%)		実数(人)	比率(%)
流山市内に常住する通学者※	8,659	—	流山市内へ通学する者	5,328	—
流山市内で通学する者	1,912	22.1	流山市内に常住する者	1,912	35.9
他の市区町村へ通学する者(流出者)※不詳含む	6,557	75.7	他の市区町村に常住する者(流入者)※不詳含む	3,416	64.1
流出先上位5位			流入元上位5位		
第1位 柏市	1,641	25.0	第1位 柏市	782	14.7
第2位 野田市	664	10.1	第2位 松戸市	539	10.1
第3位 松戸市	480	7.3	第3位 野田市	536	10.1
第4位 千代田区	266	4.1	第4位 我孫子市	172	3.2
第5位 新宿区	248	3.8	第5位 三郷市	80	1.5
(参考) 特別区部	1,718	26.2			

出典：総務省「国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）」

図表 2-3-10 15 歳以上通学者の流出入状況（上位 5 位）



出典：総務省「国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）」

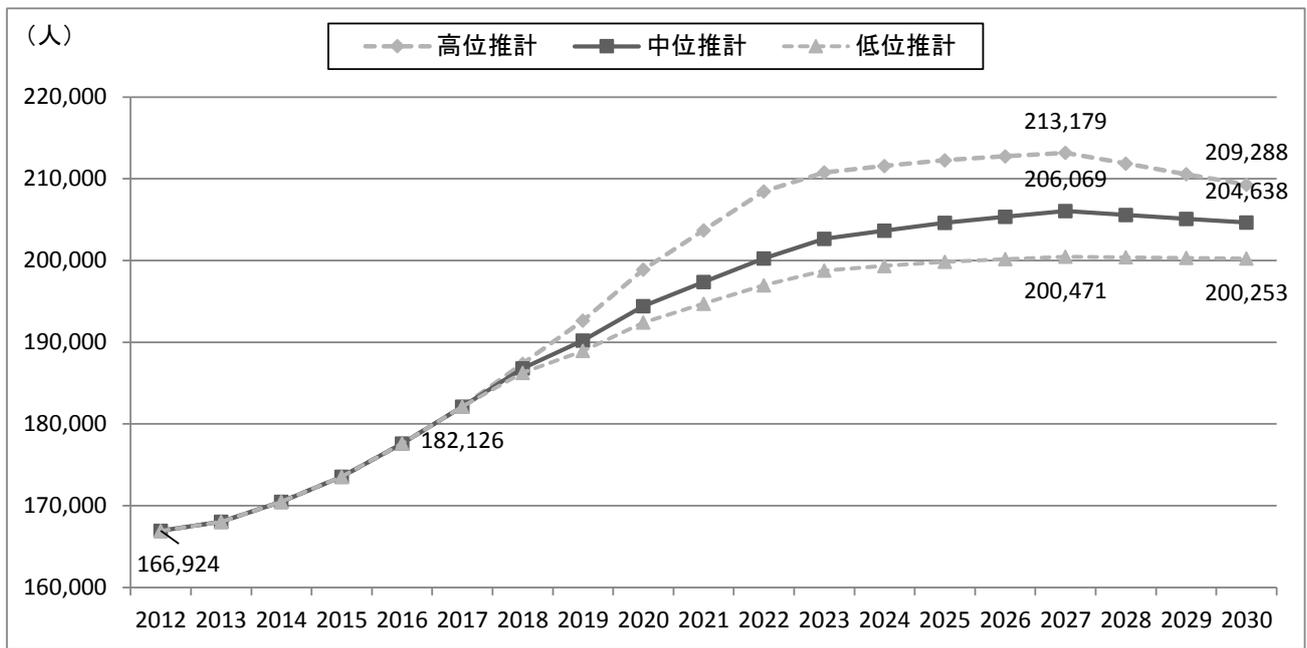
(5) 将来推計人口

<総人口>

○平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 (182,126 人) を基準とした将来人口推計では、高位推計・中位推計・低位推計ともに平成 39 (2027) 年まで増加 (高位推計：213,179 人、中位推計：206,069 人、低位推計：200,471 人) を続けた後、緩やかに減少すると推計されます。【図表 2-3-11】

○平成 42 (2030) 年の人口を比較すると、高位推計が 209,288 人 (平成 29 (2017) 年比 14.9% 増)、中位推計が 204,638 人 (同 12.4% 増)、低位推計が 200,253 人 (同 10.0% 増) になると見込まれます。

図表 2-3-11 総人口の推計結果



	(人)						
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
高位推計		187,362	192,658	198,904	203,693	208,460	210,780
中位推計	182,126	186,793	190,207	194,417	197,368	200,247	202,665
低位推計		186,260	188,943	192,411	194,727	196,981	198,776

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
高位推計	211,565	212,275	212,744	213,179	211,863	210,557	209,288
中位推計	203,672	204,613	205,343	206,069	205,593	205,102	204,638
低位推計	199,339	199,844	200,164	200,471	200,398	200,321	200,253

2017年を100とした場合の指数

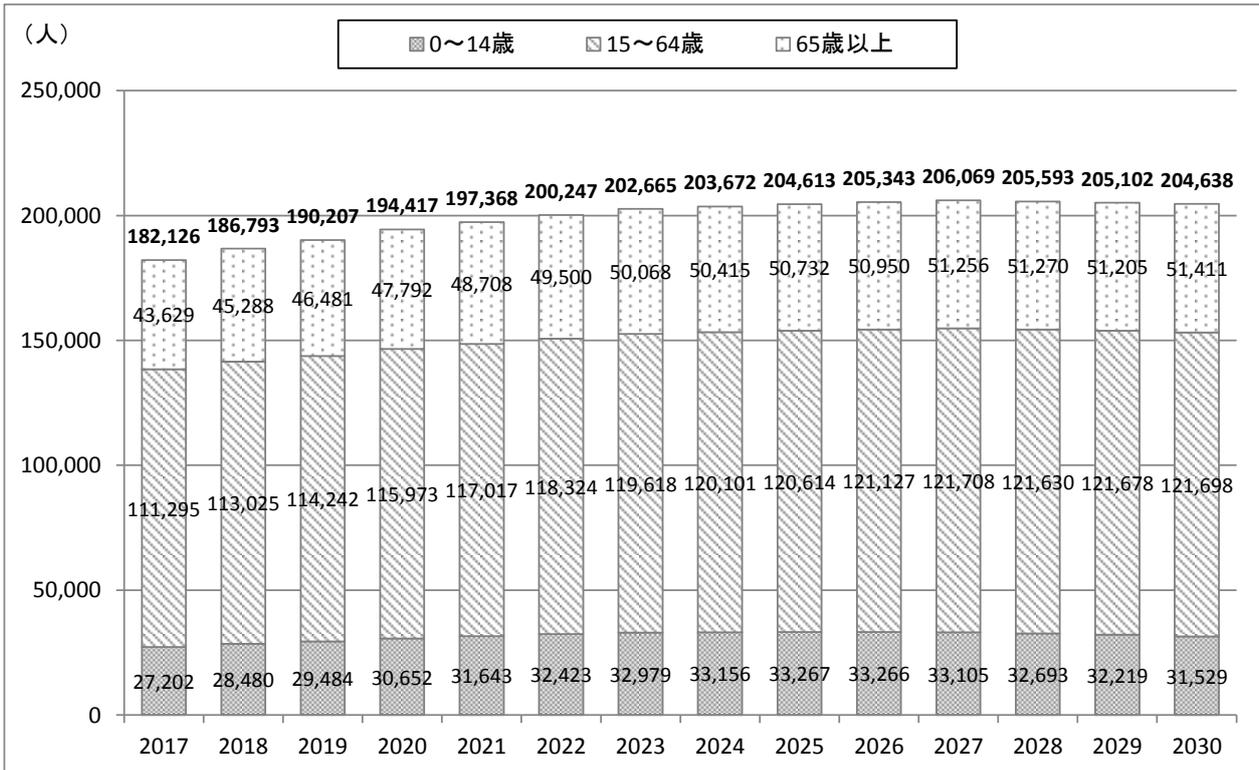
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
高位推計		102.9	105.8	109.2	111.8	114.5	115.7
中位推計	100.0	102.6	104.4	106.7	108.4	109.9	111.3
低位推計		102.3	103.7	105.6	106.9	108.2	109.1

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
高位推計	116.2	116.6	116.8	117.1	116.3	115.6	114.9
中位推計	111.8	112.3	112.7	113.1	112.9	112.6	112.4
低位推計	109.5	109.7	109.9	110.1	110.0	110.0	110.0

<年齢3区分別人口>

○年齢3区分別の人口（中位推計）をみると、平成42（2030）年では、0～14歳の年少人口が31,529人（総人口の15.4%）、15～64歳の生産年齢人口が121,698人（同59.5%）、65歳以上の老年人口が51,411人（同25.1%）となり、基準年である平成29（2017）年（年少人口：27,202人（同14.9%）、生産年齢人口：111,295人（同61.1%）、老年人口：43,629人（同24.0%））からほぼ横ばいに推移すると見込まれます。【図表2-3-12】

図表2-3-12 年齢3区分別人口の推計結果（中位推計）



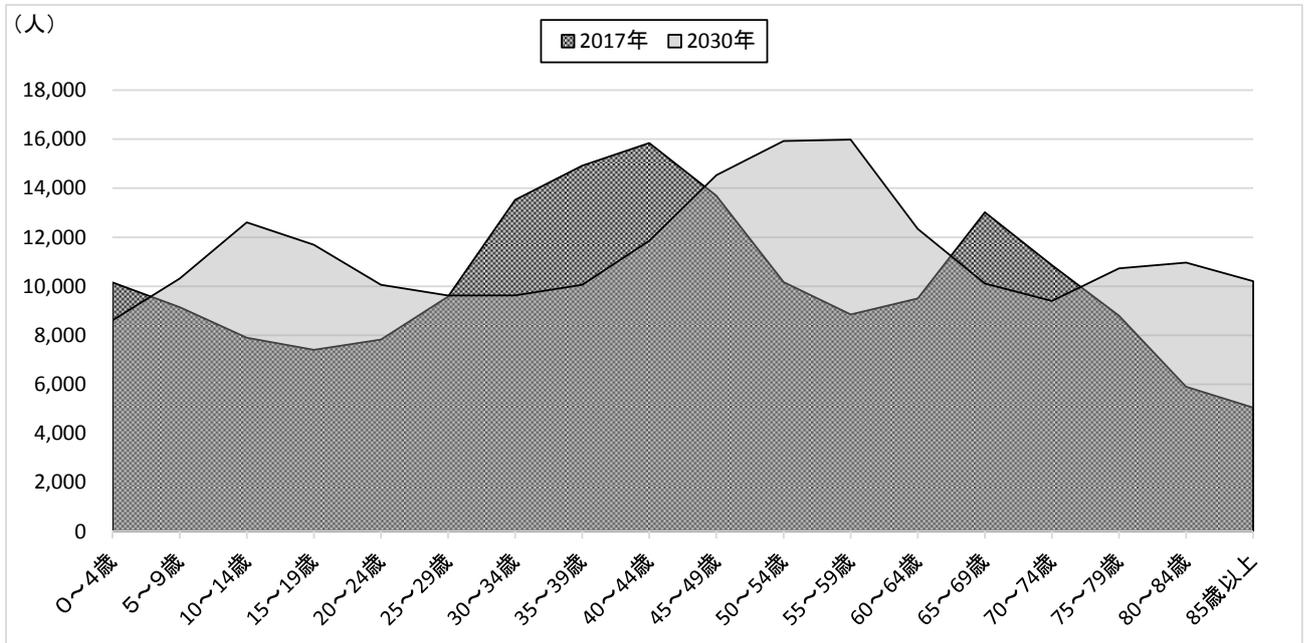
		(人)						
		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年齢階層別	0～14歳	27,202	28,480	29,484	30,652	31,643	32,423	32,979
	15～64歳	111,295	113,025	114,242	115,973	117,017	118,324	119,618
	65歳以上	43,629	45,288	46,481	47,792	48,708	49,500	50,068
	うち75歳以上	19,749	21,160	22,701	23,882	24,517	25,801	27,444
	総数	182,126	186,793	190,207	194,417	197,368	200,247	202,665
年齢構成比	0～14歳	14.9%	15.2%	15.5%	15.8%	16.0%	16.2%	16.3%
	15～64歳	61.1%	60.5%	60.1%	59.7%	59.3%	59.1%	59.0%
	65歳以上	24.0%	24.2%	24.4%	24.6%	24.7%	24.7%	24.7%
	うち75歳以上	10.8%	11.3%	11.9%	12.3%	12.4%	12.9%	13.5%

		2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
年齢階層別	0～14歳	33,156	33,267	33,266	33,105	32,693	32,219	31,529
	15～64歳	120,101	120,614	121,127	121,708	121,630	121,678	121,698
	65歳以上	50,415	50,732	50,950	51,256	51,270	51,205	51,411
	うち75歳以上	28,719	29,814	30,636	31,360	31,695	31,818	31,901
	総数	203,672	204,613	205,343	206,069	205,593	205,102	204,638
年齢構成比	0～14歳	16.3%	16.3%	16.2%	16.1%	15.9%	15.7%	15.4%
	15～64歳	59.0%	58.9%	59.0%	59.1%	59.2%	59.3%	59.5%
	65歳以上	24.8%	24.8%	24.8%	24.9%	24.9%	25.0%	25.1%
	うち75歳以上	14.1%	14.6%	14.9%	15.2%	15.4%	15.5%	15.6%

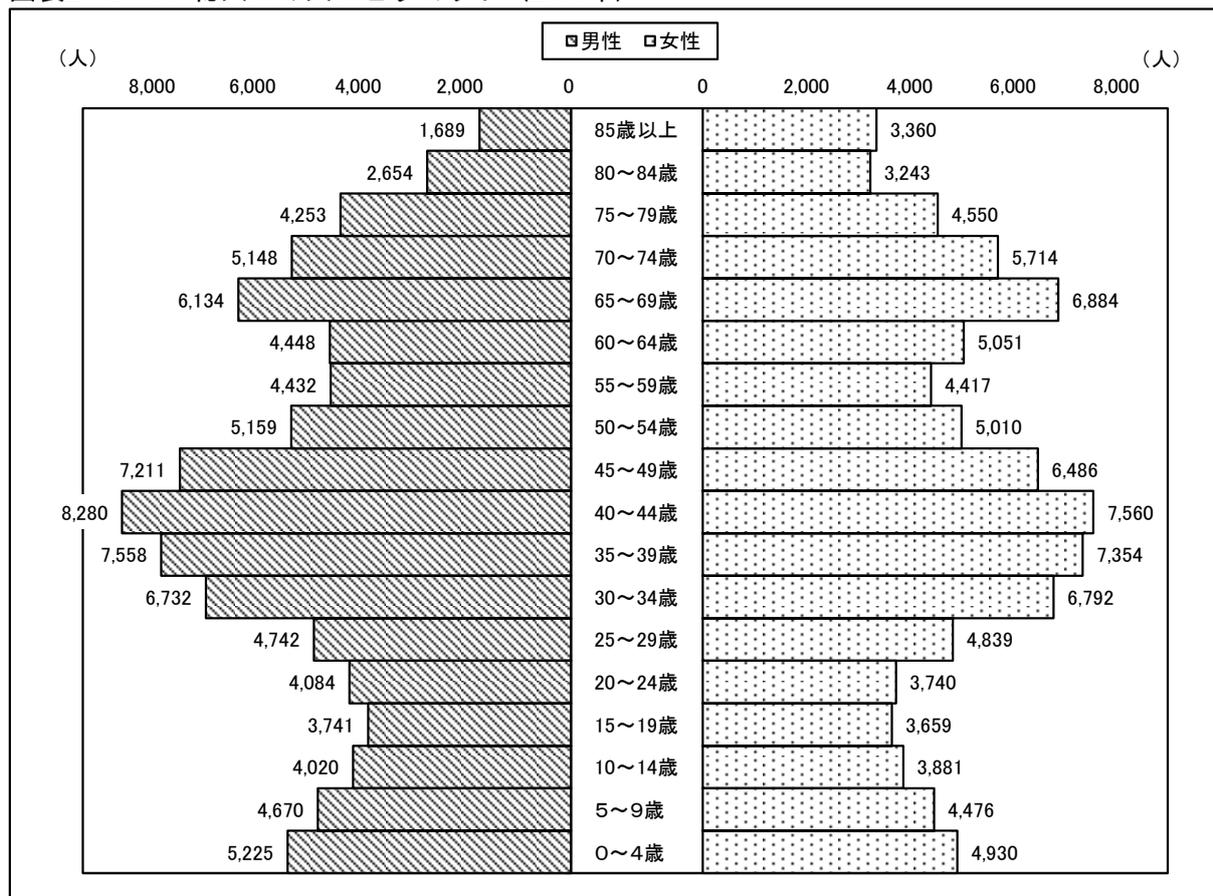
< 5歳階級別人口 >

○平成 29 (2017) 年と平成 42 (2030) 年の 5歳階級別人口を比較すると、10歳代を中心とした年少人口の増加と、人口のボリュームゾーンは 30～40歳代から 40～50歳代へ移行が見込まれます。【図表 2-3-13・図表 2-3-14・図表 2-3-15】

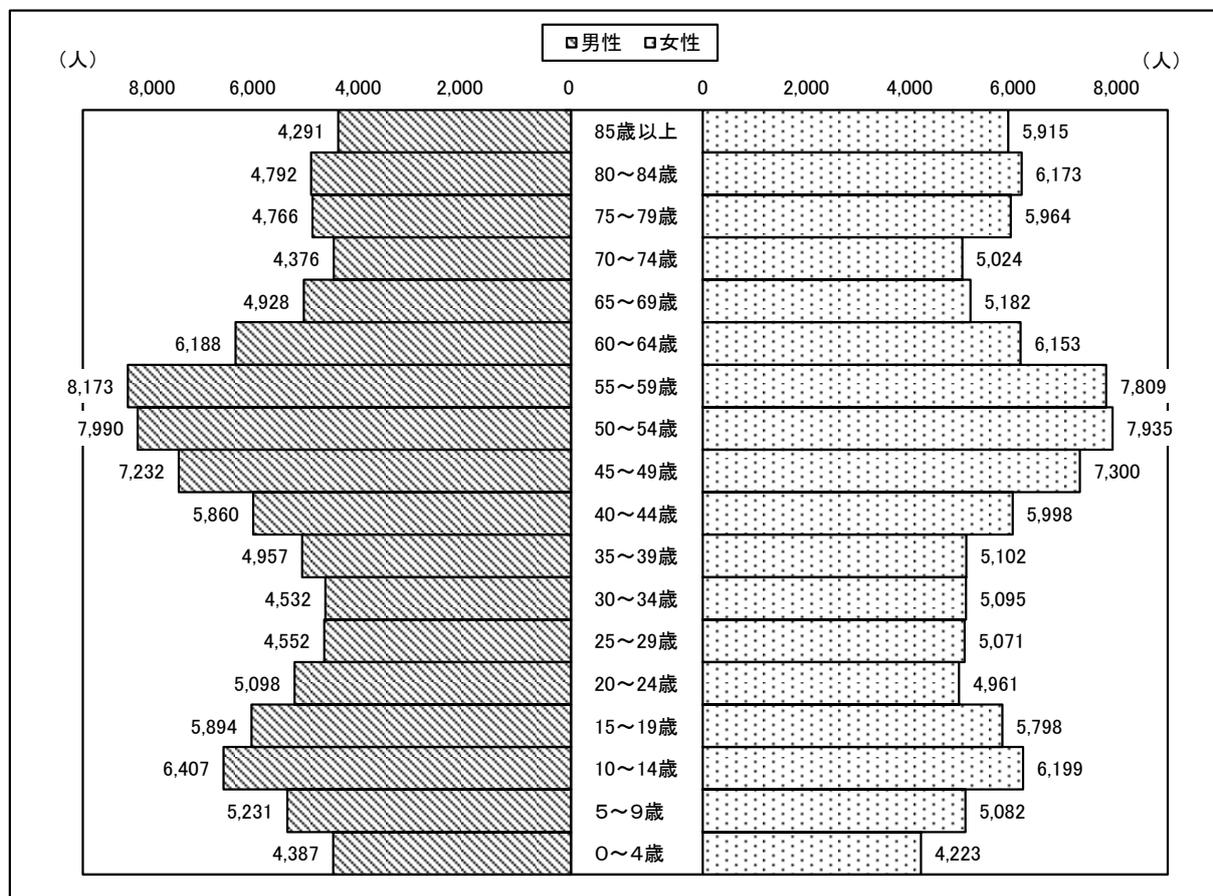
図表 2-3-13 5歳階級別人口の比較 (2017年、2030年 中位推計)



図表2-3-14 総人口の人口ピラミッド (2017年)



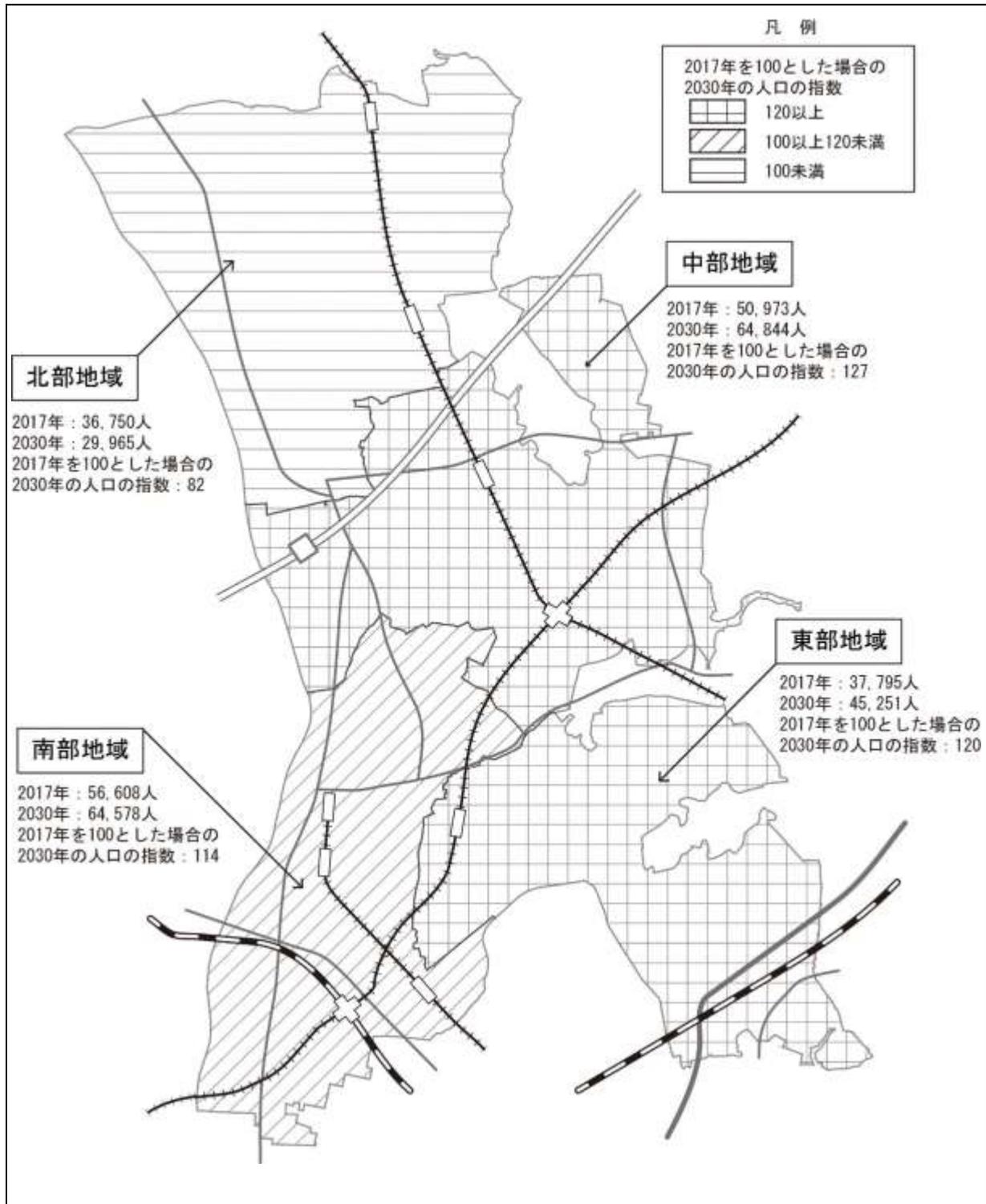
図表2-3-15 総人口の人口ピラミッド (2030年 中位推計)



<地域別人口>

○北部地域では、人口減少が進む一方、中部地域・南部地域・東部地域では平成 32（2020）年代後半から平成 42（2030）年にかけて人口のピークを迎えることが見込まれます。大規模マンション・区画整理事業の進捗や人口の定着速度等の開発の影響を受けて、地域ごとに社会動態が左右されることが見込まれます。【図表 2-3-16】

図表 2-3-16 2017 年を 100 とした場合の 2030 年の人口指数（中位推計）



「人口動向」のまとめ

- ◆住民基本台帳人口によると、平成 30（2018）年の本市の人口は 187,252 人となっており、北部地域では人口が減少している一方、その他の 3 地域では概ね増加傾向にあるなど、地域によって人口動態が異なっています。
- ◆年齢別の人口構成では、平成 15（2003）年以降、年少人口及び高齢人口の割合が増加する一方、生産年齢人口の割合が減少傾向となっています。
- ◆市内に常住する 15 歳以上の就業者 82,097 人のうち、他の市区町村で従業している就業者（流出者）は 60,206 人であり 73.3%が流出しています。流出先では、柏市の 10,257 人が最も多く市内に常住する就業者の 12.5%を占めているほか、中央区・千代田区・港区の「都心 3 区」がすべて上位 5 位以内となっており、これら以外の区を含めた東京都特別区部が合計 27,533 人、市内に常住する就業者の 33.5%を占めています。
- ◆将来人口推計では、高位推計・中位推計・低位推計ともに平成 39（2027）年まで増加（高位推計：213,179 人、中位推計：206,069 人、低位推計：200,471 人）を続けた後、緩やかに減少すると推計されます。
- ◆平成 29（2017）年と平成 42（2030）年の 5 歳階級別人口を比較すると、10 歳代を中心とした年少人口の増加と、人口のボリュームゾーンは 30～40 歳代から 40～50 歳代へ移行が見込まれます。
- ◆本市の人口は、つくばエクスプレス開業に伴う大規模マンション・区画整理事業等の影響を受けて順調に増加を続けてきたものの、開発の影響の少ない北部地域では人口減少が進み、その他の中部地域・南部地域・東部地域では平成 32（2020）年代後半から平成 42（2030）年にかけて人口のピークを迎えることが見込まれます。
- ◆将来的な人口減少や年齢構成等の人口構造の移り変わりは、医療・介護等の社会保障の需要増による財政への影響やと担い手の減少をはじめ、居住・教育・防犯・公共交通などの様々な分野において求められる都市機能に変化をもたらします。
- ◆将来都市像の具体的な都市のイメージである「都心から一番近い森のまち」や、流山市第 2 期シティセールスプランにも掲げられている「人口の減りにくいまち＝住み続ける価値の高いまち」の実現に向けて、緑豊かな自然環境と良質な住環境の両立や、新たに引越してきた住民と従来からの住民それぞれのニーズの把握、子育て世代から高齢者といった様々なライフステージに合せた良質なまちづくりを進めることが求められます。

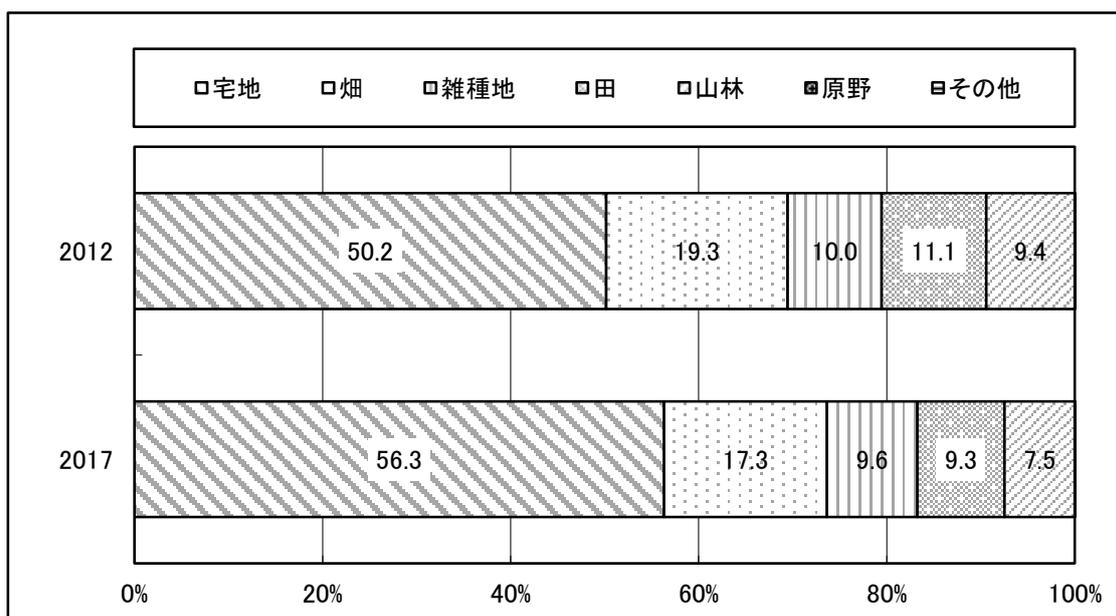
4 土地利用

(1) 利用区分別の土地面積

○平成 29 (2017) 年における利用区分別の土地面積の構成比は、宅地が 56.3% (面積 1,303.7ha) で最も多く、次いで畑の 17.3% (401.5ha)、雑種地の 9.6% (222.7ha) の順であり、上位 1～3 位までの合計が市域全体の 83.2% (1,927.9ha) を占めています。【図表 2-4-1】

○利用区分別の土地面積を平成 24 (2012) 年と比較すると、宅地が 1,186.6ha から 9.9% (117.1ha) 増加している一方、山林が 222.4ha から 22.3% (49.7ha) 減少しています。

図表 2-4-1 利用区分別の土地面積及び構成比



	2012年		2017年			
	面積(ha)	構成比 (%)	面積(ha)	構成比 (%)	対2012年比	
					増減面積 (ha)	増減率 (%)
宅地	1,186.6	50.2	1,303.7	56.3	117.1	9.9
畑	455.7	19.3	401.5	17.3	▲ 54.2	▲ 11.9
雑種地	236.3	10.0	222.7	9.6	▲ 13.6	▲ 5.8
田	263.4	11.1	214.5	9.3	▲ 48.9	▲ 18.6
山林	222.4	9.4	172.7	7.5	▲ 49.7	▲ 22.3
原野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
合計	2,364.7	100.0	2,315.4	100.0	—	—

出典：資産税課

(2) 都市計画の状況

○平成 28 (2015) 年 3 月 31 日現在、市域の 60.9% (2,151.2ha) が既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域である「市街化区域」に指定されています。【図表 2-4-2】

○市街地の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築することができる建物の種類と規模が決められている用途地域の構成比では、第一種低層住居専用地域⁸が 28.4% (面積 1,003.0ha) で最も多く、第一種住居地域⁹が 13.3% (471.0ha) でこれに次いでおり、両者の合計が市域全体の 41.7% (1,474.0ha) を占めています。

○住居系、商業系及び工業系用途地域の指定状況を他市と比較すると、構成比の高い順に本市の住居系は 91.5% で 16 市中 2 番目、商業系は 4.6% で 7 番目、工業系は 3.9% で 15 番目となっています。【図表 2-4-3】

図表 2-4-2 用途地域等の指定状況

		面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		3,532.0	100.0
区域区分	市街化区域	2,151.2	60.9
	市街化調整区域	1,376.0	39.0
区域区分がさだめられていない都市計画区域		4.8	0.1

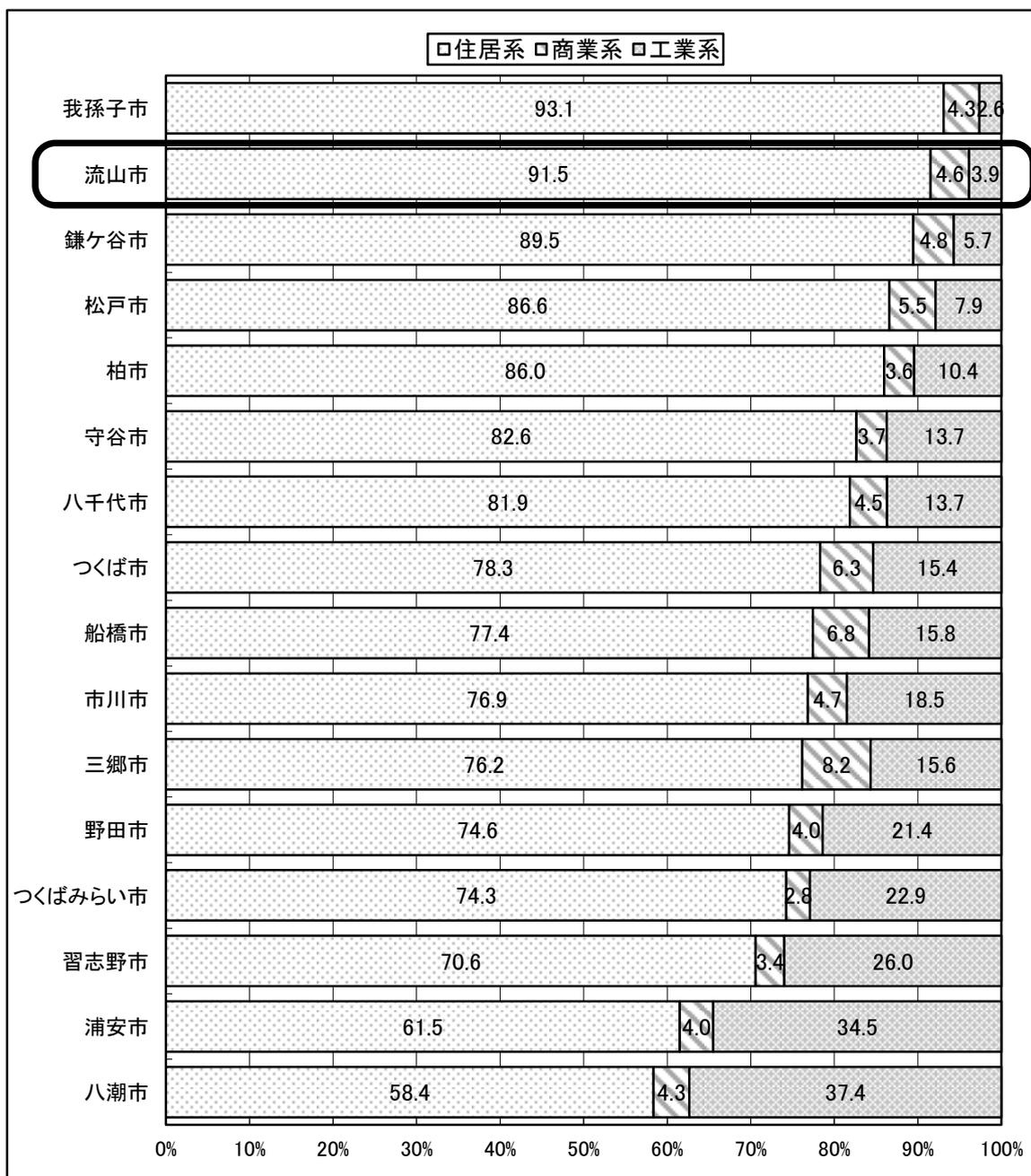
都市計画区域内の用途地域	第一種低層住居専用地域	1,003.0	28.4
	第二種低層住居専用地域	—	—
	第一種中高層住居専用地域	379.0	10.7
	第二種中高層住居専用地域	7.2	0.2
	第一種住居地域	471.0	13.3
	第二種住居地域	74.0	2.1
	準住居地域	35.0	1.0
	住居系用途地域	1,969.2	55.8
	近隣商業地域	62.0	1.8
	商業地域	37.0	1.0
	商業系用途地域	99.0	2.8
	準工業地域	14.0	0.4
	工業地域	69.0	2.0
	工業専用地域	—	—
	工業系用途地域	83.0	2.3

出典：国土交通省「平成 28 年都市計画現況調査 (平成 28 年 3 月 31 日現在)」

⁸ 低層住宅の良好な環境を守るための地域であり、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小・中学校等が建築できる。

⁹ 住居の環境を守るための地域であり、3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどが建築できる。

図表 2-4-3 用途地域の指定状況の都市間比較（住居系構成比の高位順）



出典：国土交通省「平成 28 年都市計画現況調査（平成 28 年 3 月 31 日現在）」

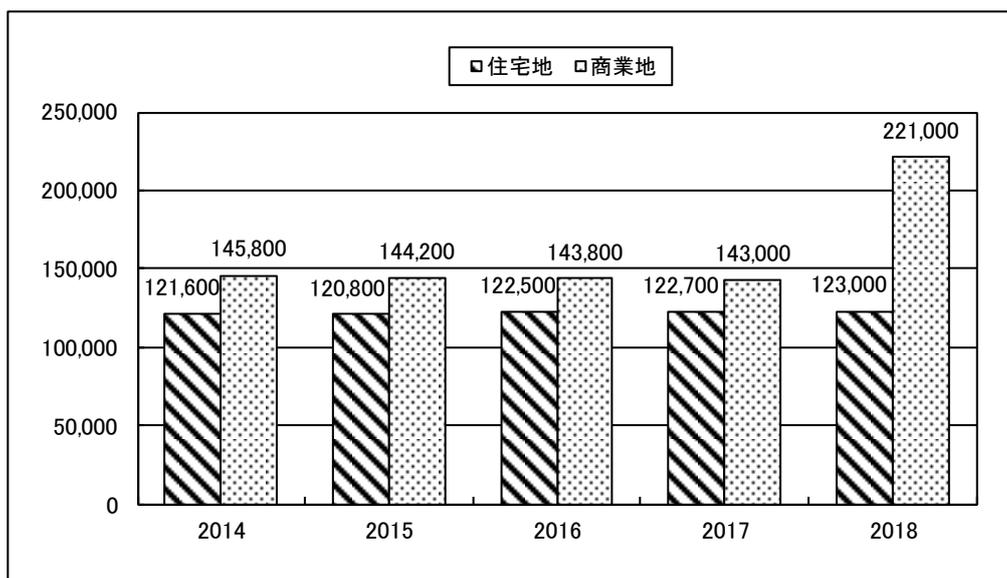
(3) 地価

○平成 29 (2017) 年以降、本市の住宅地の平均価格¹⁰は、2年連続で対前年比プラスの傾向が続いており、平成 28 (2016) 年の 122,500 円から平成 30 (2018) 年の 123,000 円と 500 円上昇しています。【図表 2-4-4・図表 2-4-5】

○商業地の平均価格は、平成 26 (2014) 年の 145,800 円から平成 29 (2017) 年の 143,000 円と 2,800 円下落しています。

○平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在、本市の住宅地平均価格は、16 市中 7 番目、商業地平均価格は 9 番目の中位に位置しています。【図表 2-4-6・図表 2-4-7】

図表 2-4-4 住宅地・商業地平均価格の推移



図表 2-4-5 住宅地・商業地の平均価格・変動率¹¹の推移

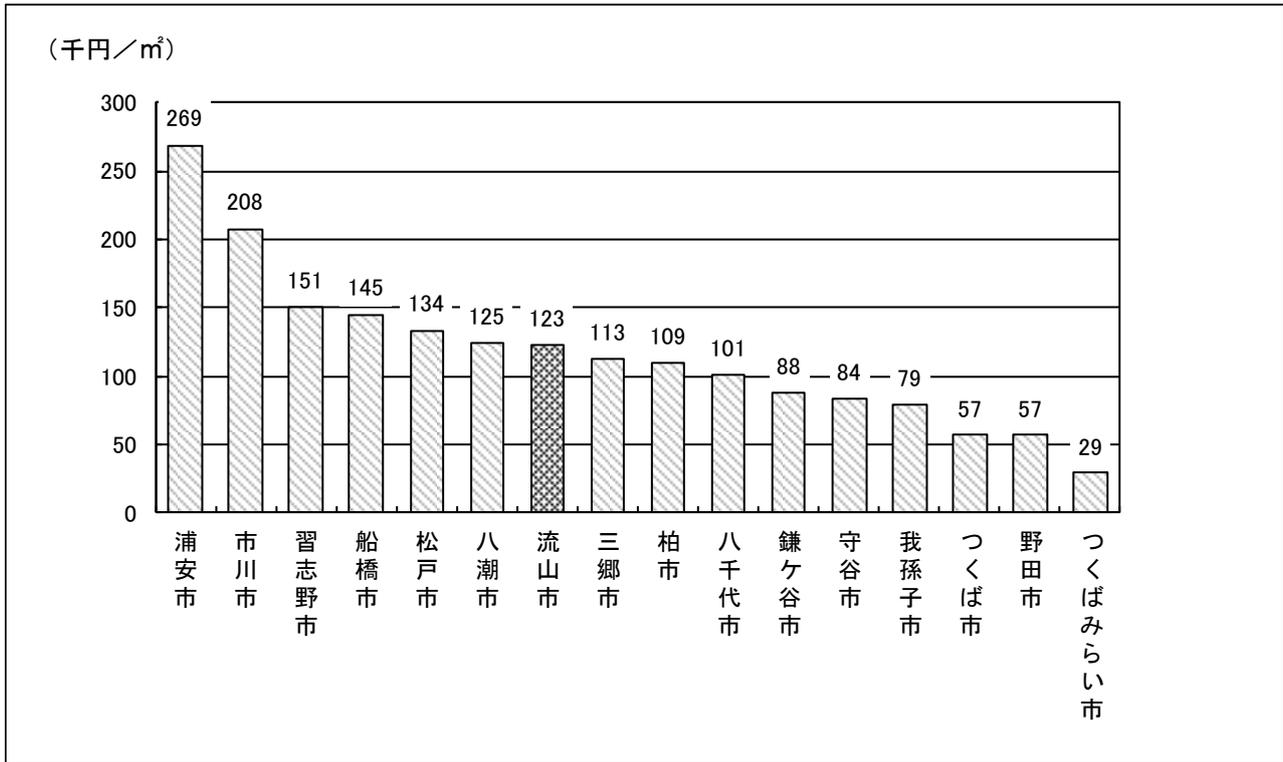
	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)								
住宅地	121,600	▲ 0.4	120,800	▲ 0.8	122,500	▲ 0.3	122,700	0.0	123,000	0.0
商業地	145,800	▲ 0.8	144,200	▲ 1.0	143,800	▲ 0.3	143,000	▲ 0.5	221,000	▲ 0.6

出典：千葉県「地価公示（各年 1 月 1 日現在）」

¹⁰ 標準地ごとの 1㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。

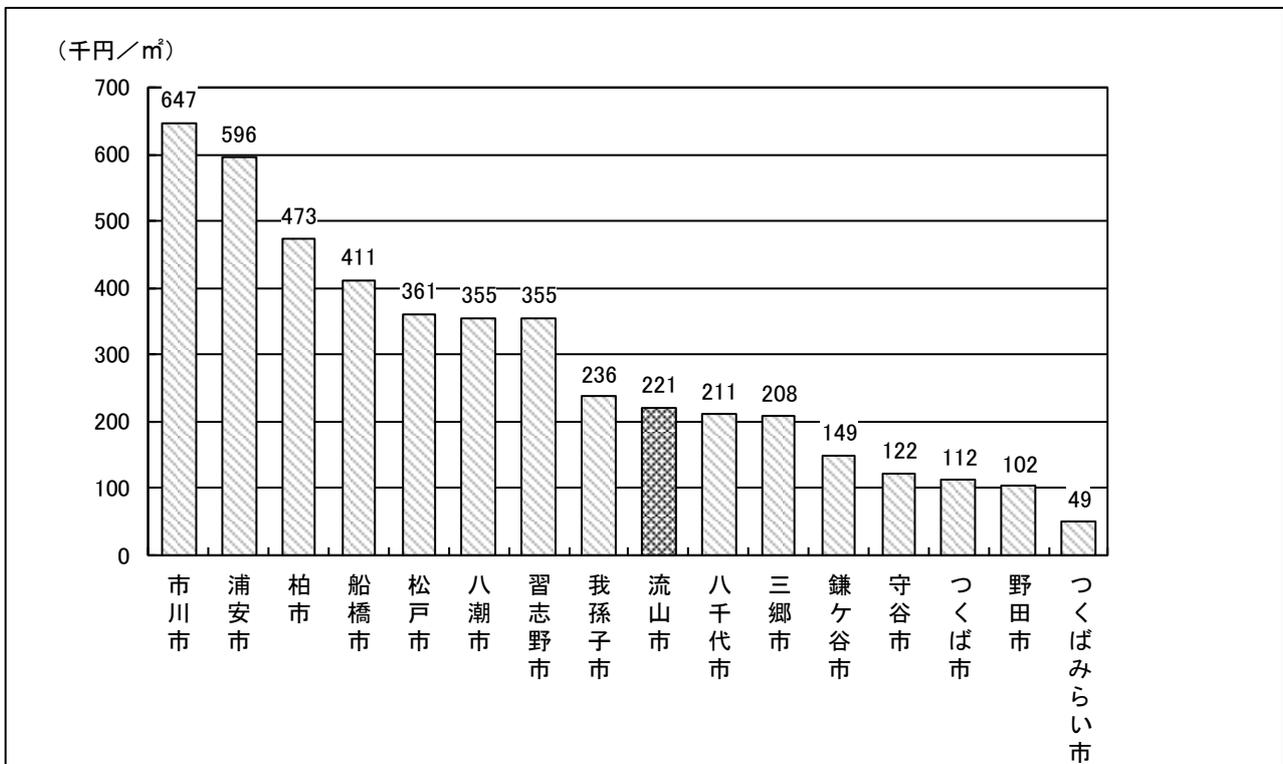
¹¹ 「平均価格」は、標準地ごとの 1㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。また、「平均変動率」は、継続標準地ごとの価格の対前年変動率の合計を当該標準地数で除して求めたもの。

図表 2-4-6 住宅地平均価格の都市間比較



出典：千葉県「平成 30 年地価公示」、茨城県「平成 30 年地価公示結果」、埼玉県「平成 30 年地価公示（埼玉県分）」（各県とも平成 30 年 1 月 1 日現在）

図表 2-4-7 商業地平均価格の都市間比較



出典：千葉県「平成 30 年地価公示」、
茨城県「平成 30 年地価公示結果」、
埼玉県「平成 30 年地価公示（埼玉県分）」（各県とも平成 30 年 1 月 1 日現在）

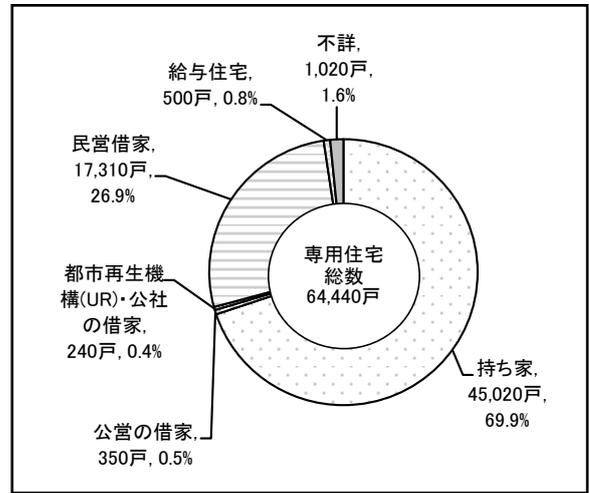
(4) 住宅

<所有関係別の専用住宅数^{1 2}>

○平成 25 (2013) 年 10 月 1 日現在の本市の専用住宅数を所有関係別にみると、総数 64,440 戸^{1 3}のうち、持ち家は 45,020 戸で全体の 69.9%、借家は 18,400 戸で 28.6%、また、借家のうち、民間は 17,310 戸で全体の 26.9%を占めています。【**図表 2-4-8**】

○所有関係別の構成比を 16 市で比較すると、高い順に持ち家は 6 番目、借家は 11 番目、さらに借家の内訳をみると、公営と都市再生機構・公社の合計が 9 番目、民間が 9 番目といずれも中位に位置しているのが特徴的といえます。【**図表 2-4-9**】

図表 2-4-8 所有関係別専用住宅数



出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

図表 2-4-9 所有関係別専用住宅比率の都市間比較

順位	市名	専用住宅 総数(戸)	持ち家		借家 (戸)	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社の 借家	民間借家	給与住宅
			実数 (戸)	持ち家率 (%)					
1	つくばみらい市	16,500	13,060	79.2	3,120	10	-	2,940	170
2	鎌ヶ谷市	41,110	31,430	76.5	8,570	250	640	7,040	650
3	野田市	57,250	43,440	75.9	12,580	140	330	11,860	240
4	守谷市	22,980	16,940	73.7	5,470	-	-	5,170	300
5	我孫子市	52,270	38,210	73.1	12,860	530	2,170	9,630	530
6	流山市	64,440	45,020	69.9	18,400	350	240	17,310	500
7	柏市	163,240	106,420	65.2	50,450	910	3,770	40,720	5,050
8	八千代市	72,810	45,420	62.4	25,780	-	7,930	16,830	1,020
9	三郷市	52,000	32,080	61.7	19,430	-	6,630	12,290	500
10	習志野市	70,690	42,600	60.3	26,640	1,200	6,120	16,570	2,740
11	船橋市	263,630	155,640	59.0	99,240	2,760	10,040	76,720	9,710
12	松戸市	206,500	121,160	58.7	77,480	1,510	11,210	61,070	3,690
13	八潮市	32,230	18,880	58.6	11,580	260	1,040	10,010	270
14	市川市	218,380	112,350	51.4	95,730	2,020	2,410	84,770	6,530
15	つくば市	88,740	44,240	49.9	40,370	460	1,470	34,620	3,820
16	浦安市	71,280	34,030	47.7	34,040	290	2,280	28,250	3,220

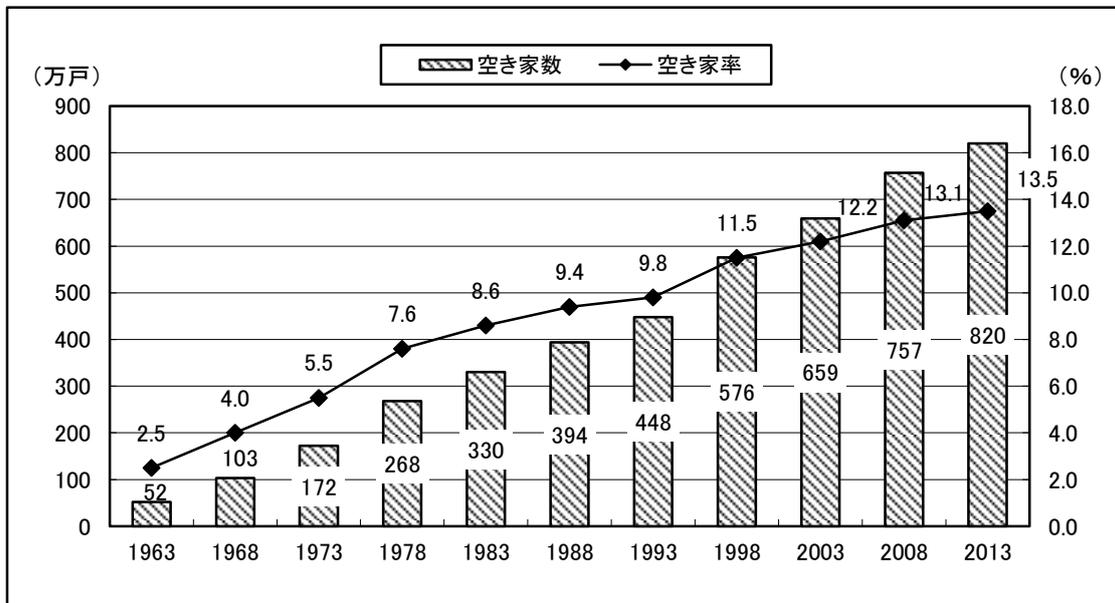
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

^{1 2} 「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、店舗や作業場等を併用している住宅は含まない。
^{1 3} 住宅・土地統計調査は、標本調査による推定結果であるため、1 の位を四捨五入して 10 の位を有効数字としているので、個々の数値を積み上げた値と総数は必ずしも一致しない。

<空き家>

○総務省の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は昭和 40 年代から一貫して増加し、平成 25 (2013) 年には合計で 820 万戸、5 年前に比べ 8.3% (63 万戸) 増加しています。この結果、総住宅数に占める空き家の割合 (空き家率) も、昭和 38 (1963) 年の 2.5% から一貫して上昇を続け、平成 25 (2013) 年には 13.5% で過去最高に上っています。【図表 2-4-10】

図表 2-4-10 全国の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移



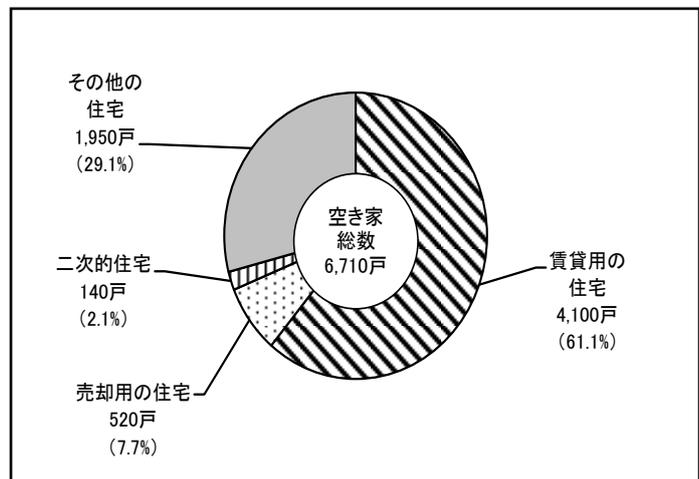
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」

○平成 25 (2013) 年 10 月 1 日、本市の空き家数 (全体) は 6,710 戸、空き家率は 9.29% であり、空き家率は 16 市の中では低い方から 4 番目となっています。【図表 2-4-11・図表 2-4-12・図表 2-4-13】

○空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 4,100 戸で全体の 61.1% を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅」が 1,950 戸 (構成比 29.1%) でこれに次いでいます。【図表 2-4-11】

○一時居住用や販売用等を除いた「その他の住宅」を対象とした空き家率は 2.7% であり、16 市の中では低い方から 6 番目となっています。【図表 2-4-12・図表 2-4-14】

図表 2-4-11 空き家の種類別戸数



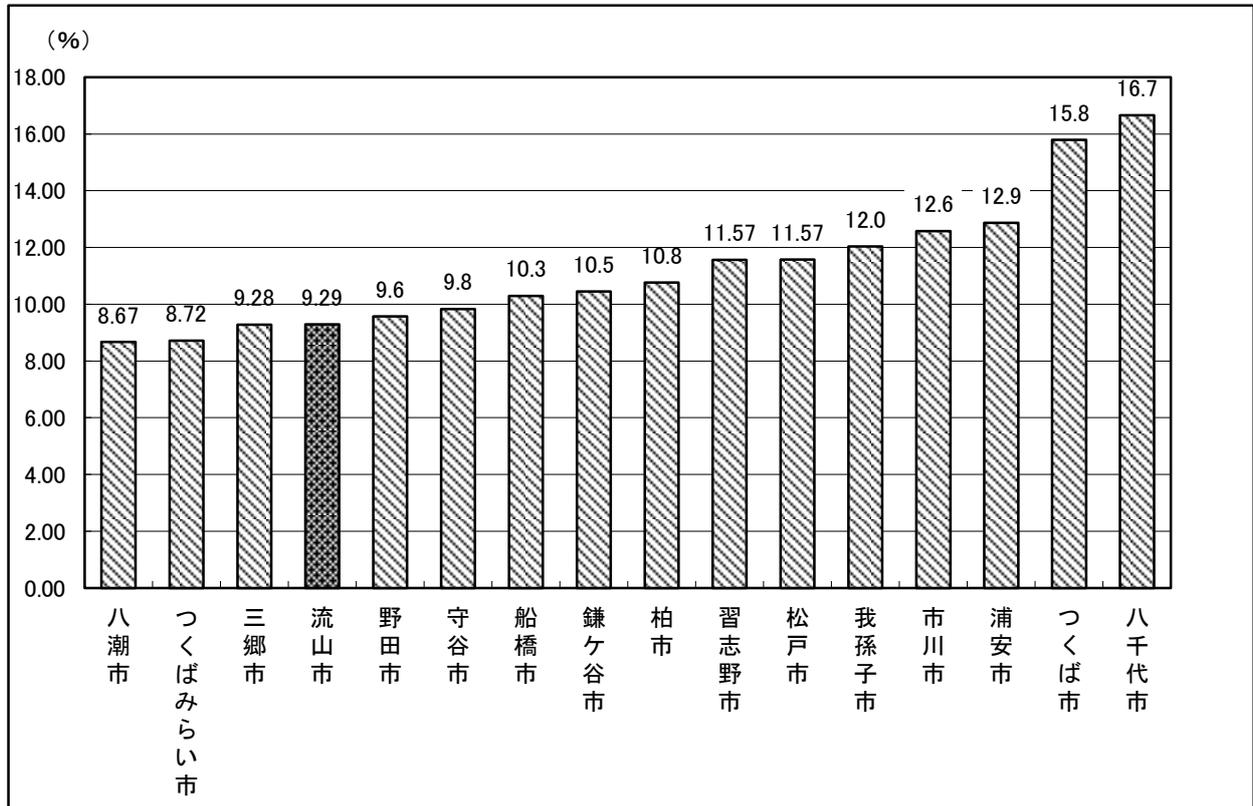
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査 (10 月 1 日現在)」

図表 2-4-12 空き家及び空き家率の都市間比較 (2013年の空き家率の低位順)

順位	市名	総住宅数(戸)			全体						順位	市名	その他の住宅	
		2008年	2013年	増減率(%)	空き家(戸)			空き家率(%)					2013年	
					2008年	2013年	増減率(%)	2008年	2013年	増減(ポイント)			空き家(戸)	空き家率(%)
1	八潮市	31,380	37,040	18.0	2,550	3,210	25.9	8.1	8.67	0.5	1	浦安市	1,360	1.6
2	つくばみらい市	15,620	18,460	18.2	1,530	1,610	5.2	9.8	8.72	▲1.1	2	三郷市	1,120	1.9
3	三郷市	54,820	58,850	7.4	4,840	5,460	12.8	8.8	9.28	0.4	3	柏市	4,090	2.2
4	流山市	66,290	72,200	8.9	5,490	6,710	22.2	8.3	9.29	1.0	4	守谷市	620	2.4
5	野田市	64,060	64,980	1.4	8,340	6,220	▲25.4	13.0	9.6	▲3.4	5	つくば市	2,760	2.6
6	守谷市	21,990	25,930	17.9	1,640	2,550	55.5	7.5	9.8	2.4	6	流山市	1,950	2.7
7	船橋市	271,120	297,890	9.9	29,560	30,650	3.7	10.9	10.3	▲0.6	7	習志野市	2,370	2.9
8	鎌ヶ谷市	42,790	47,170	10.2	4,230	4,930	16.5	9.9	10.5	0.6	8	八潮市	1,170	3.2
9	柏市	180,970	186,940	3.3	21,340	20,130	▲5.7	11.8	10.8	▲1.0	9	鎌ヶ谷市	1,580	3.3
10	習志野市	74,110	80,660	8.8	8,610	9,330	8.4	11.6	11.57	▲0.1	10	船橋市	10,170	3.4
11	松戸市	224,380	238,820	6.4	29,390	27,630	▲6.0	13.1	11.57	▲1.5	11	松戸市	8,430	3.5
12	我孫子市	56,920	60,500	6.3	6,080	7,280	19.7	10.7	12.0	1.4	12	市川市	10,160	4.0
13	市川市	230,470	253,420	10.0	26,660	31,880	19.6	11.6	12.6	1.0	13	野田市	3,080	4.7
14	浦安市	82,790	82,780	▲0.0	13,680	10,650	▲22.1	16.5	12.9	▲3.7	14	我孫子市	3,030	5.0
15	つくば市	104,070	107,280	3.1	18,070	16,940	▲6.3	17.4	15.8	▲1.6	15	つくばみらい市	1,110	6.0
16	八千代市	78,070	88,980	14.0	7,810	14,820	89.8	10.0	16.7	6.7	16	八千代市	6,600	7.4

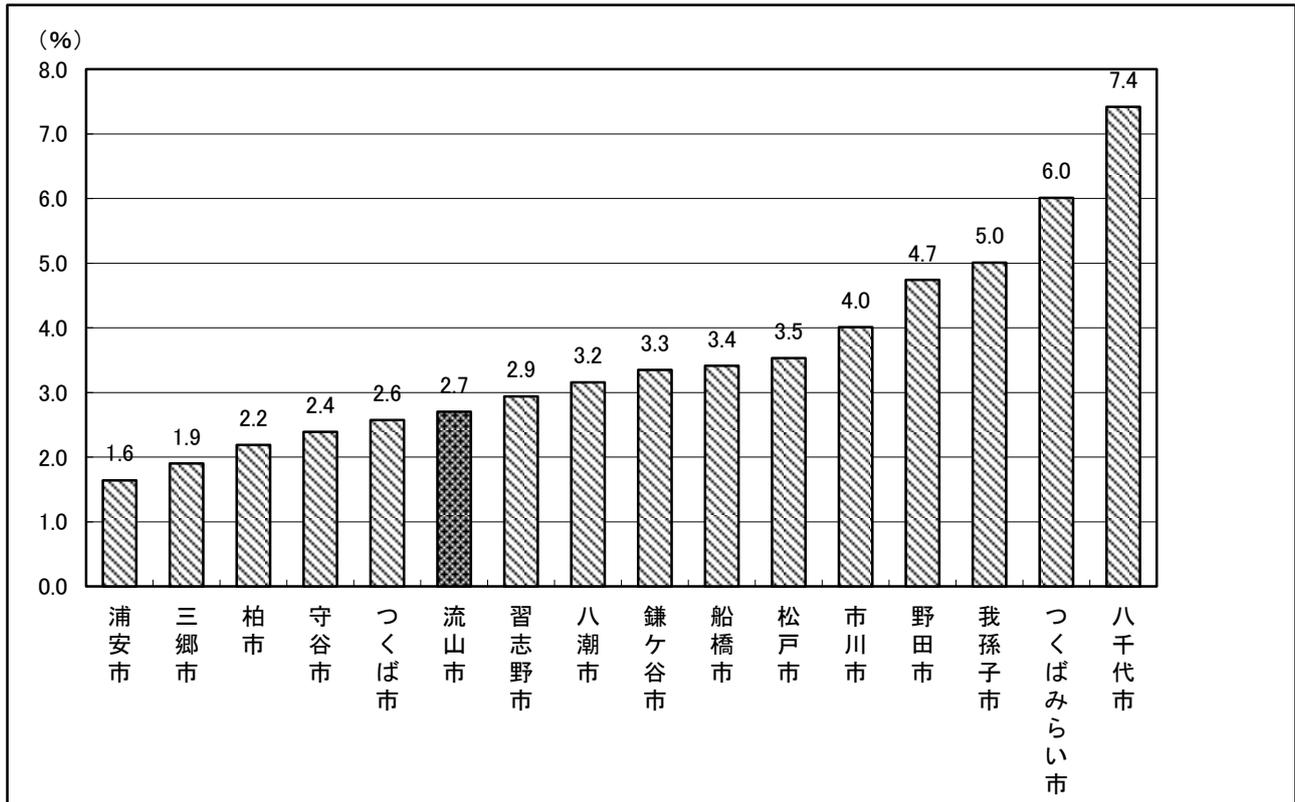
出典：総務省「住宅・土地統計調査（各年10月1日現在）」

図表 2-4-13 空き家率の都市間比較



出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査（10月1日現在）」

図表 2-4-14 「その他の住宅」の空き家率の都市間比較



出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

「土地利用」のまとめ

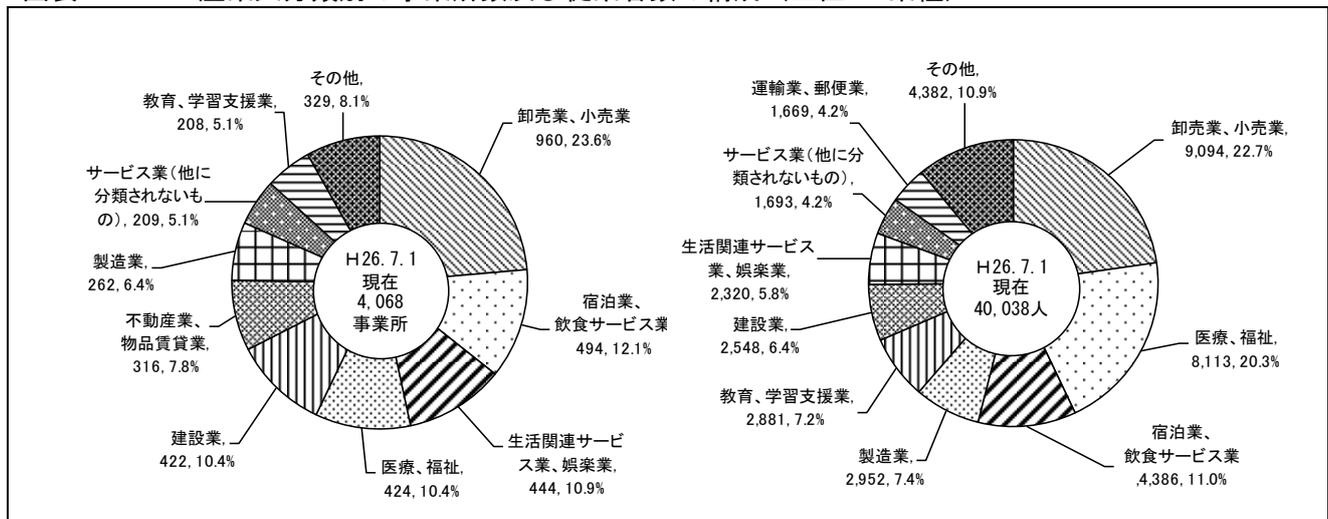
- ◆平成 29 (2017) 年における利用区別の土地面積の構成比は、宅地が 56.3% (面積 1303.7ha) で最も多く、平成 24 (2012) 年と比較すると、宅地が 1,186.6ha から 9.9% (117.1ha) 増加しています。
- ◆住居系、商業系及び工業系用途地域の指定状況の構成比では、住居系が 91.5%となっており、本市の住宅地平均価格は、2年連続で対前年比プラスの傾向が続いています。
- ◆平成 25 (2013) 年 10 月 1 日現在の本市の専用住宅数を所有関係別にみると、総数 64,440 戸のうち、持ち家は 45,020 戸で全体の 69.9%、借家は 18,400 戸で 28.6%、また、借家のうち、民営は 17,310 戸で全体の 26.9%を占めています。
- ◆平成 25 (2013) 年 10 月 1 日、本市の空き家数 (全体) は 6,710 戸、空き家率は 9.29%であり、内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 4,100 戸で全体の 61.1%を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅」が 1,950 戸 (29.1%) でこれに次いでいます。
- ◆つくばエクスプレスの開業に伴う大規模マンション開発・区画整理事業の進展によって、人口増の受け皿となる住宅の供給を進めてきたものの、将来的な人口減少・高齢化により市民や転入者の住宅ニーズも変化していくことが見込まれます。他都市と比較して低い水準にある空き家率などを維持するため、人口構成の変化を踏まえた良好な市街地環境や住宅地としての価値の維持・向上に取り組む必要があります。

5 産業構造

○総務省の「経済センサス基礎調査」によると、平成26（2014）年7月1日現在、市内の事業所数は4,068事業所、従業者数は40,038人となっています。これを産業大分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」が960事業所（構成比23.6%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の494事業所（12.1%）、「生活関連サービス業、娯楽業¹⁴」の444事業所（10.9%）の順であり、上位3業種で全体の46.6%を占めています。【図表2-5-1】

○従業者数では「卸売業、小売業」が9,094人（構成比22.7%）で最も多く、次いで「医療、福祉」の8,113人（20.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」の4,386人（11.0%）の順であり、これらの合計が全体の54.0%を占めています。

図表2-5-1 産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成（上位10業種）



出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）」

「その他」を含め上位10業種に分類。「その他」に含まれる業種は下記のとおり。

事業所：「学術研究、専門・技術サービス業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「情報通信業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、「複合サービス事業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」

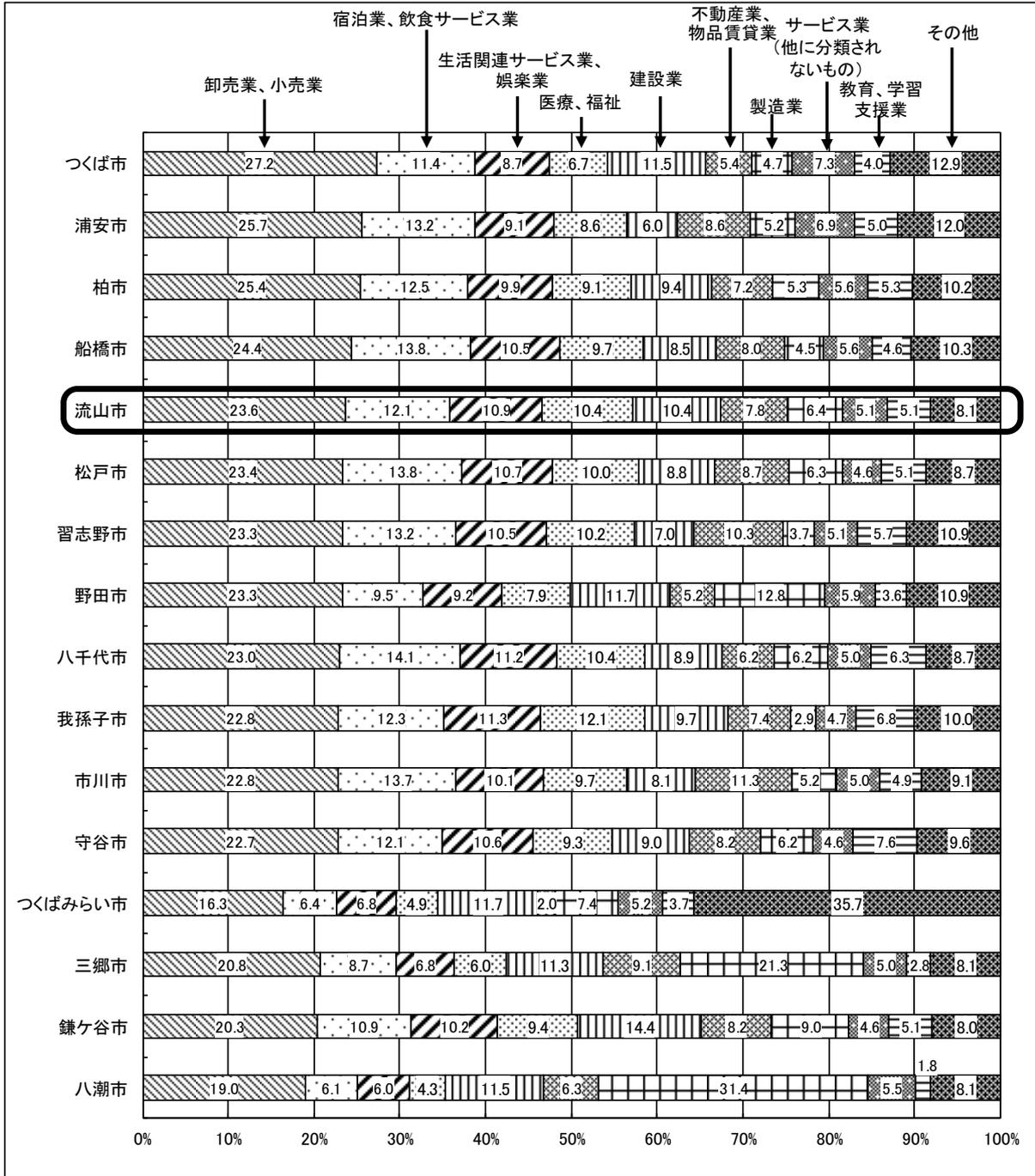
従業者：「公務（他に分類されるものを除く）」、「不動産業、物品賃貸業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」

（ただし、「漁業」及び「鉱業、採石業、砂利採取業」については、事業所数・従業者数ともに該当なし）

○産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比を15市と比較すると、事業所数では「医療、福祉」が2番目、「生活関連サービス業、娯楽業」が3番目に高く、また、従業者数では「卸売業、小売業」、「医療、福祉」が最も高くなっています。【図表2-5-2・図表2-5-3】

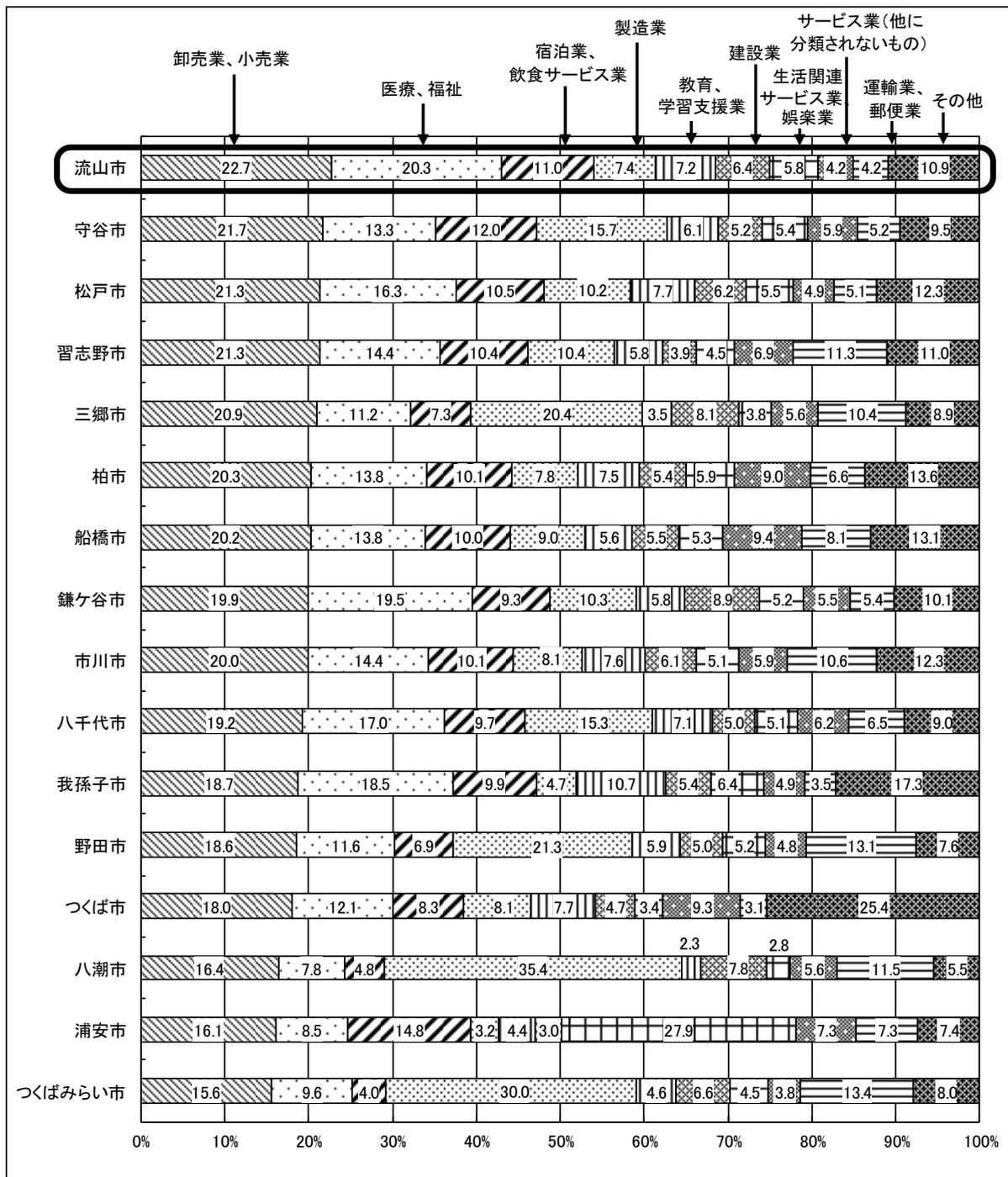
¹⁴ 例えば洗濯業や理容業など、主に個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所。

図表 2-5-2 産業大分類別の事業所構成比の都市間比較（流山市上位 10 業種）



出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）」

図表 2-5-3 産業大分類別の従業者構成比の都市間比較



出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）」

「産業構造」のまとめ

- ◆平成 26（2014）年 7 月 1 日現在、市内の事業所数は 4,068 事業所、従業者数は 40,038 人となっています。産業大分類別の事業所数では、事業所数「卸売業、小売業」が 960 事業所（構成比 23.6%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 494 事業所（12.1%）、「生活関連サービス業、娯楽業」の 444 事業所（10.9%）の順であり、上位 3 業種で全体の 46.6% を占めています。
- ◆また、産業大分類別の従業者数では「卸売業、小売業」が 9,094 人（構成比 22.7%）で最も多く、次いで「医療、福祉」の 8,113 人（20.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」の 4,386 人（11.0%）の順であり、これらの合計が全体の 54.0% を占めています。
- ◆産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比を 15 市と比較すると、事業所数では「医療・福祉」が 10.4% で我孫子市（12.1%）に次いで 2 番目、「生活関連サービス業、娯楽業」が 10.9% で我孫子市（11.3%）、八千代市（11.2%）に次いで 3 番目に高くなっています。また、従業者数では「卸売業、小売業」が 22.7%、「医療、福祉」が 20.3% でいずれも最も高くなっています。
- ◆近年、外環道の千葉県区間の開通など広域的な交通利便性の向上等を背景に、国内でも有数の規模を誇る大型物流施設が開業したほか、普段仕事を行う事務所・仕事場とは違う場所で仕事をする人たちのためのサテライト型オフィス（自社の他事業所や共同利用型オフィスなど）が開設されるなど、従来モデルとは異なる企業等の進出が目立ちつつあります。

6 行財政

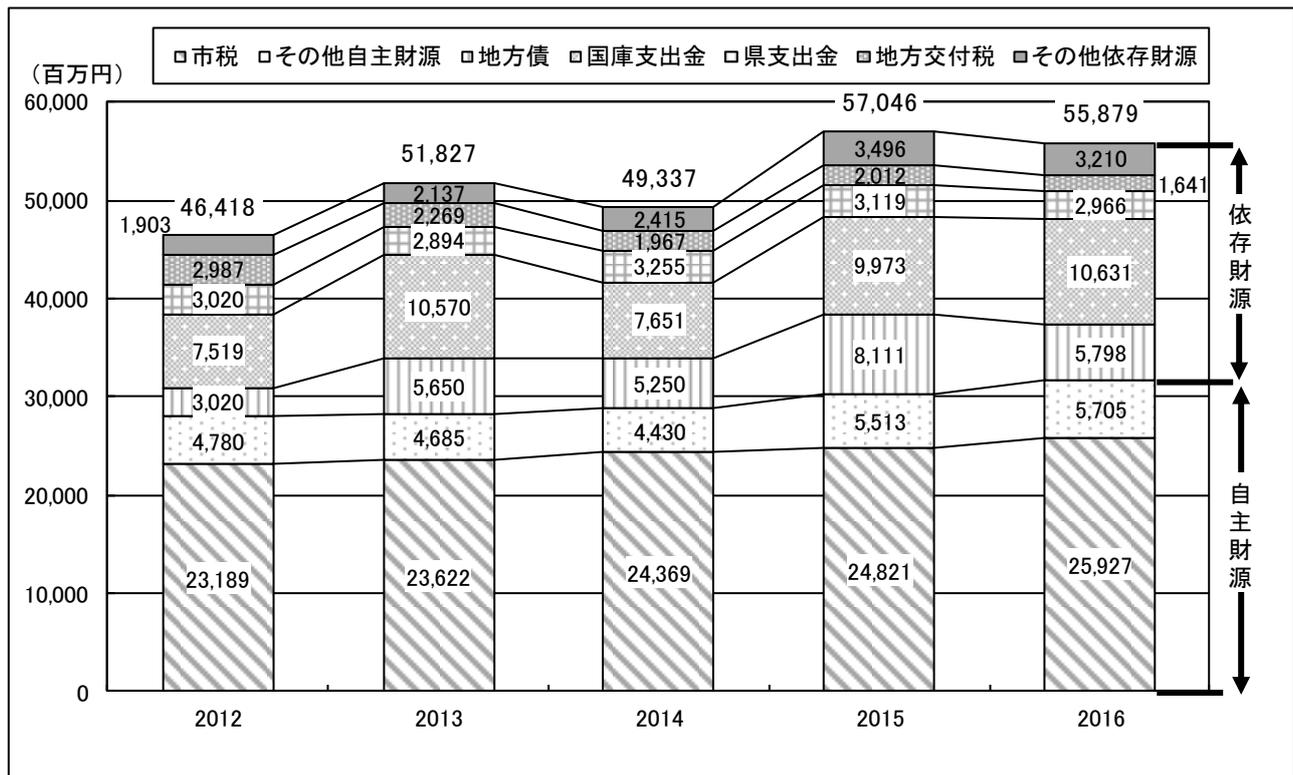
(1) 歳入

○平成 24 (2012) 年度以降、普通会計の歳入決算総額は、増減を繰り返しながら概ね増加基調で推移しており、平成 28 (2016) 年度は 558 億 7,900 万円、平成 24 (2012) 年度の 464 億 1,800 万円と比べて約 1.2 倍 (94 億 6,100 万円) に増加しています。【図表 2-6-1】

○その内訳をみると、市税等の自主財源は増加傾向にあり平成 28 (2016) 年度では 316 億 320 万円に回復しています。一方、依存財源は、国庫支出金の増額等により、平成 27 (2015) 年度に過去 5 年間で最も高い 267 億 1,100 万円と、前年度の 205 億 3,800 万円と比べ約 1.3 倍 (61 億 7,300 万円増) に大きく増加しているのが目立つ状況にあります。

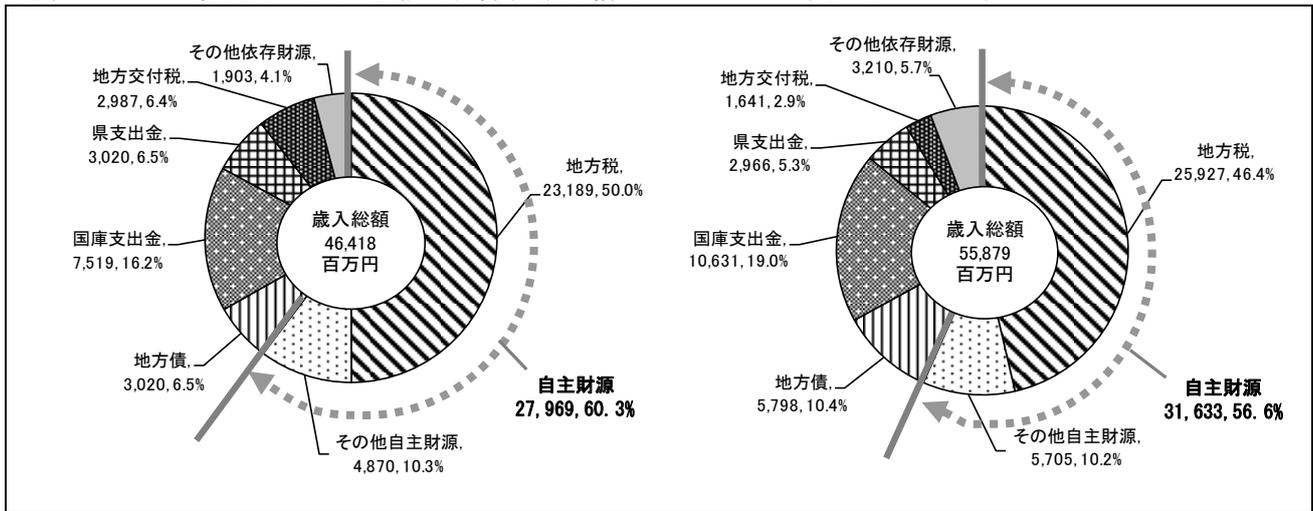
○歳入決算総額に対する自主財源比率は、総額の増加に比べて市税の増加が緩やかであることや使用料・寄附金の減少により、平成 24 (2012) 年度の 60.3%から平成 28 (2016) 年度の 56.6%と 3.7 ポイント低下しています。一方、依存財源比率は国庫支出金・地方債の増加により 39.7%から 43.4%に 3.7 ポイント上昇しています。【図表 2-6-2】

図表 2-6-1 普通会計による歳入決算額の推移



出典：財政調整課

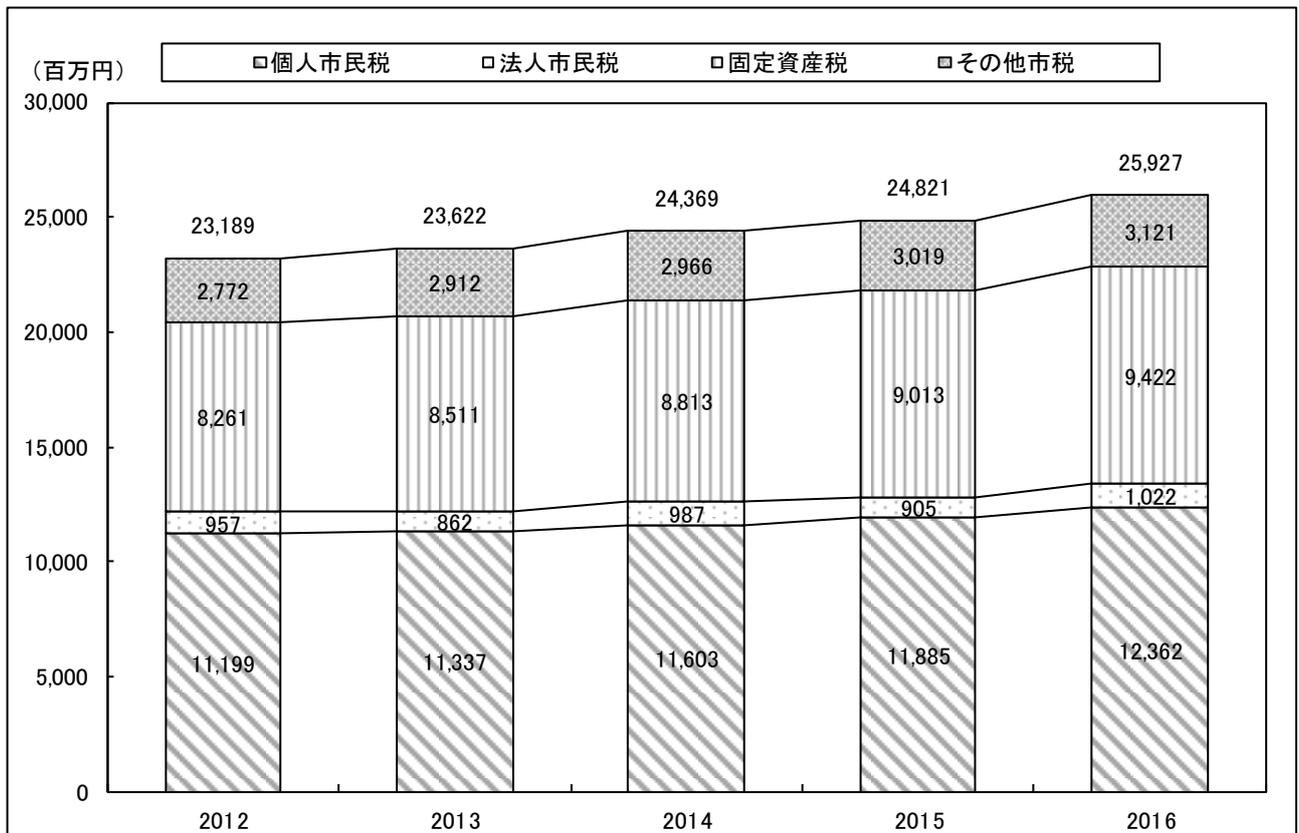
図表 2-6-2 普通会計による歳入決算総額の構成 (左 : 2012 年、右 : 2016 年)



出典 : 財政調整課

○歳入全体の約5割を占め、財政の根幹をなしている市税は、人口の増加や住宅の増加、企業の進出等の影響により平成24(2012)年度以降、緩やかな増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度では259億2,700万円、平成24(2012)年度の231億8,900万円と比べて11.8%(27億3,800万円)増加しています。【図表2-6-3】

図表 2-6-3 市税の推移



出典 : 財政調整課

○平成 28（2016）年度の普通会計決算に基づく市税を、平成 29（2017）年 1 月 1 日現在の人口で除して算出した人口 1 人当たりの市税収入は 6 万 8,435 円であり、16 市の中では高い方から 6 番目の水準となっています。【図表 2-6-4】

図表 2-6-4 市民 1 人当たりの市税収入の都市間比較

順位	市名	個人市民税		順位	市名	固定資産税	
		(百万円)	人口1人当たり(円)			(百万円)	人口1人当たり(円)
1	浦安市	16,441	98,717	1	浦安市	18,184	109,178
2	市川市	37,683	78,384	2	八潮市	7,812	89,676
3	つくば市	16,291	71,728	3	つくば市	19,640	86,473
4	習志野市	12,241	71,228	4	守谷市	4,718	71,208
5	守谷市	4,639	70,027	5	三郷市	9,720	69,847
6	流山市	12,362	68,435	6	野田市	10,236	66,015
7	船橋市	43,114	68,333	7	つくばみらい市	3,304	64,820
8	柏市	27,501	66,639	8	市川市	28,887	60,088
9	我孫子市	8,655	65,262	9	柏市	24,236	58,727
10	松戸市	31,981	64,977	10	習志野市	9,989	58,120
11	八千代市	12,314	62,849	11	船橋市	35,186	55,768
12	八潮市	5,128	58,864	12	八千代市	10,404	53,099
13	鎌ヶ谷市	6,250	57,087	13	流山市	9,422	52,157
14	三郷市	7,943	57,079	14	松戸市	24,000	48,760
15	つくばみらい市	2,768	54,303	15	我孫子市	6,171	46,530
16	野田市	7,986	51,508	16	鎌ヶ谷市	4,450	40,643

出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

(2) 歳出

○平成 24（2012）年度以降、普通会計の歳出決算総額は、歳入と同様に増減を繰り返しながら概ね増加基調で推移しており、平成 28（2016）年度は 541 億 9,800 万円、平成 24（2012）年度の 445 億 3,900 万円と比べて約 1.2 倍（96 億 5,900 万円）に増加しています。【図表 2-6-5・図表 2-6-6】

○その内訳を性質別にみると、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する普通建設事業費が平成 24（2012）年の 50 億 2,700 万円から、平成 28（2016）年の 103 億 6,300 万円へと倍増しています。また、高齢化の進展により社会保障支出が増加したことなどに伴い、支出が法令等で義務付けられ任意に節約できない人件費¹⁵、扶助費¹⁶及び公債費¹⁷からなる義務的経費が平成 24（2012）年度の 224 億 9,900 万円から平成 28（2016）年度の 264 億 9,700 万円と約 1.2 倍（39 億 9,800 万円増）に増加しているのが目立ちます。

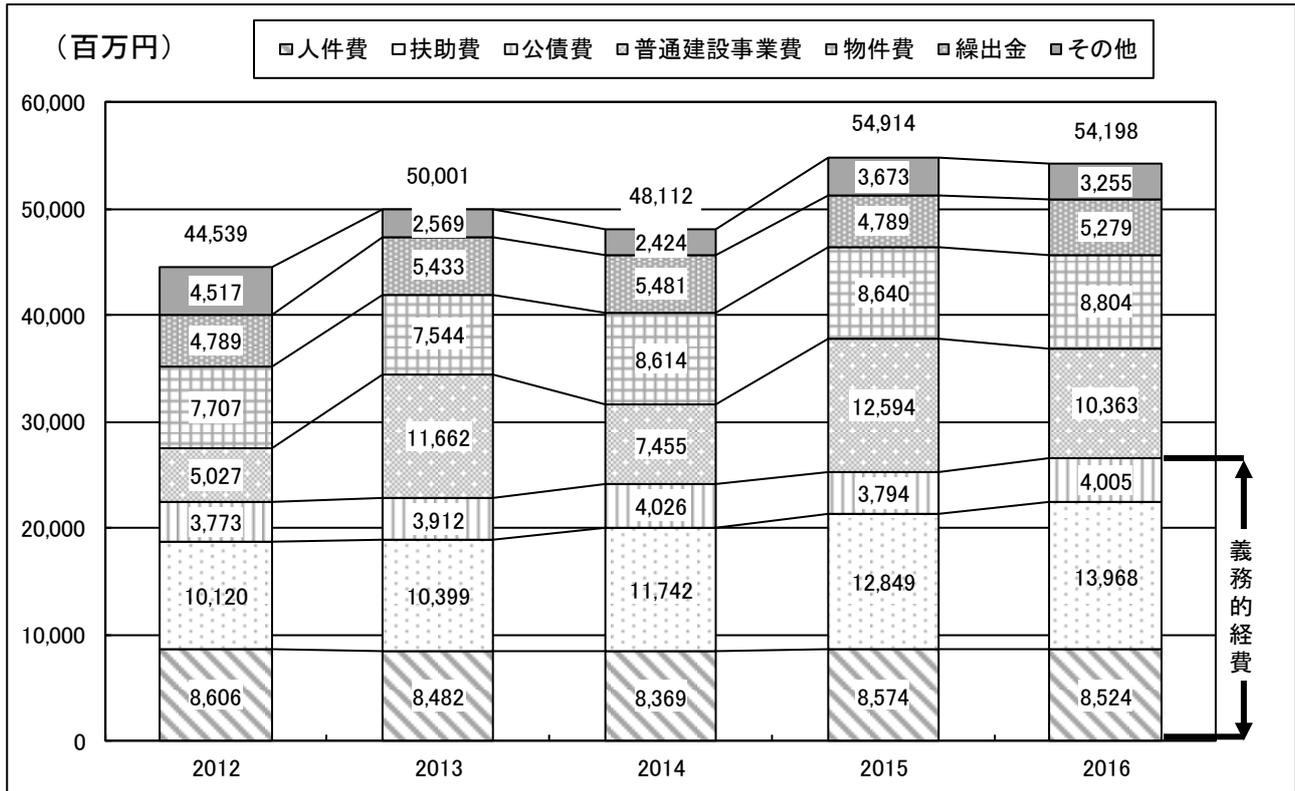
○平成 24（2012）年度と平成 28（2016）年度の歳出決算総額の構成比を比較すると、義務的経費の占める割合は人件費の減少に伴い 50.5%から 48.9%の 1.6 ポイント減している一方、扶助費が 22.7%から 25.8%と 3.1 ポイント増、金額ベースでは 101 億 2,000 万円から 139 億 6,800 万円と約 1.4 倍（38 億 4,800 万円増）と金額・構成比ともに増加しています。

¹⁵ 職員の給料・諸手当、特別職及び議員への報酬、委員会委員等への報酬など。

¹⁶ 社会保障制度の一環として地方自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方自治体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

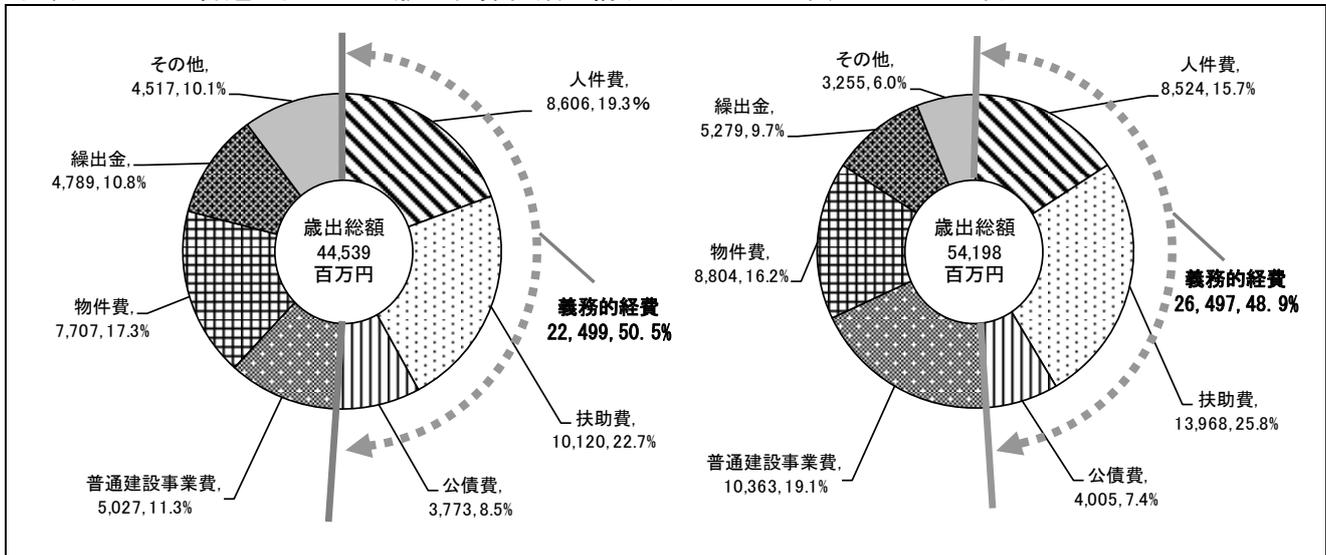
¹⁷ 地方自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

図表 2-6-5 普通会計による歳出決算額の推移



出典：財政調整課

図表 2-6-6 普通会計による歳出決算総額の構成（左：2012年、右：2016年）

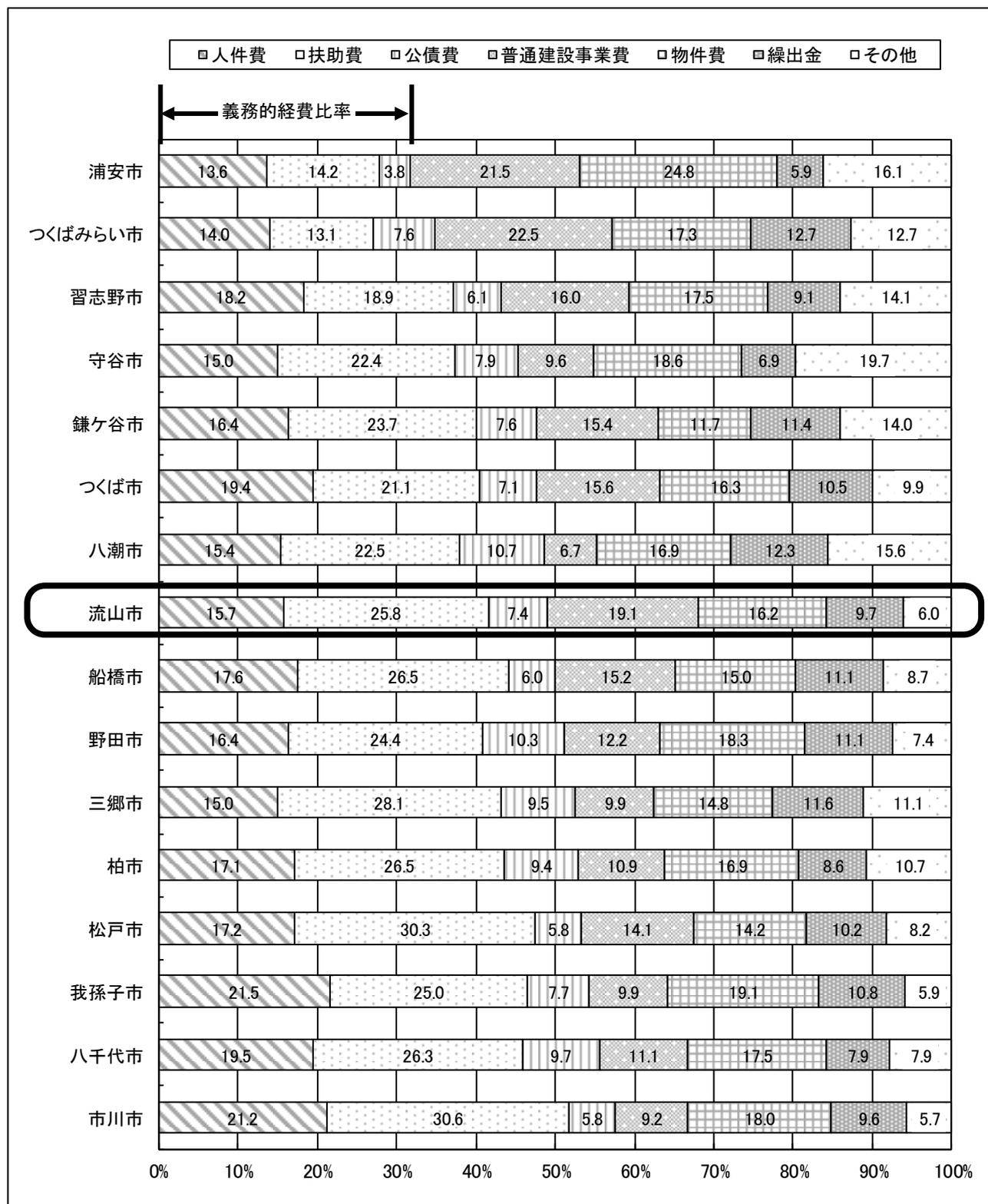


出典：財政調整課

○平成 28（2016）年度の義務的経費比率を 15 市と比較すると、本市は低い方から 8 番目の中位に位置しています。【図表 2-6-7】

○少子・高齢化の進展に伴い、今後さらに扶助費が増加し、義務的経費を押し上げることによって、老朽化した既存の公共施設の機能を適正に確保するために必要な投資的経費の減少を招くなど、財政余力の低下に拍車がかかることが大いに懸念されます。

図表 2-6-7 義務的経費比率の都市間比較（比率の低位順）

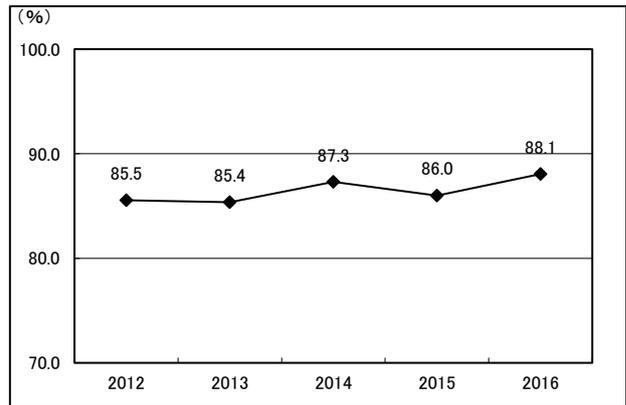


出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

(3) 主要財政指標

○人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この値が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている「経常収支比率」は、平成 24 (2012) 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。【**図表 2-6-8**】

図表 2-6-8 経常収支比率の推移



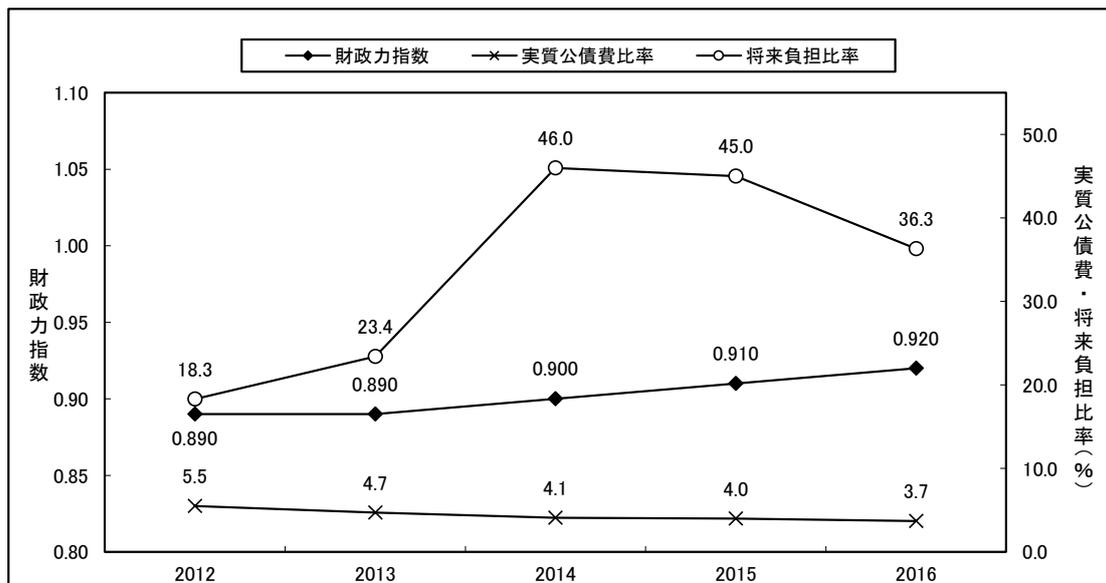
出典：財政調整課

○財政基盤の強弱を判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを示す「財政力指数」は、平成 24 (2012) 年度以降上昇傾向にあり、平成 28 (2016) 年度では 0.920 となっています。【**図表 2-6-9**】

○地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模¹⁸に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定¹³に用いられる「実質公債費比率」は、平成 24 (2012) 年度以降、一貫して対前年度マイナスの改善傾向で推移しています。

○将来負担する必要がある実質的な負債額が、当該自治体の財政の大きさに占める割合を示し、将来的に財政が圧迫される可能性がどの程度高いのかを表す「将来負担比率」は、平成 26 (2014) 年度に過去 5 年で最も高い 46.0% となった後、改善傾向で推移しており、平成 28 (2016) 年度は 36.3% となっています。

図表 2-6-9 財政力指数・実質公債費比率・将来負担比率の推移



出典：財政調整課

¹² 地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したもの。

¹³ 実質公債費比率が 18% 以上となった場合には、起債にあたって国の許可が必要となる。

○平成 28 (2016) 年度の主要財政指標を、16 市と比較すると、財政力指数については、本市は高い方から 10 番目、経常収支比率については、高い方から 2 番目、実質公債比率については、7 番目となっています。また、将来負担比率については、高い方から 10 番目となっています。

【図表 2-6-10】

図表 2-6-10 主要財政指標の都市間比較

順位	市名	財政力指数	順位	市名	経常収支比率 (%)	順位	市名	実質公債費比率 (%)	順位	市名	将来負担比率 (%)
1	浦安市	1.520	1	浦安市	85.1	1	船橋市	▲0.1	1	守谷市	-
2	市川市	1.030	2	流山市	88.1	2	市川市	0.0		市川市	-
3	つくば市	1.000		八潮市	88.1	3	鎌ヶ谷市	0.4		船橋市	-
4	八潮市	0.990	4	つくば市	90.8	4	松戸市	0.9		松戸市	-
5	守谷市	0.980	5	守谷市	91.3	5	我孫子市	1.3		柏市	-
6	船橋市	0.960	5	柏市	91.3	6	習志野市	2.5		我孫子市	-
7	柏市	0.950	7	市川市	91.8	7	流山市	3.7	7	浦安市	12.9
8	三郷市	0.940	8	習志野市	92.9	8	柏市	4.3	8	習志野市	17.1
8	八千代市	0.940	9	松戸市	93.3	9	浦安市	5.2	9	鎌ヶ谷市	24.6
10	流山市	0.920	10	つくばみらい市	94.0	10	守谷市	5.5	10	流山市	36.3
	習志野市	0.920	11	三郷市	94.2	11	つくば市	6.5	11	八千代市	44.2
12	松戸市	0.900	12	鎌ヶ谷市	94.8	12	三郷市	7.0	12	つくば市	46.3
13	野田市	0.870	13	八千代市	94.9	13	八千代市	7.5	13	野田市	52.3
14	我孫子市	0.840	14	野田市	95.2	14	つくばみらい市	7.6	14	八潮市	63.8
15	つくばみらい市	0.800	15	我孫子市	96.4	15	八潮市	8.3	15	三郷市	67.3
16	鎌ヶ谷市	0.770	16	船橋市	96.6	16	野田市	8.5	16	つくばみらい市	82.9

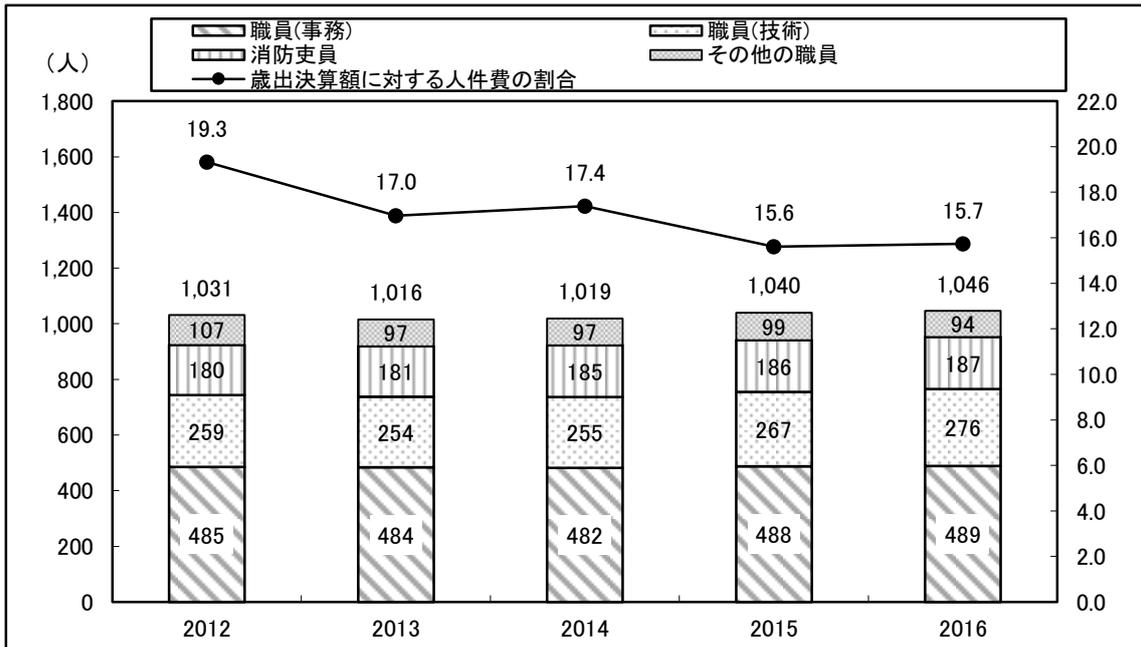
出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

(4) 職員数

○平成 28 (2016) 年 4 月 1 日現在の職員数は 1,046 人であり、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日以降、横ばいで推移しています。【図表 2-6-11】

○一方、歳出決算総額に対する人件費の割合は、平成 24 (2012) 年度の 19.3%から概ね減少傾向で推移しており、平成 28 (2016) 年度では 15.7%、対平成 24 (2012) 年度比で 3.6 ポイント低下しています。

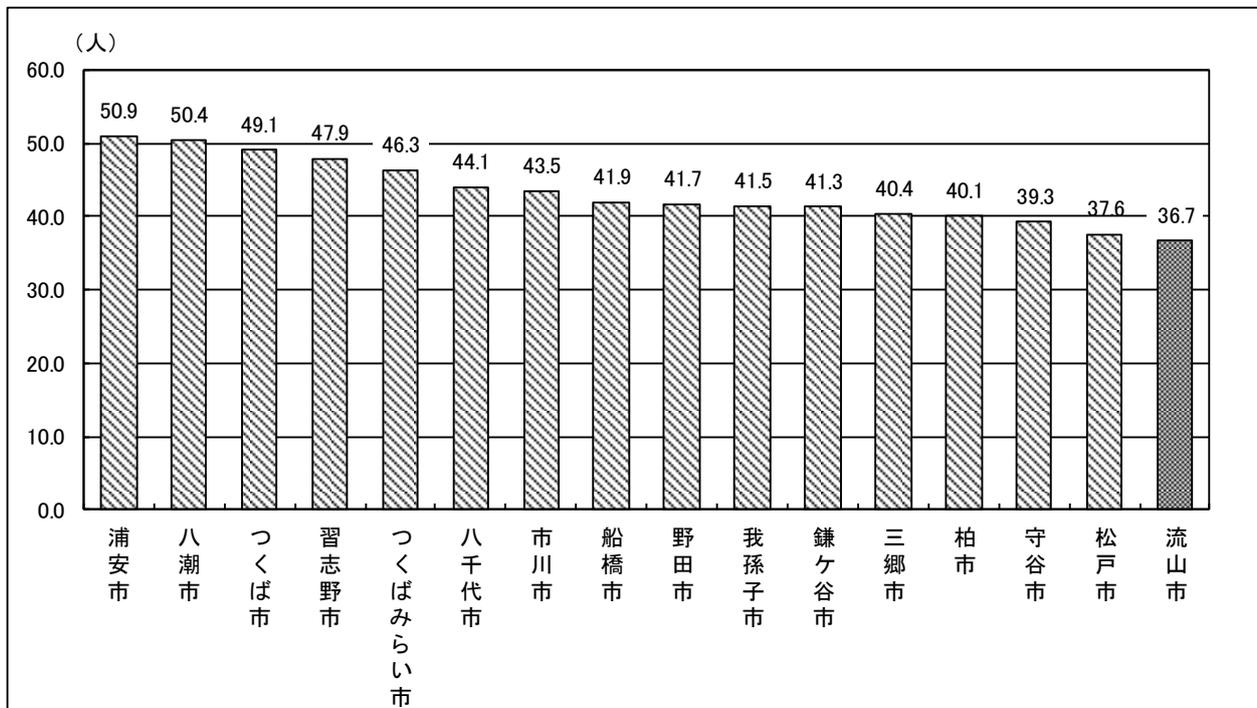
図表 2-6-11 職員数等の推移



出典：財政調整課、人材育成課

○平成 28 (2016) 年 4 月 1 日現在の職員数を平成 28 (2016) 年 1 月 1 日現在の人口で除して算出した人口 1 万人当たりの職員数を比較すると、36.7 人であり比較 16 市の中で最も低くなっています。【図表 2-6-12】

図表 2-6-12 人口 1 万人当たりの職員（一般行政）数の都市間比較



出典：職員数は総務省「平成 28 年地方公共団体定員管理調査結果（平成 28 年 4 月 1 日）」
人口は総務省「住民基本台帳人口（平成 28 年 4 月 1 日）」

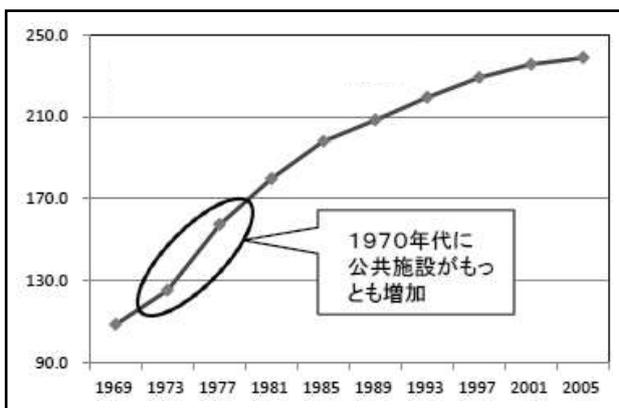
(5) 公共施設

○現在、全国的に昭和30年代から40年代(1955～1974年頃)の高度経済成長期に集中的に建設された学校や集会施設等の公共施設の老朽化が一斉に進行し、今後、既存施設の機能を適正に確保するための大規模改修や建替えのために必要な費用が大幅に不足すると見込まれています。

【図表2-6-13・図表2-6-14】

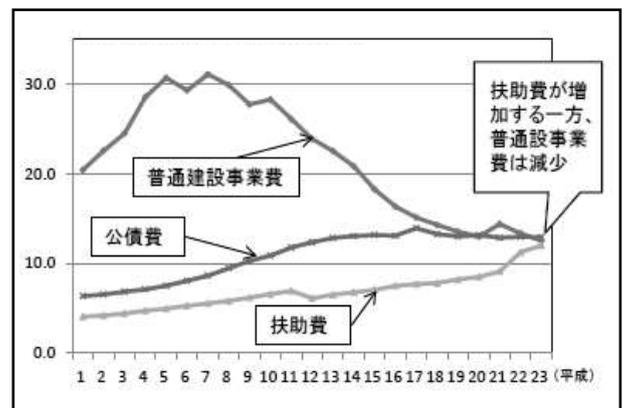
○平成26(2014)年4月1日時点で本市が保有する公共施設は195施設586棟284,375㎡(1.67㎡/人)で、全国平均(3.42㎡/人)の約49%の状況となっています。また、所有する公共施設の約52%は学校であり、昭和45年から昭和55年頃(1970～1980年代)に公共施設が集中的に整備されたこともあり、全施設の平均築年数は28年となっています。【図表2-6-15】

図表2-6-13 市町村保有の主な公共施設の延床面積の推移(k㎡)



出典：総務省「公共施設状況調査」

図表2-6-14 普通建設事業費等の推移(兆円)

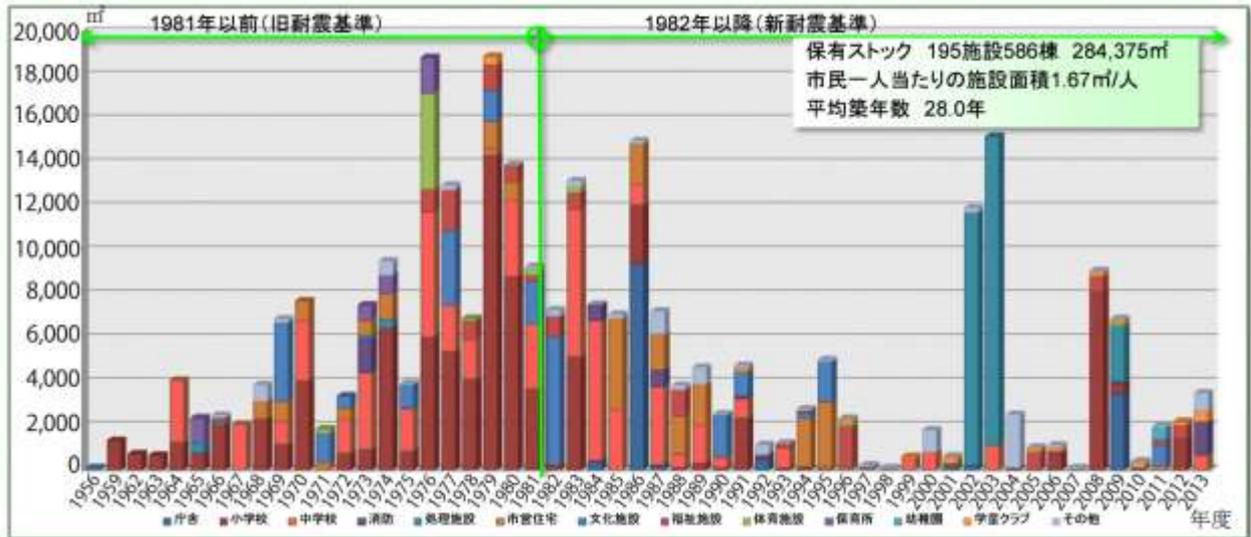


出典：総務省「地方財政状況調査」

○一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」による将来の公共施設・インフラ等に要するコストは、今後40年間で2,945億円(73.6億円/年)と試算されています。【図表2-6-16】

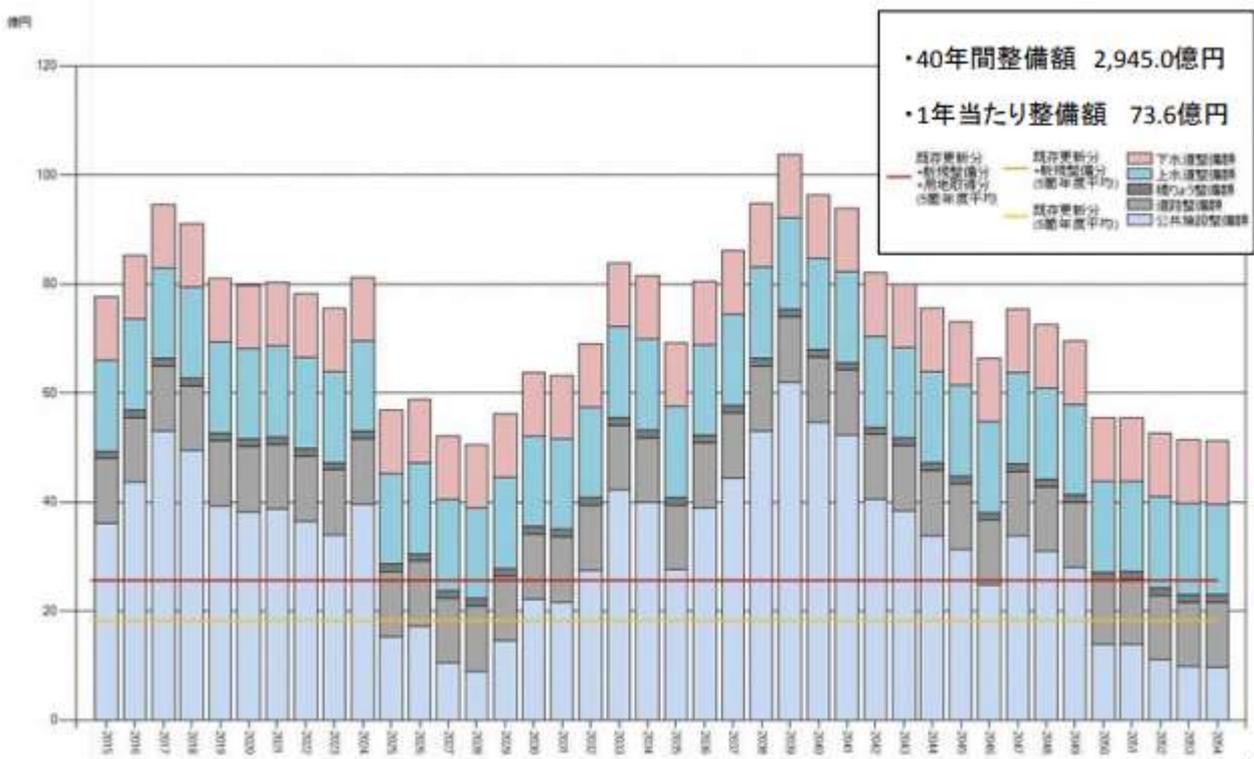
○少子・高齢化の進展に伴う扶助費の増加等により、今後ますます既存施設の機能を適正に確保するための更新に充当可能な財源が減少していくと予測される中、施設を介した行政サービスの将来的な需給動向を踏まえながら、既存施設のあり方を抜本的に見直し、施設総量の削減に取り組むことは、本市においても極めて重要な政策課題の1つとなっています。

図表 2-6-15 公共施設の保有状況



出典：財産活用課「流山市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 8 月）」

図表 2-6-16 公共施設やインフラの維持管理に要する経費（改修・建替え・更新費）



出典：財産活用課「流山市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 8 月）」

「行財政」のまとめ

- ◆普通会計の歳入決算総額は、市税等の自主財源の増加傾向に支えられ平成 28 (2016) 年度は 558 億 7,900 万円と、平成 24 (2012) 年度の 464 億 1,800 万円と比べて約 1.2 倍 (94 億 6,100 万円) に増加しています。歳入決算総額に対する自主財源比率は、平成 24 (2012) 年度の 60.3%から平成 28(2016)年度の 56.6%と 3.7 ポイント低下する一方、依存財源比率は 39.7%から 43.4%に上昇しています。
- ◆普通会計の歳出決算総額は、平成 28 (2016) 年度は 541 億 9,800 万円と、平成 24 (2012) 年度の 445 億 3,900 万円と比べて約 1.2 倍 (96 億 5,900 万円) に増加しています。普通建設事業費が平成 24 (2012) から平成 28 (2016) 年で倍増しているほか人件費、扶助費及び公債費 からの義務的経費が平成 24 (2012) 年度の 224 億 9,900 万円から平成 28 (2016) 年度の 264 億 9,700 万円と約 1.4 倍 (39 億 9,900 万円増) に増加しています。
- ◆主要財政指標のうち、「経常収支比率」は平成 24 (2012) 年度以降横ばいとなっているほか、「財政力指数」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」は近年改善傾向で推移しています。
- ◆平成 26(2014)年 4 月 1 日時点で本市が保有する公共施設は 195 施設 586 棟 284,375 m²(1.67 m²/人) で、所有する公共施設の約 52%は学校であり、昭和 45 年から昭和 55 年頃 (1970~1980 年代) に公共施設が集中的に整備されたこともあり、全施設の平均築年数は 28 年となっています。将来の公共施設・インフラ等に要するコストは、今後 40 年間で 2,945 億円 (73.6 億円/年) と試算されています。
- ◆少子・高齢化の進展に伴い、今後さらに扶助費が増加し、義務的経費を押し上げることによって、老朽化した既存の公共施設の機能を適正に確保するために必要な投資的経費の減少を招くなど、財政余力の低下に拍車がかかることが懸念されます。
- ◆今後、ますます既存施設の機能を適正に確保するための更新に充当可能な財源が減少していくと予測される中で、将来的な需給動向を踏まえながら、施設を含め行政サービスのあり方を抜本的に見直すことは、本市においても極めて重要な政策課題の 1 つとなっています。

第3章 分野別の特性等の整理・分析

1 都市基盤

(1) 公園・緑地・水辺空間

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆ 都市緑地法等の一部を改正する法律：平成29（2017）年6月施行

○国は、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、平成29（2017）年6月、「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行しています。【図表3-1-1】

○本法律の施行によって、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを促進するため、民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理する「市民緑地認定制度」などが創設されたほか、市区町村が策定する「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」の内容に、公園の管理の方針や都市農地の保全が新たに追加されています。

図表3-1-1 「都市緑地法の一部を改正する法律」の概要



出典：国土交通省資料

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

○市内には、自然やスポーツに親しめる総合運動公園をはじめ、歴史的資源を活用した東深井地区公園（古墳公園）、前ヶ崎城址公園及び赤城山公園などが整備され、市民の憩いの場となっています。

○平成 28（2016）年 3 月 31 日現在、都市公園及び都市緑地は合計 94 箇所、63.91ha が整備済みであり、人口 1 人当たりの公園・緑地面積は 3.60 m²、対象 16 市の中では広い方から 7 番目と概ね中位に位置しています。【図表 3-1-2】

図表 3-1-2 人口 1 人当たり都市公園及び緑地面積の比較（2016 年 3 月 31 日現在）

順位	市名	現在人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	合計		都市公園		都市緑地		人口 1人当たり 公園・緑地 面積(m ²)
				個所	面積 (ha)	個所	面積 (ha)	個所	面積 (ha)	
1	野 田 市	155.6	10,355	40	165.26	38	29.16	2	136.1	10.62
2	我 孫 子 市	132.5	4,319	70	124.30	64	34.60	6	89.7	9.38
3	習 志 野 市	171.1	2,097	49	95.07	41	38.27	8	56.8	5.56
4	つ く ば 市	224.8	28,407	37	114.73	37	114.73	—	—	5.10
5	守 谷 市	65.6	3,571	7	30.90	7	30.90	—	—	4.71
6	浦 安 市	165.4	1,697	84	74.49	84	74.49	—	—	4.50
7	流 山 市	177.6	3,532	94	63.91	84	45.21	10	18.7	3.60
8	八 千 代 市	195.3	5,139	77	62.58	69	49.78	8	12.8	3.20
9	船 橋 市	627.3	8,562	221	162.33	175	138.53	46	23.8	2.59
10	柏 市	415.2	11,474	122	105.09	104	93.09	18	12.0	2.53
11	松 戸 市	490.8	6,138	99	121.21	97	101.71	2	19.5	2.47
12	市 川 市	478.5	5,639	99	111.61	79	66.41	20	45.2	2.33
13	つくばみらい市	50.5	7,914	6	10.64	6	10.64	—	—	2.11
14	三 郷 市	137.9	3,022	19	24.02	19	24.02	—	—	1.74
15	鎌 ヶ 谷 市	108.3	2,108	12	15.50	12	15.50	—	—	1.43
16	八 潮 市	86.2	1,803	24	11.87	24	11.87	—	—	1.38

出典：国土交通省「平成 28 年都市計画現況調査」

②-2 個別計画の概要等

- 1 流山市都市計画マスタープラン：平成 28（2016）年 12 月改定
- 2 流山市緑の基本計画：平成 18（2006）年 3 月策定

②-2-1 流山市都市計画マスタープラン

○「流山市都市計画マスタープラン」は、平成 17（2005）～平成 32（2020）年度までを計画期間として、本市の都市計画のあるべき姿（将来都市像）とその実現のための道筋（目標や基本方針）を定め、都市計画法に基づく各種事業の決定・変更、諸制度の運用及び具体的なまちづくり事業を推進するための指針となるものです。

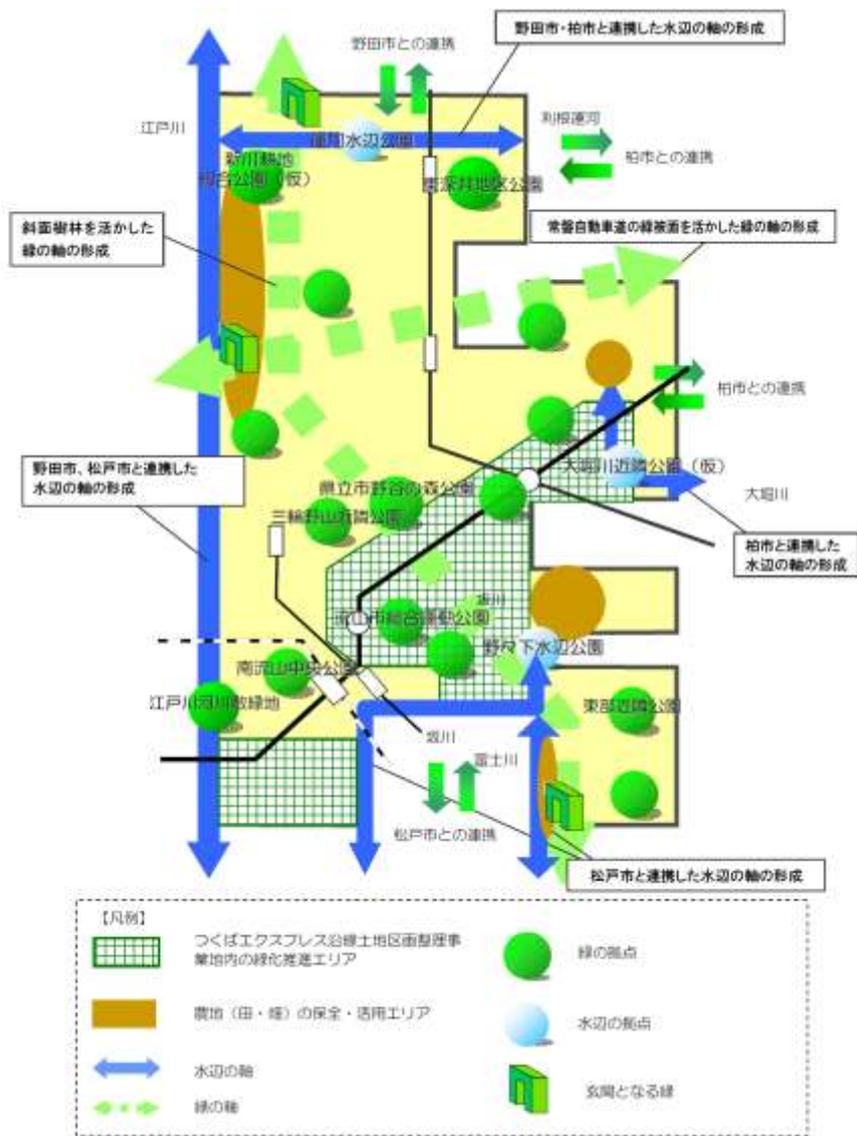
○本計画では、自然環境の保全・活用の目標として「緑と水辺にふれあえるまち」、「保全する緑と創出する緑、大きな緑と小さな緑に包まれているまち」を掲げ、市民、事業者及び行政が協力し、江戸川、利根運河及び坂川などの水辺空間や農地、樹林地など、市内に残された貴重な自然環境の保全・活用を推進するとしています。

②-2-2 流山市緑の基本計画

- 「流山市緑の基本計画」は、平成 18 (2006) ～平成 31 (2019) 年度までを計画期間として、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標及びその実現に向けた施策等を定めた計画です。
- 本計画では、市内に残された緑地の保全と新たな緑の創出により、緑豊かなまちづくりを展開することを目指し、「緑の風につつまれるふるさと・流山」を緑の将来像として掲げるとともに、その実現に向けて「緑の拠点」、「緑の軸」、「水辺の拠点」、「水辺の軸」などを次のように位置づけています。【図表 3-1-3】

- ①緑の拠点：本市の顔となり、市民のレクリエーションや憩い・安らぎの場となる大規模な都市公園など
- ②緑の軸：緑の拠点や本市の特徴となる斜面林など
- ③水辺の拠点：河川沿いの親水性の高い水辺公園など
- ④水辺の軸：本市を縁取る江戸川、利根運河、坂川、富士川、大堀川
- ⑤玄関となる緑：本市に他市から入ってくる時に広がる特徴的な緑

図表 3-1-3 緑の将来像図



出典：流山市緑の基本計画

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 本市は都心から近郊にありながら、江戸川や利根運河などの水辺空間や、樹林の緑など良好な自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、流山らしいゆとりとうるおいのある住環境を醸し出す貴重な財産として、多くの市民に親しまれています。
- 今後も引き続き、本市の特徴である水と緑の豊かな住環境を維持するため、市民や事業者との連携・協力のもと、現存する緑地の保全や生物の生息環境にも配慮した親しめる空間づくりに努める必要があります。
- より効果的かつ効率的に公園等が持つ機能の維持・向上を図るため、快適でうるおいのある市民生活を確保する上での重要性や緊急性、財源との整合性等にも十分配慮しながら、民間事業者の資金・ノウハウ等を活用した既存公園等の改修・再整備や都市公園の維持管理及び新たな公園等の整備を推進する必要があります。

(2) 市街地整備

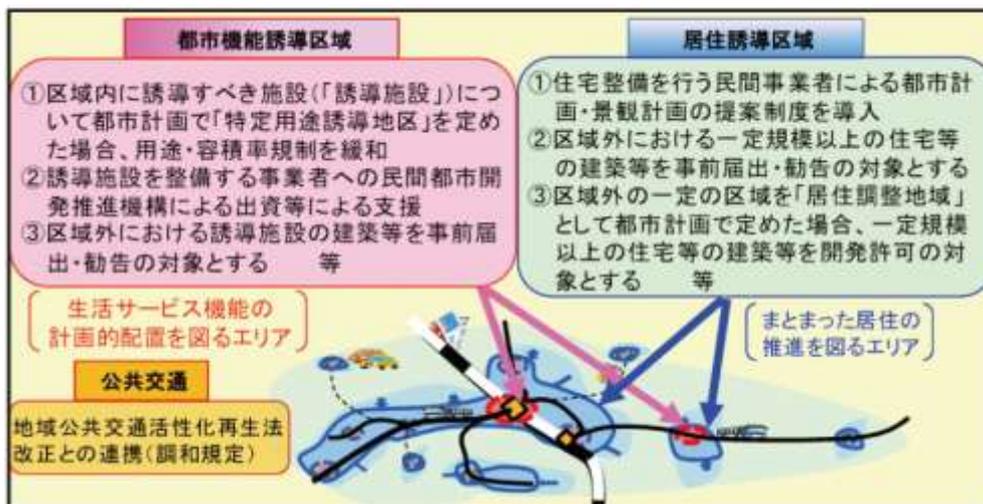
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

- 1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律：平成 26（2014）年 8 月施行
- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案：平成 30（2018）年 2 月閣議決定

①-1-1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 現在、本格的な人口減少社会に突入した我が国において、大都市圏も含めた都市の人口は、時期の早い遅いはあっても確実に減少していくとともに、特に大都市圏の郊外では、今後高齢者の急増が予測されています。
- このような背景のもと、国では、福祉等の生活サービス機能と居住を誘導し、高齢者も安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、平成 26（2014）年 8 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律により、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン（立地適正化計画）を作成した市町村では、都市機能誘導区域において誘導したい機能について、容積率及び用途規制の緩和等が可能となっています。【図表 3-1-4】

図表 3-1-4 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の概要



出典：国土交通省資料

①-1-2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

- 近年、人口減少社会を迎えた我が国では、地方都市をはじめとする多くの都市において、空き地や空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行し、生活利便性や治安・景観の悪化、地域の魅力の喪失等が顕在化しています。
- このような動向を踏まえ、国では、平成 30（2018）年 2 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、低未利用地の集約等による利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出、民間による都市施設等の確実な整備・維持等を通じ、都市のスポンジ化対策を総合的に推進するとしています。【図表 3-1-5】

図表 3-1-5 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」の概要

法案の概要

都市のスポンジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に）

コーディネート・土地の集約

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
 -低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
 ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能
 [(税) 登録免許税・不動産取得税の軽減]

○都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
 [(税) 所得税等の軽減]

○土地区画整理事業の集約換地の特例
 -低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保
 [(予算) 都市開発資金貸付け
 【都市開発資金の貸付けに関する法律】]

○市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

○「立地誘導促進施設協定」制度の創設
 -交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
 [(税) 固定資産税の軽減]

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ

▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理
 *長野市「バティオ大門」 *活性化施設(イメージ)

○「都市計画協力団体」制度の創設
 -都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
 (身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

○「都市施設等整備協定」制度の創設
 -民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持

○誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
 -市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】 ※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現 (KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成: 約35件(2019~2023 [2019: 3件 ↗ 2023: 15件])

・立地誘導促進施設協定の締結: 約25件(2019~2023 [2019: 3件 ↗ 2023: 10件])

⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合: 7割以上

出典: 国土交通省資料

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第3次千葉県住生活基本計画：平成29（2017）年3月策定

- 千葉県では、県民の豊かな住生活の実現に向けて、これまでの住生活施策を引き継ぎつつ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、目標及び推進すべき施策の方向性等を定めた「第3次千葉県住生活基本計画（計画期間：平成28（2016）～平成37（2025）年度）」を平成29（2017）年3月に策定しています。
- 本計画では、県内各地域の地理的条件、交通網整備の状況、地域の今後の可能性等を勘案した施策を推進するため、県内を5つのゾーンに区分し、各ゾーンの住まい・まちづくりの方向性を明らかにしています。本市が含まれている「東葛・湾岸ゾーン」の住まい・まちづくりの方向性は、以下のとおりです。【図表3-1-6】

図表3-1-6 「第3次千葉県住生活基本計画（素案）によるゾーン区分

ゾーン名	構成市町村
東葛・湾岸ゾーン	流山市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
空港ゾーン	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、芝山町
香取・東総ゾーン	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
圏央道ゾーン	木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総ゾーン	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

出典：千葉県県土整備部「第3次千葉県住生活基本計画」

<「東葛・湾岸ゾーン」の住まい・まちづくりの方向性>

- 若年・子育て世帯の流入や定住を促すために、子育てに適した良質な住宅の新規供給や、不動産事業者等と連携し、一定の質を確保した既存住宅を取得しやすい価格で流通させるなど、それぞれのニーズに合った住宅を適切に選択できる環境づくりが必要です。
- 子育て支援サービス等の必要な住生活関連サービスの充実や、サービスに関する情報を的確に発信することも必要です。
- 本ゾーンには賃貸住宅に住む高齢者が多いことから、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者が安心して住まえる住宅の供給を進めるとともに、情報提供や相談窓口の充実等により、このような住宅への住替えが円滑に行われる環境づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、自治会等の地域団体に加え、地域の事業者や大学、NPO等との連携を図り、地域住民等の課題として取り組むことも効果的と考えられます。
- 老朽化した大規模団地や分譲マンションについて、地域住民が主体となって住宅や施設の維持管理・再生や生活サービス機能の充実に取り組む必要があります。特に、多様な居住者が混在する分譲マンションについては、管理の適正化・再生の円滑化等に重点的に取り組む必要があります。

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

○国土交通省の都市計画現況調査によると、平成28(2016)年3月31日現在、本市の市街化区域(市街化を促進する区域)は2,151ha(行政区域面積比60.9%)、市街化調整区域(市街化を抑制する区域)は1,627ha(行政区域面積比39.1%)であり、市街化区域の行政区域面積比は、比較16市の中で7番目に高い値となっています。【図表3-1-7】

○総務省の国勢調査によると、平成27(2015)年10月1日現在、本市の人口集中地区¹⁹の面積は1,627ha(行政区域面積比46.1%)、区域内の人口密度は94.5人/haであり、人口密度は、比較16市の中で6番目に高い値となっています。

図表3-1-7 市街化区域・市街化調整区域(2016年3月31日現在)及び人口集中地区(2015年10月1日現在)の比較

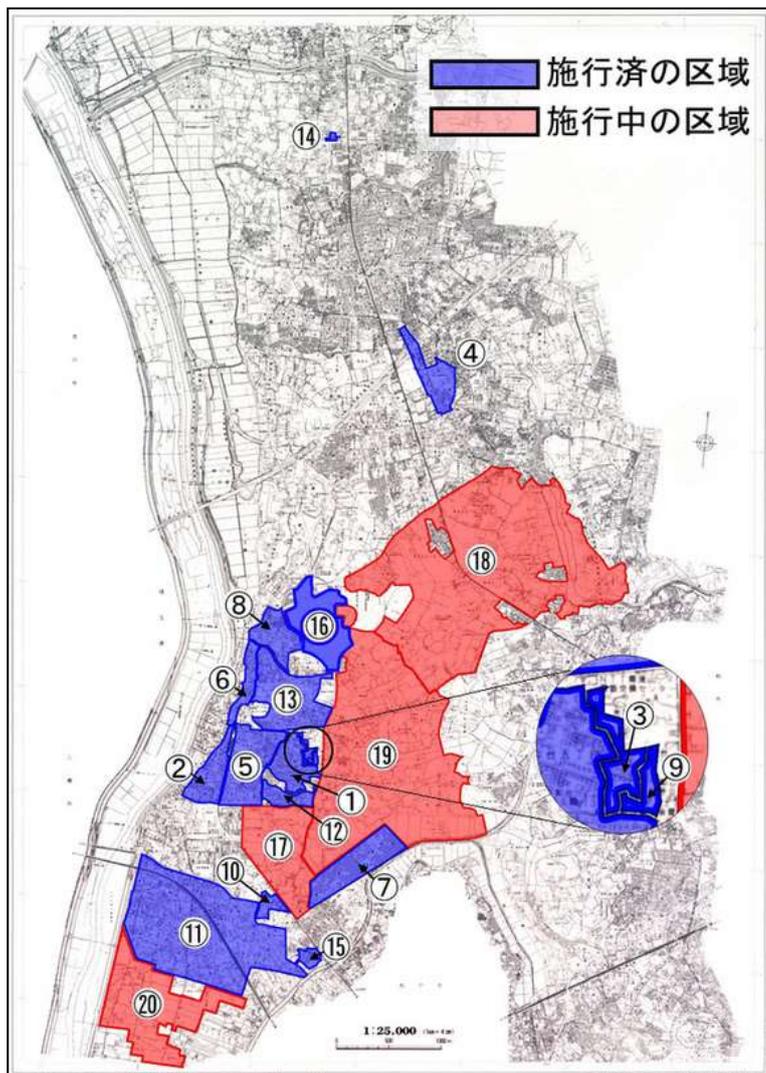
市名	行政区域面積 (ha)	市街化区域		市街化調整区域		2015年人口集中地区		
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	人口密度 (人/ha)
流山市	3,532	2,151	60.9	1,376	39.0	1,627	46.1	94.5
市川市	5,639	3,984	70.7	1,655	29.3	4,745	84.1	99.3
船橋市	8,562	5,509	64.3	3,055	35.7	5,862	68.5	101.9
松戸市	6,138	4,444	72.4	1,689	27.5	4,773	77.8	97.4
野田市	10,355	2,395	23.1	7,959	76.9	1,681	16.2	59.6
習志野市	2,097	1,859	88.7	238	11.3	2,038	97.2	82.1
柏市	11,474	5,453	47.5	6,037	52.6	3,999	34.9	91.4
八千代市	5,139	2,238	43.5	2,889	56.2	1,913	37.2	92.0
我孫子市	4,319	1,615	37.4	2,704	62.6	1,394	32.3	81.4
鎌ヶ谷市	2,108	1,073	50.9	1,038	49.2	994	47.2	94.8
浦安市	1,697	1,697	100.0	—	—	1,730	101.9	94.8
八潮市	1,803	1,308	72.5	495	27.5	1,425	79.0	58.0
三郷市	3,022	1,476	48.8	1,546	51.2	1,851	61.3	66.5
守谷市	3,571	985	27.6	2,586	72.4	721	20.2	64.6
つくば市	28,407	5,347	18.8	23,060	81.2	1,665	5.9	44.5
つくばみらい市	7,914	773	9.8	7,141	90.2	119	1.5	78.2

出典：国土交通省「平成28年都市計画現況調査」、総務省「平成27年国勢調査」

○平成29(2017)年9月現在、土地区画整理事業は施行済が16地区(施行面積約360ha)、施行中が5地区(約630ha)であり、両者を合わせた施行面積は約990haと市街化区域の約半分を占めています。【図表3-1-8】

¹⁹ 原則として人口密度が1km²(100ha)当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

図表 3-1-8 土地区画整理事業の施行状況（2018年5月現在）



区分	No.	施行者	地区名	施行年度	面積 (ha)
施行済	①	組合	平和	1963 ~ 1965	15.3
	②	市	流山	1958 ~ 1967	15.9
	③	組合	平和第2	1966 ~ 1967	1.9
	④	組合	初石	1966 ~ 1968	18.1
	⑤	市	西平井	1964 ~ 1973	31.0
	⑥	組合	加岸	1965 ~ 1975	9.7
	⑦	組合	思井・中	1972 ~ 1975	26.7
	⑧	組合	三輪野山	1969 ~ 1976	15.4
	⑨	個人	平和第3	1974 ~ 1977	1.0
	⑩	組合	鱈ヶ崎	1969 ~ 1979	4.2
	⑪	市	南流山	1968 ~ 1988	132.5
	⑫	組合	平和台	1988 ~ 1997	8.7
	⑬	組合	加	1983 ~ 1997	38.2
	⑭	組合	東深井甲	1998 ~ 1999	0.8
	⑮	組合	鱈ヶ崎中島	1998 ~ 1999	3.0
	⑯	組合	三輪野山第2	1993 ~ 2007	34.2
施行中	⑰	市	西平井・鱈ヶ崎地区	1998 ~ 2018	40.1
	⑱	市	鱈ヶ崎・思井地区	2012 ~ 2019	11.8
	⑲	独立行政法人 都市再生機構	新市街地地区	1999 ~ 2023	約 275
	⑲	千葉県	運動公園周辺地区	1998 ~ 2022	約 232
	⑳	千葉県	木地区	1998 ~ 2021	約 68

出典：まちづくり推進課資料

○国土交通省の都市計画現況調査に基づき、平成28（2016）年3月31日現在における土地区画整理事業の施行状況を比較すると、施行中の区域面積は、つくばエクスプレスの沿線自治体の中では、つくば市に次いで2番目に大きな規模となっています。【図表3-1-9】

図表 3-1-9 土地区画整理事業の施行状況の比較（2016年3月31日現在）

市名	都市計画決定		施行済み		施行中	
	地区数 (地区)	面積 (ha)	地区数 (地区)	面積 (ha)	地区数 (地区)	面積 (ha)
流山市	8	855.7	16	356.6	5	638.1
八潮市	10	679.2	4	332.5	6	346.8
三郷市	4	439.1	4	439.1	—	—
柏市	18	1,183.9	29	833.9	7	514.5
守谷市	7	637.8	6	596.0	1	41.8
つくば市	18	2,574.7	14	1,681.0	4	893.7
つくば市みらい市	2	360.1	2	360.1	—	—

出典：国土交通省「平成28年都市計画現況調査」

②-2 個別計画の概要等

- 1 流山市都市計画マスタープラン：平成 28（2016）年 12 月改定
- 2 流山市立地適正化計画：平成 29（2017）年 3 月策定

②-2-1 流山市都市計画マスタープラン

- 本計画では、都市と自然が調和した、郊外地としての特徴を活かしたまちづくりを進めるため、つくばエクスプレス沿線整備による新しい骨格づくりに合わせた都市拠点の配置や都市軸を形成するとしています。【図表 3-1-10】
- また、土地利用の目標として「つくばエクスプレス沿線整備の波及効果を活用し調和のとれたまち」、「地域の特性を活かし環境に配慮したまち」を掲げ、開発と保全のバランスのとれた計画的な土地利用を推進するとしています。
- そのため、新しい市街地と既存市街地を有機的にネットワークで結び、新たに形成される駅周辺の商業地と既存の商業地の機能及び役割を明確にし、相互に共存できる効果的な土地利用を推進するとしています。
- 良質な住宅地が形成された地域では、住環境の維持に努めるとともに、その他の地域では良好な住環境を創出するため、都市基盤の整備を推進するなど、地域の特性を活かした開発と保全がバランスした計画的な土地利用を推進するとしています。

②-2-2 流山市立地適正化計画

- 「流山市立地適正化計画」は、平成 42（2030）年を目標年次とし、本市の都市計画に関する基本的な方針である流山市都市計画マスタープランで定めた将来都市構造の実現に向けた取組みを推進することを目的に策定したものであり、都市計画マスタープランの一部をなすものです。
- 本計画では、「居住」、「拠点形成、都市機能」、「公共交通」の3つの観点から、様々な都市機能の維持・充実を図るための立地の適正化に関する基本的な方針を次のとおり定めています。【図表 3-1-11】

図表 3-1-11 立地の適正化に関する基本的な方針

基本方針 1 居住に関する方針

本市は、「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」のマーケティング戦略を進め、DEWK S世代が居住地として流山市を選択しなくなるまちづくりを行った結果、平成 42 年において、現在より約 1 万 2 千人の人口増加が見込まれています。

また、DEWK S世代が居住することにより、全国的な少子高齢化傾向とは異なり、現在の年齢構成の割合が概ね維持されることも見込まれており、様々な世代の活動により、都市の活力が向上・維持されることが想定されます。

ただし、徐々に進行が想定される少子高齢化を見据え、良質なまちづくり、住み続ける価値の高いまちづくりにより持続的な生活サービス（施設）・健全な都市経営の維持を図ります。

基本方針 2 拠点形成、都市機能に関する方針

本市では、日常的に必要な生活サービス施設（医療、福祉、商業、子育て）は、概ね歩いて行ける範囲に立地しています。そのため、良質なまちづくり、住み続ける価値の高いまちづくりにより、これら日常的に必要な生活サービスは今後も維持されるものと考えています。

加えて、本市は、住みたい・住み続けたいとなるような、選ばれるまちとしての発展を目指して、人々の生活・交流を豊かにする拠点を形成し、それに寄与するような施設を確保・維持することで、流山の更なる活力向上を図ります。

基本方針 3 公共交通に関する方針

本市には鉄道が 4 路線 9 駅あり、その鉄道駅や隣接する柏市・松戸市の鉄道駅、本市の主要な施設へ民間路線バスや市が運営する流山ぐりんバスが運行されています。

運行ルートについては、市民が居住している地域が概ね網羅されており、公共交通を利用しやすい環境であると考えています。

本市は、今後も人口増加が見込まれていると同時に、高齢者の人口も増加します。そのため、公共交通の維持・拡充を図り、高齢者や交通弱者の生活サービスの利用環境の向上を図ります。

出典：流山市立地適正化計画

今後のまちづくりにおける課題

- 昭和 30 年代（1955 年～）に計画的に整備された江戸川台の住宅地、平成 17（2005）年 8 月のつくばエクスプレスの開業に伴い、土地区画整理事業や民間の開発事業等による新市街地の整備が進む流山おおたかの森駅周辺など、本市の市街地は住宅開発の成り立ちによって異なる地域特性を有しています。
- 近年、住宅都市としての飛躍的な発展を支えてきた土地区画整理事業が終盤を迎えつつある中、近い将来想定される少子化及び進行する高齢化を見据えながら、住み替えの促進等による既存の低層戸建住宅地における世代構成のバランスの健全化、駅周辺部について、地域課題に対応した必要性の高い施設（例：子育て支援や高齢者福祉等）の誘導による日常生活拠点としての機能の充実等を通じ、異なる地域特性を踏まえた既存市街地の機能の維持・向上に努める必要があります。

(3) 景観

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆無電柱化の推進に関する法律：平成 28（2016）年 12 月施行

- 国は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化²⁰の推進に関する基本理念や国の責務等を定める「無電柱化の推進に関する法律」を平成 28（2016）年 12 月に施行しています。
- 本法律では、地方自治体の責務として、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有すること、また、「無電柱化推進計画」を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることなどが位置づけられています。

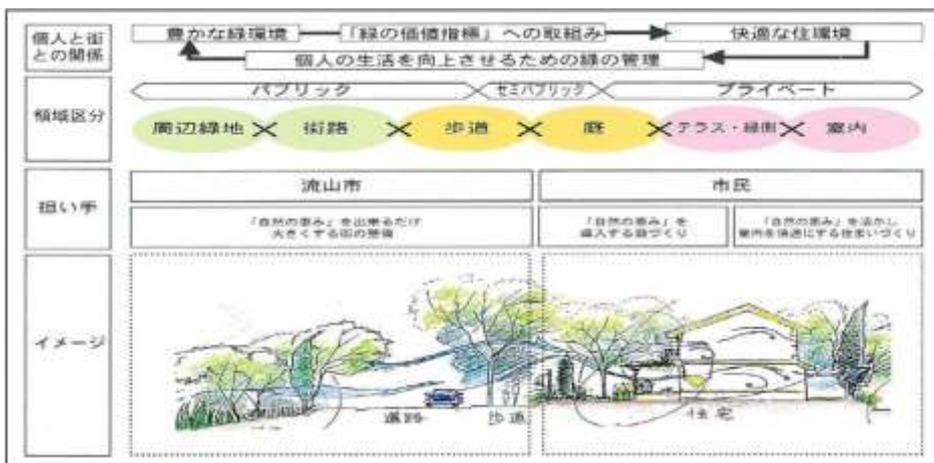
②本市の動向（個別計画の概要等）

◆流山市景観計画（グリーンチェーン景観計画）：平成 28（2016）年 12 月改定

②-1 流山市景観計画

- 「流山市景観計画」は、景観の形成に関する手段や考え方について、緩やかなルールを定め協議・誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼に策定したものです。
- 本計画では、個々の事業において、緑化を推進していく取組みを支援し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の景観を創造することを目的に、本市が平成 17（2005）年 10 月に公表した「グリーンチェーン戦略」を活用することにより、街の緑が周辺の森とつながり合う緑豊かな景観の形成を目指としています。【図表 3-1-12】

図表 3-1-12 グリーンチェーン戦略のイメージ



出典：：流山市景観計画

²⁰ 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去すること。

○また、本計画では、「つくばエクスプレス沿線整備区域」、「新川耕地区域」、「流山本町区域」及び「利根運河区域」を、重点的に良好な景観形成を図る必要がある景観重点区域に設定しています。【図表 3-1-13】

図表 3-1-13 景観計画重点区域の概要



出典：流山市景観計画

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 市内には、台地の斜面に連なる樹林と低地部の田園風景や江戸川の水辺風景等の自然的景観、昭和30年代（1955年～）に開発された低層戸建住宅地の落ち着いた街並みや清潔で活気のある新しい街の都市的景観、旧流山街道の歴史的景観など、多くの良好な景観資源が存在しています。
- 近年、市街化の進展等を背景に、流山らしさを醸し出している景観が変貌し、その魅力が薄れていくことが懸念される中、良好な景観の保全及び誘導に向けた取組みの実効性を高めていくため、今後も引き続き、市民・自治会・地域・事業者等と共に考え、話し合い、連携に根ざした取組みを積極的に推進していく必要があります。
- 流山らしいゆとりとうるおいに満ちた良好な街並みの創出はもとより、子どもから高齢者まで人々の安全で快適な歩行空間や地震等の災害時における緊急車両の走行空間の確保を図るため、市政の重要性や緊急性等を総合的に勘案しながら、無電柱化などについても検討する必要があります。

(4) 下水道

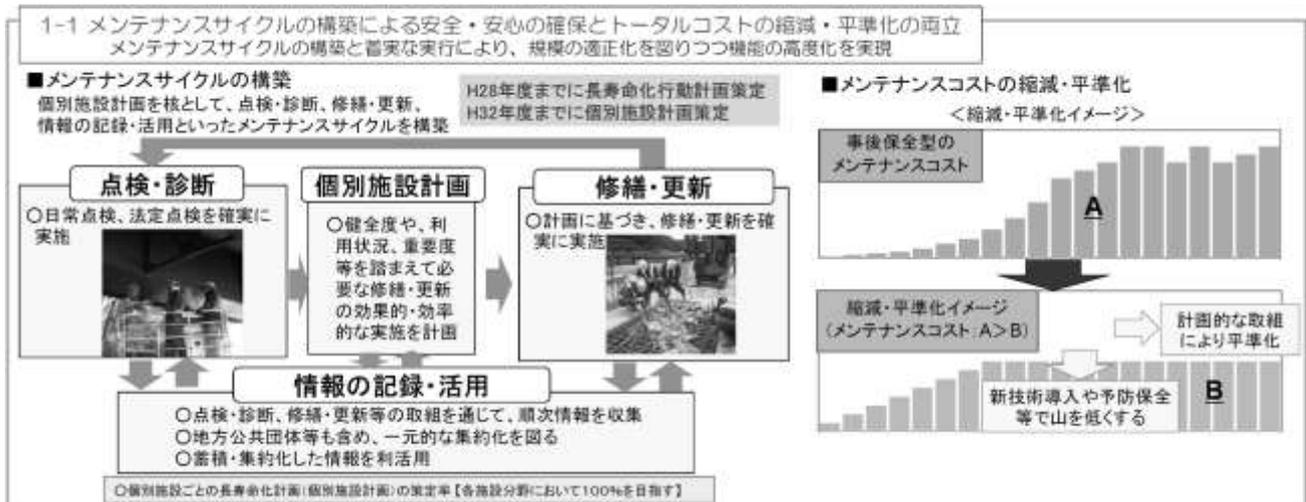
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆第4次社会資本整備重点計画：平成27（2015）年策定

○国は、平成27（2015）年9月に閣議決定した「第4次社会資本整備重点計画（計画期間：平成27（2015）～平成32（2020）年度）」において、「社会資本の戦略的な維持・更新を行う」ことを1つ目の重点目標に掲げ、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率（平成32（2020）年度に100%）をはじめとする指標を設定するなど、インフラ老朽化対策に重点的に取り組むとしています。

○具体的には、国、地方自治体や民間企業等の様々な社会資本の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することで、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとしています。【図表3-1-14】

図表3-1-14 「メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立」のイメージ



出典：国土交通省「第4次社会資本整備計画」

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

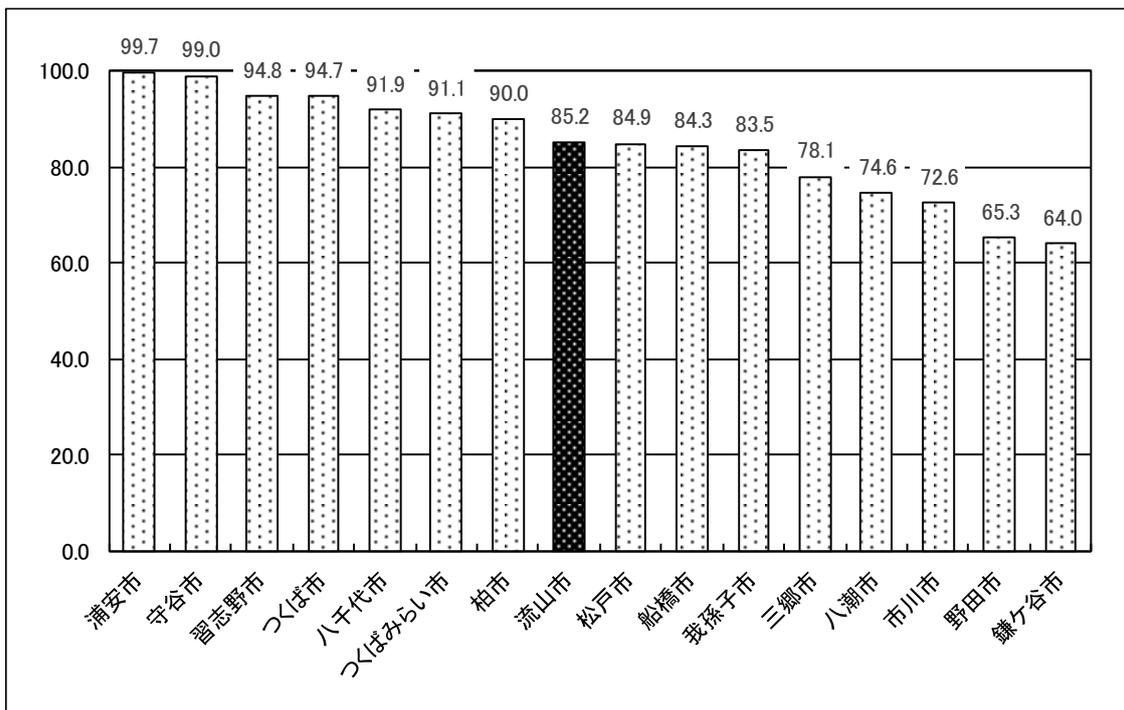
○平成28（2016）年度における下水道の普及状況は、処理区域面積1,658.19ha、処理区域人口154,864人、普及率（対処理区域人口）85.2%であり、普及率は平成24（2012）年度の78.6%と比べて6.6ポイント増加しています。また、普及率は、本市を含めた比較対象自治体15市の中で高い方から7番目の中位に位置しています。【図表3-1-15・図表3-1-16】

図表 3-1-15 下水道の普及状況

	処理区域面積		処理人口		普及率 (%)
	実数(ha)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	
2012年度	1,424.17	—	132,011	—	78.6
2013年度	1,469.06	3.2	136,279	3.2	79.9
2014年度	1,550.59	5.5	142,280	4.4	81.9
2015年度	1,604.08	3.4	147,034	3.3	83.0
2016年度	1,658.19	3.4	154,864	5.3	85.2

出典：上下水道局資料

図表 3-1-16 下水道の普及状況の比較（2017年3月末現在）



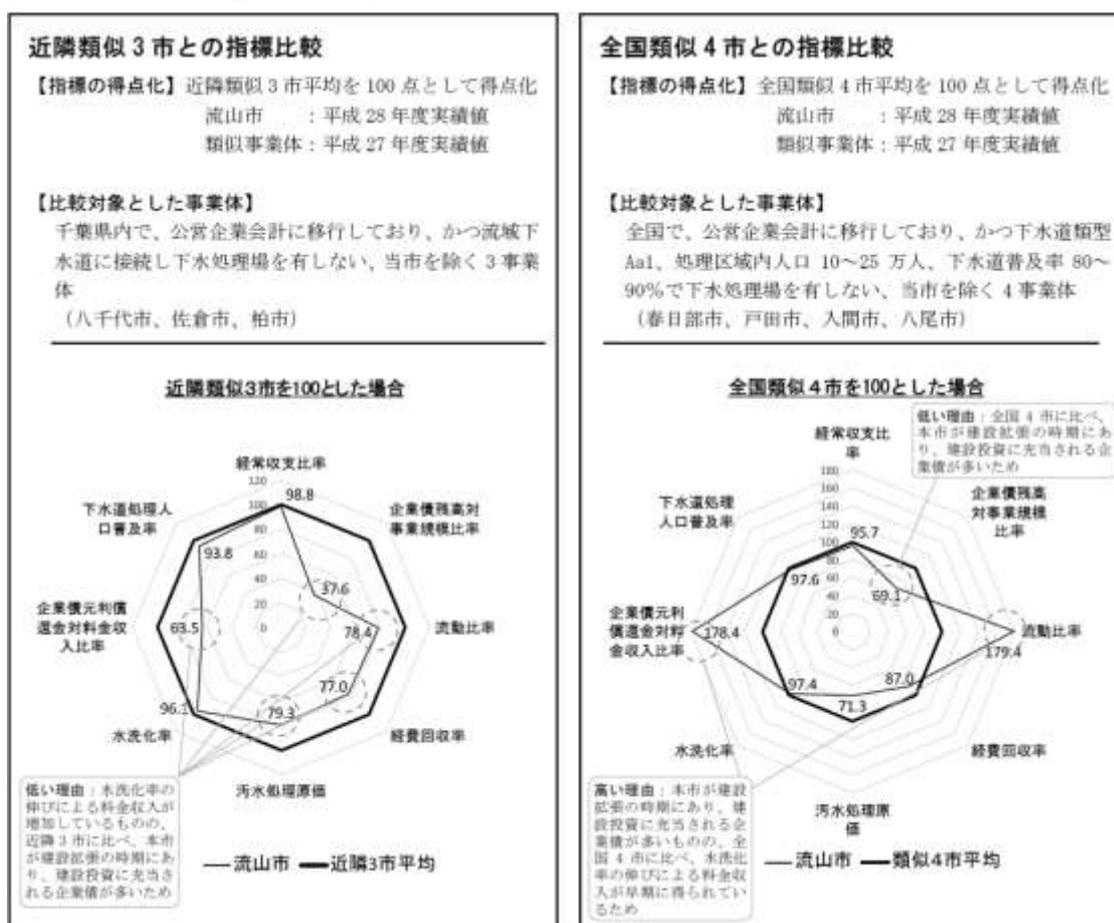
出典：千葉県県土整備部資料「都市別公共下水道普及率（平成 29 年 3 月末現在）」、
 埼玉県下水道局「平成 28 年度末の公共下水道整備状況一覧表」、
 茨城県土木部「平成 28 年度 茨城県市町村別公共下水道概要」

○本市の下水道事業は、昭和 61（1986）年に供用を開始してから約 30 年が経過しており、これまでの管きょ延長は汚水が約 491 km、雨水が約 24 km、合計約 515 km に及んでいます、これらは管路施設²¹の法定耐用年数である 50 年は経過していない状況にあります。

○下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、利用者の下水道料金等で必要な経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されています。本市では、平成 26（2014）年度までは地方公営企業法を適用せず経理を官庁会計方式²²で行っていましたが、効率的な事業運営を実施するため、平成 27（2015）年 4 月 1 日に地方公営企業法の適用を受け、現在は企業会計方式²³で行っています。

○下水道事業の経営の健全性を表す経常収支比率は、平成 28（2016）年度実績で 102.6%と 100%の基準を超え、資金収支は均衡しています。また、既に拡張期をほぼ終えた近隣事業体と比べて施設の効率性、施設整備の状況及び債務の重さを示す指標が低い評価であることは、本市の下水道事業が未だ建設拡張の時期にあることを示しています。【図表 3-1-17】

図表 3-1-17 下水道事業に係る指標の比較



出典：流山市下水道事業経営戦略

²¹ 管きょ、マンホール、雨水吐き室、雨水調整池、ポンプ場などの下水（汚水と雨水）を集めて下水処理場や、公共施設等の放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称

²² 地方公営企業法の非適用事業における会計方式で、資産、負債及び資本の概念がなく、現金主義による単式簿記による経理方式。

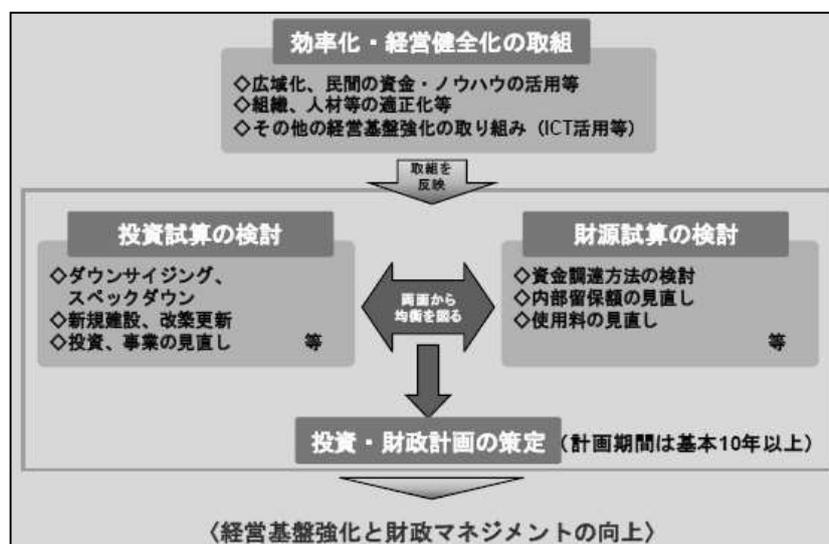
²³ 官庁会計ではなく、企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。

②-2 個別計画の概要等

◆流山市下水道事業経営戦略：平成 30（2018）年 4 月策定

- 「流山市下水道事業経営戦略」は、平成 30（2018）～平成 39（2027）年度を計画期間とし、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づき計画的な経営に取組み、徹底した効率化、経営健全化を行えるよう、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に策定したものです。【図表 3-1-18】
- 本戦略では、今後、施設の老朽化が急速に進むことを踏まえ、計画的に施設の状況を的確に調査点検し、清掃や修繕等の優先順位を決めて、事故の防止と延命化を目指す「予防保全型維持管理」や、計画的に老朽化対策を実施できるよう下水道施設全体を一体的に捉えた計画的・効率的な維持管理及び改築を行う「ストックマネジメント」の取組みの重要性をうたっています。

図表 3-1-18 流山市下水道事業経営戦略の内容



出典：流山市下水道事業経営戦略

今後のまちづくりにおける課題

- 下水道の管きよは、一般的に布設後 30 年以上が経過すると、道路陥没等の被害が発生する件数が増加するとされています。本市において、布設後 30 年以上が経過している管きよの延長は約 30 km で全体の 5.8% に留まっているものの、今後は管路施設の老朽化が急速に進んでいくと見込まれています。
- 市民の生活環境や公共用水域の水質保全を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、予防保全型維持管理やストックマネジメントの取組みを推進し、老朽化した管路施設の計画的かつ効率的な更新を図る必要があります。併せて、既存施設の日常的な維持管理や改修等に係る経費の削減に向け、民間事業者のノウハウや新技術等の積極的な活用に努める必要があります。

(5) 上水道

①本市の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

- 本市の水道事業は、昭和 37 (1962) 年 1 月に流山水道として創設以来、東部水道の創設や江戸川台水道の買収・統合等の拡張を経て、平成 18 (2006) 年 6 月にはおたかの森浄水場が稼働し、その後、平成 19 (2007) 年 3 月に第 6 次拡張変更事業計画により事業認可の変更を受け、現在に至っています。
- 平成 28 (2016) 年度における総配水量は 1,732 万 m³、給水人口は 178,817 人であり、平成 24 (2012) 年と比べて総配水量は 1.8% (31 万 m³)、給水人口は 8.3% (13,655 人) いずれも増加していますが、総配水量の伸びは給水人口の伸びを下回っています。【図表 3-1-19】

図表 3-1-19 水道の給水状況

	総配水量		1日最大給水量		給水人口		対行政区域普及率(%)	対給水区域普及率(%)
	実数(万m ³)	増減率(%)	実数(m ³)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)		
2012年度	1,701	—	52,930	—	165,162	—	98.5	98.6
2013年度	1,670	▲ 1.8	51,531	▲ 2.6	167,333	1.3	98.3	98.6
2014年度	1,688	1.1	51,436	▲ 0.2	170,268	1.8	98.3	98.6
2015年度	1,708	1.2	51,736	0.6	174,312	2.4	98.3	98.7
2016年度	1,732	1.4	52,719	1.9	178,817	2.6	98.4	98.7

出典：上下水道局資料

- 水道事業は、下水道事業と同様に地方公営企業であり、利用者の水道料金等で必要な経費を賄う独立採算性が原則とされています。また、その会計は、収益的収支と資本的収支に分けて会計処理を行うよう法令で規定されています。

- 収益的収支は、水道水をつくり、それを家庭に送り届けるまでの費用とその財源で、主な収入は利用者からの水道料金です。一方、資本的収支は、新たな水道施設の建設や整備・改良を行うために必要な費用とその財源であり、主な収入は国等からの借入金や工事負担金です。

- 平成 24(2012)年度以降、収益的収支はいずれの年度も収入が支出を大きく上回っており、平成 28 (2016) 年度の利益は過去 5 年間で最大の 10 億 2,321 万円に上っています。【図表 3-1-20】

図表 3-1-20 収益的及び資本的収支の推移

	収益的収支(万円、税抜き)			資本的収支(万円、税抜き)		
	収入	支出	利益	収入	支出	収入不足額
2012年度	351,028	325,259	25,769	32,967	237,471	▲ 204,504
2013年度	367,846	339,439	28,406	54,848	136,649	▲ 81,801
2014年度	397,252	356,970	40,281	30,979	192,974	▲ 161,996
2015年度	415,199	331,305	83,894	22,759	134,403	▲ 111,643
2016年度	426,560	324,239	102,321	38,606	214,354	▲ 175,748

出典：流山市水道事業年報、流山市上下水道事業年報

- 一方、資本的収支はいずれの年度も支出が収入を上回っていますが、特に平成 28 (2016) 年度は、下水道事業会計に対して長期貸付による支出を行ったこと、また、西平井浄水場の改修工事を実施したことにより、前年度に比べて支出が大きく増えています。

○厚生労働省が平成 29（2017）年 12 月に公表した「水道事業における耐震化の状況」によると、導水管や送水管など基幹管路と呼ばれる水道管について、平成 28（2016）年度末現在の本市の耐震適合率は 43.4%であり、本市を含めた比較対象 10 市の中では高い方から 7 番目と低位に位置しています。【図表 3-1-21】

図表 3-1-21 基幹管路の耐震化状況の比較（2016 年度末現在、耐震適合率の高位順）

順位	市名	①基幹管路 総延長 (m)	②耐震 適合性 のある管の 延長(m)		②/① 耐震 適合率(%)	③/① 耐震管率 (%)
			③耐震管の 延長 (m)			
1	柏市	55,698	40,263	20,199	72.3	36.3
2	野田市	6,804	4,508	—	66.3	—
3	八千代市	55,433	35,963	27,645	64.9	49.9
4	つくば市	33,481	17,938	17,938	53.6	53.6
5	習志野市	25,532	12,100	2,975	47.4	11.7
6	我孫子市	33,273	15,319	3,641	46.0	10.9
7	流山市	45,698	19,827	16,999	43.4	37.2
8	松戸市	36,662	12,503	5,982	34.1	16.3
9	八潮市	27,779	8,510	8,510	30.6	30.6
10	三郷市	23,748	5,754	5,754	24.2	24.2

出典：厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」

注）先述した比較 16 市中、上表中の 10 市以外は出典元に記載なし。

①-2 個別計画の概要等

- 1 流山水道事業基本計画：平成 23（2011）年 3 月策定
- 2 流山市水道事業経営戦略：平成 28（2016）年 4 月策定

①-2-1 流山市水道事業基本計画

○「流山市水道事業基本計画」は、平成 23(2011)～平成 32(2020)年度を計画期間とし、市民への安全な水の安定供給を目指して「①安心安全な水道の推進」、「②配水管網の整備・充実」、「③浄水場施設の整備・更新」、「④老配水管等の更新」及びこれらを踏まえ、水道事業の取組みを市民に積極的に発信し、安定経営に努めることを主要施策として掲げています。【図表 3-1-22】

図表 3-1-22 水道事業の主要施策

① 安心安全な水道の推進
環境にやさしく、安全なおいしい水道水を供給します。

② 配水管網の整備・充実
つくばエクスプレス沿線整備地区及び未給水地区等における配水管の拡張を進めます。

③ 浄水場施設の整備・更新
老朽化が進んでいる江戸川台と東部の浄水場について、計画的に更新を進めます。

④ 老朽配水管等の更新
老朽化した配水管等の計画的な更新と適正な維持管理に努めます。

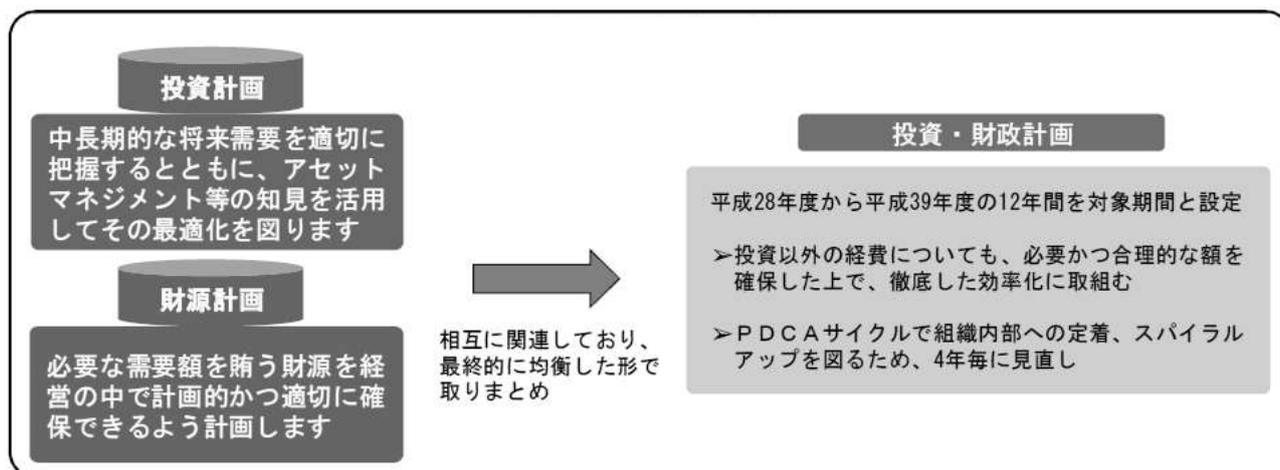
水道事業の健全経営
①～④を踏まえ、水道事業の取組みを市民に積極的に発信し、安定経営に努めます。

出典：流山市水道事業基本計画

①-2-2 流山市水道事業経営戦略

- 「流山市水道事業経営戦略」は、平成28(2016)～平成39(2027)年度を計画期間とし、水道事業のさらなる経営健全化のため、事業及び経営の目標を設定し、適正な財源確保と投資の合理化を図り、流山市水道事業基本計画と流山市水道事業財政計画を補完するものです。
- 本戦略では、施設・設備の見通しである「投資計画」と支出の財源見通しである「財源計画」を均衡させた「投資・財政計画」に沿って、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことがうたわれています。【図表3-1-23】

図表3-1-23 水道事業の経営戦略の概要



出典：流山市水道事業経営戦略

今後のまちづくりにおける課題

- 水道は、市民の暮らしや企業の生産活動を支える極めて重要なライフラインであり、そのため、地震等の自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要とされています。
- 将来にわたって利用者から信頼される水道水を安定的に供給できるよう、今後も引き続き、計画的かつ効率的な事業経営に努める必要があります。また、基幹管路の耐震化を優先的に推進するとともに、老朽化した配水支管は応急給水拠点等の重要度の高い路線から耐震管に更新することにより、水道の災害対応能力を着実に高めていく必要があります。

(6) 道路

①県の動向（近年の主要な政策動向等）

- 1 千葉県都市計画道路見直しガイドライン：平成 22（2010）年 3 月策定
- 2 三郷流山橋有料道路整備事業：平成 35（2023）年度開通予定（事業主体：埼玉県）

①-1 千葉県都市計画道路見直しガイドライン

- 都市計画道路は、機能的な都市活動を確保するための基盤施設として都市計画法に基づき計画決定した路線です。全国的に都市計画道路の多くは、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画されてきましたが、現在、我が国全体が本格的な人口減少社会へと移行が進む中、決定当初から整備の必要性に変化が生じている路線が多数存在します。
- このような状況下、千葉県では、都市計画道路の必要性について、あらためて「存続」、「変更」、「廃止」などの見直しの方向性の検討が必要であるという課題認識のもと、平成22(2010)年3月、各市町村が長期未着手等の都市計画道路について、定性的、定量的な指標に基づいて総合的に点検し、見直しの方向性を検討するための県の基本的な考え方を示した「都市計画道路見直しガイドライン」を策定しています。【図表3-1-24】

図表 3-1-24 見直しの基本的な進め方



出典：千葉県県土整備部「都市計画見直しガイドライン」

①-2 三郷流山橋有料道路整備事業

- 平成30（2018）年6月16日の埼玉県の発表によると、同県の三郷市前間の県道三郷松伏線から市内三輪野山の千葉県道松戸野田バイパスに至る延長2kmを対象として、三郷市と本市の間を流れる江戸川に新たな橋梁を架ける「三郷流山橋有料道路」を整備するとしています。
- 埼玉県によると、平成35（2023）年度に予定されている本路線の開通により、新三郷駅と流山おおたかの森駅との間を自動車で移動する場合の所要時間は、現在の30分から20分に短縮されるほか、新しい橋梁が架かることで自動車交通が分散化され、現在、慢性的に発生している流山橋周辺の渋滞が緩和されることが大いに期待されています。

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

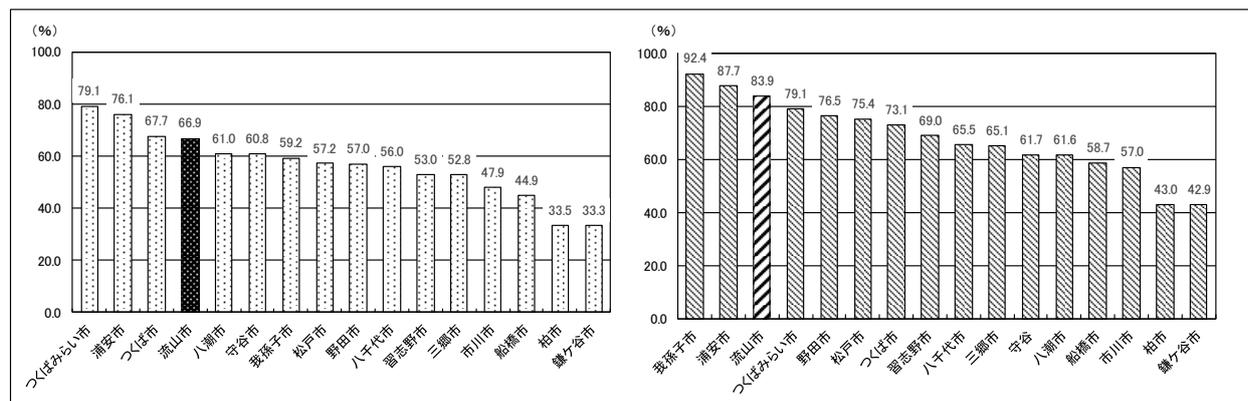
- 平成28（2016）年3月31日現在、本市では78.06kmの都市計画道路が計画決定されています。これらのうち、改良済みの延長は52.20km、改良率は66.9%であり、改良率は本市を含めた比較対象16市の中では高い方から4番目となっています。【図表3-1-25・図表3-1-26】
- また、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は13.32km、これと改良済みを合わせた整備済みの延長は65.52km、整備率は83.9%であり、整備率は16市の中で高い方から3番目の高位に位置しています。

図表3-1-25 都市計画道路の改良率・整備率の比較

順位	市名	計画延長 (km)	改良済 延長 (km)	改良率 (%)	順位	市名	概成済 延長 (km)	整備済 延長 (km)	整備率 (%)
1	つくばみらい市	49.23	38.96	79.1	1	我孫子市	19.84	55.14	92.4
2	浦安市	38.09	29.00	76.1	2	浦安市	4.42	33.42	87.7
3	つくば市	231.36	156.58	67.7	3	流山市	13.32	65.52	83.9
4	流山市	78.06	52.20	66.9	4	つくばみらい市	-	38.96	79.1
5	八潮市	50.39	30.74	61.0	5	野田市	15.58	61.03	76.5
6	守谷市	61.29	37.27	60.8	6	松戸市	21.68	89.85	75.4
7	我孫子市	59.67	35.30	59.2	7	つくば市	12.50	169.08	73.1
8	松戸市	119.22	68.17	57.2	8	習志野市	7.93	34.14	69.0
9	野田市	79.79	45.45	57.0	9	八千代市	7.02	48.42	65.5
10	八千代市	73.93	41.40	56.0	10	三郷市	6.85	36.30	65.1
11	習志野市	49.49	26.21	53.0	11	守谷市	0.56	37.83	61.7
12	三郷市	55.77	29.45	52.8	12	八潮市	0.29	31.03	61.6
13	市川市	117.54	56.34	47.9	13	船橋市	17.73	75.23	58.7
14	船橋市	128.18	57.50	44.9	14	市川市	10.69	67.03	57.0
15	柏市	150.20	50.30	33.5	15	柏市	14.31	64.61	43.0
16	鎌ヶ谷市	36.64	12.21	33.3	16	鎌ヶ谷市	3.52	15.73	42.9

出典：国土交通省「平成28年都市計画現況調査」

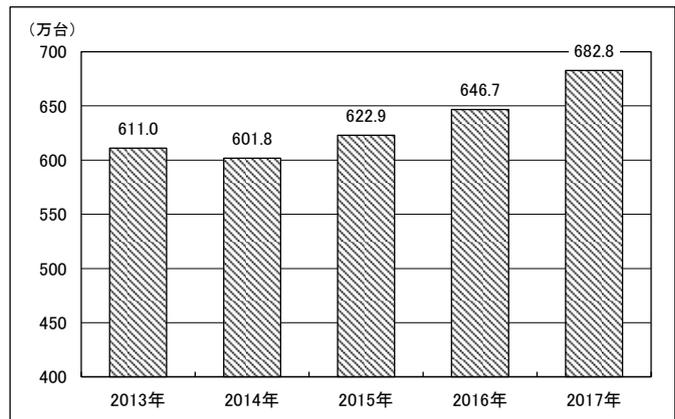
図表3-1-26 都市計画道路の改良率（左図）・整備率（右図）の都市間比較



出典：国土交通省「平成28年都市計画現況調査」

○平成 25 (2013) 年以降、市内に設置されている常磐自動車道流山インターチェンジの出入交通量は、平成 27 (2015) ~29 (2017) 年にかけて 3 年連続対前年比プラスで推移しており、平成 29 (2017) 年では 682.8 万台、過去 5 年間で最も少なかった平成 26 (2014) 年の 601.8 万台と比べて 13.5% (81 万台) 増加しています。【図表 3-1-27】

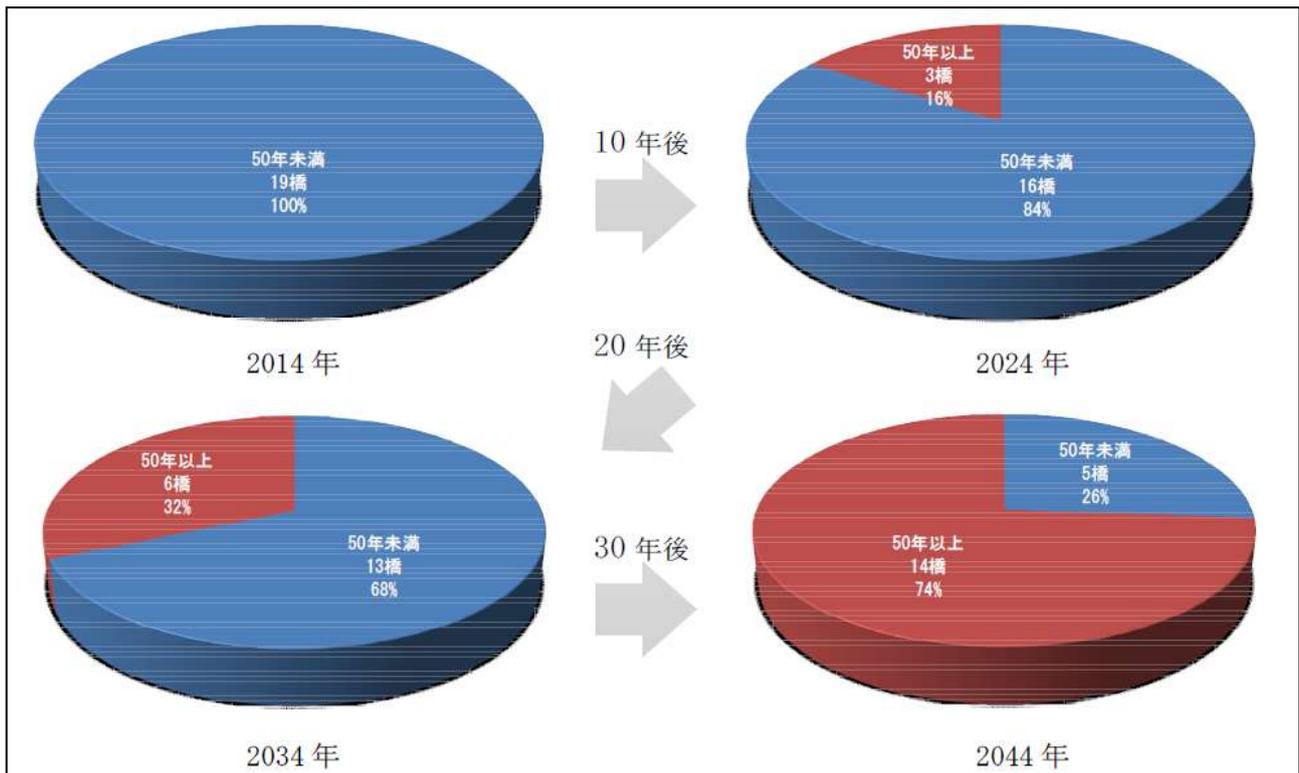
図表 3-1-27 常磐自動車道流山インターチェンジの出入交通量の推移



出典：東日本高速道路(株)資料

○後述する「流山市橋梁長寿命化修繕計画」によると、平成26 (2014) 年時点で市内には101橋の橋梁があります。本計画の対象である19橋のうち、完成から50年を経過する高齢化橋梁は、平成26 (2014) 年時点では該当がないものの、30年後には14橋に上り、急速に高齢化橋梁が増加するとしています。【図表3-1-28】

図表 3-1-28 高齢化橋梁の推移



出典：流山市橋梁長寿命化修繕計画

②-2 個別計画の概要等

- 1 流山市都市計画マスタープラン：平成 28（2016）年 12 月改定
- 2 流山市橋梁長寿命化修繕計画：平成 26（2014）年 6 月策定
- 3 流山市道路維持管理計画：平成 28（2016）年 3 月策定

②-2-1 流山市都市計画マスタープラン

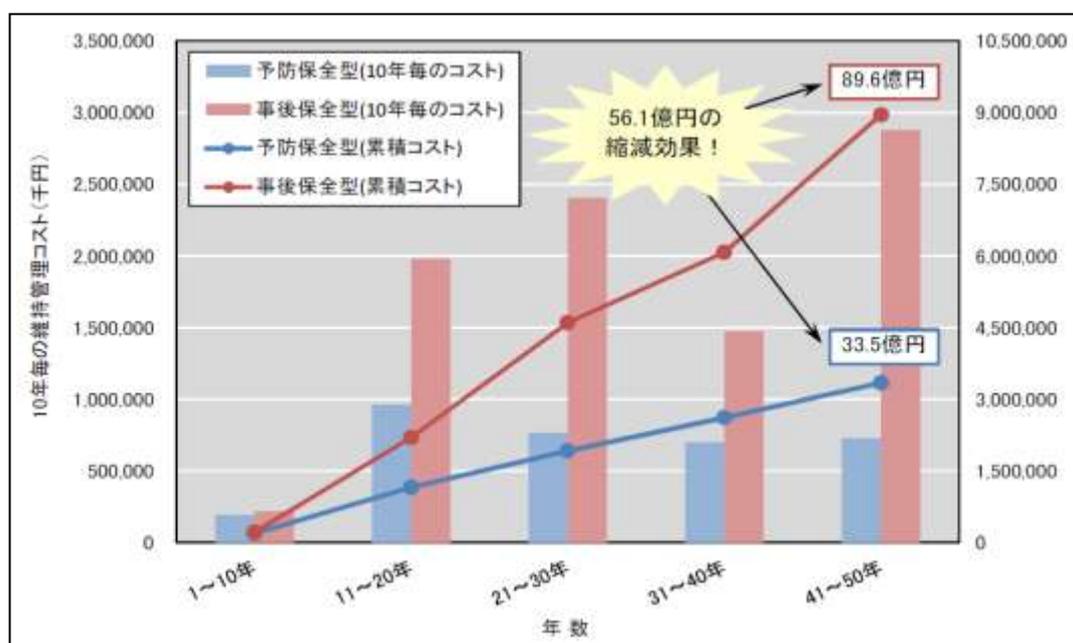
- 本市の既成市街地は、鉄道路線を中心に形成されてきたことから、市域の中で市街地が分散しています。また、これらの市街地間を結ぶ道路の整備が不十分なため、市街地間の交通連携が十分に行われていない面があります。
- このような課題認識のもと、「流山市都市計画マスタープラン」では、これまで分散していた市街地が結ばれ、人々が円滑に移動できるよう、つくばエクスプレスを基本軸として都市の骨格となる道路体系や公共交通網を形成するとしています。
- 併せて、歩行者や自転車、自動車など全ての利用者が快適に道路や公共交通機関を利用することにより、多くの人と交流できるよう、必要な空間を確保し、利用者にやさしい環境を整えるほか、人々が快適に移動できるような空間の整備を進めるとしています。

②-2-2 流山市橋梁長寿命化修繕計画

- 「流山市橋梁長寿命化修繕計画」は、より計画的・効率的に橋梁の維持管理を行い、その維持・修繕・架替えに係る費用を縮減し、合理的な維持管理を目指して策定されたものです。
- 本計画では、橋梁の管理を従来の定期的な点検により確認された損傷を必要に応じて修繕する「事後保全型」から、損傷が小さいうちから、計画的に補修を行い、橋梁を長持ちさせる「予防保全型」へと転換することで約56.1億円のコスト縮減効果が期待できるとしています。

【図表3-1-29】

図表 3-1-29 10年毎の維持管理コストの資産結果



出典：流山市橋梁長寿命化修繕計画

②-2-3 流山市舗装維持管理計画

- 「流山市舗装維持管理計画」は、今後の維持管理を効率的・計画的に推進することを目的に策定されたものです。本計画では、道路管理のあるべき姿として、道路施設の1つである舗装について、その性能と管理上の目標値を踏まえ、再構築を含む修繕や維持といった管理を必要としています。
- 管理上の目標値の設定には、様々な方法が考えられることから、当該道路の性格や交通量・速度等の交通条件、地域・沿道の状況等を勘案し、各道路の管理者が適切な舗装の管理を実施する観点から、適宜設定することが必要としています。

今後のまちづくりにおける課題

- 全国的な傾向と同様に、今後、本市でも橋梁を含めた既存路線の老朽化の進展に伴い、補修や改修等が必要となる路線が増大していくと見込まれます。
- 道路交通の安全性の確保を大前提に据えながら、相対的に高い費用対効果が期待できる路線を優先し、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。また、未整備区間のある都市計画道路については、その必要性や計画の妥当性、求められる機能の変化等を定期的に検証し、優先的に整備する路線を的確に選択する必要があります。

(7) 公共交通

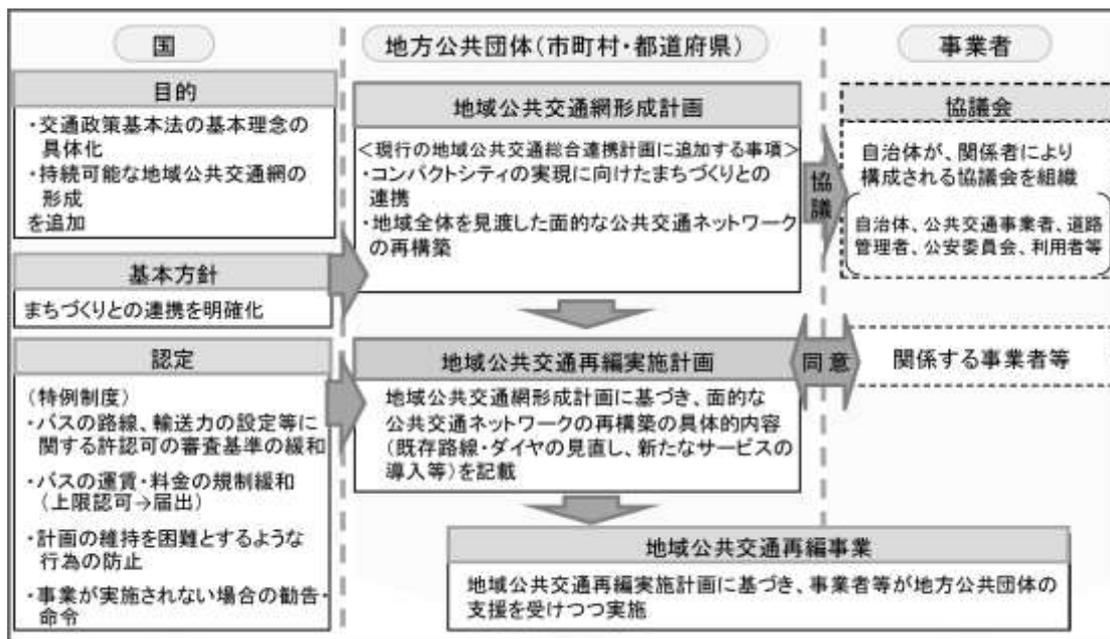
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

: 平成 26 (2014) 年 11 月施行

- 近年、全国的に人口減少や少子高齢化が加速度的に進展することで、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されています。
- このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方自治体を中心として、関係者の合意のもとに、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成26(2014)年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律の施行により、地方自治体は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めた「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになりました。【図表3-1-30】
- 国は、そのメリットの1つとして、本計画の策定をきっかけに、地域全体のネットワークのあり方について、鉄道、バス、タクシー等を一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができるとしています。

図表3-1-30 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の概要



出典：国土交通省資料

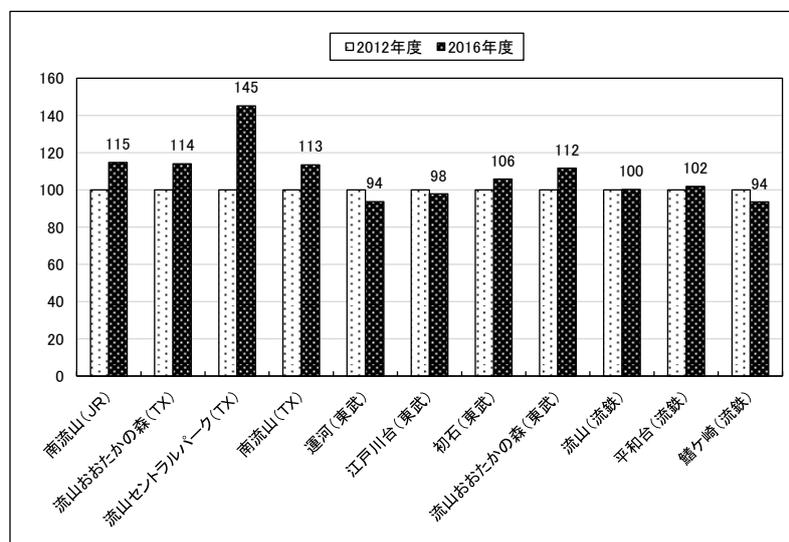
②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

○市域を鉄道4路線が走り、合計11駅が設置されています。平成24(2012)年度と平成28(2016)年度の乗降客数（JR武蔵野線 南流山駅は乗客数）を比較すると、東武野田線（東武アーバンパークライン）の運河駅・江戸川台駅と流鉄流山線の流山駅・鱈ヶ崎駅を除く8駅で乗降客数は増加しています。

○8駅のうち、最も増加率が高かったのは、つくばエクスプレスの流山セントラルパーク駅の45.3%（96.3万人）であり、以下、JR武蔵野線の南流山駅の14.7%（155.7万人）、つくばエクスプレスの流山おおたかの森駅の14.0%（308.0万人）の順となっています。【図表3-1-31・図表3-1-32】

図表3-1-31 2012年度を100とした場合の2016年度の乗降客数



出典：各鉄道会社資料（JR南流山駅は乗客数）

図表 3-1-32 市内各駅の乗降客数の推移

	JR武蔵野線		つくばエクスプレス線					
	南流山駅		流山おおたかの森駅		流山セントラルパーク駅		南流山駅	
	乗降客数		乗降客数		乗降客数		乗降客数	
	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)
2012年度	1,059.0	—	2,195.1	—	212.9	—	2,202.6	—
2013年度	1,109.6	4.8	2,295.0	4.6	234.7	10.2	2,302.5	4.5
2014年度	1,132.6	2.1	2,317.0	1.0	243.8	3.9	2,303.6	0.0
2015年度	1,179.3	4.1	2,390.6	3.2	255.7	4.9	2,396.8	4.0
2016年度	1,214.7	3.0	2,503.1	4.7	309.2	20.9	2,499.6	4.3

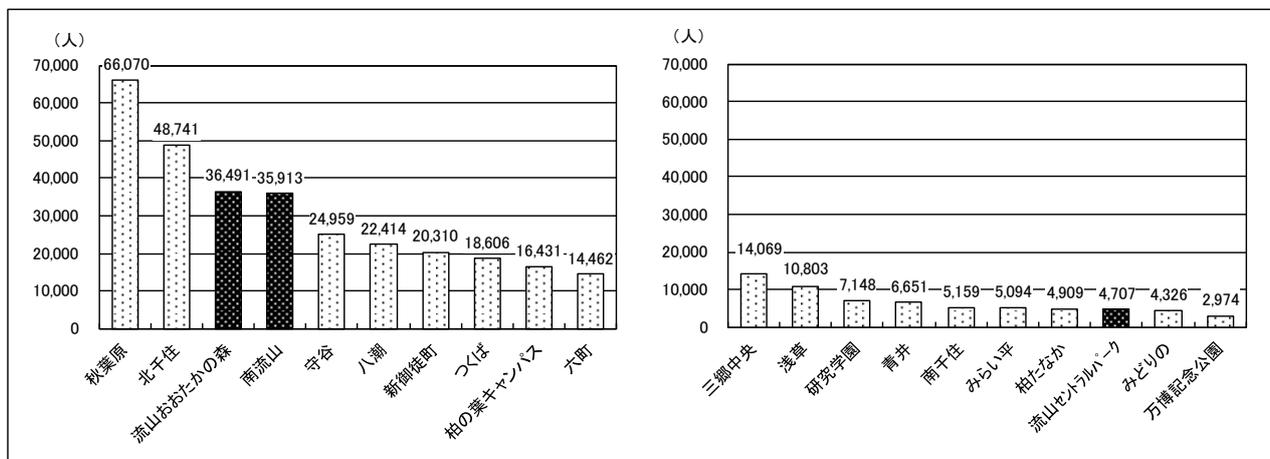
	東武野田線							
	運河駅		江戸川台駅		初石駅		流山おおたかの森駅	
	乗降客数		乗降客数		乗降客数		乗降客数	
	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (万人)	増減率 (%)
2012年度	845.5	—	908.3	—	639.0	—	1,811.5	—
2013年度	799.6	▲ 5.4	918.4	1.1	645.0	0.9	1,872.9	3.4
2014年度	775.0	▲ 3.1	892.2	▲ 2.8	636.6	▲ 1.3	1,912.8	2.1
2015年度	797.2	2.9	892.8	0.1	659.5	3.6	1,955.2	2.2
2016年度	792.7	▲ 0.6	889.2	▲ 0.4	676.3	2.5	2,023.3	3.5

	流鉄流山線					
	流山駅		平和台駅		鯉ヶ崎駅	
	乗降客数		乗降客数		乗降客数	
	実数 (万人)	増減率 (%)	実数 (千人)	増減率 (%)	実数 (千人)	増減率 (%)
2012年度	99.7	—	91.4	—	45.4	—
2013年度	100.3	0.6	93.4	2.1	46.6	2.7
2014年度	97.1	▲ 3.2	91.9	▲ 1.6	44.5	▲ 4.4
2015年度	103.4	6.5	93.5	1.7	43.8	▲ 1.6
2016年度	99.9	▲ 3.3	93.1	▲ 0.4	42.4	▲ 3.1

出典：各鉄道会社資料

○平成29（2017）年度のつくばエクスプレス線の1日平均乗車人員は、流山おおたかの森駅が36,491人で20駅の中では多い方から3番目、南流山駅が35,913人で4番目、流山駅セントラルパーク駅が4,707人で18番目に位置しています。【図表3-1-33】

図表 3-1-33 つくばエクスプレス線の1日平均乗車人員（2017年度）



出典：首都圏新鉄道（株）資料

○市内を走るぐりーんバスは、平成30（2018）年度現在、7路線（ルート）が運行し、市内各所を結んでいます。平成28（2016）年度に最も利用者が多かったのは、松ヶ丘・野々下ルート_の260,328人であり、以下、江戸川台東ルート_の138,897人、江戸川台西ルート_の122,368人の順となっています。また、平成28（2016）年度の利用者数の合計は736,328人であり、前年度と比べて0.8%（5,905人）の微減となっています。【図表3-1-34】

図表 3-1-34 ぐりーんバスの利用者数の推移

	江戸川台西ルート		江戸川台東ルート		松ヶ丘ルート		西初石ルート	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
2012年度	94,228	—	153,471	—	107,173	—	139,026	—
2013年度	92,574	▲ 1.8	153,204	▲ 0.2	17,763	—	124,638	▲ 10.3
2014年度	103,281	11.6	148,159	▲ 3.3	—	—	117,579	▲ 5.7
2015年度	108,144	4.7	148,485	0.2	—	—	127,637	8.6
2016年度	122,368	13.2	138,897	▲ 6.5	—	—	118,881	▲ 6.9

	美田・駒木台ルート		野々下・八木南団地 循環ルート		松ヶ丘・野々下ルート		合計	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
2012年度	121,401	—	62,856	—	—	—	678,155	—
2013年度	113,766	▲ 6.3	10,228	—	169,097	—	681,270	0.5
2014年度	115,708	1.7	—	—	237,288	40.3	722,015	6.0
2015年度	105,243	▲ 9.0	—	—	252,724	6.5	742,233	2.8
2016年度	95,854	▲ 8.9	—	—	260,328	3.0	736,328	▲ 0.8

出典：都市計画課資料

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 地域公共交通は、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって必要不可欠な都市機能の1つであるとともに、鉄道駅を中心に広がる既存市街地の活力の維持・向上や環境にやさしいまちづくりを推進する上でも極めて重要な役割を担っています。
- 市民、交通事業者及び行政等が地域公共交通の機能の維持・向上を図る上で、現に発現している課題や今後、深刻化が懸念される課題等をしっかりと共有しながら、適切な役割分担のもと、持続可能な地域公共交通の実現に向けた利用環境の整備や利用の促進に取り組む必要があります。
- ぐりーんバスの持続可能な運行の確保を図るため、それぞれの地域によって異なる実情や利用者ニーズ及び利用状況等を的確に見極めながら、必要に応じて運行ルートや運行便数の見直しに取組み、運行の効率化と市民生活の利便性の維持・向上を同時に推進する必要があります。

2 生活環境

(1) 地球環境保全・公害

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

- 1 パリ協定：平成 27（2015）年 12 月採択
- 2 地球温暖化対策計画：平成 28（2016）年 5 月策定

①-1 パリ協定

- 平成 27（2015）年末に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国が参加する平成 32（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されています。
- 本協定では、世界共通の目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されています。また、全ての国が、削減目標を 5 年ごとに提出・更新することが義務づけられました。

①-2 地球温暖化対策計画

- 平成 28（2016）年 5 月、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が策定されています。本計画では、地方自治体の基本的役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」、「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の規範となることを目指す」ことなどが掲げられています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～

：平成 28（2016）年 9 月策定

- 千葉県においても、COP21 をうけて地域から地球温暖化対策を推進するため、平成 42（2030）年度を目標年度とした「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2(コツコツ)スマートプラン～」を策定しました。
- 本計画では二酸化炭素排出量の約 8 割を占める 4 主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）について、それぞれが自覚を持って具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに目標を設定しています。目標の指標は、分かりやすく、取組の効果を実感しやすい「世帯当たりエネルギー消費量」等を用い、平成 25（2013）年度を基準として平成 32（2030）年度の目標を設定しています。目標を設定した 4 主体及びその他の主体による取組を進めると、平成 32（2030）年度の千葉県全体の排出量は平成 25（2013）年度比マイナス 22%となります。

【図表 3-2-1】

図表3-2-1 温室効果ガス削減目標（千葉県地球温暖化対策実行計画）

- 家庭**
- 世帯当たりエネルギー消費量を2013年度比30%削減
 - 自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比25%削減
 - 家庭系ごみの排出量を2013年度比15%削減
- 事務所・店舗等**
- 延床面積1m²当たりエネルギー消費量を2013年度比40%削減
 - 自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比25%削減
 - 事業系一般廃棄物の排出量を2013年度比15%削減
- 製造業**
- 低炭素社会実行計画の参加企業**
- 低炭素社会実行計画の各業界目標を責任を持って達成
- その他の企業・中小企業**
- 生産量当たりエネルギー消費量を2013年度比10%削減
- 運輸貨物**
- 貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を2013年度比26%削減

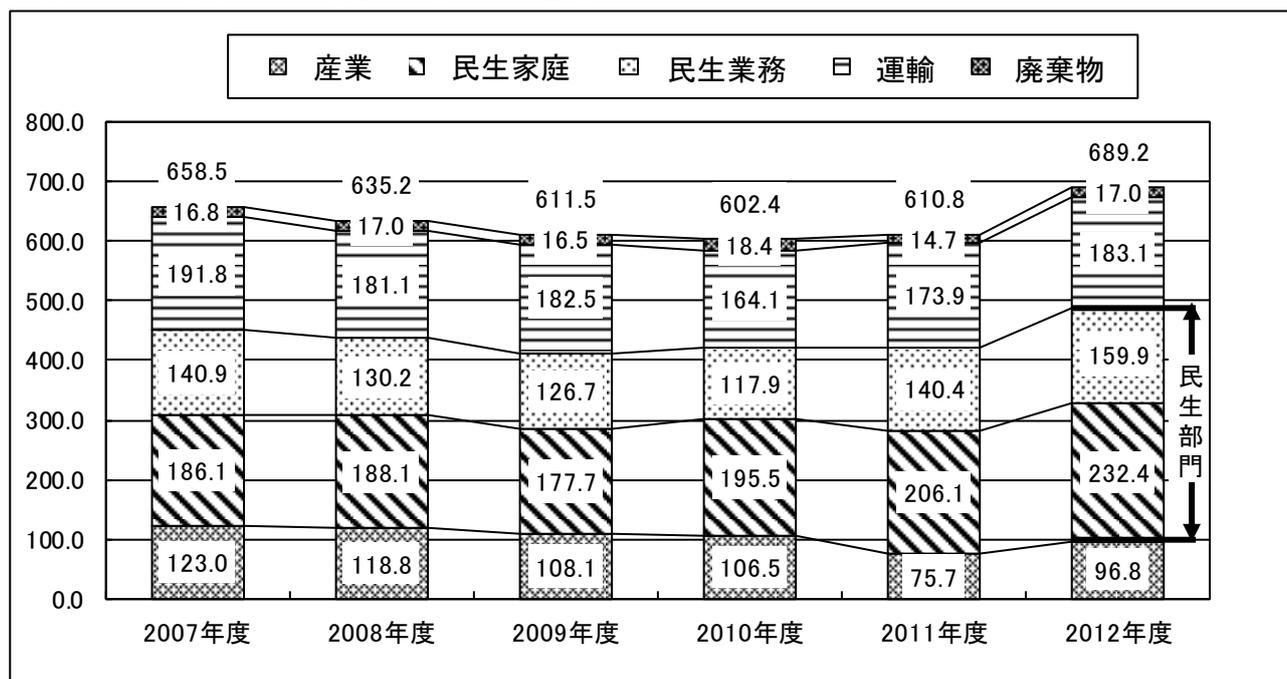
出典：千葉県環境生活部循環型社会推進課「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～ 概要版」

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

○平成19（2007）年から平成24（2012）年までの市域における温室効果ガスの排出量をみると、平成22（2010）年までは減少傾向にあったのに対して、その後は増加に転じています。部門別では産業部門が概ね減少傾向にある一方、民生家庭・民生業務部門が増加傾向にあります。【図表3-2-2】

図表3-2-2 市域の温室効果ガス排出量の推移



出典：環境政策課

○本市の公害苦情受理件数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度では 293 件と、平成 24 (2012) 年度比で約 3 倍となっています。大気（燃焼行為含む）（平成 24 (2012) 年度：7 件→平成 28 (2016) 年度：26 件）、騒音（平成 24 (2012) 年度：14 件→平成 28 (2016) 年度：27 件）などで増加がみられますが、大部分はその他（平成 24 (2012) 年度：65 件→平成 28 (2016) 年度：224 件）の増加となっています。【図表 3-2-3】

図表3-2-3 公害苦情受理件数

区分	大気(燃焼行為含む)	水質	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	総数
2012年度	7	1	14	6	6	—	—	65	99
2013年度	17	1	28	3	6	—	—	101	156
2014年度	12	6	15	9	1	0	0	134	177
2015年度	20	8	19	2	7	0	0	178	234
2016年度	26	9	27	2	4	1	0	224	293

出典：環境政策課

③-2 個別計画の概要等

- 1 第 2 次流山市環境基本計画：平成 27 (2015) 年 3 月策定
- 2 第 3 期地球温暖化対策実行計画『ストップ温暖化！流山プラン』
：平成 29 (2017) 年 3 月策定
- 3 生物多様性ながれやま戦略（第二期）：平成 30 (2017) 年 3 月策定
- 4 生活排水対策推進計画：平成 29 (2017) 年 3 月策定

③-2-1 第 2 次流山市環境基本計画

- 「流山市環境基本計画」は、流山市環境基本条例で定める持続的発展の可能な循環型社会への移行と、国が示す自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会の形成を目的とし、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動の推進を目指す計画です。
- 本計画では、流山市の望ましい環境像「緑・水・風土の豊かさを子どもたちに残そう 森のまち・流山」と定め、その実現に向け、「自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち」、「エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち」、「ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち」、「快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち」、「市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち」の 5 つの基本目標を定め、環境政策を推進していくとしています。【図表 3-2-4】

図表3-2-4 環境基本計画の5つの基本目標と3つの実行計画



出典：流山市環境基本計画

③-2-2 第3期地球温暖化対策実行計画

○排出される二酸化炭素を効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、第3期地球温暖化対策実行計画『ストップ温暖化！流山プラン』を策定しています。【図表3-2-5】

○本計画では、平成32(2030)年度までに二酸化炭素排出量を20%減らすことを目標に、①省エネ、②再エネ、③交通、④ごみ・資源、⑤緑化の5つの施策に加え、温暖化が進行した場合の影響や被害を軽減する「適応策」を整理しています。

図表3-2-5 第3期地球温暖化対策実行計画の概要

【施策体系】

流山市が目指す将来像「低炭素都市ながれやま」

全ての市民や事業者が、それぞれの活動において低炭素型のライフスタイルや事業活動を取り入れ、地域そのものが二酸化炭素排出量の少ないまちとなる「低炭素都市ながれやま」を目指します。

目標（二酸化炭素削減率）

2020（H32）年度までに2007（H19）年度比3.8%削減

2030（H42）年度までに2007（H19）年度比20%削減

基本方針

市民や事業者の意識・行動改革による実践行動「ソフトパワー」を生かし「低炭素都市ながれやま」の実現を目指します。

重点施策	（上段）2020年度削減量
	（下段）2030年度削減量
重点施策①： 市民・事業者との協働による省エネルギー生活への転換の推進	53.9千t-CO ₂ 148.3千t-CO ₂
重点施策②： 再生可能エネルギーの活用	13.6千t-CO ₂ 28.7千t-CO ₂
重点施策③： 環境負荷の大きい自動車からの転換	23.3千t-CO ₂ 46.4千t-CO ₂
重点施策④： 廃棄物の発生抑制と資源循環	3.0千t-CO ₂ 4.1千t-CO ₂
重点施策⑤： 緑地保全と都市緑化による二酸化炭素吸収源対策	(注)0.75千t-CO ₂ (注)2.64千t-CO ₂
適応策	

出典：第3期地球温暖化対策実行計画

③-2-3 生物多様性ながれやま戦略（第二期）

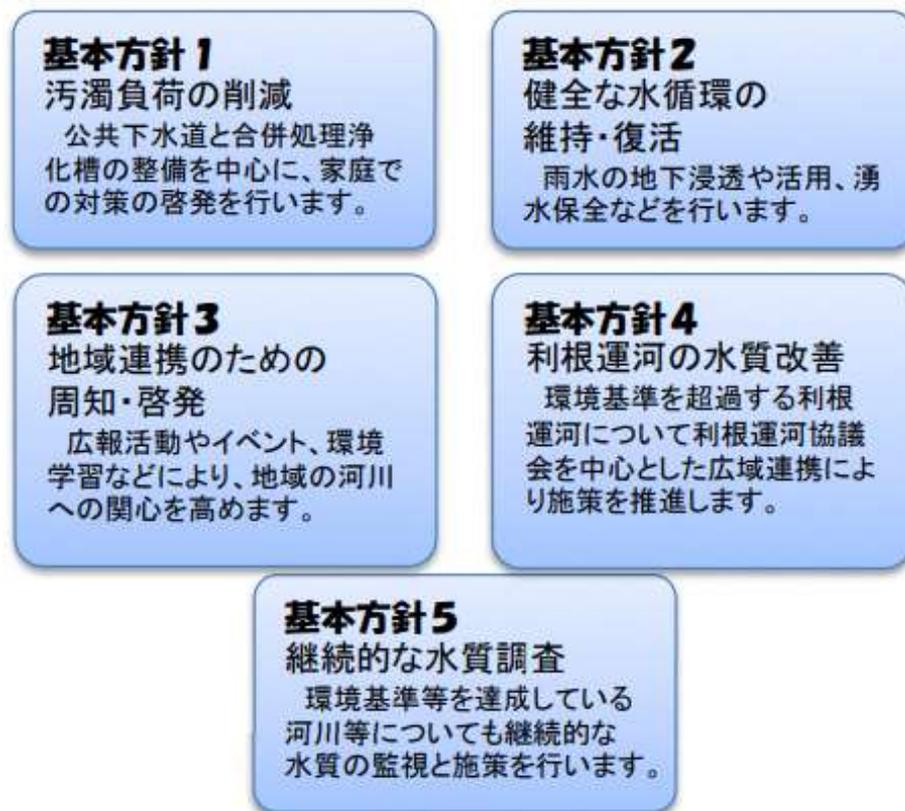
- 本市は、平成22（2010）年に定めた生物多様性ながれやま戦略（50年間戦略）において、長期的に生物多様性の保全と回復に取り組むために、50年間のグランドデザインを描いています。
- 生物多様性ながれやま戦略（第二期）は、50年間戦略の初期段階期間が終了したことから、中期段階の内、平成30（2018）年から約5年の取組みについて定めています。平成20（2008）年に施行された生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的

に進めるとともに、生態系ネットワークとそれを支える市民活動団体等のネットワークの構築を進めています。

③-2-4 生活排水対策推進計画

○平成4（1992）年に流山市が「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことから策定したもので、平成7（1995）年に策定された第Ⅰ期計画（目標年次平成17（2005）年度）、平成18（2006）年に策定された第Ⅱ期計画（目標年次平成27（2015）年度）に続く計画です。各河川に水質改善の目標を設定し、平成38（2026）年度までに全ての河川が目標を満たすことを目指しています。【図表3-2-6】

図表3-2-6 生活排水対策推進計画の基本方針



出典：流山市生活排水対策推進計画

今後のまちづくりにおける課題

- 本市においては、人口増に伴って民生家庭・民生業務部門を中心に温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。市域全体から排出される温室効果ガス排出量の実態の把握に努めながら、市民・事業者・市が一体となって、「省エネ・創エネのまちづくり」を推進することが重要です。
- 地球環境問題に対するより多くの市民・事業者の関心や理解を深めることにより、温室効果ガス排出量の削減に向け、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した経営、事業活動の普及を促進する必要があります。
- また、本市の魅力の一つである自然を守り、共生していくために、生物多様性の保全や回復に取り組む必要があります。生態系ネットワークと、それを支える市民活動団体等のネットワークの構築や生活排水対策により、緑が豊かで快適・安心して暮らせるまちを目指していくことが求められています。

(2) ごみ処理

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆第四次循環型社会形成基本計画：平成 30（2018）年 6 月策定

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされており、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成基本計画」が策定されました。
- 本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられています。地方自治体は、地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められるとしています。特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位で住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められるとしています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第 9 次千葉県廃棄物処理計画：平成 28（2016）年 3 月策定

- 千葉県では、平成 28（2016）年 3 月に、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を図るため、平成 32（2020）年度を目標年度とする「第 9 次千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。
- 本計画では、計画の実効性を高める上で市町村に期待する役割として、「一般廃棄物の発生抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育を行うことで、住民の自主的な取組を促進する」、「分別収集の推進や一般廃棄物の再生利用により、適正な循環的利用に努め、そ

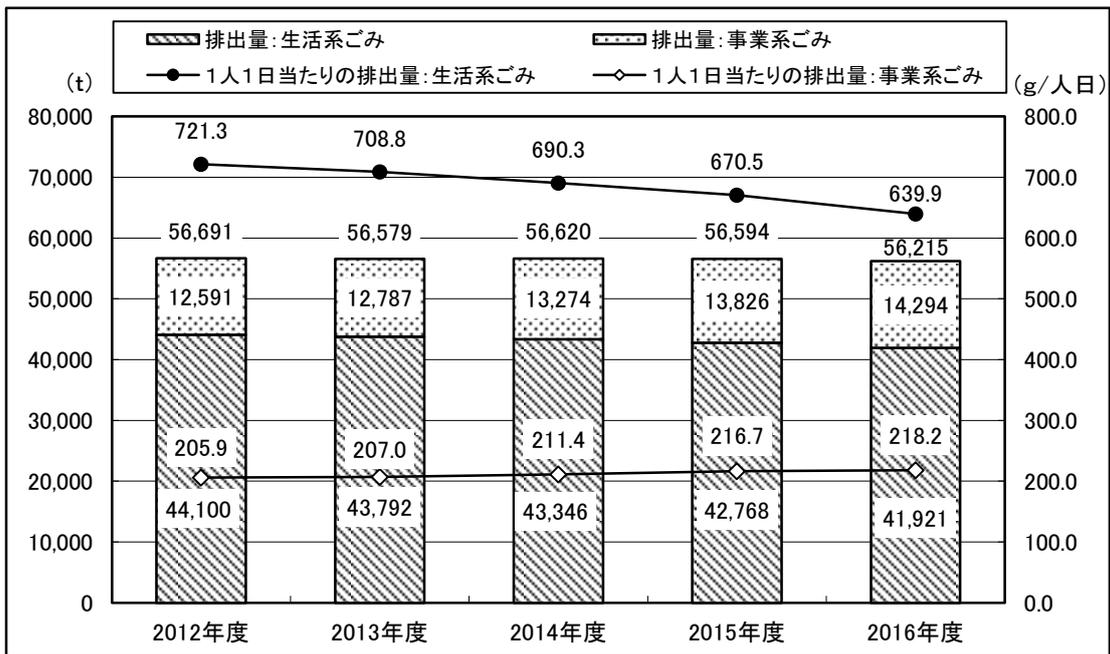
の上で、処分しなければならない一般廃棄物について、「適正な中間処理や最終処分を確保する」ことなどを掲げています。

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

○本市におけるごみ排出量は、増加に転じた平成 26（2014）年度を除き微減傾向にあります。1人1日当たりの排出量をみると、生活系ごみは過去5年間で減少傾向となっている一方、事業系ごみは増加傾向にあり、リサイクル率も減少傾向にあります。【図表 3-2-7・図表 3-2-8】

図表 3-2-7 ごみ排出量の推移



出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「一般廃棄物処理実態調査結果」

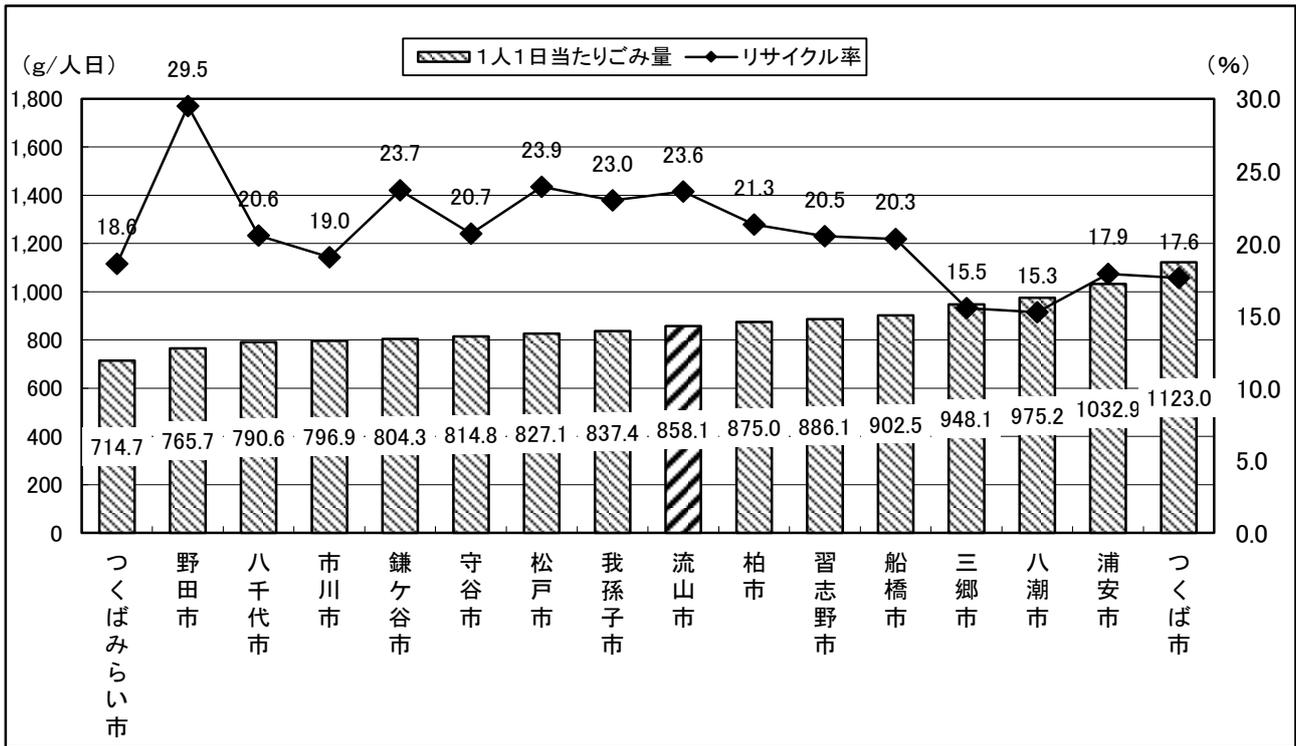
図表 3-2-8 リサイクル率の推移

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
26.6%	24.8%	23.0%	24.4%	23.6%

出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「一般廃棄物処理実態調査結果」

○1人1日当たりのごみ量及びリサイクル率を、比較すると1人1日当たりごみ量は16市中少ない方から9番目となっています。また、リサイクル率は高い方から4番目となっており、リサイクルによって環境に配慮した生活を送っていることが分かります。【図表 3-2-9】

図表 3-2-9 1人1日当たりごみ量・リサイクル率の比較 (2016 年度)



出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度調査結果）」

③-2 個別計画の概要等

- 1 第2次流山市環境基本計画：平成 27（2015）年 3 月策定
- 2 一般廃棄物処理基本計画【中間評価】：平成 27（2015）年 2 月策定

③-2-1 第2次流山市環境基本計画

○本計画の基本目標3では「ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち」が掲げられており、「3R²⁴」の推進による循環型社会や、発生抑制の推進、資源化の促進と併せた安全で、環境負荷の少ないごみ処理を目指すとしています。

③-2-2 一般廃棄物処理基本計画

○一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めたものです。平成 27（2015）年度に実施した中間評価では、現行計画で設定した取り組み内容の達成状況を、環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）の手法で実績を基に評価を行い、その評価に基づき個別施策の取り組みの内容を見直しました。

²⁴ 3R：ごみを減量するための基本的な取り組みのこと（Reduce（リデュース）：発生抑制（ごみも使う資源も元から減らす）、Reuse（リユース）：再使用（くりかえし使う）、Recycle（リサイクル）：再生利用（資源として再び利用する）を指す）

- 本計画では、発生抑制の推進や資源化の推進による大量廃棄、大量リサイクルからの脱却や、適正処理の実施、最終処分量の削減、地球温暖化防止への配慮、緊急時における安心・安全な処理体制の確保、本市に最適な焼却システムの見直しによる環境負荷の少ないごみ処理システムの構築を目指しています。

今後のまちづくりにおける課題

- 本市のごみ排出量は、人口増に伴い微増となっている一方で、1人1日当たりのごみ量は減少傾向となっており、他市と比較してもごみ量・リサイクル率ともに環境に配慮した生活を送っていることが分かります。人口増の中でも環境に配慮した生活を続けていくため、廃棄物の抑制や適切な循環的利用に向けた普及啓発・情報提供、環境教育等を実施することが重要となります。
- 「3R」の推進による循環型社会や、発生抑制の推進、資源化促進等により環境負荷の少ないごみ処理を目指すため、環境マネジメントシステムの活用等による個別施策の取組みの内容の見直しを継続して実施していくことが必要となります。

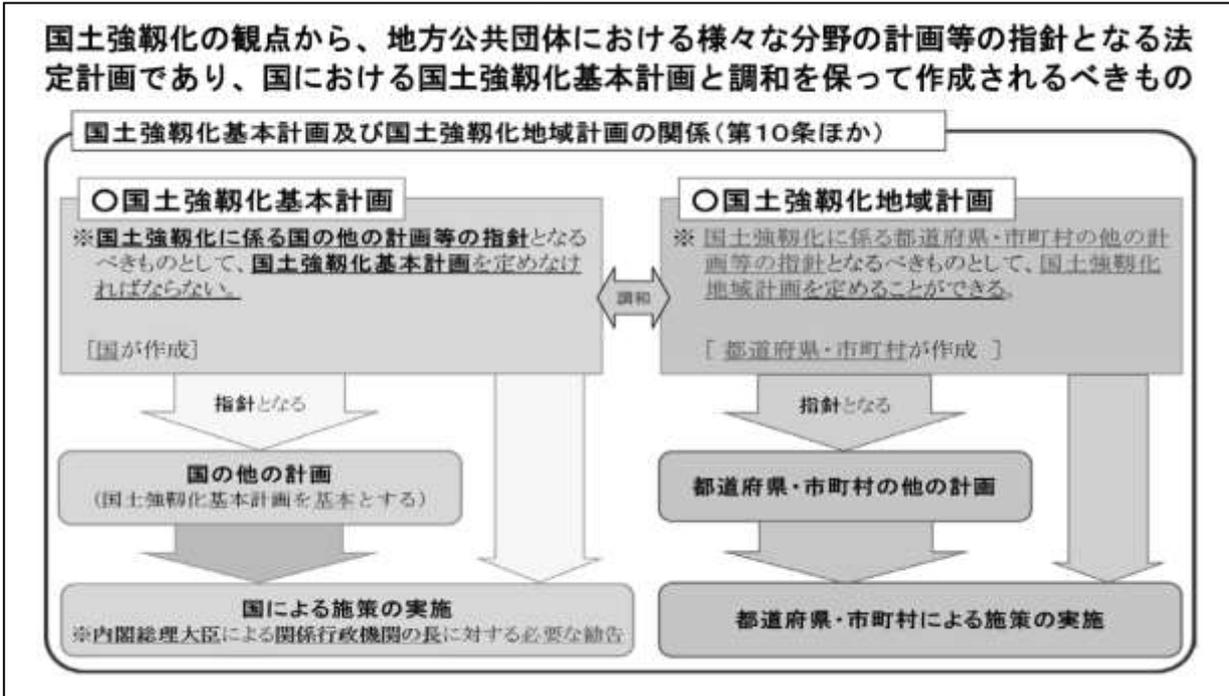
(3) 防災

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

- 1 国土強靱化基本法：平成 25（2013）年 12 月施行
- 2 国土強靱化基本計画：平成 26（2014）年 6 月策定

- 近年、国では、大規模な自然災害等から人命、社会経済の致命傷を回避するための強さと被害から迅速に回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築し、想定外の災害等から守る考え方を国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）と称しています。
- 平成 25（2013）年 12 月に、議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された後、本法に基づき国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、平成 26（2014）年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定されています。
- 本計画では、国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方自治体の間及び地方自治体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など、地方自治体等における組織体制の強化及び「国土強靱化地域計画」の策定・実施の支援、促進を図ることが位置づけられています。【図表 3-2-10】

図表 3-2-10 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第4版）」

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書：平成 28（2016）年 3 月策定

○千葉県は、東日本大震災や国の地震被害想定調査等から得られた最新の科学的知見を踏まえ、平成 26（2014）年から新たな地震被害想定調査に取り組み、平成 28（2016）年 5 月にその結果を公表しました。今後は、この調査結果に基づき、発生が危惧されている首都直下地震などに対する県の防災・減災対策の強化に努めるとしています。

○本調査結果では、習志野市と千葉市の境界付近深さ約 50 km を震源とするマグニチュード 7.3（冬 18 時・風速 8 m/s）の千葉県北西部直下地震が発生した場合、本市は市域全体の 88.5% が震度 6 弱の揺れに見舞われ、これによる被害は建物全壊・焼失棟数約 270 棟、死者数約 10 人、避難者数（2 週間後）約 17,000 人に及ぶと想定されています。【図表 3-2-11】

図表 3-2-11 流山市内の主な被害想定結果
（千葉県北西部直下地震・冬 18 時・風速 8 m/s）

夜間人口 (人)	昼間人口 (12時) (人)	面積(km ²)	震度別面積率(%)			建物棟数(棟)			原因別建物全壊・焼失棟数(棟)				揺れ・液状化建物全壊棟数(棟)	
			震度5強	震度6弱	震度6強	計	木造	非木造	計	揺れ	液状化	火災	木造	非木造
164,000	109,900	44	11.0	88.5	0.2	46,800	38,700	8,000	270	170	50	50	210	10

死者(人)	人的被害						避難者(1日後)		避難者(2週間後)		エレベータ閉じ込め		
	重傷者(人)			軽傷者(人)			避難者(人)	うち避難所避難者(人)	避難者(人)	うち避難所避難者(人)	台数(台)	人数(人)	
	計	建物倒壊等	ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物	計	建物倒壊等	ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物							
10	20	10	10	200	180	50	10	1,500	920	17,000	6,800	50	30

出典：千葉県防災危機管理部「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」（以下同様）

○また、本調査では、今回の被害想定の結果を踏まえ、県内に潜在する「①地形・地質上のリスク」、「②社会・経済上のリスク」、「③市街地や建物の特徴に伴うリスク」、「④人口や年齢層等の居住者に伴うリスク」の把握を目的に、県内を5つの地域に分割し、各地域で想定されるリスクを整理しています。本市が含まれる東葛地域において想定されるリスクは、次表に示すとおりです。【図表3-2-12・図表3-2-13】

図表3-2-12 東葛地域において想定されるリスク

リスクの種別	想定されるリスクの内容
①地形・地質上のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸部及び河川近くの一部で、揺れやすい・液状化しやすい地域がある。 ○埋立地は液状化し、建物・ライフライン被害が発生する。 ○谷津田や盛土と考えられる地点が内陸部に点在しており、地盤が弱いことが懸念される。
②社会・経済上のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模集客施設において、多数の帰宅困難者が発生する。 ○会社や組織中枢の機能が停止する。
③市街地や建物の特徴に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ○県内でも建物、人口が稠密な地域で、建物被害・人的被害量が大きくなる。 ○稠密な市街地で倒壊した建物等から出火、延焼する。 ○高層ビルやマンションでエレベーターが停止し生活困難となる。 ○障害物や液状化によって、道路が通れなくなる。
④人口や年齢層等の居住者に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ○昼間の発災時は、東京等に多数が通勤しており、被災地域に高齢者や子育て中の主婦等しかいなくなる。 ○負傷者が多数発生すると、病院で治療・入院が追い付かなくなる。 ○避難者が多数発生し、避難所が避難者で満員となり、生活環境が悪化し避難者の体調悪化につながる。 ○膨大な量の水、食料、物資等が必要となり、必要量の調達及び避難所等への輸送手段の確保が困難となる。 ○応急仮設住宅用の敷地の確保。

図表 3-2-13 千葉県における地域別リスク

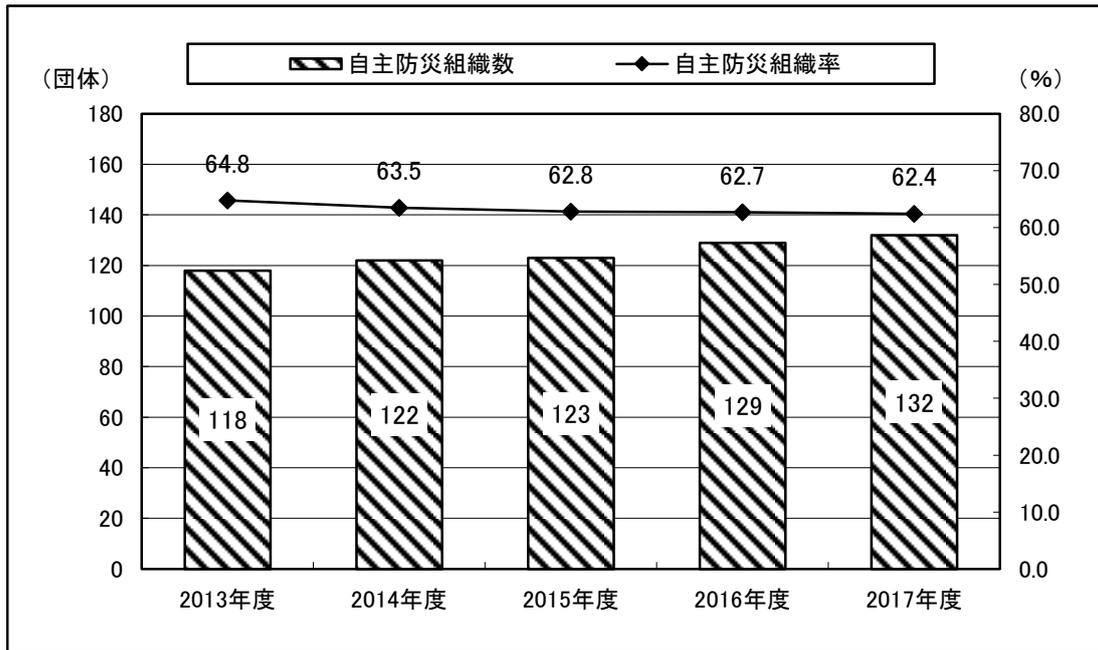


③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

○本市の自主防災組織数は平成 29 (2017) 年度時点で 132 団体となっています。また、自主防災組織の組織率は、平成 29 (2017) 年度には 62.4%となっています。【図表 3-2-14】

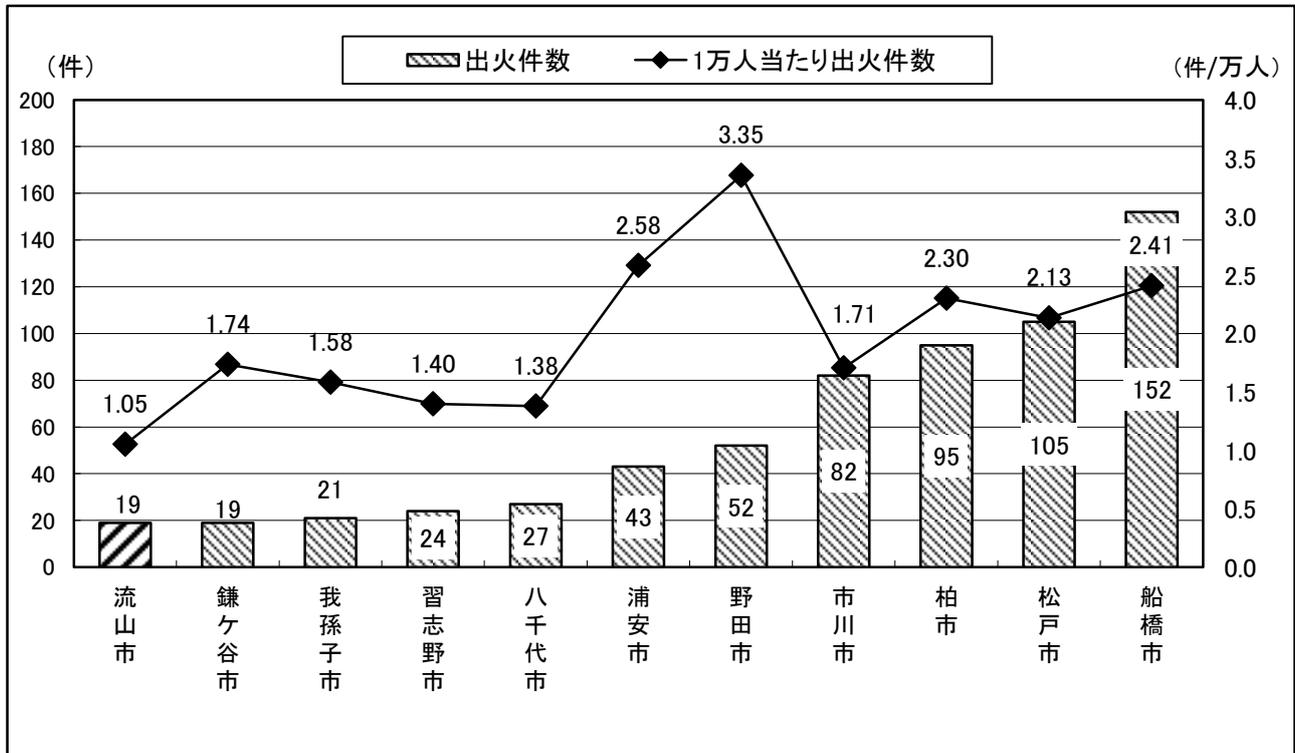
図表 3-2-14 自主防災組織の組織数・組織率の推移



出典：防災危機管理課

○本市の出火件数及び1万人当たり出火件数を比較すると、出火件数・1万人当たりの出火件数ともに最も少ないことがわかります。【図表 3-2-15】

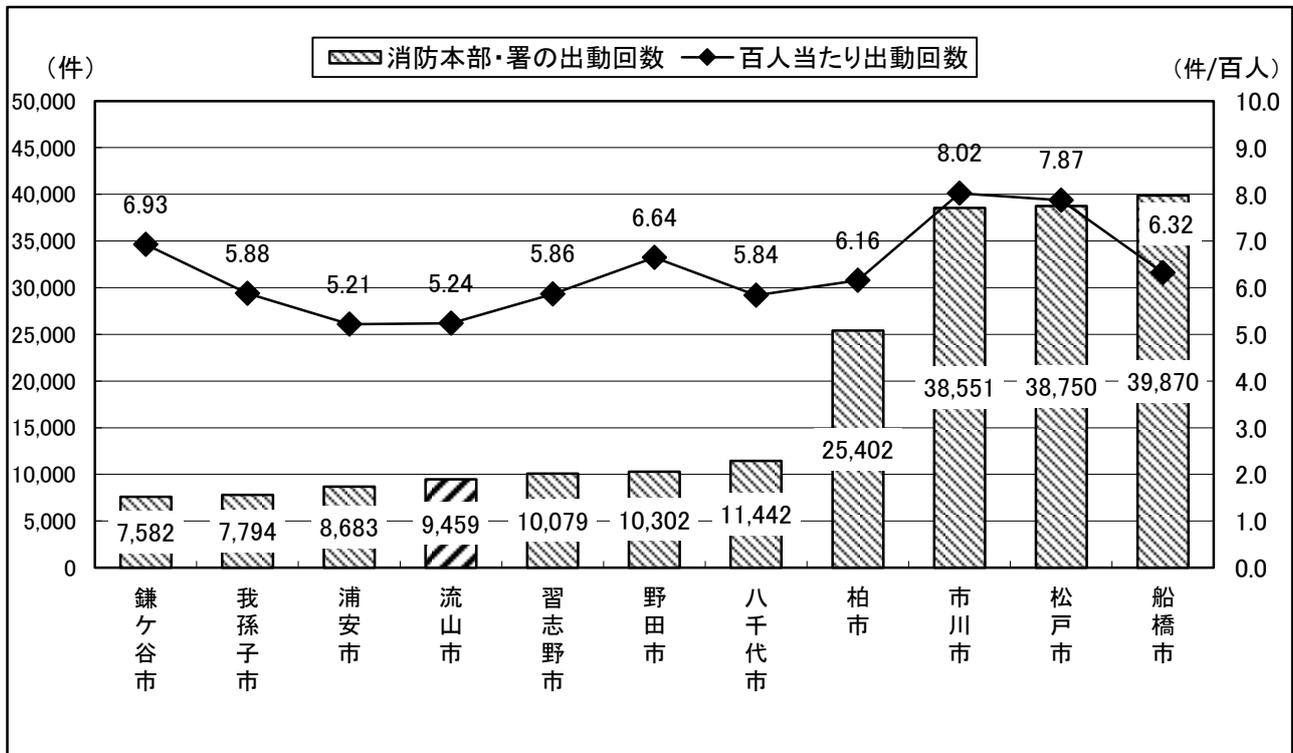
図表 3-2-15 出火件数の比較 (2016年)



出典：千葉県防災危機管理部消防課企画指導班「平成 29 年版消防防災年報」

○本市における消防本部・署の出動回数は9,459件で11市中少ない方から4番目となっています。また、人口百人当たりの出動回数は5.24件/百人で2番目に少なくなっています。【図表3-2-16】

図表3-2-16 消防本部・署の出動件数の比較（2016年）



出典：千葉県防災危機管理部消防課企画指導班「平成29年版消防防災年報」

③-2 個別計画の概要等

- 1 流山市地域防災計画：平成 29（2017）年 3 月改定
- 2 流山市地域防災力向上計画：平成 30（2018）年 3 月策定
- 3 流山市水防計画：平成 28（2016）年 4 月改定
- 4 流山市耐震改修促進計画：平成 28（2016）年 4 月一部改定

③-2-1 流山市地域防災計画

- 流山市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、流山市における災害から市民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、市や防災関係機関が行うべき災害予防計画や災害応急対策計画、災害復旧計画を定めています。本市では、災害対策基本法等の改正を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に、この計画を修正しました。
- 本計画は、地震災害対策・風水害等対策編、大規模事故災害対策編、複合災害対策編に分かれており、災害の規模や分野に応じた災害対策の基本方針のほか、被害を最小にとどめるための予防計画等について整理しています。

③-2-2 流山市地域防災力向上計画

- 大規模な災害に対し、被害を最小限に食い止めるには、平時から住民の「防災・減災」に対する意識を高め、地域防災力向上を図ることが急務となっています。本市では、自助・共助の醸成をさらに促進し、自主防災組織の活動を促進・強化し、自治会単位による自主防災組織の設立を推進し、組織率を向上させることを目的として「流山市地域防災力向上計画」を策定しています。
- 本市では人口増加・世帯数が著しく増加する一方で、自治会加入率は年々減少を続けています。防災において極めて重要な役割を果たす「共助」の核心を担う自主防災組織の地域防災力の向上を図るため、防災資機材の整備だけではなく、自主防災組織が実施する防災訓練や防災に関する研修など、防災活動に関する事項も支援の対象とした「流山市自主防災組織防災資機材整備等事業」を実施し、自主防災組織のカバー率を高めることを目指しています。

③-2-3 流山市水防計画

- 流山市水防計画は、水防法に基づき、洪水と浸水（内水）による被害を軽減することを目的として、水防上必要な河川と下水道施設（雨水管）の監視、警戒、予防等の実施方法を定めたものです。

③-2-4 流山市耐震改修促進計画

- 流山市耐震改修促進計画は、本市において今後発生が予想されている大規模な地震に備え、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、地震に対する安全性を確保するために制定しています。
- 本計画では、基本方針や千葉県耐震改修促進計画及び首都圏直下緊急推進基本計画を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成 32（2020）年度における耐震化率の目標をそれぞれ 95%としています。

今後のまちづくりにおける課題

- 首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震発生のおそれに加え、台風や集中豪雨による水害の多発など、これまでの想定を大きく上回る自然災害の発生が顕在化している中、大規模な自然災害等に対して「公助」のみによる対策の限界が懸念されます。
- 被害を最小限に食い止めるには、平時から市民の「防災・減災」に対する意識を高め、地域防災力向上を図ることが急務であり、自助・共助の醸成の促進、自主防災組織の活動の促進・強化、自治会単位による自主防災組織の設立の推進及び組織率の向上に取り組むことが重要となります。
- 現状では、人口当たりの出火件数やそれに伴う消防本部・署の出動回数は他市と比較しても低い水準にありますが、これらの現状を維持、さらなる向上を目指し、近年転入してきた市民にとっても安心・安全な生活が送れるよう、防火・防災に関する普及啓発や情報提供等を適切に行っていくことが重要となります。

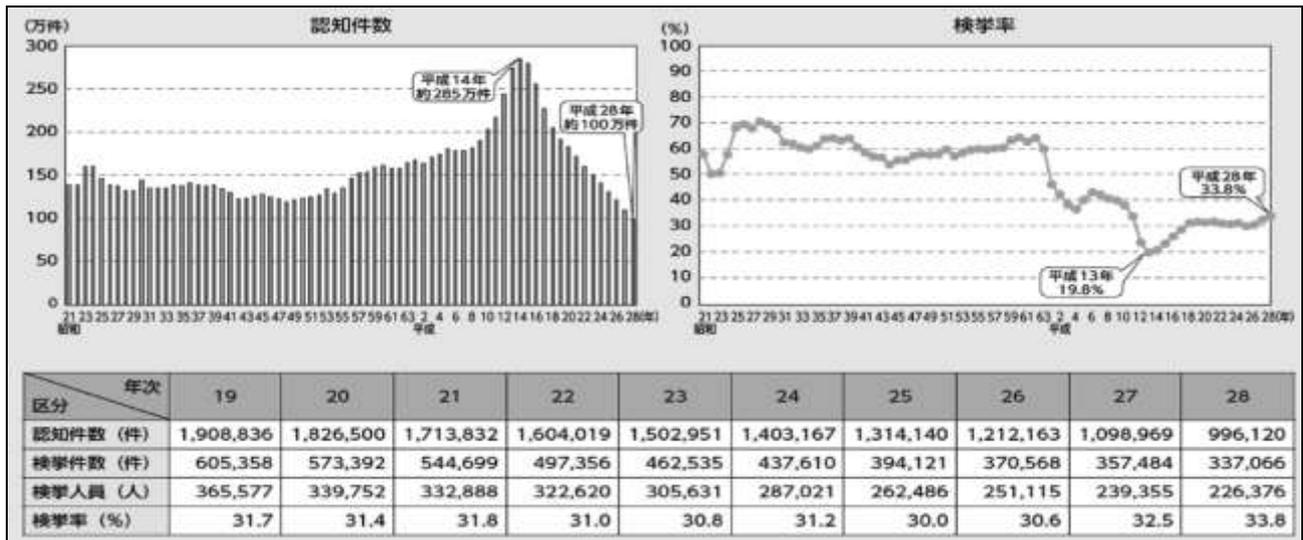
(4) 防犯・交通安全

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆平成 29 年警察白書

○警察庁の「平成 29 年警察白書」によると、平成 28 (2016) 年中の刑法犯の認知件数²⁵は 99 万 6,120 件と、前年より 9.4% (10 万 2,849 件) 減少し、過去最も多かった平成 14 (2002) 年の約 285 万件と比べて約 3 分の 1 に大きく減少しています。【図表 3-2-17】

図表3-2-17 刑法犯の認知・検挙状況の推移



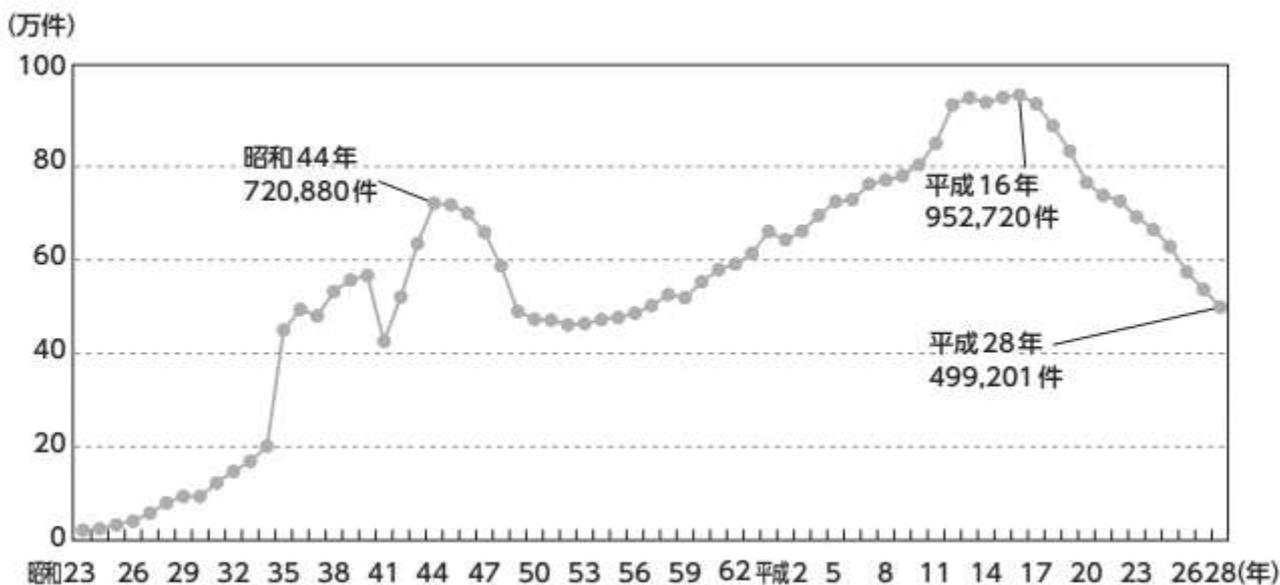
出典：警察庁「平成 29 年警察白書」

²⁵ 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

○交通事故の状況をみると、高齢者人口の増加のほか、シートベルト着用率の頭打ちや飲酒運転による交通事故件数の下げ止まりにより、近年は死者数の減少幅が縮小する傾向にあります。更なる交通事故防止に向けて、効果的な対策を講じていくため、緻密な交通事故分析に基づく効果的な対策の推進、対象者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化、情報通信技術や自動運転等の新たな技術の活用等を進めていく必要があるとしています。【図表3-2-

18・図表3-2-19】

図表3-2-18 交通事故発生件数

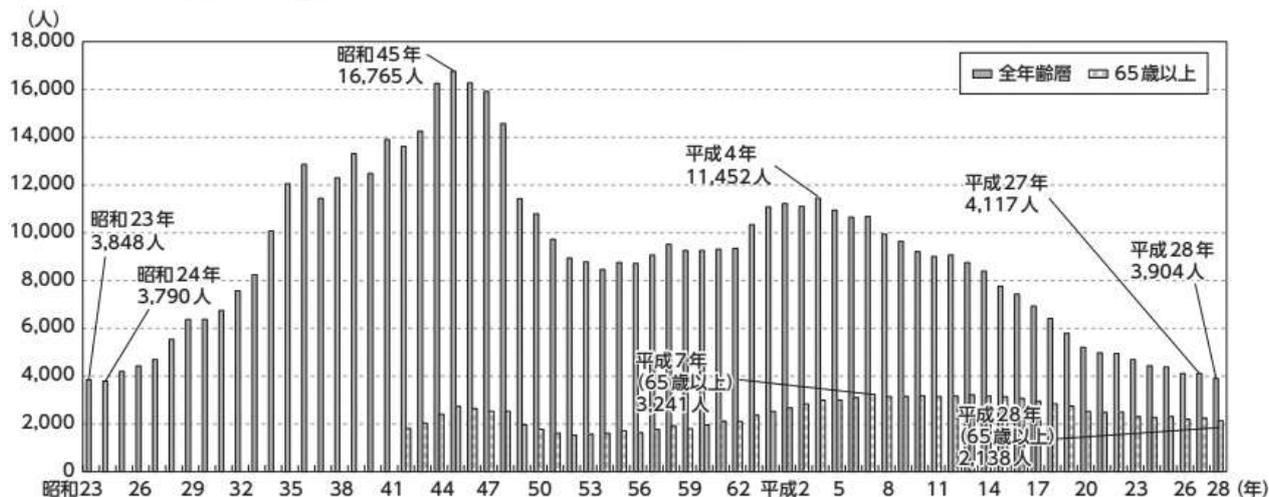


出典：警察庁「平成29年警察白書」

注) 昭和34年以前は、軽微な被害（8日未満の負傷又は2万円以下の物的損害）の事故を含まない。

40年以前は、物損事故を含む。46年以前は、沖縄県を含まない。

図表3-2-19 死者数の推移



出典：警察庁「平成29年警察白書」

注) 昭和46年以前は、沖縄県を含まない。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆防犯ボックスの整備

- 千葉県では防犯ボックスの整備を進めています。防犯ボックスとは、防犯ボランティア等に対する指導助言や合同パトロール等の警戒活動、子どもや女性の帰宅時間における見守り活動等を行うものであり、地域防犯の核となるよう、店舗の駐車場や駅前ロータリー等に設置しています。【図表 3-2-20】
- 防犯ボックスを中心に、警察官 0B である勤務員と住民の方々、市町村、県警等が連携し、効果的な防犯活動を実施することで、地域防犯力の向上を図っています。
- 平成 25（2013）年以降、モデル事業として千葉市星久喜地区、市川市南大野地区、柏市酒井根・中原地区、船橋日大前駅に防犯ボックスを設置した後、平成 28（2016）年度には、市町村が設置・運営する防犯ボックスへの補助制度を創設しました。現在、県内の防犯ボックスは 10 か所、うち市町村設置は 6 か所となっています。

図表3-2-20 防犯ボックス



出典：千葉県県境生活部くらし安全推進課「船橋日大前駅防犯ボックスだより（H28. 6月号）」

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

- 本市の刑法犯認知件数は、窃盗犯・その他等の減少により平成 25（2013）年以降一貫して減少傾向にあります。また、人口 1 万人あたりの刑法犯認知件数を比較すると、本市は 11 市中最も少なくなっています。【図表 3-2-21・図表 3-2-22】

図表 3-2-21 刑法犯認知件数の推移

		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
2013年	実数(件)	1,764	8	57	1,386	66	0	247
2014年	実数(件)	1,500	8	49	1,127	74	1	241
	増減率(%)	▲ 15.0	0.0	▲ 14.0	▲ 18.7	12.1	—	▲ 2.4
2015年	実数(件)	1,345	7	64	1,062	46	9	157
	増減率(%)	▲ 10.3	▲ 12.5	30.6	▲ 5.8	▲ 37.8	800.0	▲ 34.9
2016年	実数(件)	1,334	7	60	1,065	32	12	158
	増減率(%)	▲ 0.8	0.0	▲ 6.3	0.3	▲ 30.4	33.3	0.6
2017年	実数(件)	1,198	7	56	928	37	9	154
	増減率(%)	▲ 10.2	0.0	▲ 6.7	▲ 12.9	15.6	▲ 25.0	▲ 2.5

出典：流山警察署

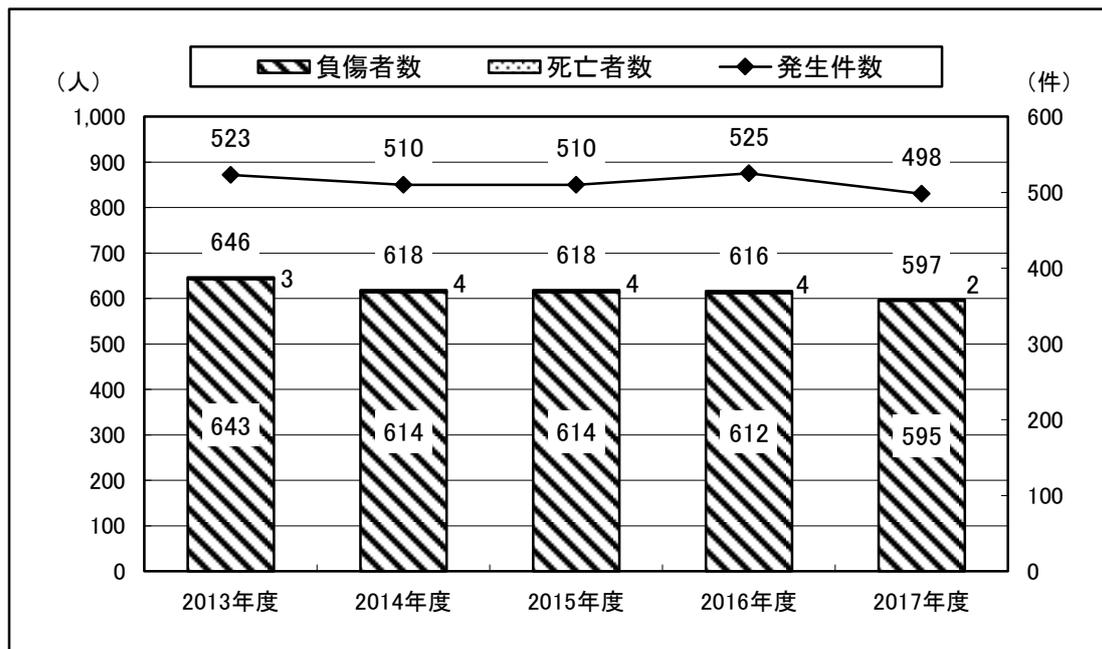
図表 3-2-22 人口 1 万人当たりの犯罪発生件数の比較 (2017 年)

		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
1	浦安市	101.2	0.3	5.1	81.3	2.9	0.9	10.8
2	松戸市	89.1	0.4	4.1	65.1	4.9	0.8	13.8
	習志野市	89.1	0.5	4.1	66.6	6.1	0.6	11.2
4	柏市	86.5	0.3	3.6	65.2	4.2	0.3	12.9
5	野田市	81.9	0.0	3.1	68.1	4.0	0.1	6.7
6	八千代市	79.6	0.4	3.7	59.7	4.0	0.5	11.3
7	市川市	78.0	0.7	4.5	58.1	3.2	0.7	10.9
8	船橋市	76.9	0.4	4.0	55.9	4.3	0.6	11.8
9	鎌ヶ谷市	69.4	0.2	2.6	52.6	4.6	0.3	9.0
10	我孫子市	67.7	0.2	3.0	51.2	2.7	1.1	9.6
11	流山市	64.4	0.4	2.9	50.1	2.2	0.8	8.1

出典：千葉県警察本部「犯罪統計」

○本市の交通事故発生数は微減となっています。交通事故発生数の動向に伴い、死傷者数も減少傾向となっています。また、交通事故発生件数や死傷者数を他市と比較すると、いずれも中位からやや高い水準にあります。【図表 3-2-23・図表 3-2-24】

図表 3-2-23 交通事故発生件数、負傷者数、死亡者数の推移



出典：流山警察署

図表 3-2-24 交通事故発生件数、負傷者数、死亡者数の比較 (2017年)

順位	市名	交通事故発生件数 (件)	人口1万人当たり (件/万人)	死傷者数 (人)	人口1万人当たり (人/万人)
1	船橋市	1,708	27.0	20	31.7
2	柏市	1,272	30.2	15	35.5
3	松戸市	1,249	25.6	15	29.7
4	市川市	910	18.6	11	21.8
5	流山市	498	26.9	6	32.3
6	八千代市	484	24.7	6	28.4
7	野田市	443	29.0	6	36.3
8	習志野市	434	25.2	5	30.2
9	浦安市	424	25.2	5	30.0
10	我孫子市	280	21.4	3	25.7
11	鎌ヶ谷市	255	23.3	3	26.2

出典：千葉県警察本部

③-2 個別計画の概要等

◆第10次流山市交通安全計画：平成29(2017)年3月策定

○交通事故防止のためには、交通管理者である警察と道路管理者である市の連携だけでなく、各関係機関や団体の協力活動のほか、市民一人ひとりの交通安全に対する意識と行動が大切です。流山市交通安全計画は、つくばエクスプレス沿線開発による人口増や、新たな道路網が整備されている本市の特性に合わせた、交通安全施策を推進し、交通事故を無くすことを目指し策定されています。

○交通事故発生件数の減少傾向を今後も継続し、市民一人ひとりが、交通安全に対する意識を高め、子供から高齢者までが安心して道路を利用できるように、交通安全対策を推進するため、次の7つの視点を重視して対策の推進を図っています。

(第1の視点) 高齢者の安全確保

(第2の視点) 子供の安全確保

(第3の視点) 自転車の安全確保

(第4の視点) 歩行者の安全確保

(第5の視点) 幹線道路における安全確保

(第6の視点) 生活道路における安全確保

(第7の視点) 地域でつくる交通安全

○本市では、この5年間市内全体の事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者の事故件数は増加傾向であり、また子供の事故件数は横ばい傾向であることから、減少に向けた対策の必要性が問われています。更に、平成27(2015)年6月の道路交通法の改正で、自転車の乗り方が大きく変わり、自転車利用者への交通安全教育の充実が求められています。このことから、本計画の重点項目を「高齢者と子供の安全対策」と「自転車の安全利用対策」としています。

今後のまちづくりにおける重要課題

○平成25(2013)年以降、刑法犯認知件数は一貫して減少傾向にあり、他市と比較しても低い水準にあります。新たな住民の増加により、地域のコミュニティによる見守り機能等の低下が懸念される中で、地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するためには、市・市民・自治会・市民団体・事業者がそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを協働で推進し、市民の防犯意識や地域防犯力を向上させていく必要があります。

○近年、交通事故の発生件数、死傷者数は概ね減少傾向で推移している一方、他市に比べて人口当たりの交通事故件数・死傷者数は中位からやや高い水準となっています。さらに、都市軸道路など新たな道路網の整備やそれに伴う物流センターの建設により、市内の交通量は増加していくことが見込まれます。

○そのような状況下、高齢者や子どもなど交通事故の被害者となりやすい市民を対象に、交通安全意識の高揚に努めるとともに、市民生活に密着した通学路や生活道路、市街地の幹線道路を対象に、安全な歩行空間の確保を推進する必要があります。

(5) 消費生活

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆改正消費者安全法：平成 28（2016）年 4 月施行

- 平成 28（2016）年 4 月、消費生活相談体制のさらなる充実・強化を図るとともに、地域社会において高齢者等の消費者被害に遭いやすい消費者を消費者被害から守るための見守りネットワークの整備を図ることを内容とする消費者安全法の改正法が施行されています。
- 本法律では、消費生活相談体制の充実・強化のための施策として、市区町村支援のための都道府県の役割の明確化や、広域連携等の活用による消費生活相談体制の整備について規定するとともに、消費生活センターを設置する地方自治体が消費生活センターの組織及び運営についての条例を整備することなどが定められています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆「千葉県消費生活基本計画」（第 2 次）：平成 26（2014）年 4 月施行

- 本計画は、千葉県の消費生活に関連する各種施策、事業を「消費者の視点」に立って、総合的かつ計画的に推進していくための基本指針とします。また、本計画は、県政運営の基本となる千葉県総合計画に沿った消費生活に関する施策の全体像を示すものです。
- 県内の消費生活相談窓口には、高齢者からの消費者被害に関する相談や若者を中心とするインターネット利用に伴うトラブルなど、年間約 4 万件を超える消費生活相談が寄せられています。消費者被害をなくし、消費者の安全・安心を確保するため、商品や役務（サービス）に関する正確な情報の提供と、消費者被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済が図られる必要があります。
- 県では、消費者の安全・安心を確保するために、重点的に取り組む 5 つの課題を設定しています。
 - 重点的課題 1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり
 - 重点的課題 2 消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり
 - 重点的課題 3 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進
 - 重点的課題 4 取引の適正化と悪質事業者に対する指導強化
 - 重点的課題 5 生活関連物資の安定供給と消費生活の安全・安心の確保

③本市の動向

- 流山市消費生活センターの相談件数は、1,200～1,800 件の間で推移しており、平成 29（2017）年度に 1,557 件となっています。【図表 3-2-25】

図表 3-2-25

流山市消費生活センターの相談件数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
1,295	1,650	1,813	1,253	1,557

出典：流山市消費生活センター

今後のまちづくりにおける課題

- 国、県、他市町村、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体といった多様な主体と連携・協働することで、消費生活相談体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。
- 高齢者からの相談の増加を見込み、高齢者の悪質商法被害の防止対策や、消費者教育の実践に重点的に取り組む必要があります。

(6) 地域コミュニティ

①国の動向 (近年の主要な制度改正等)

◆地域自治組織のあり方に関する研究会報告書：平成 29 (2017) 年 7 月策定

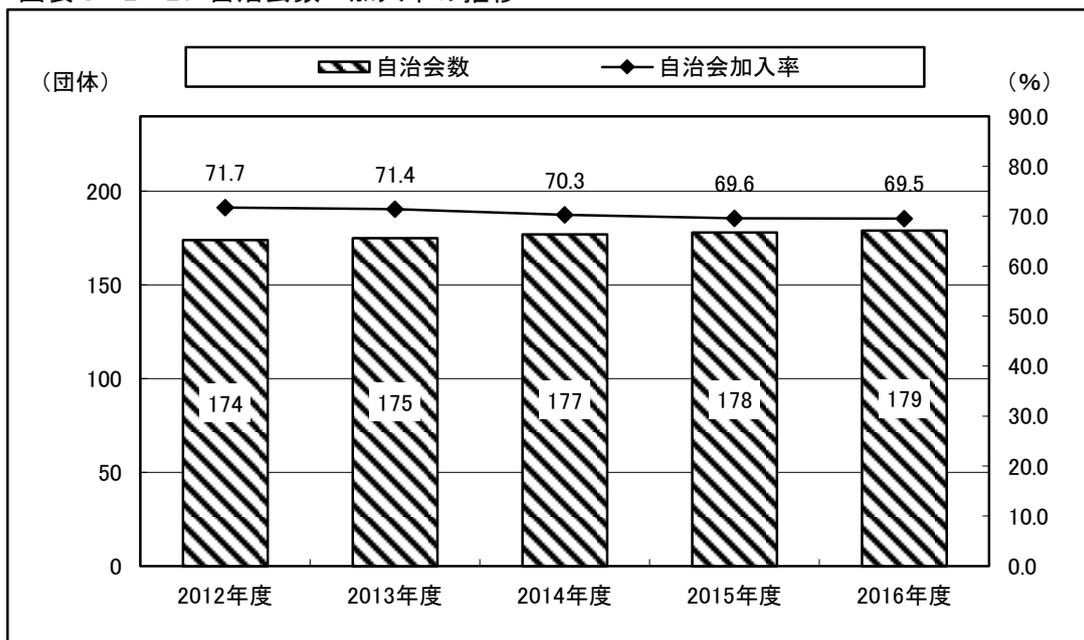
- 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会報告書」では、今後、高齢化や人口減少の加速にともない基礎自治体は住民ニーズへのきめ細やかな対応が困難となり、地域運営組織の役割が増大することや、安全・安心や快適・豊かさへの関心が高まり、地域間競争の進行に応じた魅力づくりの重要性の認識の浸透が進むことが想定されています。
- 上記を踏まえ、現行の地縁型の法人制度について、地域運営組織の多様な活動実態にあわせた新たな法人制度の創設や、フリーライド可能な活動への費用負担を求める仕組みの必要性が指摘されています。

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

- 平成 24(2012)年度以降自治会数は微増しています。一方で自治会加入率は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年度以降は 7 割を下回っています。【図表 3-2-26】

図表 3-2-26 自治会数・加入率の推移



出典：コミュニティ課

○本市のNPO法人数は55団体であり、人口1万人当たりの組織率は3.04%と高い方から4番目となっています。【図表3-2-27】

図表3-2-27 NPO法人数の比較（※ 調査日は出典参照）

順位	市名	NPO法人数		総人口 (人)
		(団体)	1万人当たり (%)	
1	つくば市	145	6.38	227,127
2	我孫子市	52	3.92	132,619
3	柏市	139	3.37	412,690
4	流山市	55	3.04	180,637
5	松戸市	149	3.03	492,199
6	八千代市	58	2.96	195,933
7	野田市	44	2.84	155,050
8	船橋市	167	2.65	630,937
9	八潮市	23	2.64	87,109
10	浦安市	40	2.40	166,551
11	市川市	111	2.31	480,744
12	三郷市	29	2.08	139,164
13	鎌ヶ谷市	22	2.01	109,480
14	守谷市	13	1.96	66,251
15	つくばみらい市	9	1.77	50,971
16	習志野市	30	1.75	171,861

出典：茨城県「茨城県認証NPO法人数（平成30年5月末日現在）」、
埼玉県「市町村別法人数（平成30年3月末日現在）」、
千葉県「NPO法人認証状況等（平成30年5月末日現在）」

今後のまちづくりにおける課題

○地域コミュニティの基盤となる自治会の動向をみると、市内の自治会数は増加している一方で、自治会加入率は低下しており、平時だけでなく災害時についても十分な対応ができなくなることが懸念されます。子育て世代を中心に他地域からの転入者が多い本市の特性を踏まえ、本市に居住して間もない住民に対する地域コミュニティへの参画を促すことが重要となります。

○市内のNPO法人は55団体であり、人口当たりの組織率は他都市と比べて高い水準にあることから、市民・団体・市が協働で地域のつながりの維持や、身近な課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

(7) 男女共同参画

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

- 1 女性活躍推進法：平成 28（2016）年 4 月施行
- 2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革関連法案）：
平成 31（2019）年 4 月施行予定

①-1 女性活躍推進法

○本法律の施行により、国や地方自治体、301 人以上の労働者を常時雇用する事業主は、女性の活躍推進に向けた「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられました。この行動計画の策定にあたって、各事業主は先ず自らの事業における女性の活躍についての現状把握や課題分析を行った上で、その結果を勘案し、女性の活躍推進に向けた数値目標や取組を計画の中に盛り込むこととされています。

①-2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革関連法案）

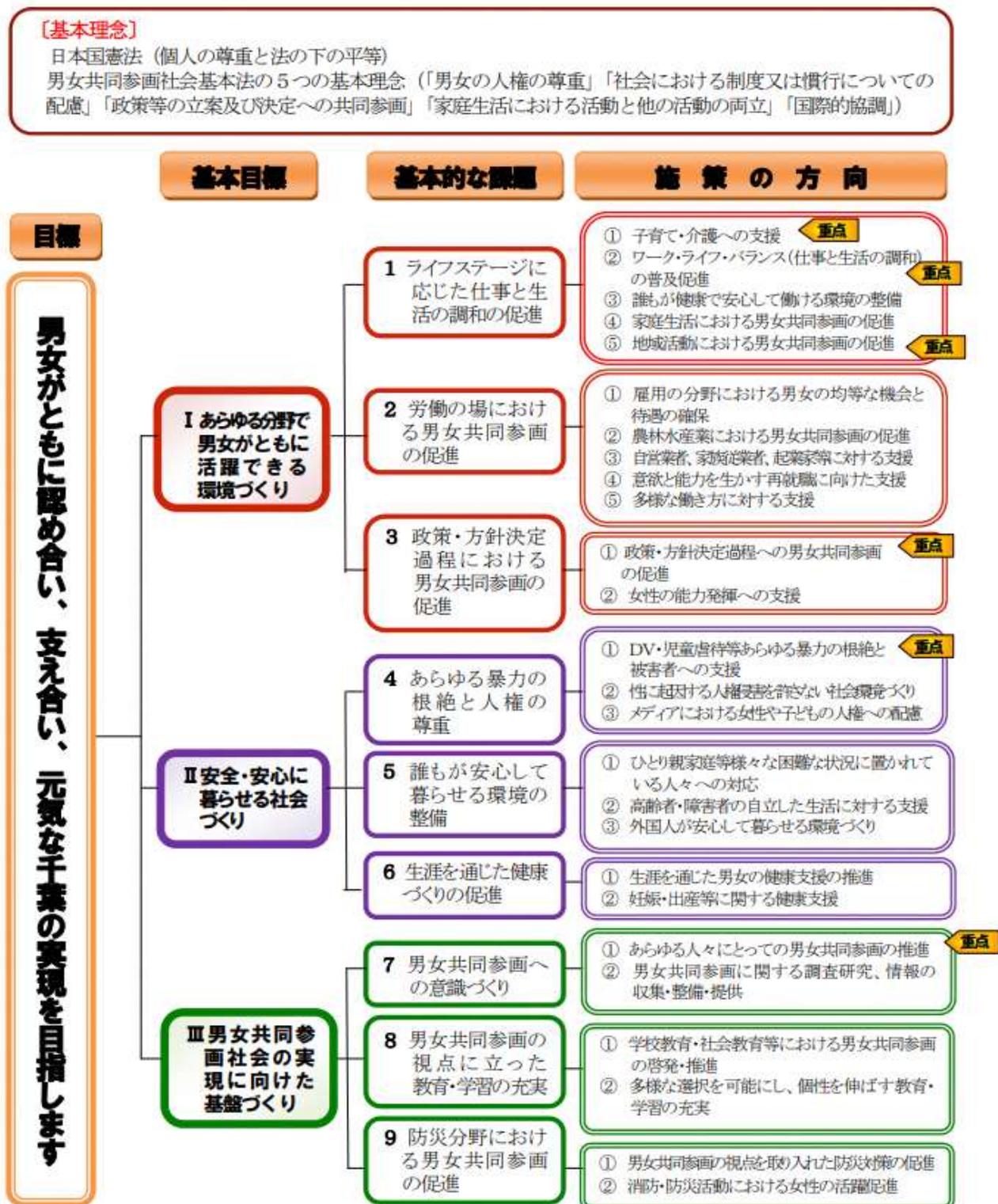
○平成 30（2018）年 6 月参院本議会で「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。本法案は、労働基準法をはじめとする 8 本の法律を改正するものであり、労働者が多様な働き方を実現できる社会にすることを目的としています。具体的には、「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」、「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の 3 つを柱として、時間外労働時間の上限規制、勤務時間インターバル制度、年次有給休暇の取得義務化などが盛り込まれています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第 4 次千葉県男女共同参画基本計画：平成 28（2016）年 3 月策定

- 千葉県男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、千葉県における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の推進計画です。千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や千葉県の関連諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定されています。
- 本計画では、「Ⅰあらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「Ⅱ安全・安心に暮らせる社会づくり」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」を基本目標として、千葉県の男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいくとしています。【図表 3-2-28】

図表3-2-28 千葉県男女共同参画基本計画の体系



出典：第四次千葉県男女共同参画計画

③本市の動向

◆流山市第3次男女共同参画プラン：平成27（2015）年3月策定

- 流山市第3次男女共同参画プランは、「男女がともに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」を基本理念として、性別や性別に基づく役割意識にとらわれることなく、相手の人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。
- 例えば、基本目標Ⅱの「男女共同参画への環境づくり」では、地域社会や職場の中で女性の能力や視点を活かしていくため、①ワーク・ライフ・バランスの推進、②女性の就職・再就職への支援、③就業及び職場における男女共同参画意識の啓発、④男女の機会の平等と公平な待遇の確保が施策の方向性として掲げられています。

今後のまちづくりにおける課題

- 子育て世代が多い本市においては、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進し、子育て世代の女性の就業率を上げることの重要度は非常に高いと考えられます。
- 働き方関連法案の施行などにより、適切なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた機運が高まるなか、男女がともに働きやすい職場環境を目指す必要があります。

3 教育・文化

(1) 生涯学習

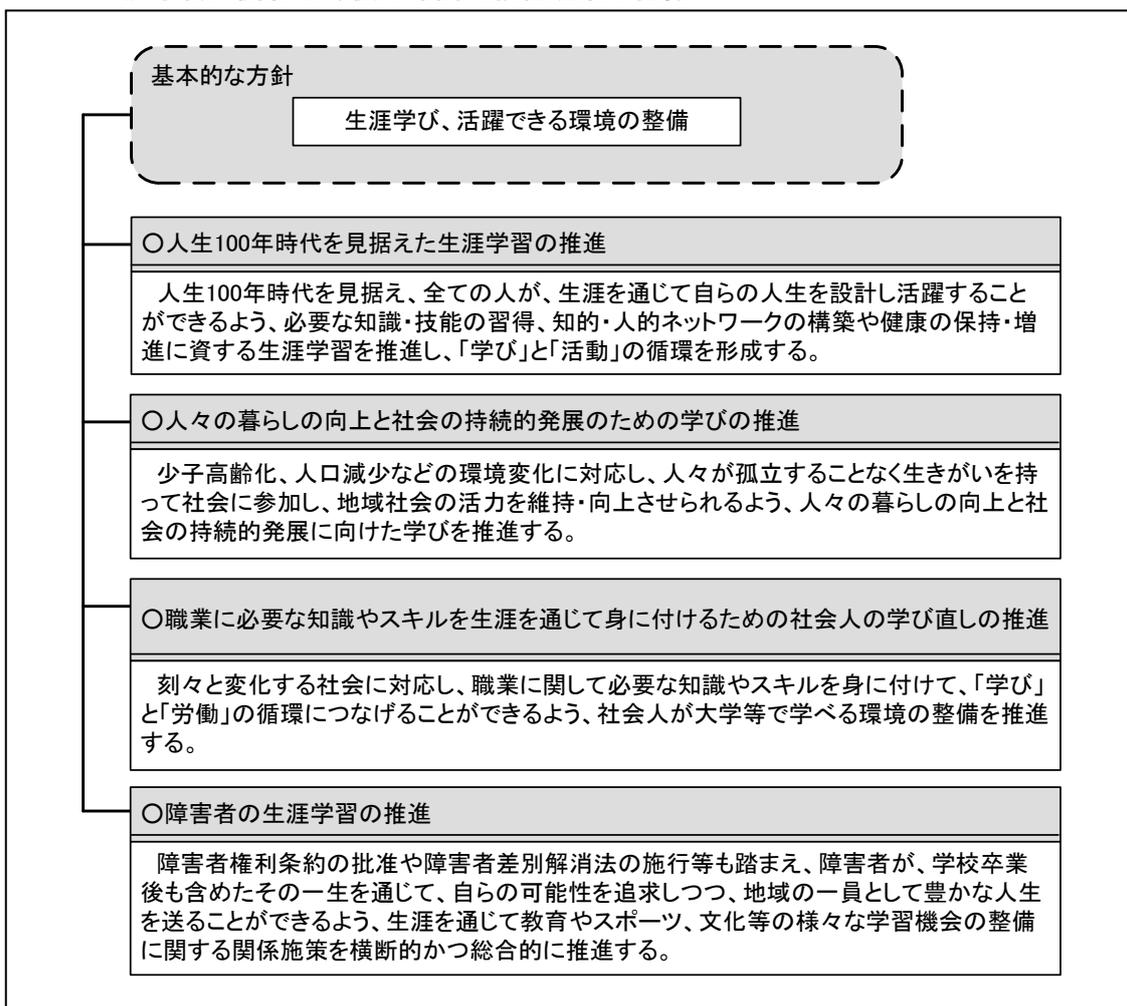
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆第3期教育振興基本計画：平成30（2018）年3月策定

○国は、平成30（2018）年3月に「第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30（2018）～平成34（2022）年度）を策定しました。その計画によると、平成42（2030）年以降の社会を展望した中で、生涯学習に関わる今後5年間の教育施策の目標を次のように掲げています。

【図表3-3-1】

図表3-3-1 生涯学習に関わる今後5年間の教育政策の目標



出典：第3期教育振興基本計画（平成30年3月）

○本計画では、今後、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測される中、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のために活動することにつなげていくことの必要性が一層高まっていくとしています。

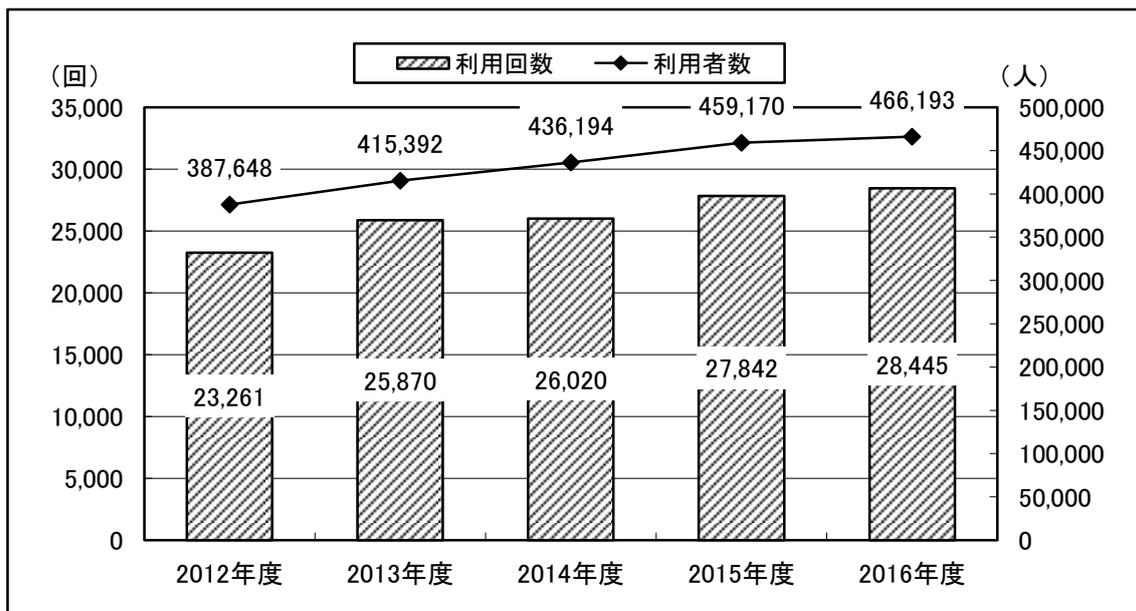
②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

○本市の公民館（南流山センター、おおたかの森センター含む。）の利用回数・利用者数はいずれも増加傾向にあり、平成24（2012）～平成28（2016）年度の間に利用回数（23,261回→28,445回）、利用者数（387,648人→466,193人）ともに約1.2倍となっています。【図表3-3-2】

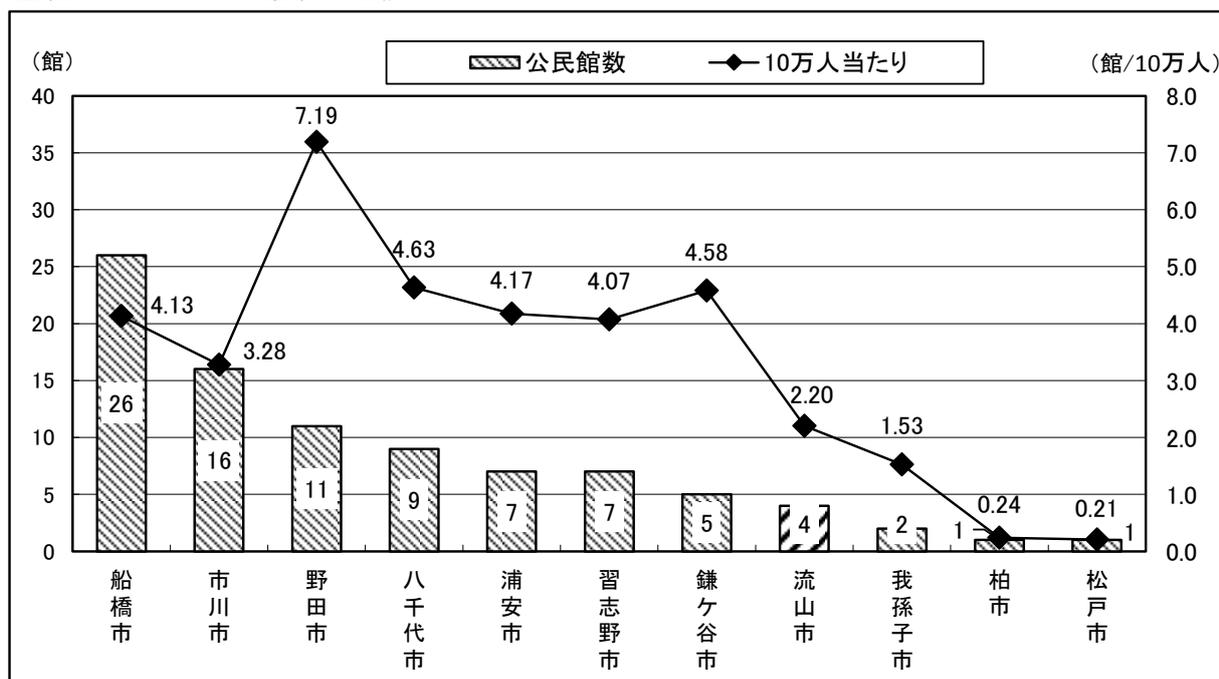
○本市の公民館数は4館であり、人口10万人当たりの公民館数は2.20館となっています。他市と比較すると、いずれも少ない方から4番目となっています。【図表3-3-3】

図表3-3-2 公民館の利用回数・利用者数



出典：公民館

図表3-3-3 公民館数の比較

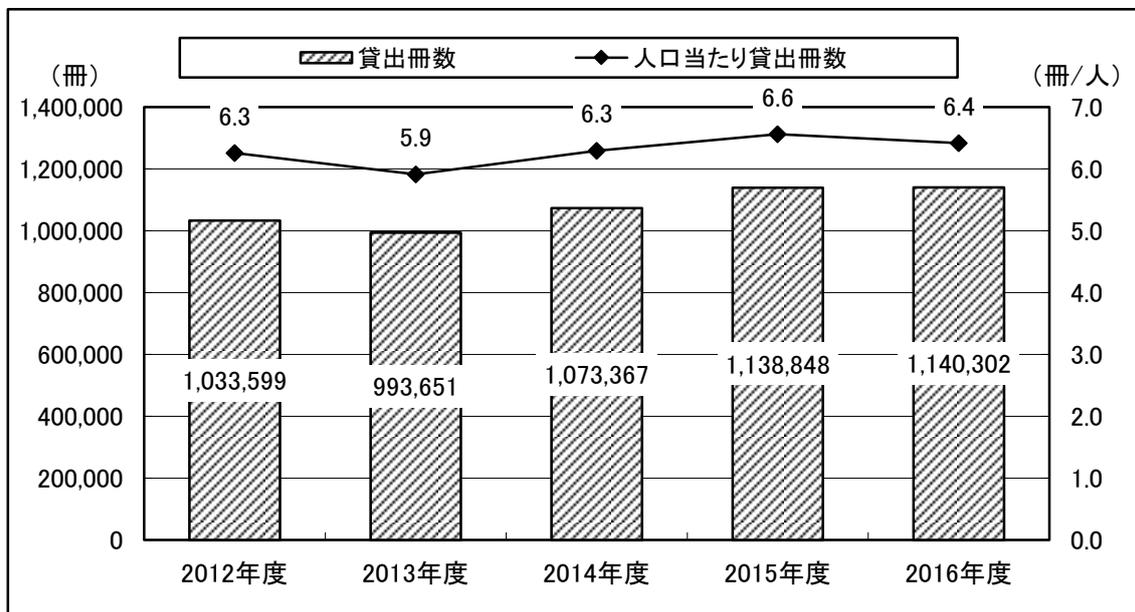


出典：千葉県「平成28年度千葉県社会教育調査・結果報告（概要）」

○本市の図書館の貸出冊数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度では約 114 万冊となっています。人口当たりの貸出冊数は約 6 冊で推移しています。【図表 3-3-4】

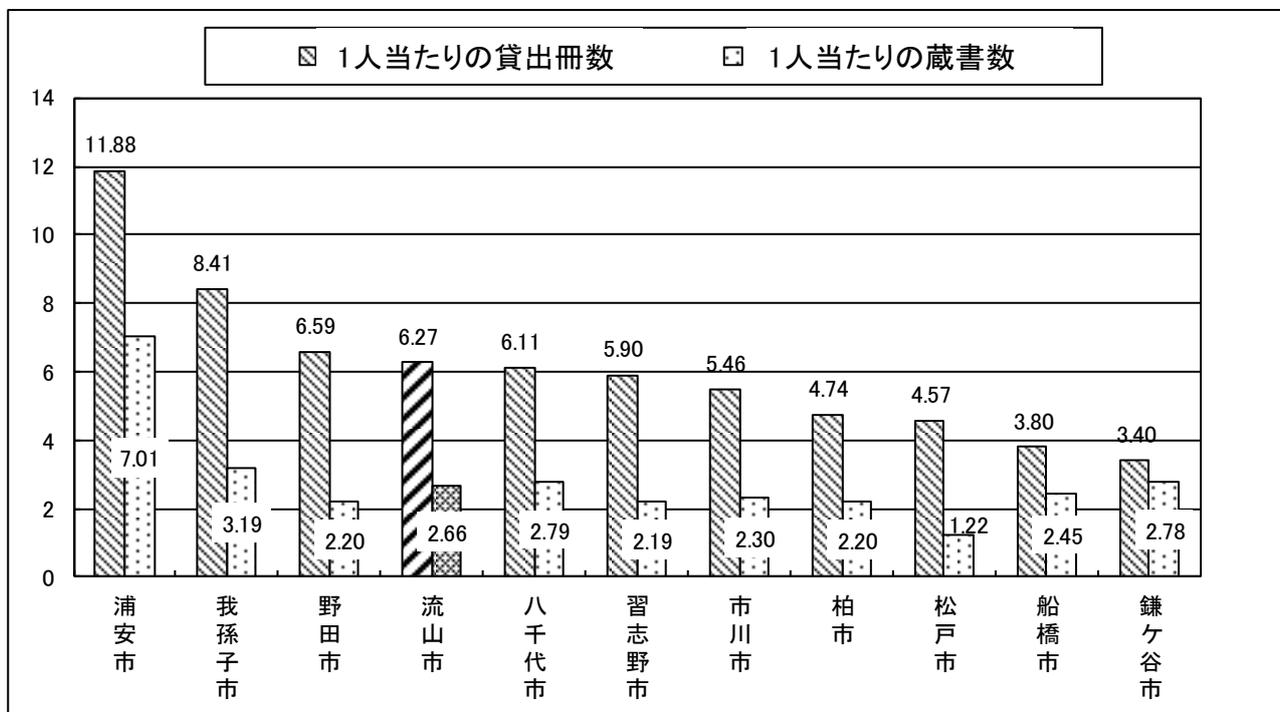
○1人当たりの貸出冊数を比較すると 11 市中で 4 番目となっています。【図表 3-3-5】

図表 3-3-4 図書館の貸出冊数の推移



出典：図書・博物館

図表 3-3-5 図書館の1人当たりの貸出冊数、1人当たりの蔵書数の比較 (2017年4月1日)



出典：千葉県の図書館 2017 (平成 29 年度)

②-2 個別計画の概要等

- 1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱：平成 28（2016）年 4 月策定
- 2 生涯学習推進基本構想（改訂版）：平成 22（2010）年 3 月策定
- 3 流山市子どもの読書活動推進計画：平成 29（2017）年 3 月策定

②-2-1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱

- 教育振興基本計画とは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定されるもので、平成 28（2016）年度から平成 31（2019）年度までの 4 年間について、学校教育、生涯学習における本市が目指す基本的な方向性や具体的な施策等を示したものです。
- 教育大綱では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 4 で、市長は、市長と教育委員会から構成される総合教育会議を設け、そこで市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針（教育大綱）を協議するものとされています。本市においては、総合教育会議で、「流山市教育振興基本計画」の第 1 章及び第 2 章を「流山市教育大綱」に代えることが決定されています。
- 生涯学習においては、「豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり」を目指し、「1 生涯学習の推進」、「2 青少年の健全育成」、「3 市民文化の継承と醸成」、「4 スポーツの振興」が重点目標として掲げられています。【図表 3-3-6】

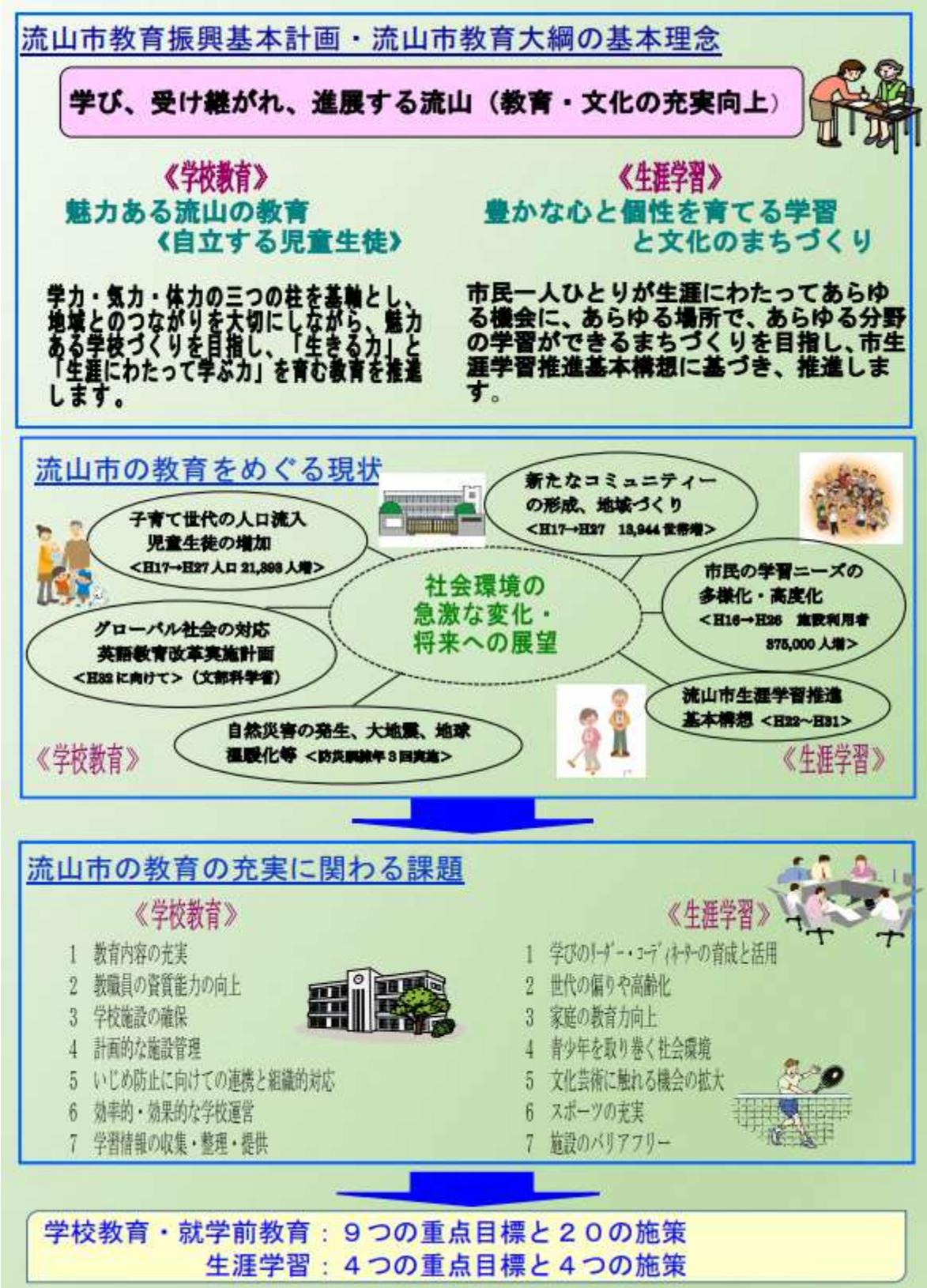
②-2-2 生涯学習推進基本構想（改訂版）

- 生涯学習推進基本構想は、平成 31（2019）年度を目標年次として「豊かな人生と文化を創造するまち・流山」を目指し、策定されています。
- 基本方針 1 で「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進」が掲げられており、生涯学習の基盤整備や市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくりに取り組むこととしています。

②-2-3 流山市子どもの読書活動推進計画

- 流山市子どもの読書活動推進計画は、子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもが読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるように、家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園、子育て支援施設が、計画的な施策の推進や子どもたちの読書環境づくりに取り組んでいく指針を示したものです。
- 「読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てる」を目的として、「子どもの読書環境の整備・充実」、「家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進」、「子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及」といった 3 つの基本方針や、「1 読書環境の整備」、「2 読書活動の推進」、「3 人的サービスの充実」、「4 地域・各種機関との連携」、「5 読書活動の啓発・普及」の 5 つの重要施策を整理しています。

図表 3-3-6 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱の基本理念



出典：指導課

今後のまちづくりにおける課題

- 本市における公民館の利用者や、図書館の貸出冊数は増加傾向にあり、市民の生涯学習への関心が高まっていることがうかがえます。
- 子育て世代の増加や、将来的な少子高齢化・情報化の進展により、地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくことが見込まれる中、より多くの市民が学び続け、学んだことを活かし、地域社会の中で活躍できる環境を整える必要性が高まると考えられます。
- 子ども・子育て世代や高齢者など、様々な市民の生涯学習に対するニーズに対応するため、拠点となる公民館や図書館等の生涯学習施設が、将来にわたり地域社会の発展や活力の維持・向上に資する学習機会を提供し続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から充実を図る必要があります。

(2) 義務教育

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

- 1 新学習指導要領：平成 29（2017）年 3 月公示
- 2 学校教育法等の一部を改正する法律：平成 28（2016）年 4 月施行

①-1 新学習指導要領

- 学習指導要領は、子どもたちが全国のどの地域で教育を受けても一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものであり、これまで概ね 10 年ごとに改訂されています。
- 平成 29（2017）年 3 月に公示された小・中学校の新学習指導要領（平成 32（2020）年度から順次実施）では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すとともに、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。**【図表 3-3-7・図表 3-3-8・図表 3-3-9】**
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況を踏まえた改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントの確立を目指としています。

図表 3-3-7 学習指導要領等の改訂のポイント①

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

出典：文部科学省「学習指導要領「生きる力」

図表 3-3-8 学習指導要領等の改訂のポイント②

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

出典：文部科学省「学習指導要領「生きる力」」

図表 3-3-9 学習指導要領等の改訂のポイント③

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

出典：文部科学省「学習指導要領「生きる力」」

①-2 (小中一貫教育制度の導入に係る) 学校教育法等の一部を改正する法律

- 小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子ども像を共有して9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものです。
- これまで運用されていた小中一貫教育の取組では、小・中学校が別々の組織として設置され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があったことから、国は「学校教育法等の一部を改正する法律」において、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校種を位置づけています。【図表3-3-10】
- 併せて、政令において義務教育学校が就学指定の対象となる旨を規定し、省令・告示において一貫教育の軸となる新教科の創設や、学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が認められる旨が規定されました。

図表3-3-10 小中一貫教育に関する制度の類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	

出典：文部科学省「平成28年度文部科学白書」

②本市の動向

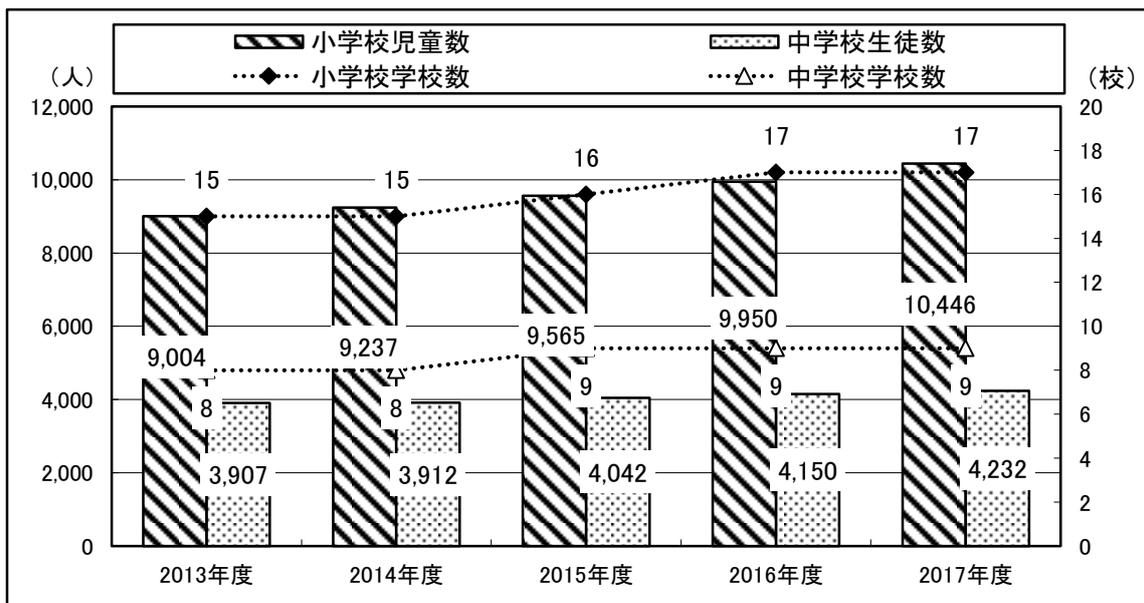
②-1 主要な統計指標の推移等

○本市の児童・生徒数は子育て世代を中心とした転入により、一貫して増加傾向にあります。

平成 25 (2013) 年度と比較すると、児童数は 1,442 人増 (約 1.2 倍)、生徒数は 325 人増 (約 1.1 倍) となっています。特に小学校の児童数の増加が著しいことから、小学校の新設・増築等により対応を進めています。【図表 3-3-11】

○1校あたりの児童・生徒数を他市と比較すると、児童数は多い方から3番目、生徒数は9番目となっています。【図表 3-3-12】

図表 3-3-11 児童・生徒数、学校数の推移



出典：学校基本調査

図表 3-3-12 学校数、学級数、児童・生徒数の比較 (2017年5月1日)

小学校						中学校							
順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	1校当たり	児童数 (人)	1校当たり	順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	1校当たり	生徒数 (人)	1校当たり
1	鎌ヶ谷市	9	207	23	5,706	634	1	習志野市	8	158	20	5,043	630
2	船橋市	55	1,131	21	34,050	619	2	市川市	20	364	18	12,023	601
3	流山市	17	367	22	10,446	614	3	船橋市	28	480	17	15,708	561
4	市川市	41	805	20	23,441	572	4	松戸市	22	385	18	12,042	547
5	浦安市	17	328	19	9,485	558	5	鎌ヶ谷市	5	85	17	2,710	542
6	習志野市	16	322	20	8,845	553	6	我孫子市	6	109	18	3,248	541
7	柏市	42	814	19	21,935	522	7	守谷市	4	67	17	1,923	481
8	松戸市	46	849	18	23,370	508	8	柏市	24	367	15	11,289	470
9	我孫子市	13	266	20	6,553	504	9	流山市	9	139	15	4,232	470
10	八千代市	22	382	17	11,020	501	10	八千代市	13	185	14	5,989	461
11	八潮市	10	161	16	4,489	449	11	八潮市	5	70	14	2,113	423
12	守谷市	10	171	17	4,275	428	12	浦安市	11	147	13	4,593	418
13	野田市	20	307	15	8,207	410	13	つくば市	15	211	14	6,165	411
14	三郷市	19	264	14	6,957	366	14	三郷市	8	104	13	3,223	403
15	つくば市	36	513	14	12,507	347	15	野田市	12	151	13	4,146	346
16	つくばみらい市	12	143	12	3,091	258	16	つくばみらい市	4	44	11	1,097	274

出典：学校基本調査

②-2 個別計画の概要等

- 1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱：平成28（2016）年4月策定
- 2 流山市学校施設の個別施設計画：平成28（2016）年3月策定

②-2-1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱

○本計画・大綱では、学校教育において「魅力ある流山の教育～児童生徒の自立～」が掲げられており、「就学前教育の推進」、「確かな学力の育成」、「教育施設設備等の整備と充実」など9つの重点目標が定められています。【図表3-3-13】

図表3-3-13 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱の9つの重点目標と20の施策

	重点目標	施策
学校教育・ 就学前教育の 推進	1 就学前教育の推進	1 幼・保・小連携の推進
		2 子育て支援
		3 地域との連携の推進
	2 確かな学力の育成	4 学びの土台づくり
		5 指導力の向上
		6 国際社会に対応した教育の推進
	3 豊かな心の育成	7 豊かな人間関係づくりの推進
		8 情操教育と多様な体験活動の充実
	4 健やかな体の育成	9 学校体育の充実
		10 運動・スポーツ活動の充実
	5 健康と命を大切にする教育の推進	11 食育の推進と望ましい生活習慣の育成
		12 安全教育の推進
	6 特別支援教育体制の推進と充実	13 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
14 研修の推進と協体制づくり		
7 地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	15 地域に開かれた学校づくりの推進・地域による協働の取り組み	
	16 放課後の子供の居場所づくり	
8 小中一貫した教育の推進	17 小中連携した特色ある流山の教育の充実	
9 教育施設設備の整備と充実	18 学校施設の有効活用	
	19 安全で使いやすい学校整備	
	20 環境に優しい施設整備	
生涯学習の 推進	1 生涯学習の推進	1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進
	2 青少年の健全育成	2 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり
	3 市民文化の伝承と醸成	3 ながれやま市民文化の継承と醸成
	4 スポーツの振興	4 スポーツ活動の基盤づくり

出典：指導課

②-2-2 流山市学校施設の個別施設計画

- 本市では、学校施設を総合的観点で捉え、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に改修・建替えするとともに、教育環境の質的改善も考慮しながら改修・建替え等を検討するための詳細診断の優先順位を設定しつつ、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的として「流山市学校施設の個別施設計画」を策定しています。
- 本市の学校施設は、昭和40年代から60年代に急激な人口増加に伴う児童生徒数の増加にあわせて集中整備され、全公共施設面積の50%以上の面積を有しています。高度経済成長期に集中整備された学校施設については今後、大規模改修や建替えに多額の費用が必要となり、これらの適正な維持管理が課題と想定されています。また、児童生徒数の増加傾向が、今後もしばらく続くことが予想されており、この需要増加に対する施設整備も喫緊の課題となっています。

今後のまちづくりにおける課題

- 本市においては、児童・生徒数の増加が著しく、より良い教育環境の維持・増進を図るため、児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、既存の学校施設の維持・管理や、増加数に応じた新たな学校施設の整備を同時に進めておくことが求められています。
- より多くの子育て世帯から住み続けたい・住みたいと強く支持されるよう、都市の魅力さをさらに高めていくためには、教育の質の観点から就学前教育の推進など子育て支援サービスの充実に加え、学力向上を図るための取組みを強化することも重要な要素の1つと考えられます。

(3) 青少年育成

①国の動向（近年の主要な制度改革等）

◆子供・若者育成支援推進大綱：平成 28（2016）年 2 月策定

○平成 28（2016）年 2 月、「①全ての子供・若者の健やかな育成」、「②困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「③子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「④子供・若者の成長を支える担い手の養成」、「⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」という 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とした「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。【図表 3-3-14・図表 3-3-15】

○本大綱では、子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題であることなどがうたわれています。

図表 3-3-14 子供・若者育成支援推進大綱の概要①

第1 はじめに

○全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。

○全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

【家 庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 ・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

【地 域 社 会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要

【情報通信環境】・常に化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要

【雇 用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
 ・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

+

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」

図表 3-3-15 子供・若者育成支援推進大綱の概要②

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ①日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ②妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ③子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ④被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ②障害等のある子供・若者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ①児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ①保護者等への積極的な支援
 - ②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第3次千葉県青少年総合プラン：平成 29（2017）年 4 月策定

○第3次千葉県青少年総合プランは、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、平成 22（2010）年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。

- 「子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援」、「困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護」、「子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり」の3つの柱のもとに6つの基本目標、それらを実現するために14の基本方策を定めています。

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

- 平成25(2013)年以降の本市の少年による刑法犯検挙数は、窃盗犯の減少等に伴い概ね減少傾向にあります。ぐ犯・不良行為少年捕縛状況に関しても、平成29(2017)年は飲酒・喫煙が増加となっているものの、全体としては減少傾向にあります。【図表3-3-16・図表3-3-17】

図表3-3-16 少年による刑法犯検挙数の推移

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
2013年	75	0	7	40	7	0	21
2014年	41	0	1	16	8	0	16
2015年	39	0	7	24	3	0	5
2016年	38	0	5	26	0	1	6
2017年	14	0	2	9	0	1	2

出典：流山警察署

図表3-3-17 ぐ犯・不良行為少年捕縛状況の推移

	総数	飲酒	喫煙	シンナー乱用	刃物等所持	粗暴行為	深夜徘徊	家出
2013年	1,039	17	161	1	—	—	775	2
2014年	727	10	96	—	—	—	591	—
2015年	740	9	148	1	—	—	526	3
2016年	370	1	65	—	—	—	223	—
2017年	332	26	120	—	—	—	151	1

	無断外泊	不健全性行為	不良交友	怠学	不健全娯楽	金品持ち出し	暴走行為	その他
2013年	3	4	10	38	—	—	—	28
2014年	3	2	2	18	2	1	3	11
2015年	1	7	2	31	—	—	—	12
2016年	4	—	—	66	1	2	—	4
2017年	13	2	1	9	5	—	1	2

出典：流山警察署

(注) 1人が複数の不良行為を行う場合があり、総数が合計と異なる場合がある。

③-2 個別計画の概要等

◆流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱：平成28（2016）年4月策定

- 本計画・大綱では、「青少年の健全育成」が重点目標に掲げられており、次代を担う青少年を育てる地域環境づくりのため、「健全育成体制の充実」、「健全育成事業の充実」、「社会環境浄化活動の充実」、「相談事業の充実」に取り組むこととしています。

今後のまちづくりにおける課題

- 本市の少年による刑法犯検挙数や、ぐ犯・不良行為少年捕縛は減少傾向にありますが、世帯の小規模化や新たな住民の増加などを背景に、地域の中で子どもや若者が地域住民等と交流する機会が減少していることが推測されます。
- 子ども・若者が次代を担う社会の一員として、より円滑に社会生活を営むことができるよう、今後も引き続き、家庭・学校・地域との連携・協働のもと、健全育成体制の充実や相談事業の充実など非行防止活動に取り組むとともに、様々な体験や世代間交流の機会の拡大に努める必要があります。

（4）芸術文化・歴史

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆文化芸術の振興に関する基本的な方針：平成27（2015）年5月に策定

- 国は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術振興に関する施策を総合的に推進するため、概ね5年に1度「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、この基本方針に基づき、「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。【図表3-3-18】
- 平成27（2015）年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、対象期間を平成32（2020）年度までの6年間とし、この期間を通じて我が国が目指す「文化芸術立国」の姿と、成果目標及び成果指標を初めて明示しています。

図表3-3-18 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」のポイント

<p><今回の改訂のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度) ● 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等) ● 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示
<p>【我が国が目指す文化芸術立国の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供 ✓2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開 ✓被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信 ✓文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出
<ul style="list-style-type: none"> ● 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示
<p>【成果目標・成果指標】</p> <p>日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ)</p> <p>地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に約6割へ)</p> <p>寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に倍増へ)</p> <p>鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に約8割へ)</p> <p>文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に約4割へ)</p> <p>訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に2000万人へ)</p>

出典：文化庁資料

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第2次ちば文化振興計画：平成28（2016）年3月策定

- 千葉県では、「ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成でつくる心豊かな県民生活と活力ある千葉県」の実現を目指し、平成28（2016）年3月に「第2次ちば文化振興計画」を策定しています。
- 「文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり」、「地域文化の保存・継承・活用による地域づくり」、「ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出」、「総合的な推進のための支援・連携体制の構築」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上」の5つの政策の柱を整理しています。

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

- 本市における指定文化財は、国登録有形文化財である「呉服新川屋店舗」、「寺田園旧店舗」、「笹屋土蔵」、「清水屋本店店舗兼主屋」をはじめ、県指定・市指定合計で48となっています。【図表3-3-19】
- 平成29（2017）年6月に、新たに「松ヶ丘一号型街路灯」が国登録有形文化財に登録されました。

図表3-3-19 指定文化財の数（平成29年3月31日現在）

県指定		市指定				国登録
有形文化財	民俗文化財	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	建造物
1	1	31	1	7	3	4

出典：図書・博物館

③-2 個別計画の概要等

- 1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱：平成 28（2016）年 4 月策定
- 2 生涯学習推進基本構想：平成 22（2010）年 3 月策定

- 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱及び生涯学習推進基本構想では、「市民文化の継承と醸成」が掲げられており、ながれやま市民文化の継承と醸成のため、「文化芸術活動の推進」、「文化財の保護と活用」に取り組むこととされています。
- 具体的には、芸術作品の展示や観賞会の開催とともに、文化芸術団体への支援を行っているほか、平成 27（2015）年度には、文化芸術の振興に関する基本理念を定めた文化芸術振興条例を施行しています。今後はさらに、市民の文化芸術活動の活性化、質の高い文化芸術に接する機会、市民が参加し創造する文化芸術活動の拡充と情報の共有が課題と考えられます。

今後のまちづくりにおける課題

- 新たに転入してきた住民など、より多くの市民が市内の歴史的文化的遺産に関心を持ち、後世に伝えることの重要性を深く認識できるよう、学校教育や生涯学習等の場として、歴史的文化的遺産の有効活用を推進する必要があります。
- より多くの市民による自主的・自発的な芸術文化活動の促進により、市民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にもつながるよう、活動の場や発表機会の充実、様々な媒体を活用した芸術文化活動に関するきめ細やかな支援を実施することが求められています。

(5) スポーツ

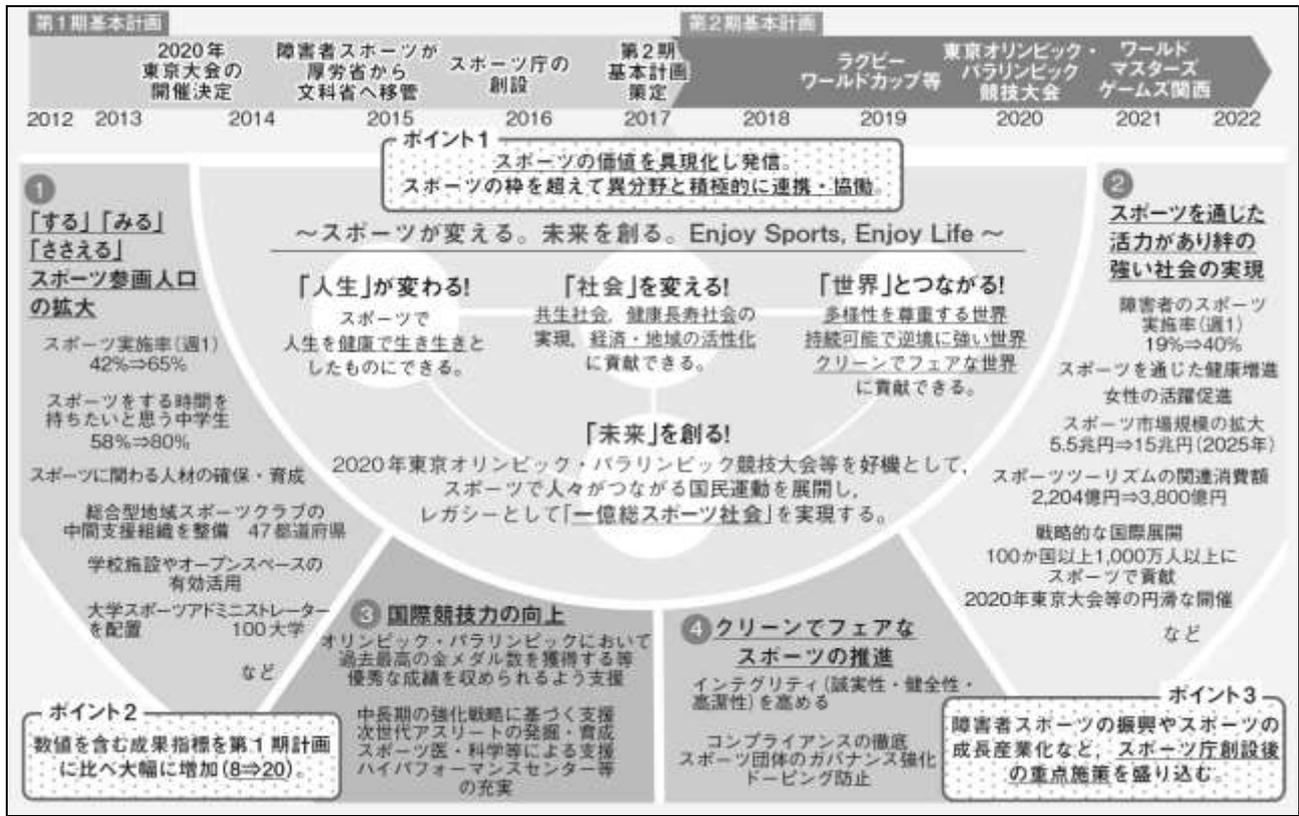
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆第 2 期スポーツ基本計画：平成 29（2017）年 3 月策定

- 国は、平成 29（2017）年 3 月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方自治体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となる、「第 2 期スポーツ基本計画（計画期間：平成 29（2017）～平成 33（2021）年度）」を策定しています。【図表 3-3-20】
- 本計画では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、
 - ・スポーツで「人生」が変わる！
 - ・スポーツで「社会」を変える！
 - ・スポーツで「世界」とつながる！
 - ・スポーツで「未来」を創る！の 4 つの方針を立て、それらの方針のもとに、今後 5 年間のスポーツに関する施策の柱として、以下の 4 つを打ち出しています。
 - ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
 - ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

図表 3-3-20 「第2期スポーツ基本計画」の概要



出典：スポーツ庁資料

- また、平成 32 (2020) 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施が予定されています。平成 32 (2020) 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功することが重要と考えられます。
- 東京 2020 大会組織委員会は、多様なステークホルダーが連携して、レガシーを残すため「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」の 5 本の柱ごとに、各ステークホルダーが一丸となって、計画当初の段階から包括的にアクションを進めていくこととしています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」：平成 29 (2017) 年 4 月策定

- 第 12 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、平成 29 (2017) ～平成 33 (2021) 年度にわたる 5 年間を見据え、これからの県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の一層の推進を目指した計画です。
- 本計画では、「スポーツ立県ちば」の一層の推進をするための施策として、
 - ・リンク A 「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」
 - ・リンク B 「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」

- ・リンクC「スポーツ環境の整備」
- ・リンクD「競技力の向上」
- ・リンクE「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」
- ・リンクF「スポーツによる地域づくりの推進」

を掲げています。この6つの施策は、それぞれが独立して行われるものではなく、お互いに関連し合い連携していることから「リンク」と表記されています。【図表3-3-21】

図表3-3-21 リンクF「スポーツによる地域づくりの推進」の概要



出典：千葉県教育庁教育振興部 第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」

③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

- 本市の体育施設の利用者数は、総じて増加傾向にあります。平成23(2011)～平成27(2015)年度を比較すると、特に体育館(45,699人増、1.4倍)及び市民プール(9,065人増、1.4倍)の利用者が増えています。【図表3-3-22】

図表3-3-22 体育施設の利用者数の推移

	体育館	市民プール	庭球場	野球場	野球場等	柔道場	多目的運動場	合計
2011年度	126,619	24,373	77,681	15,266	58,996	30,656	62,407	395,998
2012年度	133,101	32,244	82,456	15,596	50,571	10,963	81,707	406,638
2013年度	164,048	41,244	100,983	15,031	36,046	34,119	67,556	459,027
2014年度	167,199	33,238	104,059	12,651	36,165	27,992	59,123	440,427
2015年度	172,318	33,438	102,895	11,085	51,374	29,123	66,219	466,452

出典：スポーツ振興課、商工振興課

③-2 個別計画の概要等

- 1 流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱：平成28(2016)年4月策定
- 2 生涯学習基本構想：平成22(2010)年3月策定

- 本計画・大綱では、「スポーツの振興」が重点目標に掲げられており、スポーツ活動の基盤づくりを目指し、健康・体力づくりの指導や各種スポーツのレベル向上のための専門的知識や経験を持つスポーツ指導の人材の養成・確保や、老朽化している市民プールや北部柔道場などの維持管理による計画的な体育施設の利用環境の改善などに取り組むこととしています。
- また、本構想においては、上記のほかスポーツを通じた市民相互の交流と親睦を図るため、各種スポーツのつどいや講習会を開催し、ライフステージに合わせた参加機会の拡充に努めるとされています。

今後のまちづくりにおける課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が2年後となり、全国的にスポーツに対する注目度が高まっています。また、体育施設の利用者数は増加傾向にあることから、多くの市民がスポーツに親しんでいることがうかがえます。
- 子育て世代や高齢者などニーズの違いを踏まえ、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが重要です。市内のスポーツ関係団体等との連携・協力のもと、子どもから高齢者まで、より多くの市民が主体的にスポーツ活動に取り組み、健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが求められています。

(6) 多文化共生

①国の動向（近年の主要な制度改革等）

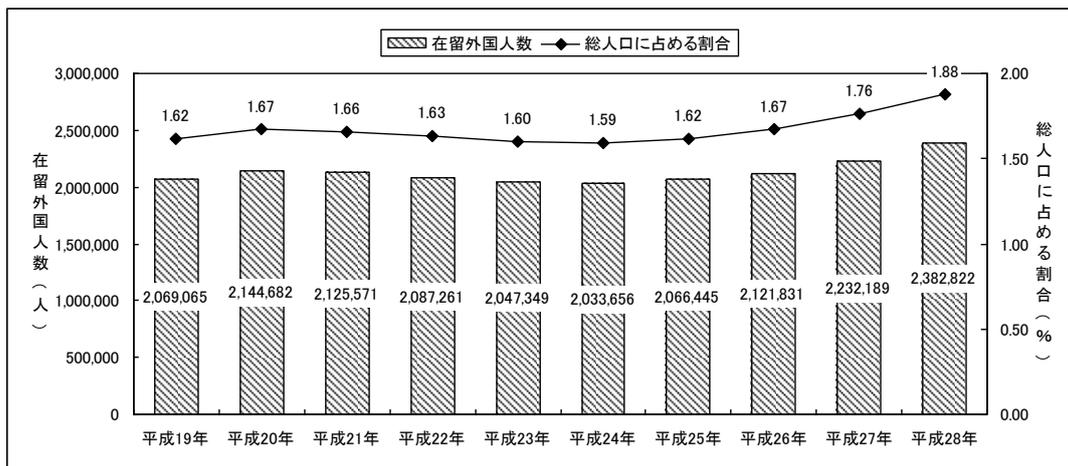
1 経済財政運営と改革の基本方針 2018（新たな外国人材の受入れ）：

平成 30（2018）年 6 月策定

2 平成 29 年版出入国管理（在留外国人数の推移）

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、「新たな外国人材の受入れ」の拡大に向けて、「一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設」、「従来の外国人材受入れの更なる促進」、「外国人の受入れ環境の整備」が掲げられています。
- 法務省の「平成 29 年版出入国管理」によると、平成 28（2016）年 12 月 31 日現在、在留外国人数は 238 万 2,822 人であり、前年と比べて 15 万 633 人（6.7%）増加しています。
- 平成 28（2016）年 12 月 31 日現在、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口 1 億 2,693 万人（平成 28（2016）年 10 月 1 日現在人口推計（総務省統計局））に対し 1.88%であり、前年と比べて 0.12 ポイント上昇しています。【図表 3-3-23】

図表3-3-23 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

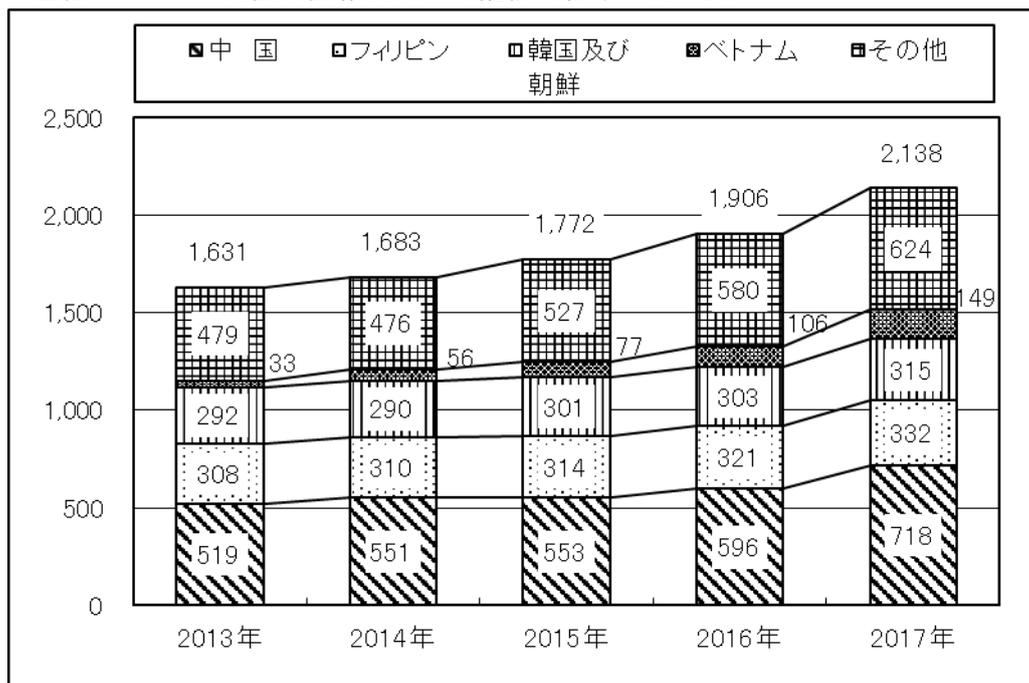


出典：法務省「平成 29 年版出入国管理（各年 12 月 31 日現在）」

②本市の動向

- 本市の外国人国籍別人口をみると、中国が最も多く平成 29（2017）年時点で 718 人であり、全体の 33.6%を占めています。また、フィリピン 332 人、韓国及び朝鮮 315 人の順に多くなっています。【図表 3-3-24】
- また、平成 25（2013）年以降では中国のほか、ベトナムの増加が著しく平成 29（2017）年には平成 25（2013）年比で 4.5 倍（116 人増）となっています。
- 外国人人口を他市と比較すると、百人当たりの外国人人口比は 1.28 人であり 16 市中 15 位となっています。【図表 3-3-25】

図表 3-3-24 外国人国籍別人口の推移（各年 4 月 1 日）



出典：市民課

図表 3-3-25 外国人人口の比較（平成 30 年 1 月 1 日）

順位	市名	外国人人口		総人口 (人)
		人口 (人)	百人当たり (%)	
1	つくば市	9,297	4.0	230,360
2	八潮市	3,162	3.6	88,908
3	市川市	15,773	3.3	484,605
4	松戸市	15,627	3.2	494,402
5	三郷市	3,788	2.70	140,100
6	船橋市	16,883	2.66	635,517
7	八千代市	4,983	2.5	197,672
8	浦安市	3,831	2.3	167,938
9	習志野市	3,692	2.1	172,632
10	柏市	8,097	1.9	416,433
11	野田市	2,725	1.8	154,784
12	我孫子市	1,931	1.5	132,388
13	鎌ヶ谷市	1,488	1.4	109,919
14	守谷市	878	1.31	66,922
15	流山市	2,377	1.28	185,460
16	つくばみらい市	616	1.19	51,590

出典：総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 中国籍の外国人を中心に本市の外国人人口は増加傾向にあり、外国人の住民にとっても住みやすい・住み続けたいまちづくりを進めていくことが重要と考えられます。
- 外国人人口の増加に伴い、教育分野では日本語指導が必要な児童・生徒の増加が予測され、学校へ入学しても言葉の壁により授業についていけない可能性が想定されます。そういった外国人の児童・生徒の不登校などを防ぐため、学校や関係機関と連携したきめ細やかな支援に取り組む必要があります。
- 併せて、関係機関との連携・協働のもと、災害時の多言語対応を含め、生活者としての外国人市民を取り巻く環境の把握に努め、コミュニケーション支援や生活支援、日本人市民との交流を深める取組等を推進する必要があります。

(1) 子育て支援

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

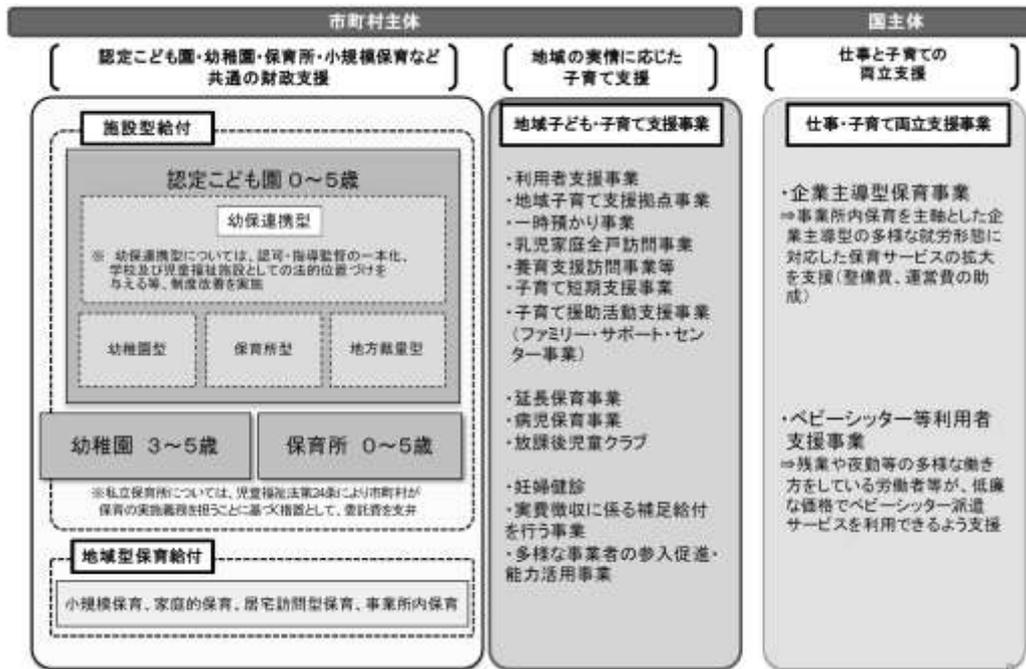
- 1 子ども・子育て支援新制度：平成 27（2015）年 4 月より本格施行
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律：平成 29（2017）年 4 月 1 日施行
- 3 幼児教育・保育の無償化：平成 31（2019）年 10 月より全面实施予定

①-1 子ども・子育て支援新制度

○国では、平成 24（2012）年 8 月に公布した「子ども・子育て関連 3 法²⁶」に基づき、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が子育て家庭の状況や子育て支援に対するニーズをしっかりと把握した上で、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしています。

○具体的には、「①認定こども園²⁷、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）」、「②小規模保育等への給付（地域型保育給付）」、「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図るとしています。また、これらの取組みの実施主体は、市区町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付事業を計画的に実施していくとしています。【図表 3-4-1】

図表 3-4-1 子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（2017年6月）」

²⁶ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれている。

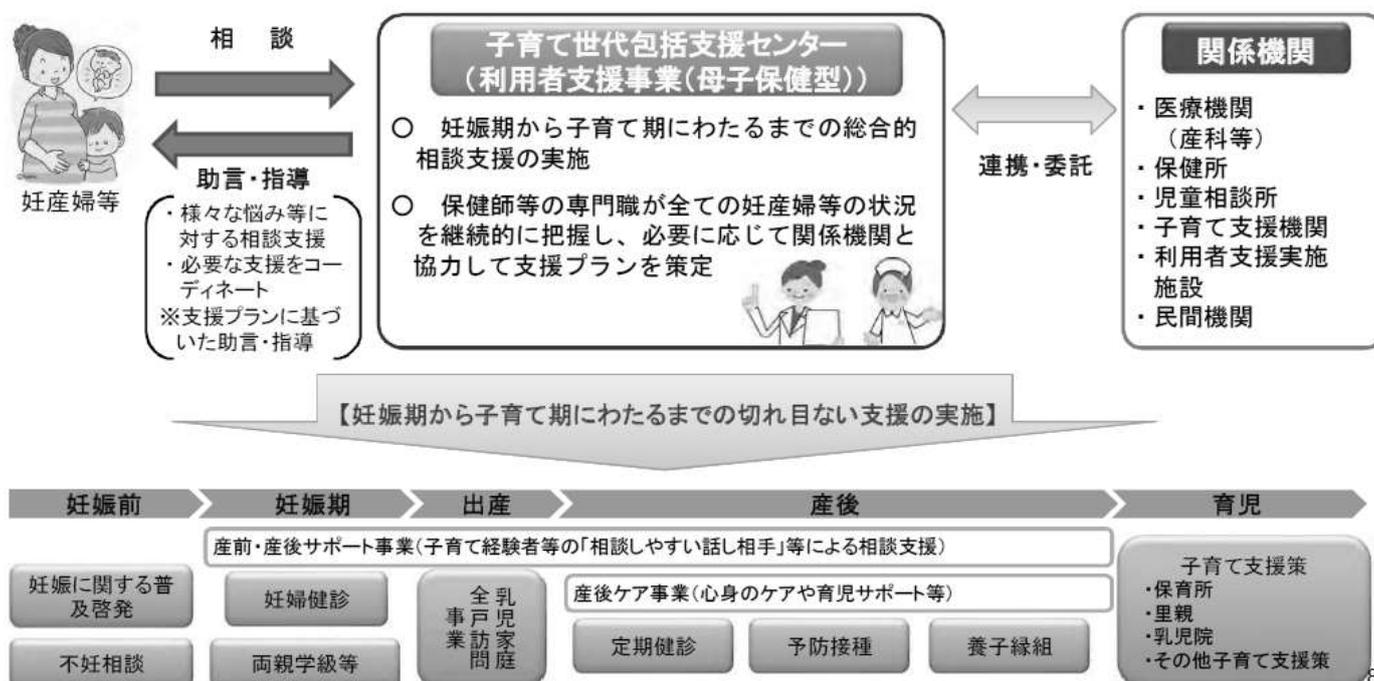
²⁷ 就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のこと。

①-2 児童福祉法等の一部を改正する法律

○国では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策をさらに強化するため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じる「児童福祉法等の一部を改正する法律」を平成 29（2017）年 4 月 1 日に施行しています。

○このうち、子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点であり、厚生労働省の公表資料によると、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在、千葉県内では野田市や柏市、我孫子市など 15 市町村で整備済みとなっています。国では、平成 32（2020）年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すとしています。【図表 3-4-2】

図表 3-4-2 子育て世代包括支援センター事業の概要



出典：厚生労働省資料

①-3 幼児教育・保育の無償化

○平成 30（2018）年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（骨太方針）」によると、3～5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとしています。

○加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として無償化するほか、0～2 歳児については、待機児童解消の取組みと併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めるとしています。

②本市の動向

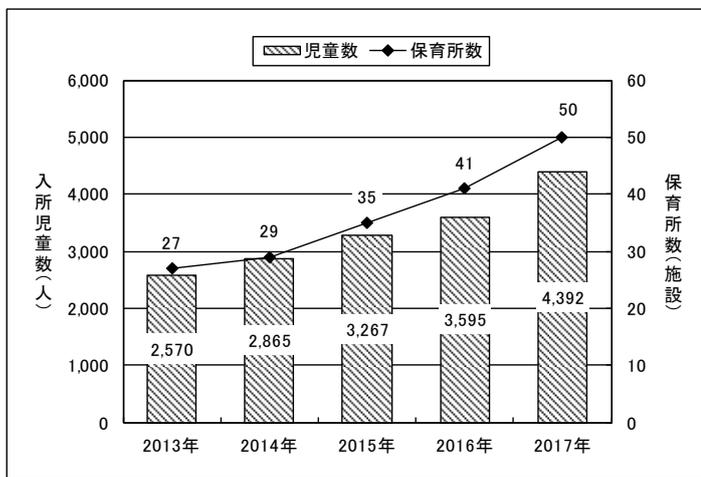
②-1 主要な統計指標の推移等

○平成 25 (2014) 年以降、認可保育所数及び入所児童数は、一貫して対前年比プラスで推移しており、平成 29 (2017) 年は平成 25 (2013) 年と比べ、認可保育所数が約 1.9 倍 (23 施設増)、入所児童数も約 1.7 倍 (1,822 人増) に大きく増加しています。【図表 3-4-3】

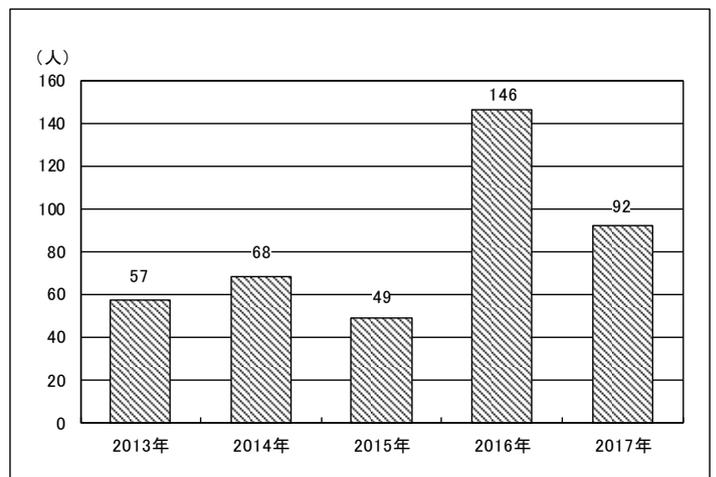
○一方、認可保育所の待機児童数は、平成 28 (2016) 年に過去 5 年間で最多の 146 人に上っているほか、平成 25 (2013) 年以降、いずれの年次も比較対象 11 市の中で上位又は中位に位置しており、人口増加等に伴う保育ニーズの高まりに、認可保育所の整備が追いついていないと言いきつている状況が続いています。【図表 3-4-4・図表 3-4-5】

○平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の認可保育所の待機児童数では、合計 92 人のうち、0～2 歳児が合せて 88 人と全体の約 9 割を占めているのが特徴的です。【図表 3-4-6】

図表 3-4-3 認可保育所数・入所児童数の推移



図表 3-4-4 認可保育所待機児童数の推移 (国基準)



出典：子ども家庭課資料（各年 4 月 1 日現在）

出典：子ども家庭課資料（各年 4 月 1 日現在）

図表 3-4-5 認可保育所待機児童数の経年比較

順位	市名	2013年	順位	市名	2014年	順位	市名	2015年	順位	市名	2016年	順位	市名	2017年
1	市川市	336	1	船橋市	323	1	船橋市	625	1	市川市	514	1	市川市	576
2	船橋市	227	2	市川市	297	2	市川市	373	2	船橋市	203	2	習志野市	338
3	柏市	117	3	習志野市	72	3	流山市	49	3	流山市	146	3	浦安市	165
4	松戸市	91	4	流山市	68	4	松戸市	48	4	浦安市	79	4	八千代市	107
5	浦安市	82	5	浦安市	67	5	習志野市	43	5	習志野市	70	5	流山市	92
6	流山市	57	6	松戸市	42	6	八千代市	42	6	八千代市	53	6	船橋市	81
7	習志野市	47	7	柏市	39	7	浦安市	29	7	柏市	0	7	柏市	0
8	鎌ヶ谷市	39	8	八千代市	30	8	野田市	10	8	松戸市	0	8	松戸市	0
9	八千代市	18	9	野田市	16	9	柏市	0	9	野田市	0	9	野田市	0
10	野田市	6	10	鎌ヶ谷市	12	10	我孫子市	0	10	我孫子市	0	10	我孫子市	0
11	我孫子市	0	11	我孫子市	0	11	鎌ヶ谷市	0	11	鎌ヶ谷市	0	11	鎌ヶ谷市	0

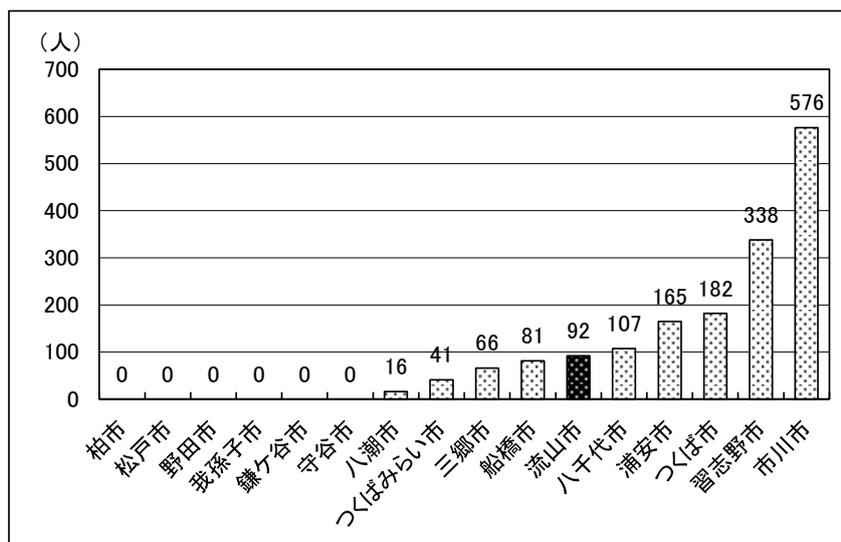
出典：千葉県健康福祉部「待機児童数調査結果（各年 4 月 1 日現在、2017 年は速報値）」

図表 3-4-6 年齢別の認可保育所待機児童数の推移

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2013年	6	22	13	14	1	1	57
2014年	3	47	8	8	2	—	68
2015年	3	30	10	4	2	—	49
2016年	8	99	28	9	2	—	146
2017年	4	50	34	2	2	—	92

出典：子ども家庭課資料（各年 4 月 1 日現在）

図表 3-4-7 保育所待機児童数の比較 (2017 年)



出典：千葉県健康福祉部「待機児童数調査（4月1日現在）」、
 埼玉県福祉部「市町村別待機児童数（4月1日現在）」、
 茨城県「保育所待機児童数（10月1日現在）」

注）待機児童の定義は、都道府県又は市町村によって異なるため、上記のグラフは参考扱いとしています。

○一方、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の学童クラブの入所児童数は、対前年比で 211 人増加の 1,514 人、定員 (1,375 人) に対する充足率は 110.1%に上っており、認可保育所と同様に保育ニーズが高まっています。【図表 3-4-8】

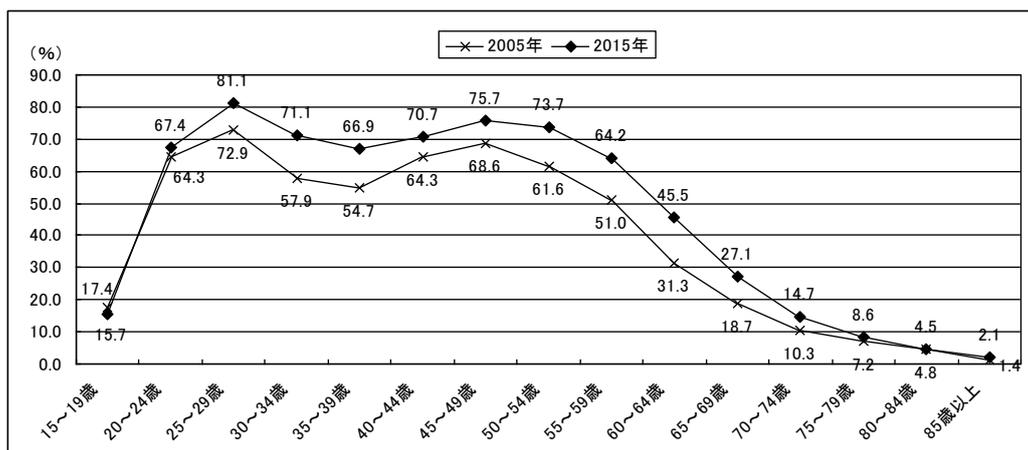
図表 3-4-8 学童クラブの入所児童数の推移

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
低学年	実数(人)	853	990	1,161	1,217	1,396
	増減数(人)	—	137	171	56	179
高学年	実数(人)	43	71	83	86	118
	増減数(人)	—	28	12	3	32
計	実数(人)	896	1,061	1,244	1,303	1,514
	増減数(人)	—	165	183	59	211
定員	実数(人)	935	1,065	1,175	1,215	1,375
	増減数(人)	—	130	110	40	160
定員充足率(%)		95.8	99.6	105.9	107.2	110.1

出典：教育総務課資料（各年 4 月 1 日現在）

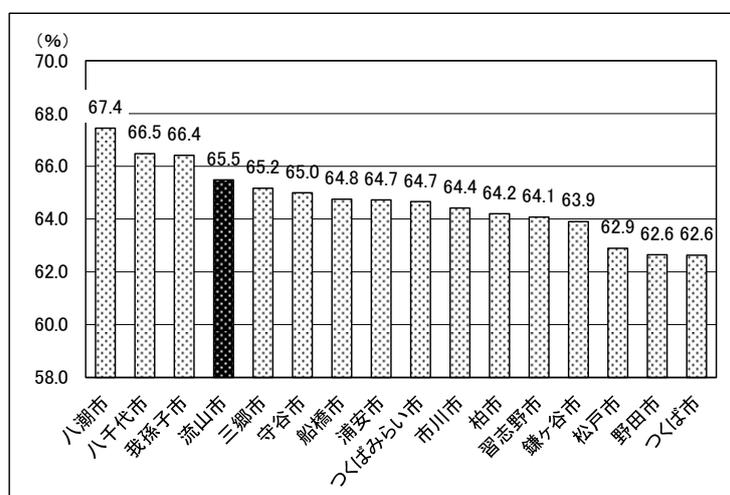
○国勢調査に基づき、平成 17 (2005) 年と平成 27 (2015) 年の 15 歳以上女性の年齢階層別労働力率を比較すると、20～39 歳の若年女性では、30～34 歳が 57.9%から 71.1%の 13.2 ポイント増、35～39 歳が 54.7%から 66.9%の 12.2 ポイント増と 10 ポイント以上増加しているのが目立ちます。また、平成 27 (2015) 年の 15～49 歳女性の労働力率（平均）は 65.5%と、比較対象 16 市の中では高い方から 4 番目となっています。【図表 3-4-9・図表 3-4-10】

図表 3-4-9 女性の年齢階層別労働力率の推移



出典：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」

図表 3-4-10 15～49歳女性の労働力率（平均）の比較（2015年10月1日現在）



出典：総務省「国勢調査」

○平成 24（2012）～平成 28（2016）年における本市の合計特殊出生率²⁸は、平成 27（2015）年を除き、いずれの年次も比較対象 13 市の中で最も高く、特に平成 28（2016）年では過去 5 年間で最も高い 1.57 に上昇しています。【図表 3-4-11】

²⁸ 出生率計算の際の分母の人口を、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合せ、1 人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものの。

図表 3-4-11 合計特殊出生率の比較

順位	市名	2012年	順位	市名	2013年	順位	市名	2014年	順位	市名	2015年	順位	市名	2016年
1	流山市	1.44	1	流山市	1.50	1	流山市	1.47	1	八潮市	1.61	1	流山市	1.57
2	八千代市	1.40	2	船橋市	1.39	2	三郷市	1.39	2	流山市	1.53	2	習志野市	1.45
3	鎌ヶ谷市	1.38	3	八千代市	1.37	3	八潮市	1.39	3	三郷市	1.50	3	八千代市	1.44
4	八潮市	1.38	4	松戸市	1.36	4	市川市	1.37	4	八千代市	1.45	4	三郷市	1.39
5	船橋市	1.37	5	八潮市	1.36	5	船橋市	1.36	5	船橋市	1.39	5	市川市	1.38
6	市川市	1.33	6	習志野市	1.35	6	八千代市	1.36	6	市川市	1.39	6	船橋市	1.37
7	習志野市	1.33	7	鎌ヶ谷市	1.33	7	習志野市	1.33	7	松戸市	1.38	7	柏市	1.35
8	松戸市	1.30	8	市川市	1.32	8	鎌ヶ谷市	1.33	8	習志野市	1.38	8	八潮市	1.33
9	柏市	1.29	9	柏市	1.31	9	松戸市	1.30	9	柏市	1.37	9	松戸市	1.31
10	野田市	1.26	10	三郷市	1.30	10	柏市	1.29	10	鎌ヶ谷市	1.33	10	鎌ヶ谷市	1.28
11	三郷市	1.26	11	我孫子市	1.27	11	野田市	1.23	11	我孫子市	1.31	11	我孫子市	1.26
12	我孫子市	1.25	12	野田市	1.26	12	我孫子市	1.21	12	野田市	1.25	12	野田市	1.17
13	浦安市	1.04	13	浦安市	1.11	13	浦安市	1.09	13	浦安市	1.09	13	浦安市	1.11
	全国	1.41		全国	1.43		全国	1.42		全国	1.45		全国	1.44
	千葉県	1.31		千葉県	1.33		千葉県	1.32		千葉県	1.38		千葉県	1.35

出典：千葉県健康福祉部「合計特殊出生率の推移 市町村別（各年4月1日現在）」

埼玉県保健医療部「合計特殊出生率の年次推移（各年10月1日現在）」

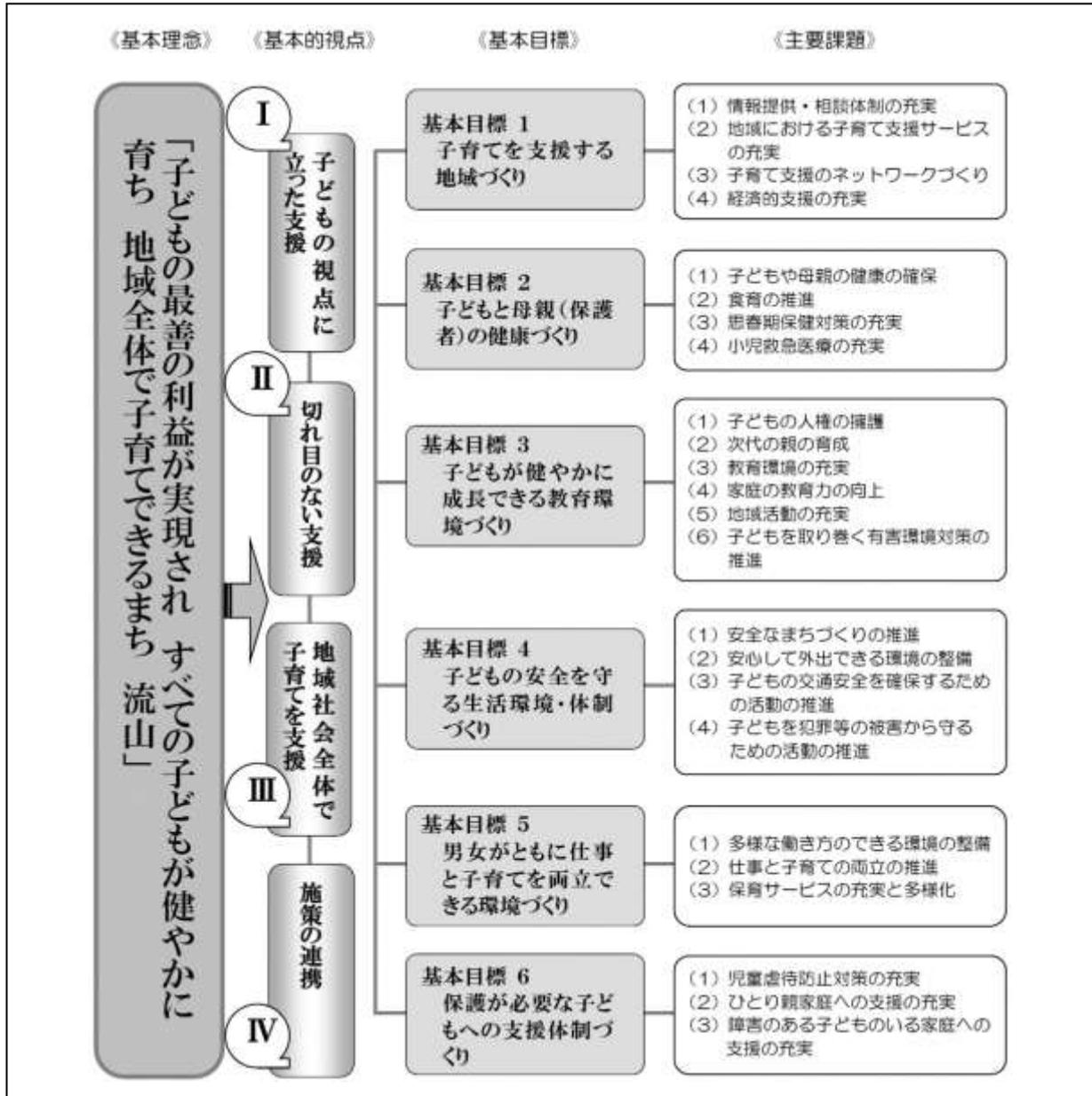
②-2 個別計画の概要等

◆子どもをみんなで育む計画：平成27（2015）年3月策定、平成30年（2018）年3月中旬見直し、計画期間 平成27（2015）～平成31（2019）年度

○「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て総合支援計画～」は、平成27（2015）年度から施行された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の一体的な計画として、さらには「第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画」を整合させた計画です。

○本計画では、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて6つの基本目標ごとに関連する施策を次のとおり体系づけて総合的な取組みを推進するとしています。【図表 3-4-12】

図表 3-4-12 施策の体系



出典：子どもをみんなで育む計画

今後のまちづくりにおける課題

- 市外からの子育て世代の流入や20～39歳の若年女性人口の労働力率の上昇に加え、国による幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後さらに認可保育所や学童クラブをはじめとする各種の子育て支援サービスに対する需要は、拡大傾向で推移すると予測されます。
- このような動向を踏まえつつ、より多くの人々が市内で安心して子どもを生み育てられるようにするためには、妊娠期から子育て期にわたる子育て世代の多様なニーズを十分に踏まえながら、切れ目なく各種の子育て支援サービスの量的・質的な充実に努めるとともに、地域ぐるみで子育てを支援する体制を強化する必要があります。

(2) 高齢者福祉

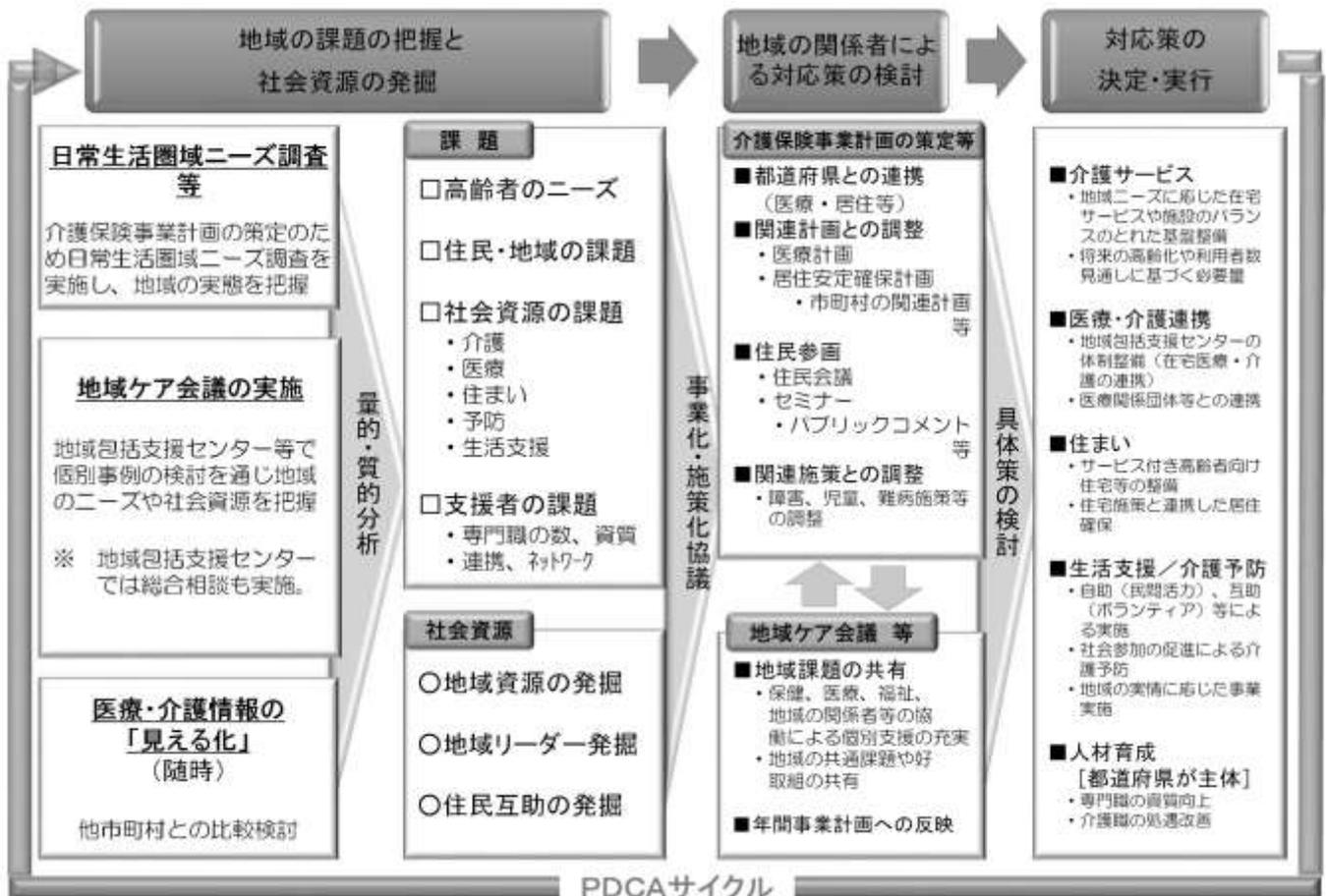
①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆ 地域包括ケアシステムの構築：平成 37（2025）年を目途

○今後、我が国では、「団塊の世代（約 800 万人）」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年以降、医療や介護に対する需要が増大すると見込まれています。このような状況下、国では、平成 37（2025）年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するとしています。

○これにより、各自治体では、平成 37（2025）年に向けて、3 年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。【図表 3-4-13】

図表 3-4-13 市町村における地域包括ケアシステムの構築プロセス



出典：厚生労働省資料

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

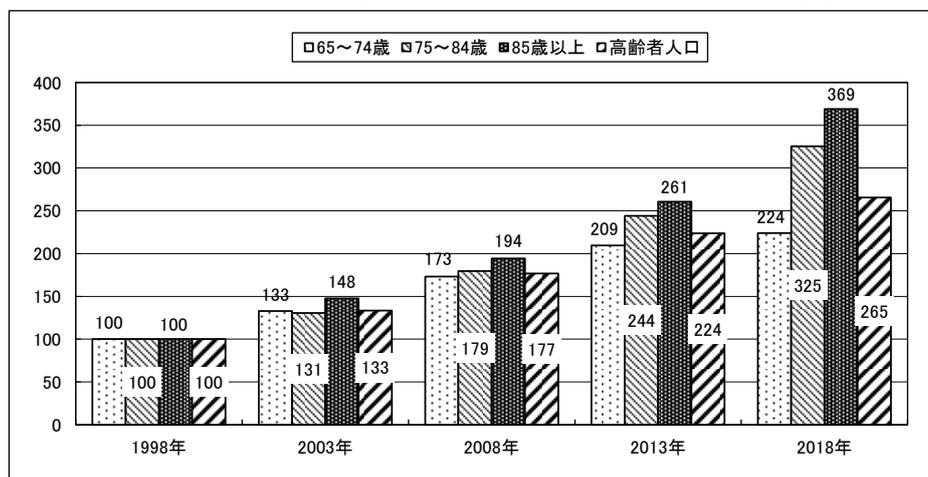
○平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者 (老年) 人口は 44,599 人であり、20 年前の平成 10 (1998) 年当時と比べて約 2.7 倍 (27,794 人増) に増加しています。その内訳をみると、65～74 歳が約 2.2 倍 (13,091 人増) であるのに対し、75～84 歳が約 3.3 倍 (10,734 人増)、85 歳以上が約 3.7 倍 (3,969 人増) と、後期高齢者層が大きく増加しているのが特徴的といえます。【図表 3-4-14・図表 3-4-15】

図表 3-4-14 高齢者人口 (65 歳以上) 及び高齢化率の推移

		1998年	2003年	2008年	2013年	2018年
高齢者人口	実数(人)	16,805	22,426	29,698	37,605	44,599
	増減率(%)	—	33.4	32.4	26.6	18.6
	比率(%)	11.4	14.9	19.0	22.4	23.8
65～74歳	実数(人)	10,565	14,028	18,282	22,133	23,656
	増減率(%)	—	32.8	30.3	21.1	6.9
	比率(%)	7.2	9.3	11.7	13.2	12.6
75～84歳	実数(人)	4,765	6,220	8,550	11,629	15,499
	増減率(%)	—	30.5	37.5	36.0	33.3
	比率(%)	3.2	4.1	5.5	6.9	8.3
85歳以上	実数(人)	1,475	2,178	2,866	3,843	5,444
	増減率(%)	—	47.7	31.6	34.1	41.7
	比率(%)	1.0	1.4	1.8	2.3	2.9
総人口	実数(人)	146,959	150,703	156,073	168,024	187,252
	増減率(%)	—	2.5	3.6	7.7	11.4

出典：住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

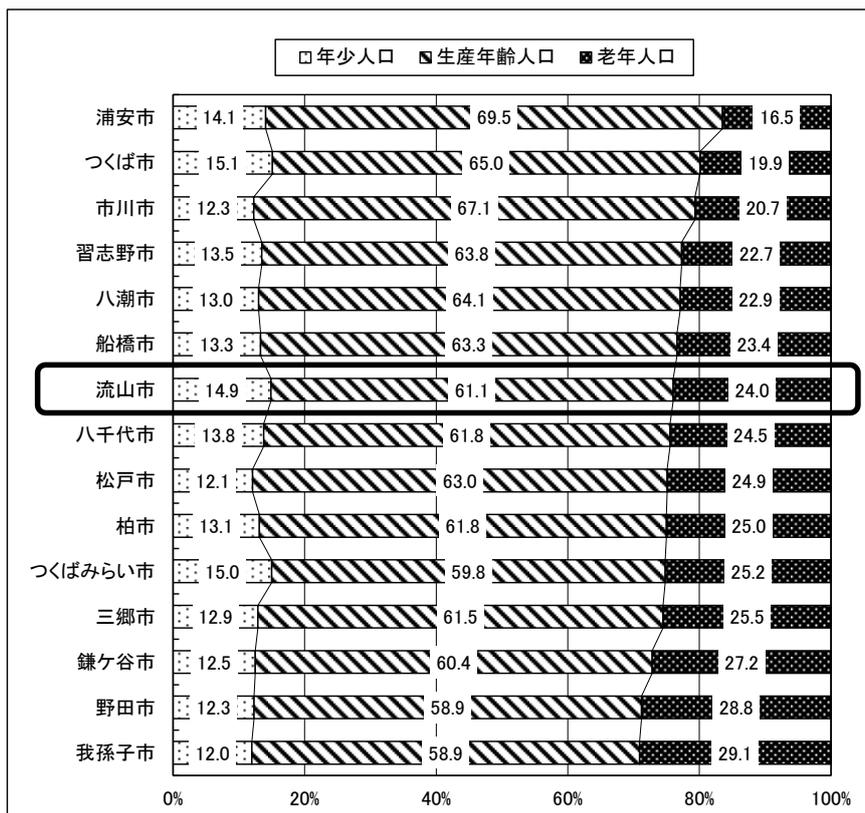
図表 3-4-15 1998 年の高齢者人口を 100 とした場合の指数の推移



出典：住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

○平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の高齢化率を他自治体と比較すると、本市は 24.0% で比較対象 15 市の中では、低い方から 7 番目と概ね中位に位置しています。【図表 3-4-16】

図表 3-4-16 年齢3区分別人口構成比の比較（高齢化率の低位順）

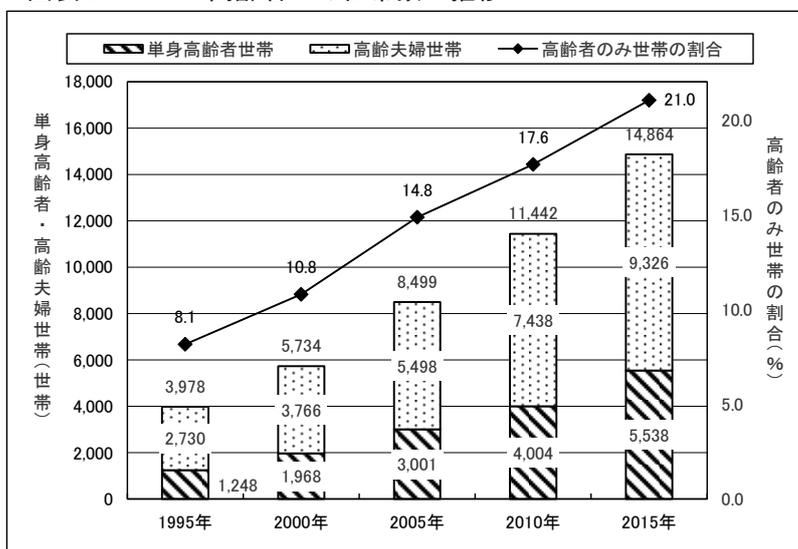


出典：千葉県総合企画部「千葉県年齢別・町丁字別人口（2017年4月1日現在）」、
 埼玉県総務部「総務部「町（丁）字別人口調査（2017年1月1日現在）」、
 茨城県政策企画部「茨城県の年齢別人口（2017年4月1日現在）」

○平成7（1995）年以降の高齢者のみ世帯数²⁹の推移をみると、当該世帯は一貫して高い伸びを続けており、平成27（2015）年は14,864世帯であり、平成7（1995）年の3,978世帯と比べて約3.7倍（10,886世帯増）に大きく増加しています。【図表3-4-17】

○平成27（2015）年の一般世帯³⁰総数に占める高齢者のみ世帯の割合は21.0%であり、比較対象16市の中では低い方から10番目（高い方から7番目）となっています。【図表3-4-18】

図表 3-4-17 高齢者のみ世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」

²⁹ 単身高齢者世帯（65歳以上の者1人のみの世帯）及び高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）。

³⁰ 「①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者」、「②左記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋等に下宿している単身者」、「③会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舍、独身寮等に居住している単身者」。

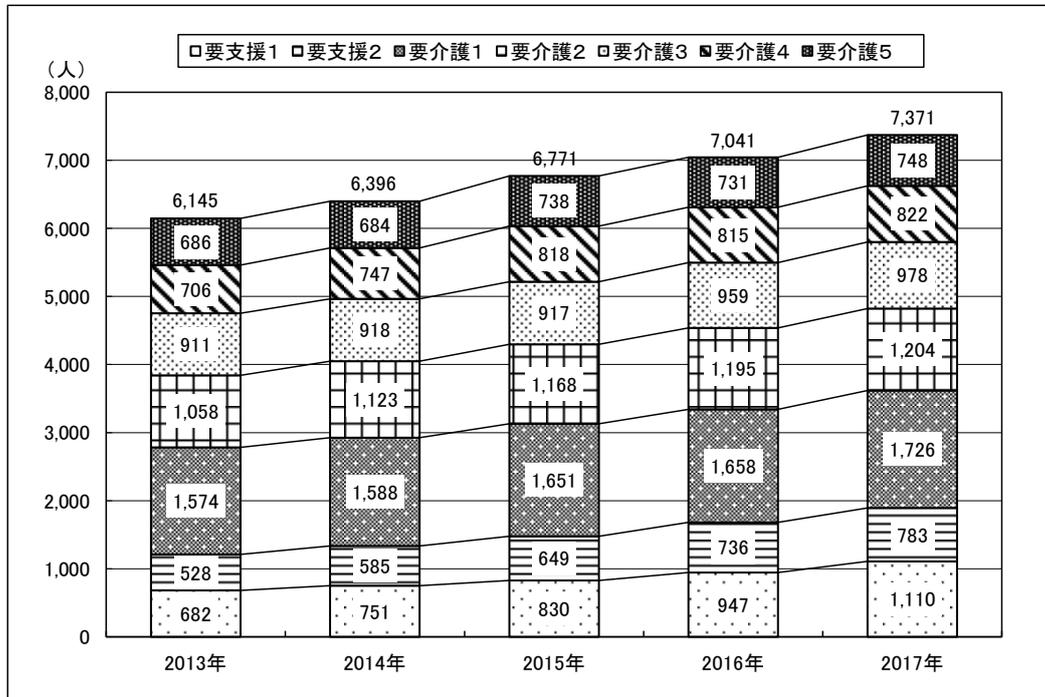
図表 3-4-18 一般世帯総数に占める高齢者のみ世帯の割合の比較
(2017年10月1日現在)

順位	市名	①一般世帯総数(戸)	②単身高齢者世帯(世帯)	③高齢夫婦世帯(世帯)	(②+③)/① 高齢者のみ世帯の割合(%)
1	つくば市	98,057	6,806	4,492	11.5
2	浦安市	74,203	5,602	4,044	13.0
3	守谷市	24,856	2,736	1,518	17.1
4	八潮市	35,726	3,427	2,853	17.6
5	つくばみらい市	18,129	2,065	1,274	18.4
6	市川市	228,569	20,298	23,955	19.4
7	習志野市	72,308	7,779	6,601	19.9
8	船橋市	272,028	29,477	24,910	20.0
9	柏市	175,469	21,179	14,510	20.3
10	流山市	70,733	9,326	5,538	21.0
11	三郷市	55,230	6,565	5,610	22.0
12	八千代市	78,280	10,036	7,848	22.846
13	松戸市	215,322	23,881	25,317	22.849
14	鎌ヶ谷市	44,072	5,992	4,203	23.1
15	野田市	59,638	8,341	5,513	23.2
16	我孫子市	54,042	8,377	5,927	26.5

出典：総務省「国勢調査」

○近年、高齢化が急速に進展している中、平成26(2014)年以降、介護保険認定者数は一貫して前年を上回る状況が続いています。平成29(2017)年の介護保険認定者数は7,371人であり、平成25(2013)年の6,145人と比べて約1.2倍(1,226人増)に増加しています。【図表3-4-19】

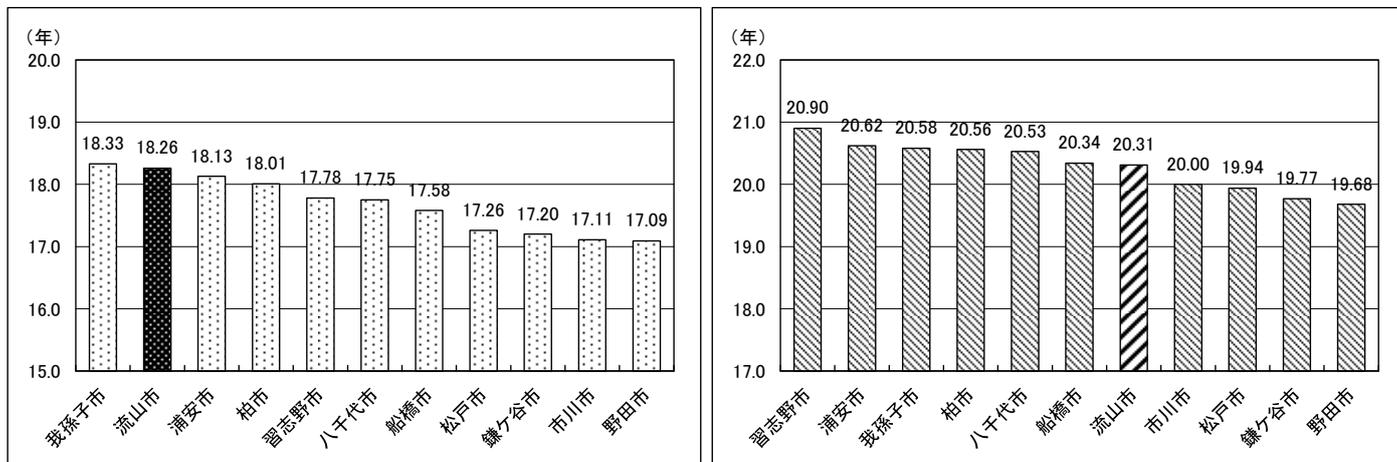
図表 3-4-19 介護保険認定者数の推移



出典：社会福祉課資料(各年10月1日現在)

○平成 26（2014）年における本市の健康寿命³¹は、65 歳男性が 18.26 年、65 歳女性が 20.31 年であり、比較対象 11 市の中では年数の長い方から 65 歳男性が 2 番目、65 歳女性が 7 番目と、男性が上位に位置しているのが特徴的といえます。【図表 3-4-20】

図表 3-4-20 2014 年における健康寿命の比較（左図：65 歳男性、右図：65 歳女性）



出典：千葉県健康福祉部「市町村別・年代別・性別平均自立期間」

②-2 個別計画の概要等

◆ 流山市高齢者支援計画：平成 30（2018）年 3 月策定

○「流山市高齢者支援計画」は、平成 30（2018）～平成 32（2020）年度を計画期間として、老人福祉法に基づき高齢者に対する施策・事業の確保を定めた「老人福祉計画」と、介護保険法に基づき要介護高齢者等に対するサービス見込量や整備方針等を定めた「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

○本計画では、「地域ぐるみの支え合いでつくる 元気で 生き生き 安心 流山」を基本理念に掲げるとともに、その具体化に向けた基本目標を次のように定めています。

＜基本理念の具体化に向けた基本目標＞

基本目標 1：地域ぐるみの支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

基本目標 2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

³¹ 介護の必要がなく「日常生活動作が自立している期間」の平均のこと。

今後のまちづくりにおける課題

- 今後、高齢化の進展に伴い、介護保険認定者はさらに増加すると予測されます。そのため、高齢者が要介護・要支援状態になることを未然に防止するための取組みを抜本的に強化するとともに、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、強固な地域包括ケアシステムを構築する必要があります。
- 健康寿命の延伸等を背景に、高齢者の社会参加や就労に対する意欲が高まっていくと予測されます。そのため、民間事業者や地域活動団体等の関係機関との連携・協力のもと、より多くの高齢者が地域課題の解決等に向けて自らが培ってきた知識や経験、技術等を活かして活躍できる受け皿づくりを積極的に推進する必要があります。

(3) 障害者福祉

①国の動向（近年の主要な制度改革等）

- 1 障害者総合支援法の改正：平成 30（2018）年 4 月施行
- 2 発達障害者支援法の改正：平成 28（2016）年 8 月施行

①-1 障害者総合支援法

- 障害者の地域社会における共生の実現に向けて、平成 25（2013）年 4 月に障害者総合支援法が施行されました。その後、障害者を取り巻く状況の変化を背景に、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として、平成 28（2016）年 5 月に障害者総合支援法が改正されました。（平成 30（2018）年 4 月施行）
- 今回の法改正により、各自治体は、厚生労働大臣が定める障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、「障害児福祉計画」を策定することなどが規定されました。【図表 3-4-21】

図表 3-4-21 改正された障害者総合支援法の概要

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

出典：内閣府「平成 29 年版障害者白書」

①-2 発達障害者支援法

- 平成 17 (2005) 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、これまで関連する法制度がなく「制度の谷間」の中にあつた発達障がいのある子ども及び発達障がいのある人の支援についても法的な位置づけが明示されました。
- その後、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていることを背景に、平成 28 (2016) 年 5 月に同法の改正が行われました。
- 今回の法改正により、各自治体の責務として、発達障害者及びその家族・関係者からの各種相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応じることができるよう、関係機関等との有機的連携のもとに、必要な相談体制を整備することが規定されました。

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

- 平成 28 (2016) 年度現在、障害のある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数は、身体障害者が 4,207 人、知的障害者が 917 人、精神障害者が 1,156 人であり、平成 24 (2012) 年度と比べ身体障害者が 179 人 (4.4%) 増、知的障害者が 184 人 (25.1%) 増、精神障害者が 306 人 (36.0%) 増となっています。【図表 3-4-22】

図表 3-4-22 身体障害者手帳等の所持者数の推移

		身体障害者 (手帳所持者数)						知的障害者 (療育手帳所持者数)				精神 障害者 (精神保健 福祉手帳 所持者数)
		総数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・言語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	総数	重度	中度	軽度	
2012年度	実数(人)	4,028	204	290	50	2,182	1,302	733	282	192	259	850
2013年度	実数(人)	4,255	221	314	58	2,277	1,385	788	298	203	287	921
	増減率(%)	5.6	8.3	8.3	16.0	4.4	6.4	7.5	5.7	5.7	10.8	8.4
2014年度	実数(人)	4,202	221	322	54	2,237	1,368	823	317	197	309	984
	増減率(%)	▲ 1.2	0.0	2.5	▲ 6.9	▲ 1.8	▲ 1.2	4.4	6.4	▲ 3.0	7.7	6.8
2015年度	実数(人)	4,147	220	329	57	2,154	1,387	869	324	204	341	1,069
	増減率(%)	▲ 1.3	▲ 0.5	2.2	5.6	▲ 3.7	1.4	5.6	2.2	3.6	10.4	8.6
2016年度	実数(人)	4,207	210	349	61	2,136	1,451	917	328	219	370	1,156
	増減率(%)	1.4	▲ 4.5	6.1	7.0	▲ 0.8	4.6	5.5	1.2	7.4	8.5	8.1
2012~2016 増減	増減数(人)	179	6	59	11	▲ 46	149	184	46	27	111	306
	増減率(%)	4.4	2.9	20.3	22.0	▲ 2.1	11.4	25.1	16.3	14.1	42.9	36.0

出典：健康福祉部資料

②-2 個別計画の概要等

◆ 第 5 期流山市障害福祉計画・第 1 期流山市障害児福祉計画：平成 30 (2018) 年 3 月策定

- 「第 5 期流山市障害福祉計画・第 1 期流山市障害児福祉計画」は、平成 30 (2018) ~平成 32 (2020) 年度までの 3 年間における障害福祉サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要な供給量を見込むことを目的に策定したものです。本計画では、次に掲げる 5 点を基本理念に掲げています。

＜第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本的理念（一部抜粋）＞

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組み

「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」という基本理念のもと、障害の有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 今後、本市では高齢化の進展等を背景に、加齢に伴う身体機能の低下によって、身体に障害を持つ高齢者が増加していくと予測されます。
- このような動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子どもから高齢者に至るまで障害のある方が住み慣れた地域の中で自立して暮らし続けられるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進する必要があります。併せて、地域共生社会の実現に向け、障害のある方に対する誤解や偏見及び社会参加を妨げている障壁の解消等に努める必要があります。

(4) 地域福祉

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆ 生活困窮者自立支援法：平成 27（2015）年 4 月施行

○平成 27（2015）年 4 月 1 日に「生活困窮者自立支援法」が施行され、福祉事務所を設置する地方自治体は、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、以下の各種事業を実施するとともに、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることが掲げられています。

<生活困窮者自立支援制度の概要>

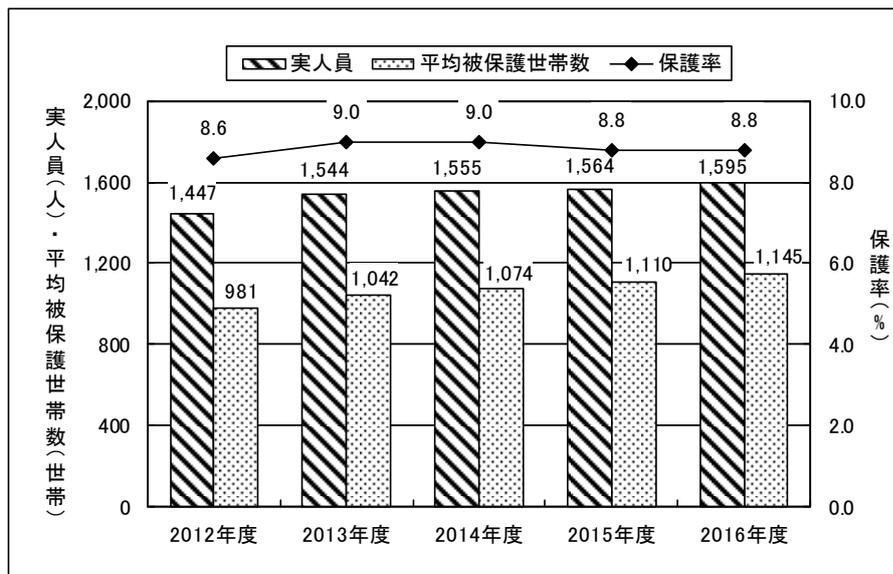
- ①生活困窮者からの相談を受け、ニーズに応じた計画的・継続的な支援をコーディネートする「自立相談支援事業」
- ②離職により住居を失った者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」
- ③生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な者に集中的な支援を行う「就労準備支援事業」（任意事業）
- ④緊急的・一時的に衣食住を提供する「一時生活支援事業」（任意事業）
- ⑤家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」（任意事業）
- ⑥生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」（任意事業）

②本市の動向

②-1 主要な統計指標の推移等

○近年、生活保護の受給者（実人員）は、緩やかな増加傾向が続いています。平成 28（2016）年度の受給者数は 1,595 人であり、平成 24（2012）年度の 1,447 人と比べて 10.2%（148 人）増加しています。【図表 3-4-23】

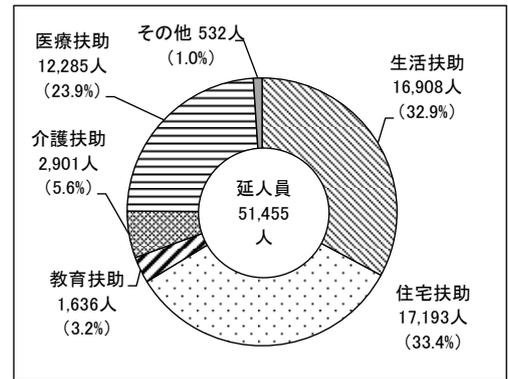
図表 3-4-23 生活保護の実人員、平均被保護世帯数、保護率の推移



出典：社会福祉課資料

○平成 28 (2016) 年度の生活保護の受給者 (延べ人員) を保護の種類別にみると、最も多かったのは住宅扶助の 17,193 人 (構成比 33.4%) であり、以下、生活扶助の 16,908 人 (32.9%)、医療扶助の 12,285 人 (23.9%) の順となっています。【図表 3-4-24】

図表 3-4-24 2016 年度の保護種別の延人員



出典：社会福祉課資料

○平成 28 (2016) 年度の生活保護の受給者を、平成 24 (2012) 年度と比べると、介護扶助が約 1.6 倍 (1,092 人) に大きく増加しており、高齢化の進展の影響がうかがえます。また、住宅扶助が一貫して増え続け、平成 28 (2016) 年度では 17,193 人、対平成 24 (2012) 年度比で 1,075 人 (6.7%) 増加しています。【図表 3-4-25】

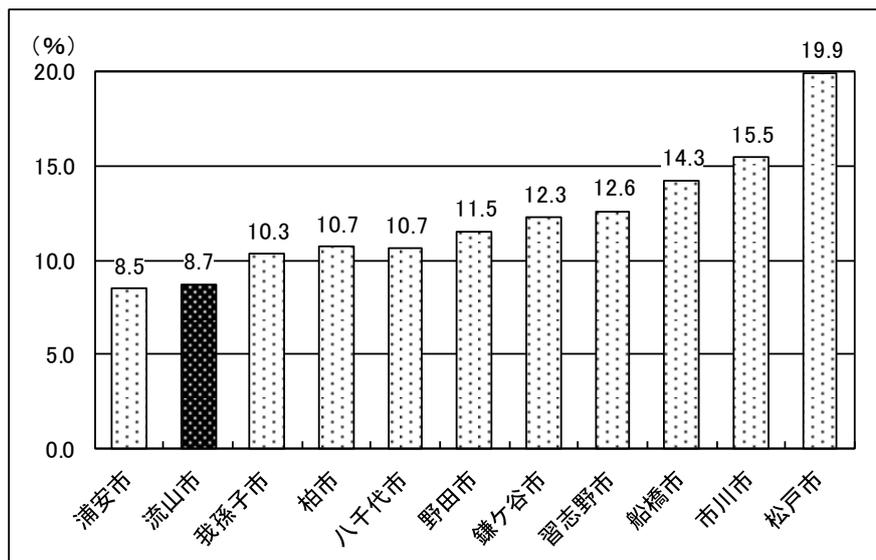
図表 3-4-25 保護種別の延人員等の推移

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
生活扶助	延人員(人)	16,220	16,422	16,787	16,845	16,908
	増減率(%)	—	1.2	2.2	0.3	0.4
住宅扶助	延人員(人)	16,118	16,410	16,860	17,162	17,193
	増減率(%)	—	1.8	2.7	1.8	0.2
教育扶助	延人員(人)	1,800	1,792	1,727	1,713	1,636
	増減率(%)	—	▲ 0.4	▲ 3.6	▲ 0.8	▲ 4.5
介護扶助	延人員(人)	1,809	1,964	2,280	2,538	2,901
	増減率(%)	—	8.6	16.1	11.3	14.3
医療扶助	延人員(人)	14,146	12,078	11,531	9,683	12,285
	増減率(%)	—	▲ 14.6	▲ 4.5	▲ 16.0	26.9
その他	延人員(人)	560	511	594	505	532
	増減率(%)	—	▲ 8.8	16.2	▲ 15.0	5.3
保護率(%)		8.6	9.0	9.0	8.8	8.8

出典：社会福祉課資料

○平成 28 (2016) 年度の本市の保護率 (月平均) は 8.7% であり、比較対象 11 市の中では 2 番目に低い水準となっています。【図表 3-4-26】

図表 3-4-26 2016 年度の保護率 (月平均) の比較



出典：千葉県健康福祉部「生活保護法による保護状況」

②-2 個別計画の概要等

- 1 第3期流山市地域福祉計画：平成28（2016）年1月策定
- 2 流山市公営住宅等長寿命化計画：平成26（2014）年2月策定

②-2-1 第3期流山市地域福祉計画

- 「第3期流山市地域福祉計画」は、平成29（2017）～平成33（2021）年度を計画期間として、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針をなすものです。
- 本計画では、個々の力だけでは解決が困難な課題であっても、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体等の地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）を高めることで、解決の可能性が高まるという認識のもと、「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を基本理念に掲げています。
- また、本計画では、地域活動への積極的な参加を増やしていくためには、「できることから始めてみる」というキッカケづくりが重要なことから、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示し、地域に関わる全ての人が活動しやすい環境づくり、地域のチカラの底上げを施策の方針として掲げています。【図表3-4-27】

図表3-4-27 自助・共助・公助の担い手と役割分担

地域福祉を推進する 担い手	地域福祉を推進する つながり	地域福祉を推進する まちづくり
 自助＝市民	 共助＝地域	 公助＝行政
市民一人ひとりができること <ul style="list-style-type: none">● 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。● 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。	地域のみんなでできること <small>自治会・NPO・団体・事業者 民生委員・児童委員・社会福祉協議会等</small> <ul style="list-style-type: none">● 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。● 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。	行政・市が取り組むべきこと <ul style="list-style-type: none">● 地域における見守りや支え合い活動を推進する。● ボランティアの養成、権利擁護の取組みを進める。

出典：流山市地域福祉計画

②-2-2 流山市公営住宅等長寿命化計画

- 公営住宅（都道府県営住宅、市町村営住宅）は、住宅に困窮している世帯でかつ低所得者等に対して、地方自治体が低廉な家賃で賃貸に供する住宅です。平成25（2013）年度時点で市内には全部で8団地、483戸の市営住宅が立地しています。
- 「流山市公営住宅等長寿命化計画」は、平成26（2014）～平成35（2023）年度までを計画期間として、安全で快適な市営住宅を長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から改修や改善の計画を定め、長寿命化により市営住宅に係るライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減を図ることを目的に策定したものです。本計画では、長寿命化に関する基本方針を次のように掲げています。

＜市営住宅の長寿命化に関する基本方針（一部抜粋）＞

①ストック状態の把握及び日常的な維持管理の方針

建設時から整備データ及び改修履歴等の管理データを住棟単位で整理します。さらに、市営住宅等の定期点検を行い、予防保全的な維持管理を行います。

②長寿命化及びライフサイクルコスト縮減のための方針

定期点検や計画的な維持管理及び耐久性の向上等を図るための改善を実施し、長寿命化と良質なストックの確保に努めます。

住棟における内部、外部の改善においては、仕様のアップグレード等による耐久性の向上、さらには仕様向上における修繕周期の延長により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

今後のまちづくりにおける課題

- 高齢化の進展等を背景に、今後も引き続き、介護扶助をはじめとする生活保護の受給者数は増加傾向で推移していくと予測されます。そのため、生活困窮者の実態に応じた生活保護の適正な運用に努めるとともに、確実な自立に向けて個々の状況に応じたきめ細やかな支援を推進する必要があります。
- 併せて、住宅確保要配慮者（生活困窮者・高齢者・障害者・子育て世代など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する居住性の向上と良質なストックの確保を図るため、既存の市営住宅の長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 失業や疾病、高齢等の理由から、個人の力では対応できない問題が発生した場合でも、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられるよう、今後も引き続き、地域住民やボランティア団体、福祉関係者、学校、企業など多様な主体との連携・協力のもと、自助・共助・公助の適切な組合せによる福祉のまちづくりを総合的に推進する必要があります。

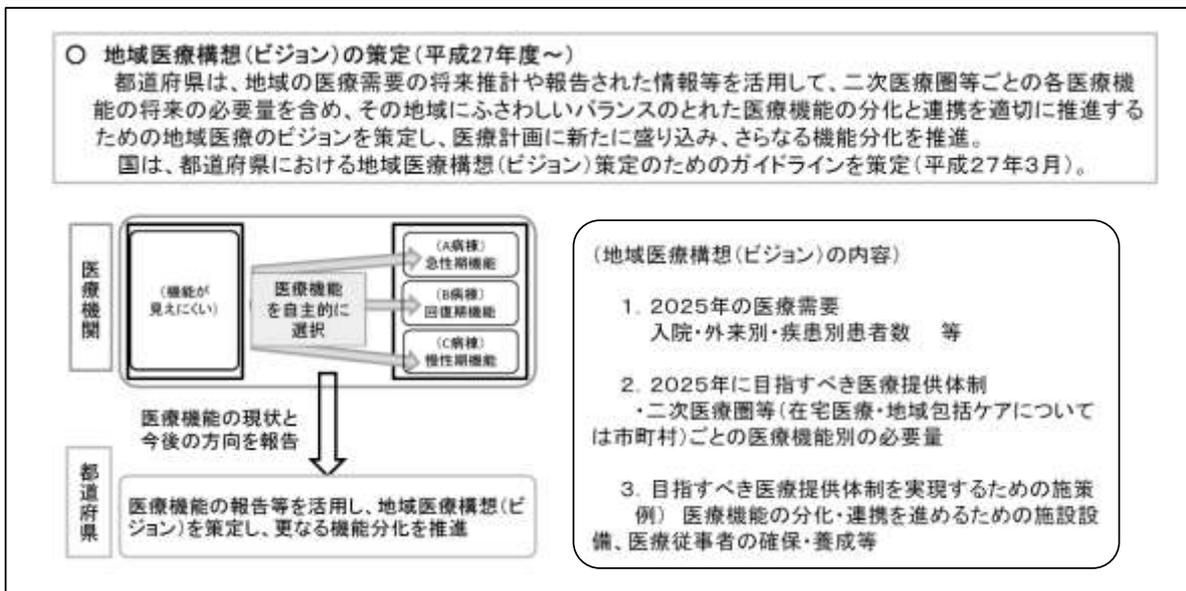
(5) 健康・医療

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆ 医療介護総合確保推進法：平成 26（2014）年 6 月施行

- 厚生労働省の「平成 29 年版厚生労働白書」によると、今後、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが必要としています。
- このような状況下、平成 26（2014）6 月に施行された医療介護総合確保推進法では、都道府県が地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度により報告された情報等を活用し、病床の機能ごとの将来の必要量など、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、医療計画に新たに盛り込むことにより、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進めることが掲げられています。【図表 3-4-28】

図表 3-4-28 地域医療構想の概要



出典：厚生労働省資料

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

- 1 千葉県保健医療計画：平成 30（2018）年 4 月改定
- 2 地域医療構想：平成 30（2018）年 4 月改定

②-1 千葉県保健医療計画

- 「千葉県保健医療計画」は、平成 30（2018）～平成 35（2023）年度を計画期間として、本県の保健医療を総合的・効果的に推進するための基本的な指針を示したものであり、市町村に対しては計画策定や施策の指針となるものです。

- 本計画では、「県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり」を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて以下の4つの柱に沿った施策を展開するとしています。

＜基本的施策の方向＞

①質の高い保健医療提供体制の構築

疾病の予防から診断、治療、リハビリテーション、在宅療養に至るまで、県民のニーズに応じた多様なサービスを地域において一貫して提供する保健医療サービスを実現していきます。

②総合的な健康づくりの推進

個人の健康度の改善や生活の質の向上を目指して、県民一人ひとりが健康づくりに向けた主体的な取組みを継続的に実施できるための支援を推進します。

③保健・医療・福祉の連携確保

子どもやその親、高齢者、障害のある人に対して適切な保健医療サービスを提供するとともに、保健・医療・福祉の各分野における資源が有機的に連携することで効率的で一貫したサービスを提供できるよう、拠点の整備を進めていきます。

④安全と生活を守る環境づくり

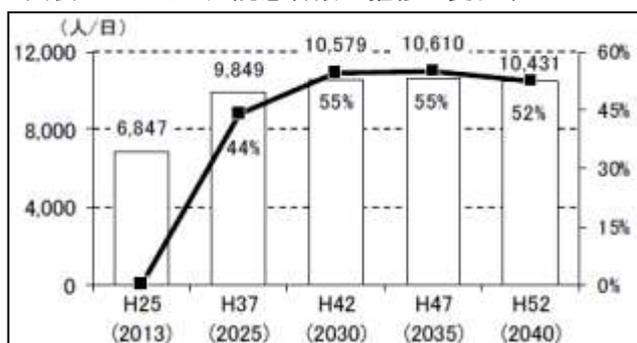
県民の健康と生活環境を守るため、食品や医薬品等の安全・安心の確保、健康を脅かす健康危機・事案等への対応を推進します。

②-2 地域医療構想

- 「地域医療構想」は、先述した医療介護総合確保推進法の施行を受け、前項の「千葉県保健医療計画」の一部として策定されたものです。

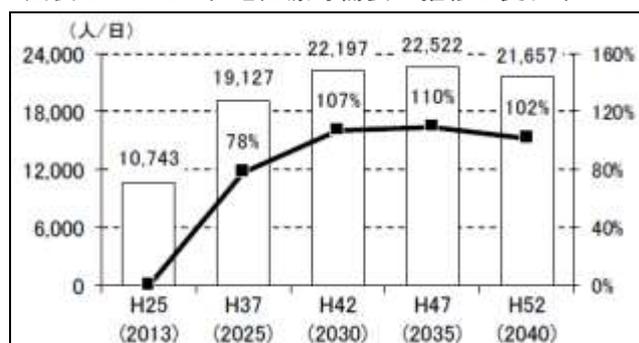
- 本構想によると、流山市を含め、松戸市、野田市、柏市及び我孫子市の5市で構成される東葛北部区域では、今後、入院患者数及び在宅医療³²等の需要（患者数）が増大するなどの将来見通しのもと、目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策の方向性を、以下に示すとおり掲げています。【図表 3-4-29・図表 3-4-30】

図表 3-4-29 入院患者数の推移と変化率



出典：千葉県健康福祉部「地域医療構想」

図表 3-4-30 在宅医療等需要の推移と変化率



出典：千葉県健康福祉部「地域医療構想」

³² 医師や看護師等の医療スタッフが、通院が困難な方の自宅へ訪問して診療を行うもの。定期的な訪問診療のほか、看護師の訪問看護などが含まれる。

＜あるべき医療提供体制の実現に向けた施策の方向＞

①医療機関の役割分担の促進

- ・東葛北部地域については、平成 28（2016）年の病床数と平成 37（2025）年の必要病床数を比較すると、高度急性期・回復期及び慢性期は不足し、急性期は過剰となることが見込まれます。
- ・地域の実情を踏まえ、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを総合的に確保するため、病床機能の分化及び連携を推進します。
- ・病床機能の分化及び連携の推進にあたっては、医療機関の自主的な取組みと、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議における医療機関相互の協議による病床機能の調整、さらに、地域医療介護総合確保基金の活用等を通じて、病床機能の転換を促すことで、必要病床数の確保を図ります。

②在宅医療の推進

- ・多職種の連携体制の強化や在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等の資質向上を図るなど、質・量の両面から、在宅医療提供体制の充実・強化を図ります。

③医療従事者の確保・定着

- ・医師や看護職員の確保はもとより、限られた医療資源の中にあっても、より高度で幅広いサービスを提供できるよう、他の職種とのチーム医療の取組みを推進します。
- ・医療従事者が働きやすい職場をつくり、人材の確保・定着につながる対策を進めます。

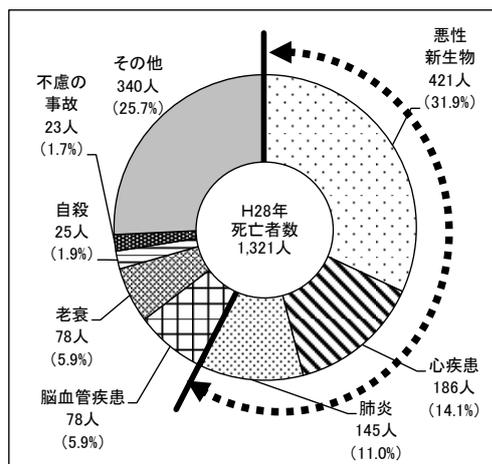
③本市の動向

③-1 主要な統計指標の推移等

○平成 28（2016）年の死亡者数を主要死因別にみると、悪性新生物（がん）が 421 人（構成比 31.9%）で最も多く、以下、心疾患の 186 人（14.1%）、肺炎の 145 人（11.0%）の順であり、上位 1～3 位までの合計が 752 人で全体の 57.0%を占めています。【図表 3-4-31】

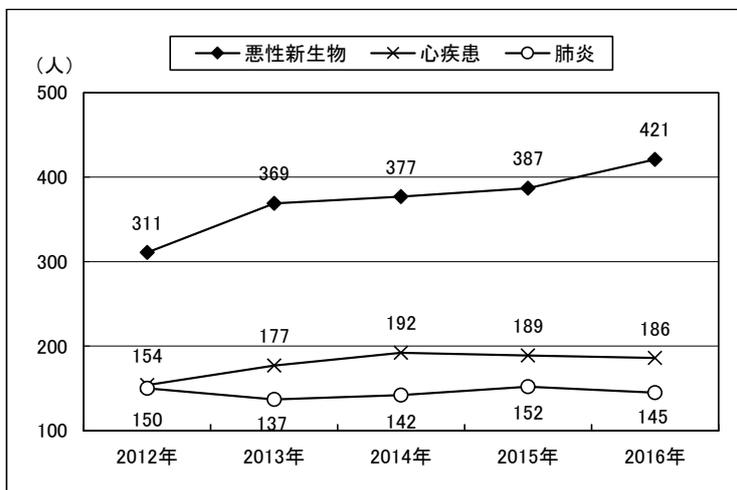
○前述した三大死因別に平成 24（2012）年以降の死亡者数の推移をみると、概ね心疾患は微増、肺炎は横ばい傾向であるのに対し、悪性新生物は 4 年連続プラスで推移しており、平成 28（2016）年は対平成 24（2012）年比で約 1.4 倍（110 人増）と顕著に増加しています。【図表 3-4-32】

図表 3-4-31 主要死因別死亡者数（2016 年）



出典：千葉県健康福祉部「千葉県衛生統計年報」

図表 3-4-32 三大死因による死亡者数の推移



出典：千葉県健康福祉部「千葉県衛生統計年報」

○平成 28 (2016) 年 10 月 1 日現在の医療施設について、人口 10 万人当りに換算した数値を県内他自治体と比較すると、本市は病院が 2.8 施設、一般診療所が 50.9 施設、歯科診療所が 47.6 施設といずれも下位に位置しており、相対的に見た医療資源は少ない状況にあります。【図表 3-4-33】

図表 3-4-33 人口 10 万人当たりの医療施設数の比較 (2016 年 10 月 1 日現在)

順位	市名	病院 (施設)	順位	市名	一般 診療所 (施設)	順位	市名	歯科 診療所 (施設)
1	我孫子市	6.0	1	市川市	65.5	1	八千代市	60.2
2	野田市	5.2	2	八千代市	65.3	2	習志野市	57.0
3	八千代市	5.1	3	浦安市	60.6	3	我孫子市	56.6
4	鎌ヶ谷市	4.6	4	柏市	59.9	4	松戸市	54.2
5	柏市	4.4	5	習志野市	59.4	5	市川市	54.1
6	松戸市	3.7	6	我孫子市	58.1	6	鎌ヶ谷市	53.9
7	習志野市	3.5	7	松戸市	56.1	7	浦安市	52.2
8	船橋市	3.5	8	鎌ヶ谷市	55.7	8	船橋市	52.1
9	浦安市	3.0	9	船橋市	55.6	9	野田市	51.6
10	流山市	2.8	10	流山市	50.9	10	柏市	50.9
11	市川市	2.7	11	野田市	49.7	11	流山市	47.6

出典：千葉県健康福祉部「千葉県衛生統計年報」

③-2 個別計画の概要等

◆ 流山市健康づくり支援計画：平成 27 (2015) 年 3 月策定

○「流山市健康づくり支援計画」は、平成 27 (2015) ～平成 31 (2019) 年度を計画期間として、住民の健康の増進に関する施策を定めた「健康増進計画」や「食育推進計画」、など 4 つの計画を一体化した計画です。

○本計画では、市民が健康で充実した生活が出来る地域社会の実現に向けて、一方的な事業の実施だけではなく、市民一人ひとりの行動変容に結びつくよう、具体的な事業を推進することで、「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を目指としています。また、この基本理念の実現に向けて、施策体系を以下のように設定しています。

【図表 3-4-34】

図表 3-4-34 健康づくりに係る施策体系



出典：流山市健康づくり支援計画

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- 近年、増加傾向が続いている悪性新生物等の生活習慣病に起因する死亡者数を抑制するには、その予防に重点を置いた対策が重要であり、市民一人ひとりが日常生活の中で適度な運動やバランスのとれた食生活等を自らが主体となって実践し、定期的に各種がん検診や健康診査を受診するよう促すことが大切です。
- そのため、一人でも多くの市民が自らの健康に対してより強い関心を持ち、自発的かつ自主的に生活習慣病の予防や健康の増進に取り組むことで、健康寿命の延伸にも結びつくよう、様々な機会を捉えて常日頃からの健康管理の重要性に対する意識を高めていくとともに、各種がん検診や健康診査の充実を図る必要があります。
- 普段から市民一人ひとりが自らの健康状態や病気をきめ細やかに把握し、その状況に応じて適切な医療サービスを選択できるよう、「かかりつけ医」の普及や定着に向けた取組みを強化する必要があります。
- 医療サービスの提供体制の充実に向け、地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関との連携強化に努めるとともに、医療、介護及び保健に携わる多職種の緊密な連携体制の構築等を通じ、今後、年少人口や老年人口の増加により需要の増加が予測される小児医療（小児救急医療を含む）や在宅医療の支援体制の整備を推進する必要があります。

5 産業

(1) 商業・サービス業

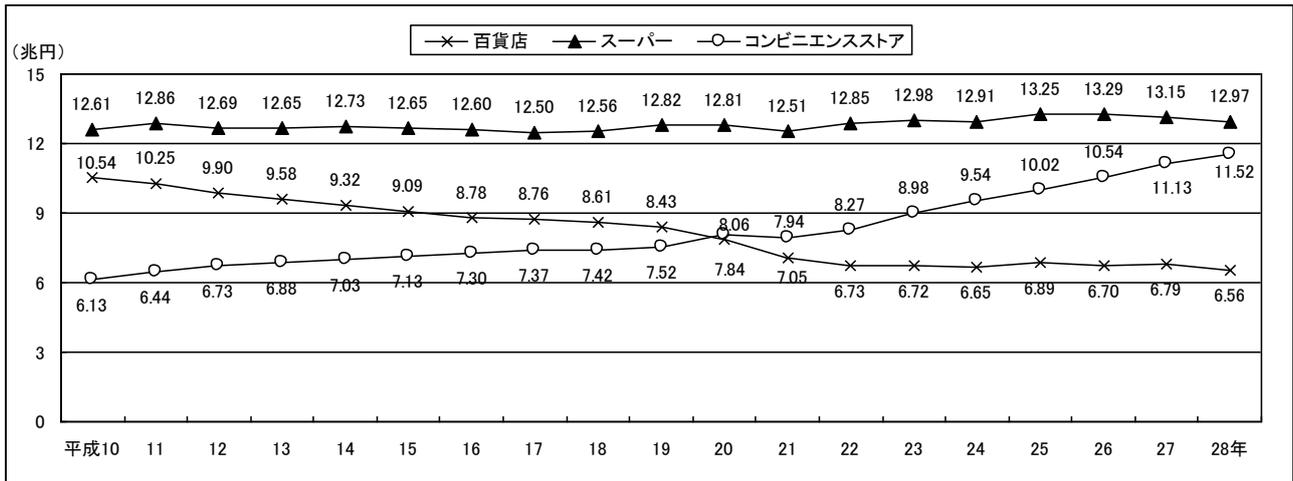
①国の動向（近年の主要な制度改革等）

- 1 商業動態統計調査（百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの年間販売額の推移）
- 2 家計消費状況調査（ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移、世帯主の年齢階級別1世帯当たりのネットショッピングを利用した支出総額）

① - 1 商業動態統計調査

- 経済産業省の「商業動態統計調査」によると、平成10（1998）年以降、小売業販売額の約15%を占める百貨店・スーパーのうち、百貨店の年間販売額は、ほぼ一貫して減少傾向で推移し、平成28（2016）年では6兆56百億円、平成10（1998）年の10兆54百億円と比べ約4割（3兆98百億円）大きく減少しています。【図表3-5-1】
- 一方、コンビニエンスストアは一貫して増え続け、平成28（2016）年では11兆52百億円、平成10（1998）年の6兆13百億円と比べ約2倍（5兆39百億円）に大きく増加しており、小売業全体の中でも存在感を増しています。

図表3-5-1 百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの年間販売額の推移

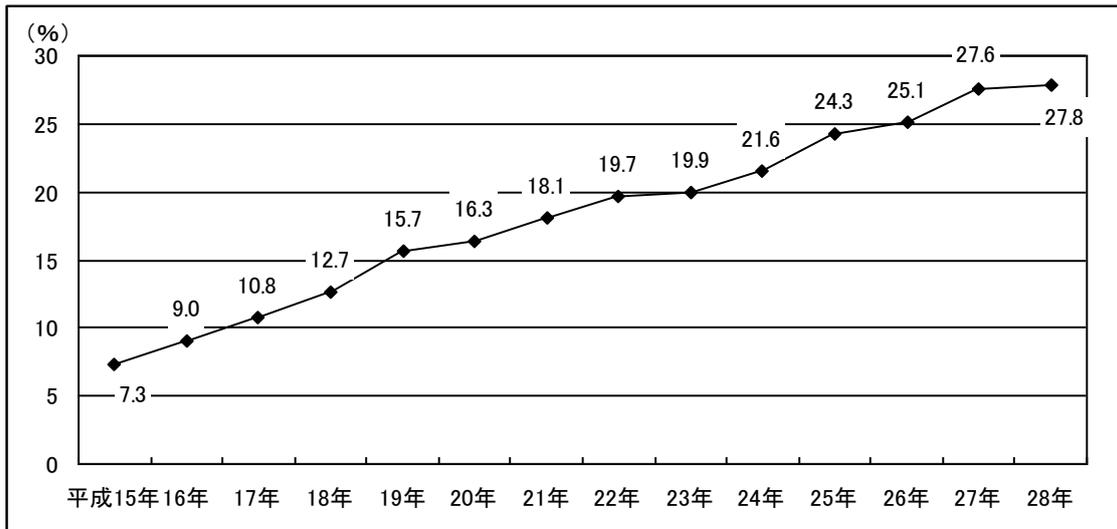


出典：経済産業省「商業動態統計調査」

① - 2 家計消費状況調査

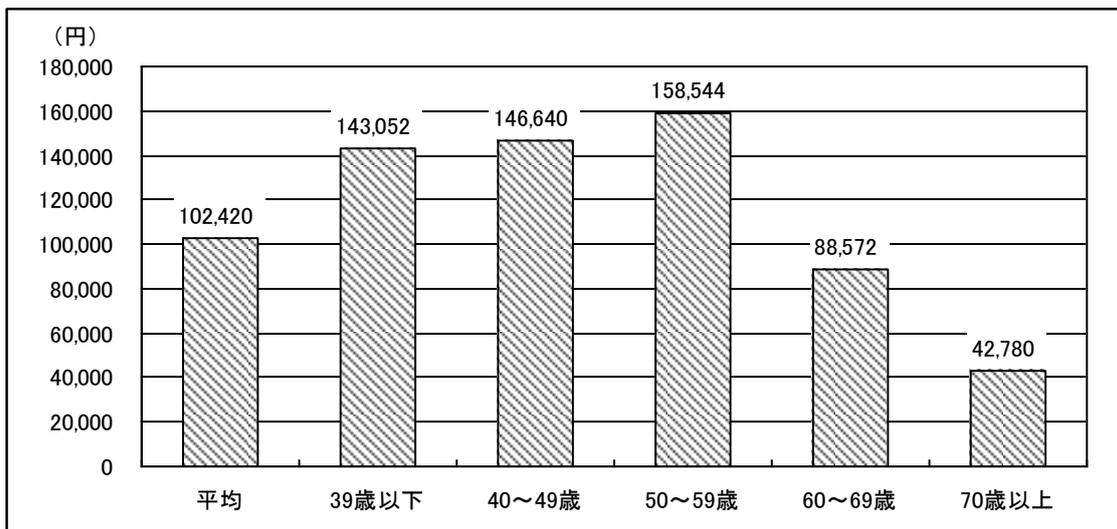
- 総務省の「家計消費状況調査」によると、2人以上の世帯におけるネットショッピングを利用した割合は、家計消費状況調査が始まった平成15（2003）年では7.3%であったのに対し、平成28（2016）年では27.8%と約3.8倍に増加しています。【図表3-5-2】
- 世帯主の年齢階級別にみると、50歳代が15万8,544円で最も多く、40歳代が14万6,640円でこれに次いでいる一方、60歳以上の高齢層では60歳代が8万8,572円、70歳以上が4万2,780円で、60歳未満を大きく下回っています。【図表3-5-3】
- 2人以上の世帯において、平成28（2016）年の1年間にネットショッピングを利用した支出総額は、1世帯当たり平均10万2,420円となっています。その内訳をみると、旅行関係費の支出が21.9%で最も多く、以下、食料の14.6%、衣類・履物の10.6%の順となっています。【図表3-5-4】

図表3-5-2 ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移（2人以上の世帯）



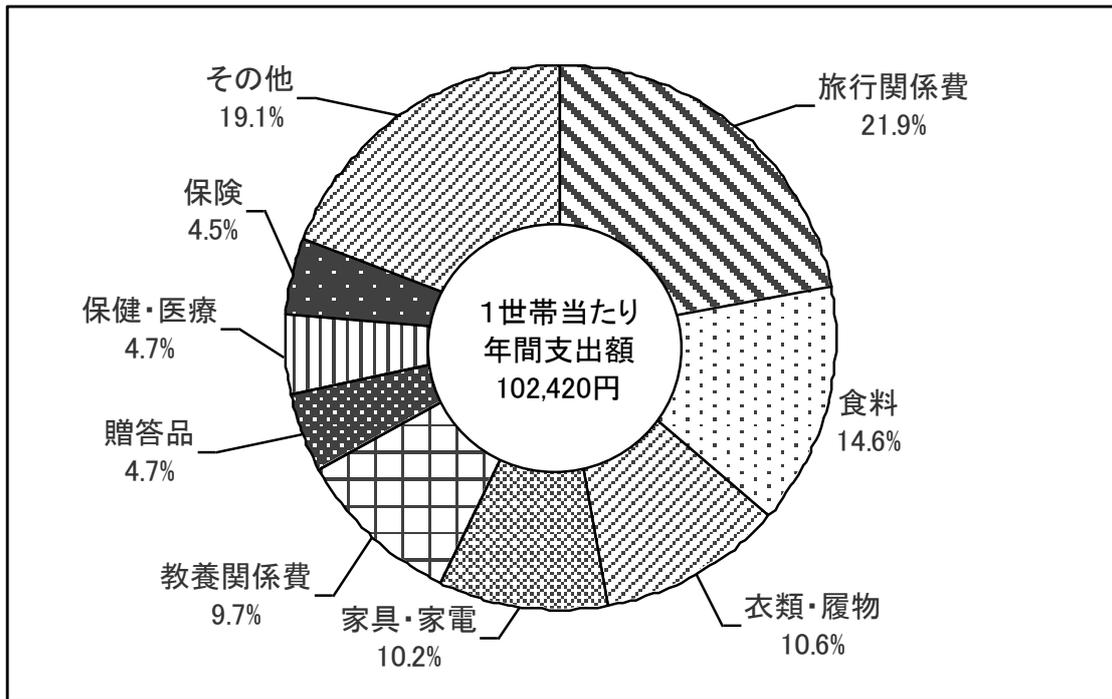
出典：総務省「家計消費状況調査」

図表3-5-3 世帯主の年齢階級別1世帯当たりのネットショッピングを利用した支出総額（2016年）



出典：総務省「家計消費状況調査」（以下同様）

図表3-5-4 ネットショッピングの項目別支出割合（2人以上の世帯、2016年）



出典：総務省「家計消費状況調査」（以下同様）

②本市の動向

② - 1 主要な統計指標の推移等

○本市の卸売業の状況をみると、平成 28（2016）年時点で事業所数は 128 事業所、従業者数は 1,068 人、年間商品販売額は 604 億円であり、平成 26（2014）年以降は増加傾向にあります。また、小売業では、事業所数は 633 事業所、従業者数は 7,166 人であり、卸売業と同様に平成 26（2014）年以降は増加傾向となっており、売場面積が 142,913 m²で増加傾向にあることから、店舗の大規模化が進んでいることが分かります。【図表 3-5-5】

○小売業の状況を他市と比較すると、地域が買物客を引きつける力を表す指標であり、各市の人口 1 人当たりの小売販売額を各県の 1 人当たりの小売販売額で除することで求める「小売吸引力指数」は 0.765 であり、16 市中 13 位となっています。小売吸引力指数が 1.00 未満となっていることから、買物客が市外に流出していることが分かります。【図表 3-5-6】

○また、大規模小売店舗数は 26 で県内比較 11 市の中で 7 番目となっています。【図表 3-5-7】

図表 3-5-5 事業所数、従業者数、売場面積、販売額の推移

	合計			卸売業			小売業			
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	売り場面積 (m ²)
2002年	1,037	8,025	1,825	159	1,230	745	878	6,795	1,080	95,207
2007年	972	8,083	1,597	145	1,082	607	827	7,001	990	117,177
2014年	730	6,775	1,607	139	972	540	591	5,803	1,067	127,669
2016年	761	8,234	1,917	128	1,068	604	633	7,166	1,312	142,913

出典：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」「経済センサスー活動調査」

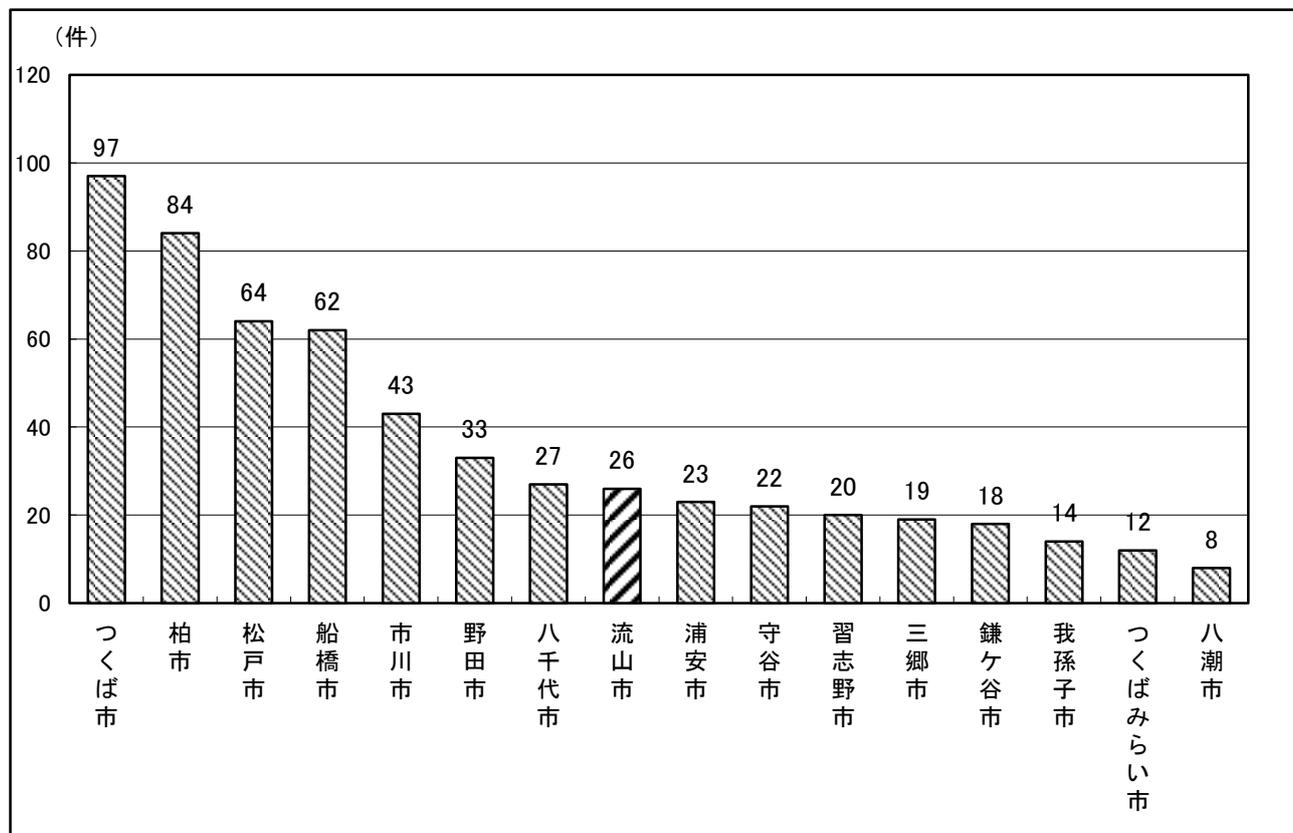
図表 3-5-6 事業所数、従業者数、売場面積、販売額の比較（小売業）

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)		売場面積 (㎡)	2016年 6月1日 現在人口 (人)		小売 吸引力 指数
					1事業所 当たり (百万円)				
1	つくば市	1,397	13,555	2,933	210	356,286	255	164,034	1.22
2	浦安市	608	7,433	1,932	318	130,746	215	409,001	1.21
3	柏市	1,799	20,343	4,723	263	508,154	282	168,838	1.18
4	三郷市	646	6,760	1,523	236	200,929	311	223,755	1.18
5	守谷市	344	3,586	768	223	102,216	297	65,413	1.12
6	習志野市	616	8,775	1,701	276	217,222	353	137,656	1.03
7	船橋市	2,394	26,749	5,750	240	535,157	224	626,809	0.95
8	八千代市	785	8,577	1,660	211	188,691	240	155,295	0.89
9	つくばみらい市	201	1,825	457	227	44,402	221	195,173	0.88
10	八潮市	369	3,112	706	191	54,615	148	86,138	0.86
11	野田市	715	6,181	1,215	170	165,188	231	50,323	0.82
12	松戸市	1,893	18,826	3,605	190	375,725	198	489,717	0.770
13	流山市	633	7,166	1,313	207	142,913	226	476,560	0.765
14	市川市	1,698	15,967	3,325	196	305,799	180	176,248	0.71
15	鎌ヶ谷市	404	4,230	743	184	84,355	209	109,458	0.71
16	我孫子市	458	4,173	792	173	72,106	157	132,853	0.63

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査（2016）」

（注）小売吸引力指数＝各市の1人当たり年間小売販売額／各県の1人当たり年間小売販売額

図表 3-5-7 大規模小売店舗数の比較（2017年12月末）



出典：千葉県「大規模小売店舗市町村別名簿（平成29年12月末日）」

②-2 個別計画の概要等

◆第Ⅱ期シティセールスプラン：平成28（2016）年12月策定

- シティセールスにおいて一定の成果を上げている本市ですが、将来的な人口減少を踏まえ、人口の減りにくいまちに向けた環境づくりが重要となります。第Ⅱ期シティセールスプランでは、首都圏のDEWKS（Double employed with kids、30歳代～40歳代の共働き子育て世代）を訴求対象者としており、若い子育て世代の買い物ニーズを捉え、「住み続ける価値の高いまち」としての魅力を発信していくことが重要となります。

今後のまちづくりにおける課題

- 卸売業の事業所数・従業員数・年間商品販売額の減少や、小売吸引力指数が1未満のため買物客の流出が懸念されます。
- 都心や周辺地域の大型商業施設との差別化を図りながら、シティセールスの対象となっている若い子育て世代の買い物ニーズを踏まえ、付加価値の高い事業所や魅力ある店舗を増やすことで、地域経済の発展に繋げていくことが必要です。

（2）工業

①県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第4次「ちば中小企業元気戦略」：平成30（2018）年2月策定

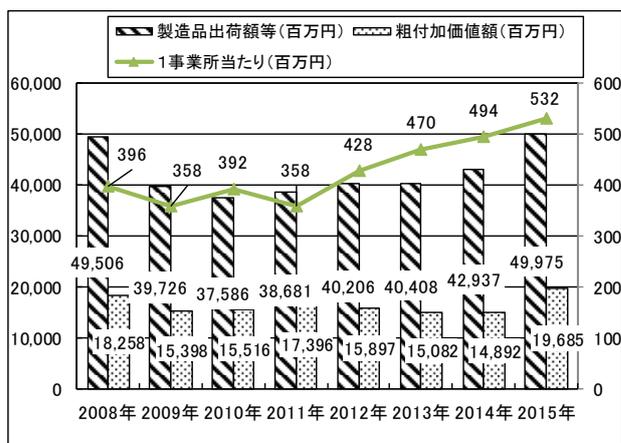
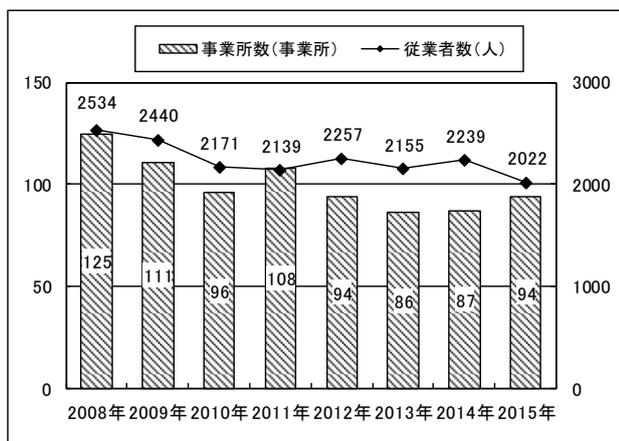
- 県では、中小企業を取り巻く環境の変化や直面する課題に対応していくため、千葉県中小企業の振興に関する条例に基づく基本的な方針として、「ちば中小企業元気戦略」を策定し、おおむね3年ごとに見直しを進めています。
- 本戦略では、「小規模企業の振興」、「中小企業の成長の後押し」、「中小企業の経営基盤の強化」、「地域社会と連携した支援」を基本的方向性として、毎年度、事業計画を策定し、着実な実施を行うとともに、県内各地域で開催する中小企業経営者との「地域勉強会」や中小企業者・有識者等で構成する「中小企業振興に向けた研究会」において、施策の検証を行い、効果的な中小企業振興策を講じていくこととしています。

③本市の動向

- 本市の事業所数、従業者数の推移をみると、平成23（2011）年に一度増加するものの、減少傾向にあります。製造品出荷額等については、事業所数、従業者数とは異なり、平成22（2010）年以降は増加傾向にあります。併せて、粗付加価値額についても、増加傾向となっています。また、1事業所当たりの製造品出荷額等を他市と比較すると16市中14位であり、小規模な事業所が多いことが分かります。【図表3-5-8・図表3-5-9】
- 産業中分類別に市内の製造業をみると、1事業所当たりの製造品出荷額等は、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業の順に多くなっています。【図表3-5-10】

図表 3-5-8 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	1事業所	粗付加 価値額 (百万円)
				当たり (百万円)	
2008年	125	2,534	49,506	396	18,258
2009年	111	2,440	39,726	358	15,398
2010年	96	2,171	37,586	392	15,516
2011年	108	2,139	38,681	358	17,396
2012年	94	2,257	40,206	428	15,897
2013年	86	2,155	40,408	470	15,082
2014年	87	2,239	42,937	494	14,892
2015年	94	2,022	49,975	532	19,685



出典：国土交通省資料

図表 3-5-9 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の比較

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	1事業所	粗付加 価値額 (百万円)
					当たり (百万円)	
1	守谷市	76	3,629	296,605	3,903	8,582,631
2	つくばみらい市	84	3,979	293,654	3,496	9,071,735
3	我孫子市	28	1,009	71,014	2,536	1,315,439
4	船橋市	309	16,406	632,561	2,047	22,817,081
5	習志野市	80	5,582	163,426	2,043	4,967,793
6	つくば市	183	9,158	337,260	1,843	12,872,223
7	市川市	236	6,691	364,817	1,546	8,992,535
8	八千代市	177	9,937	250,681	1,416	10,072,275
9	野田市	339	10,997	394,069	1,162	14,784,075
10	柏市	287	9,174	300,833	1,048	10,453,478
11	松戸市	355	10,236	352,161	992	15,534,399
12	浦安市	115	2,196	104,451	908	3,005,341
13	八潮市	679	12,904	370,935	546	14,408,008
14	流山市	94	2,022	49,975	532	1,968,484
15	鎌ヶ谷市	110	2,101	34,710	316	1,536,793
16	三郷市	488	7,463	132,121	271	6,349,111

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査(2018)」

図表 3-5-10 産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等

順位	分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	1事業所 当たり	粗付加 価値額 (百万円)		
					(百万円)			
1	窯業・土石製品製造業	8	181	898,216	112,277	405,440		
2	金属製品製造業	11	229	443,743	40,340	232,904		
3	生産用機械器具製造業	7	101	392,997	56,142	188,637		
4	業務用機械器具製造業	5	76	391,462	78,292	41,090		
5	印刷・同関連業	8	242	378,693	47,337	141,162		
6	食料品製造業	5	236	272,874	54,575	109,809		
7	電気機械器具製造業	4	129	210,932	52,733	173,466		
8	その他の製造業	7	132	171,931	24,562	87,341		
9	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	9	82	146,805	16,312	61,721		
10	はん用機械器具製造業	4	76	139,491	34,873	75,458		
11	輸送用機械器具製造業	4	43	92,817	23,204	32,053		
12	ゴム製品製造業	4	37	55,468	13,867	31,207		
13	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	45	45,491	15,164	3,082		
14	なめし革・同製品・毛皮製造業	5	51	44,523	8,905	16,373		
15	繊維工業	4	26	22,673	5,668	11,021		
—	飲料・たばこ・飼料製造業	1	99	—	—	—		
	木材・木製品製造業(家具を除く)	1	7	—	—	—		
	家具・装備品製造業	1	4	—	—	—		
	化学工業	1	190	—	—	—		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	36	—	—	—		
製	造	業	計	94	2,022	4,997,549	53,165	1,968,484

出典：経済産業省「経済センサスー活動調査(2018)」

*****今後のまちづくりにおける課題*****

○1事業所当たりの製造品出荷額等の金額が比較対象都市の中でも低い水準にあるなど、中小規模な事業所が多い本市の特性を踏まえ、中小企業の振興や経営基盤強化に向けた支援を行うことが重要と考えられます。

○市内企業のニーズの把握に努めながら、移転の意向を持つ既存企業の市外への流出抑止や、新規企業の誘致を支援することにより、地域経済の活力の維持・増進を図る必要があります。

(3) 農業

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆都市農業振興基本法（計画）：平成 28（2016）年 5 月施行

- 「都市農業振興基本計画」は、都市農業振興基本法（平成 27（2015）年法律第 14 号）に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画です。【図表 3-5-11】

図表3-5-11 都市農業振興基本法の概要



出典：農林水産省・国土交通省「都市農業振興基本法のあらまし」

- 本計画では、「都市農業の多様な機能の発揮」を都市農業振興の中心的な政策課題に据え、新たな施策の方向性として、
 - (1) 都市農業の担い手の確保
 - (2) 都市農業の用に供する土地の確保
 - (3) 農業振興施策の本格展開
 の3つを掲げています。
- また、基本的な方針の実現に向け、今後政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、
 - (1) 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
 - (2) 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
 - (3) 税制上の措置
 - (4) 農産物の地元での消費の促進
 などに取り組むこととしています。

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆千葉県農林水産業振興計画：平成29（2017）年12月策定

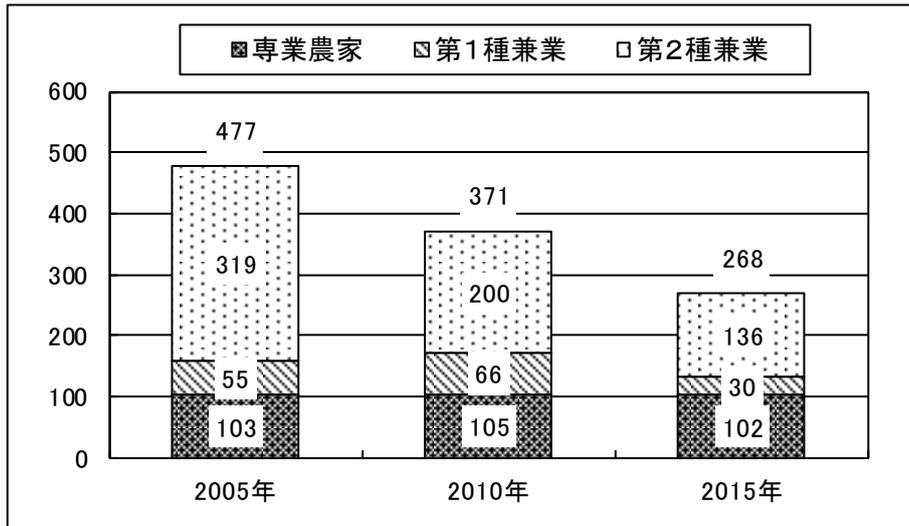
- 本計画では、力強い農林水産業の実現と農山漁村の活性化を図るため、「産業振興」と「地域振興」の二つの柱とし、4部門、18分野ごとに基本方向や、具体的な取組などを記載しています。次世代につながる「力強い農林水産業」を創り上げるため、生産者や関係団体と一体となった「オール千葉」で計画を着実に推進し、「農林水産王国・千葉」の復活と「農山漁村の活性化」の実現を目指しています。
- 本県では、大消費地に立地し、豊かな自然環境のもと、多種多様な農林水産物を生産している一方、農林水産業を取り巻く環境は、国内外の産地との競争激化、生産者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しています。本計画では、これらの課題に対応するため、「販売力の強化」、「力強い産地づくり」、「農林水産業の成長力の強化」、「地域の特色を生かした農林漁村の振興・活性化」に取り組むこととしています。

③本市の動向

④－1 主要な統計指標の推移等

- 本市の農家数は減少傾向にあり平成27（2015）年時点では、専兼業農家を合わせて268戸となっています。平成17（2005）年からの10年間で43%（209戸）減少しています。平成27（2015）年時点では、約半数が兼業農家であり、兼業農家の約8割が兼業所得の方が農業所得よりも多い第2種兼業となっています。【図表3-5-12】
- 自給的農家及び専兼業農家の総農家数を他市と比較すると、本市は573戸であり、16市中9番目となっています。【図表3-5-13】
- 平成28（2016）年度時点で、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者である認定農業者数（認定新規就労者含む）は47人となっています。

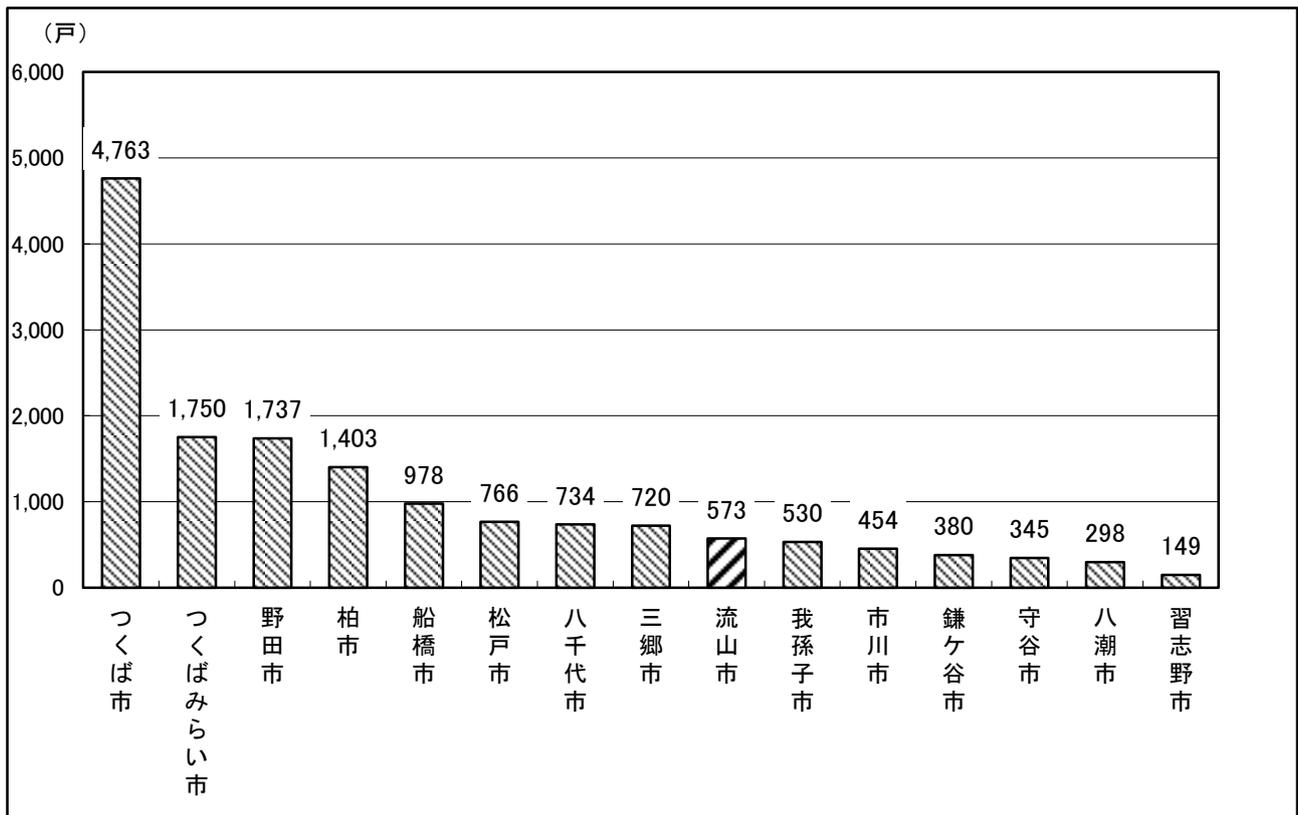
図表 3-5-12 専兼業農家数の推移



出典：農林水産省「農林業センサス」

(注) 第1種兼業＝農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家、第2種兼業＝兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

図表 3-5-13 総農家数の比較 (2015年2月1日現在)



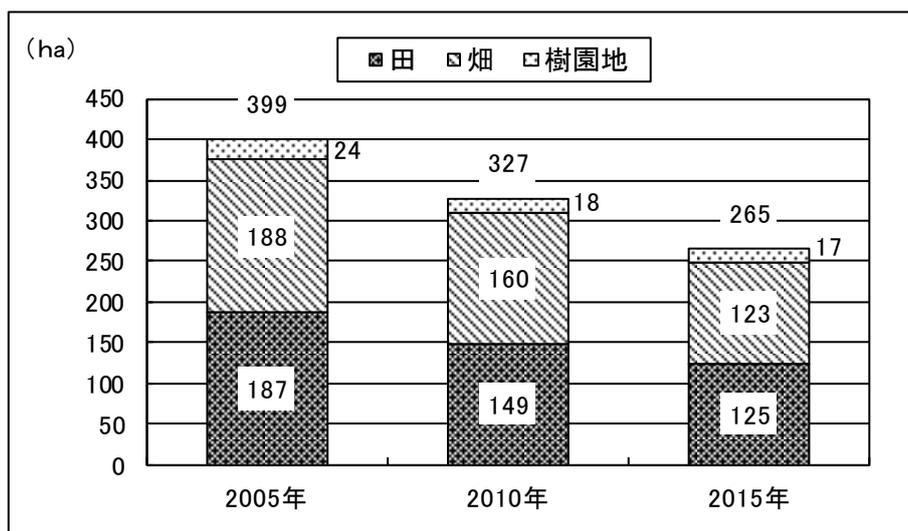
出典：農林水産省「農林業センサス」

(注) 専兼業農家のほか自給的農家を含む。

○本市の経営耕地は平成 27（2015）年時点で 265ha であり、平成 17（2005）年からの 10 年間で 134ha 減少しています。田・畑が約 120ha でほぼ同じ面積を占めており、両者を合わせると全体の 9 割以上となっています。【図表 3-5-14】

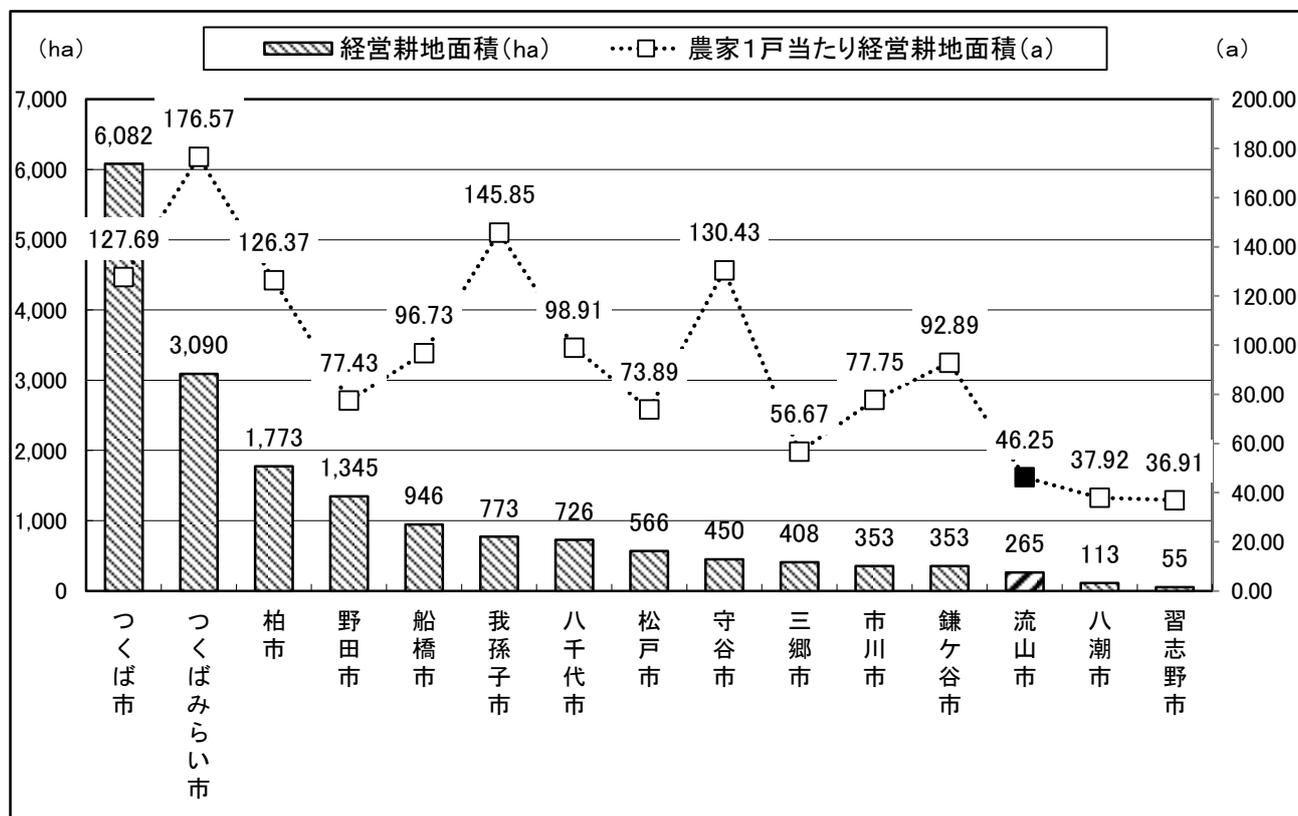
○本市の経営耕地面積を他市と比較すると、16 市中小さい方から 3 番目となっています。農家 1 戸当たりの経営耕地面積は 16 市中 14 番目の 46.25a であり、小規模な農家が多くなっています。【図表 3-5-15】

図表 3-5-14 経営耕地面積の推移



出典：農林水産省「農林業センサス」

図表 3-5-15 経営耕地面積の比較（2015 年 2 月 1 日現在）



出典：農林水産省「農林業センサス」

○本市の農産物販売金額規模別農家数をみると、平成 27（2015）年時点で販売なし及び 100 万円未満の農家が約 6 割を占めており、販売金額からみても小規模な農家が多数となっています。販売なし及び 100 万円未満の農家数の構成比を比較すると、つくば市、鎌ヶ谷市、つくばみらい市に次いで 4 番目に高くなっており、他市と比較しても小規模な農家が多くなっています。【図表 3-5-16・図表 3-5-17】

図表 3-5-16 農産物販売金額規模別農家数

	販売なし	50万円未満	50～100万円 未満	100～200万円 未満	200～300万円 未満	300～500万円 未満	500～1,000 万円未満	1,000万円 以上
2005年	56	91	89	81	47	60	37	16
2010年	56	87	60	64	40	29	25	10
2015年	53	51	52	43	18	16	26	9

出典：農林水産省「農林業センサス」

図表 3-5-17 農産物販売金額規模別農家数の比較（2015年2月1日現在）

順位	市名	計	販売なし	50万円未満	50～100万円 未満	100～200万円 未満	200～300万円 未満	300～500万円 未満	500～1,000 万円未満	1,000万円 以上
1	つくば市	2,986	588	1,052	526	340	153	119	111	97
2	つくばみらい市	1,392	116	371	373	340	77	47	42	26
3	野田市	878	99	259	127	104	74	57	87	71
4	柏市	853	67	134	110	118	88	103	143	90
5	船橋市	754	51	65	57	111	75	122	164	109
6	松戸市	552	54	74	58	61	57	85	111	52
7	八千代市	498	55	124	69	66	35	43	56	50
8	三郷市	445	124	114	66	36	36	27	21	21
9	我孫子市	417	57	98	89	65	39	37	24	8
10	市川市	330	10	33	37	36	36	37	81	60
11	鎌ヶ谷市	295	8	20	21	26	35	62	80	43
12	流山市	268	53	51	52	43	18	16	26	9
13	守谷市	164	16	47	31	21	14	10	10	15
14	八潮市	156	17	23	20	26	19	17	28	6
15	習志野市	81	7	17	7	14	8	14	13	1
-	浦安市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典：農林水産省「農林業センサス」

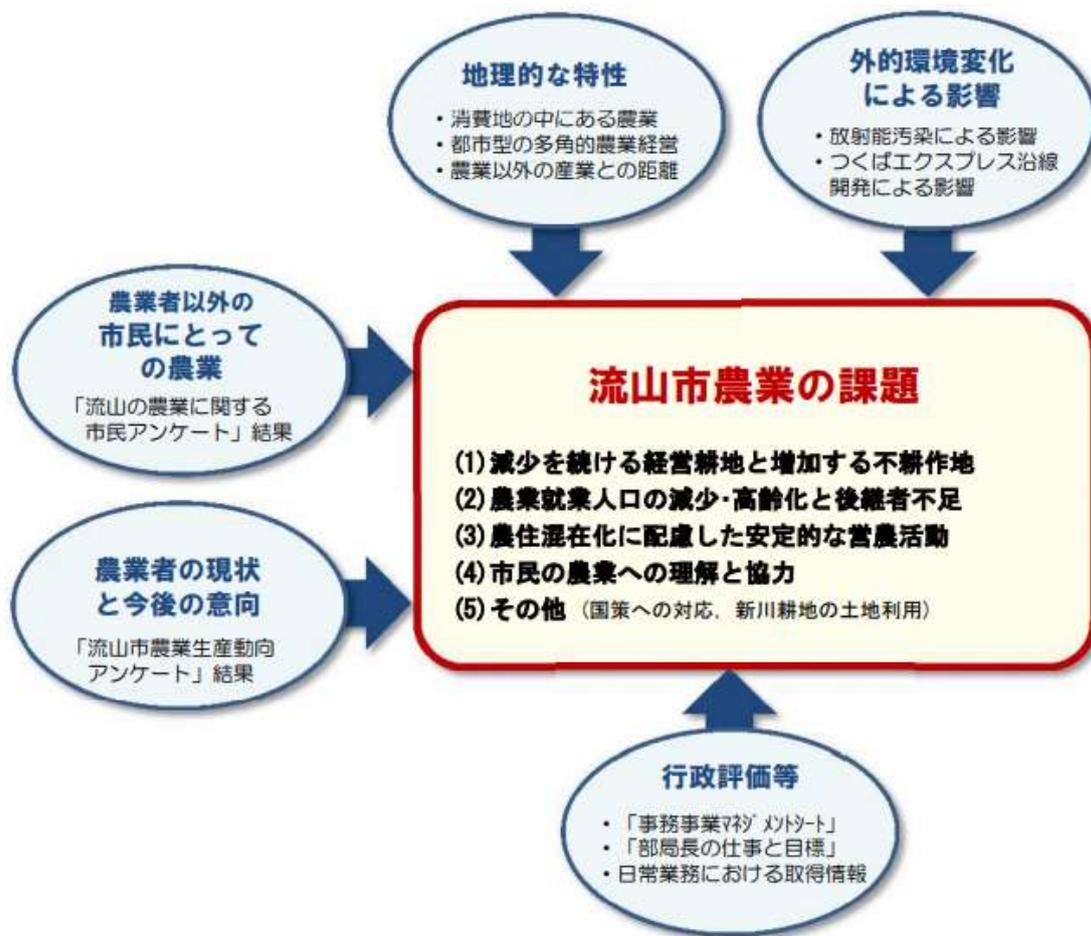
③-2 個別計画の概要等

◆流山市農業振興基本指針：平成 26（2014）年 2 月改訂

- 本市では、「消費地に近い」、「消費者が多い」といった利点を生かした「市民の需要に応える農業」の確立を目指すこととし、市民と共栄する農業の活性化に向けて、「流山市農業振興基本指針」を策定しています。
- 本指針では、本市の農業の課題を以下のとおり整理し、「減少を続ける経営耕地と増加する不耕作地への対応」、「農業就業人口の減少・高齢化と後継者不足への対応」、「農住混在化に配慮した安定的な営農活動」、「市民の農業への理解と協力」等に取り組むこととしています。

【図表 3-5-18】

図表 3-5-18 農業の課題



出典：農業振興課「流山市農業振興基本指針」

今後のまちづくりにおける課題

- 小規模な農家が多い本市の特性を踏まえ、後継者の減少等による農家数の減少などの課題に対応していく必要があります。
- 生産性の向上や付加価値の高い農産物の生産などに取り組んでいる市内の農家に対する支援などを実施する必要があります。
- 農業は、新鮮で安全・安心な農産物の提供だけでなく、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの促進、災害時の避難場所や延焼遮断など多面的機能を有しており、市民の農業への理解と協力が重要となります。
- 農業従事者や農業団体等の関係機関との連携・協働のもと、市内で生産された農産物がより多くの市民に知られるとともに、市外における知名度の向上等に取り組むことで、地元農産物の消費の拡大を図る必要があります。

(4) 観光

①国の動向（近年の主要な制度改正等）

◆2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 外国人旅行者の日本での消費を示す「インバウンド消費」という言葉が社会に定着し、国内において交通・旅行・飲食・宿泊はもとより、小売・流通・製造・伝統工芸などの産業にも好影響を与えており、観光産業が日本経済を支える産業の1つとなっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本各地の潜在的な観光資源等を発掘し、魅力を発信する機会の創出やひとづくり、インバウンド消費や輸出の拡大等に取り組むとされています。
- 本市もオランダを相手国とするホストタウンに登録されています。ホストタウンとは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を登録する内閣府の制度です。今後は国の支援を受けながら、オランダとの息の長い交流に取り組みを進めていくこととなります。【図表3-5-19】

図表3-5-19 流山市交流計画の概要



出典：スポーツ振興課

②県の動向（近年の主要な政策動向等）

◆第2次観光立県ちば推進基本計画：平成26（2014）年3月策定

○千葉県では、戦略的に観光振興を推進するための施策等を掲げた「第2次観光立県ちば推進基本計画（計画期間：平成26（2014）～平成30（2018）年度）」を策定しています。本計画では、県内を複数の地域に区分し、地域ごとに施策展開の方向性を明らかにしており、本市は、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市とともに「東葛飾地域」に位置づけられています。

<東葛飾地域の観光ビジョン（将来像）：施策の展開>

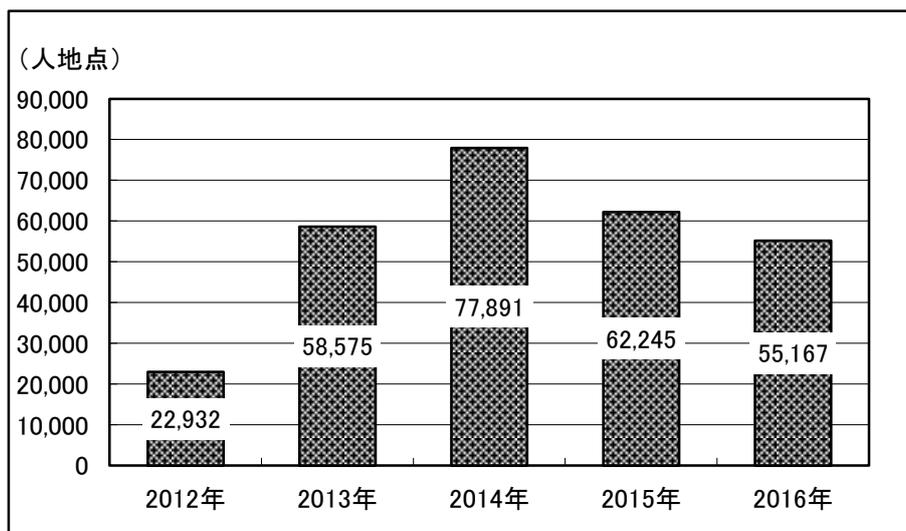
- 古民家や商家、寺社仏閣に加え、しょうゆやみりんにまつわる歴史など、数多くの歴史資源が残っており、こうした歴史資源に触れるまち歩きを一層充実させていくとともに、古民家等の観光への活用なども進めていきます。
- また、釣りやヨット、カヌーが楽しめる手賀沼、利根川、江戸川などの水辺資源や、その周辺に整備されたサイクリングロードなど、水辺の魅力を活用した観光も進めていきます。
- さらに、JR常磐線やつくばエクスプレスなど鉄道沿線を中心とした商業施設やアミューズメント施設にはこれまでも県内外からの多くの人々が訪れてきており、ショッピングや遊びなどに併せて気軽に観光ができる観光地づくりを目指していくとともに交通アクセスの改善にも取り組んでいきます。

③本市の動向

○近年の本市の観光入込客数は、平成24（2012）年の22,932人以降増加傾向となっており、平成26（2014）年には77,891人となりました。その後は減少傾向となり、平成28（2016）年には55,167人となっています。【図表3-5-20】

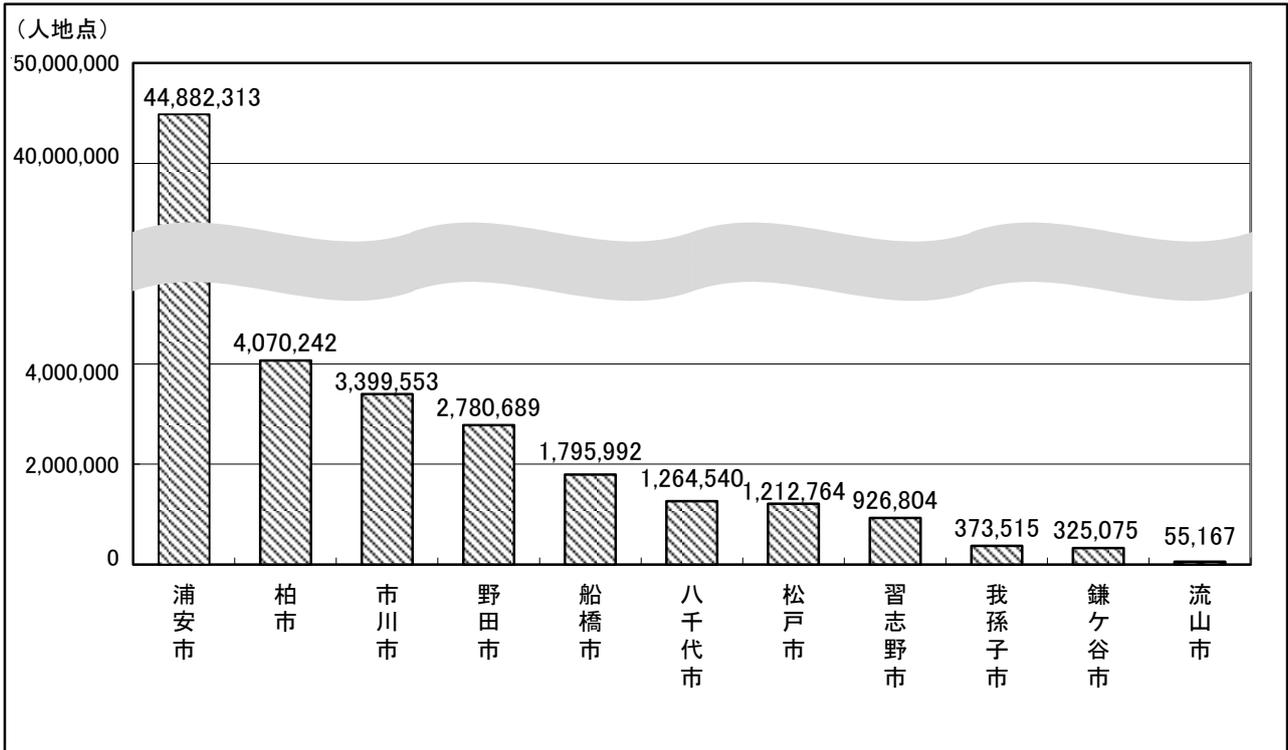
○平成28（2016）年の観光入込客数を他市と比較すると、県内11市中最も少なくなっています。【図表3-5-21】

図表3-5-20 観光入込客数の推移



出典：千葉県商工労働部観光企画課「千葉県観光入込調査報告書」

図表 3-5-21 観光入込客数の比較



出典：千葉県商工労働部観光企画課「千葉県観光入込調査報告書（平成 28 年）」

*****今後のまちづくりにおける課題*****

○本市の観光入込客数は他都市と比較しても少ない状況にあり、現在取り組んでいる「流山本町・利根運河ツーリズム」の推進等を通じて、生活文化、名産品等の地域を代表する観光資源をさらに磨き上げ、市内外の人的・物的交流の拡大、市民の愛着や誇りの醸成など様々な相乗効果を発揮できるよう、民間事業者や地域活動団体等の多様な主体との連携・協働のもと、より高い実効力を伴った観光振興の推進体制を確立する必要があります。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、オランダのホストタウンに登録されており、海外からの観光客との交流も踏まえた取組が重要になると考えられます。

流山市次期総合計画 基礎調査報告書
平成 30 (2018) 年 10 月

発 行 流山市総合政策部企画政策課
流山市平和台 1 丁目 1 番地 1 号
TEL 04-7150-6064 (直通)

調査機関 株式会社 富士通総研